

市 税 白 書

令和8年度(2026年度)版



このまちの「ぬくもり」は、誰かの想いが重なり合っていてできる。
あなたの想いも、きっと誰かのみちをつくっている。



凡 例

1 出典

- ・ 各表の出典は、原則として各年度決算数値を掲載しています。なお、これによらない表については、下欄に出典を明記しています。
- ・ 人口は、特に明記してある場合を除き、1月1日現在の住民基本台帳の数値を使用しています。例えば、令和7年度(2025年度)の人口とは、令和7年(2025年)1月1日現在の人口をいいます。
- ・ 他市比較は、令和8年(2026年)8月27日時点で提供いただいたデータで作成しています。

2 端数処理

各表及びグラフの数値の単位未満は、四捨五入を原則としているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

3 符号

各表に使用した符号は次のとおりです。

「―」 … 該当数字なし

「△」 … マイナス

本 編

1 税金の種類と分類..... 4	ア 1 事業所あたりの法人市民税額の他市との比較 35
2 市税の状況..... 5	イ 適用税率別の法人数と法人税割課税額 36
(1) 歳入に占める市税 5	ウ 業種別の法人数と法人税割課税額 37
(2) 市税収入の推移 6	エ 地域別の法人数と法人税割課税額..... 38
(3) 市民1人あたりの市税額..... 7	(3) 固定資産税・都市計画税 40
ア 推移 7	ア 土地に対する評価・課税のしくみ 41
イ 他市との比較..... 8	イ 家屋に対する評価・課税のしくみ..... 48
(4) 課税・収納する費用(徴税費) 9	ウ 償却資産に対する評価・課税のしくみ..... 51
ア 徴税費の構成 9	(4) 軽自動車税 56
イ 他市との比較..... 10	(5) 市たばこ税..... 57
(5) 市税の収納状況..... 11	ア たばこの売渡本数と市たばこ税課税額 57
ア 収入率..... 11	イ 税率 58
イ 督促状発付割合 12	ウ 市民1人あたりの市たばこ税課税額の他市との比較..... 59
ウ 収入未済額 13	(6) 事業所税..... 60
(6) 公平な納税のための取組 14	ア 納税義務者数と課税額..... 60
ア 財産調査と差押え..... 14	イ 地域別の法人数と課税額..... 61
イ 検索・タイヤロック・公売 15	<コラム> 地方税の電子化-eLTAX(地方税ポータルシステム)- 62
<コラム> ふるさと納税による市税への影響 16	4 市税のあゆみ 63
3 市税のあらまし 17	(1) 令和8年度 税制改正の主な内容 63
(1) 個人市民税..... 17	(2) 令和7年度(2025年度)以前の税制改正 63
ア 税率 18	
イ 納税義務者数と課税額 19	
ウ 市民1人あたりの個人市民税額の他市との比較..... 20	
エ 所得階層別の納税義務者数と所得割課税額..... 21	
オ 年齢別の納税義務者数と課税額..... 22	
カ 所得金額 30	
キ 退職所得と課税額 32	
<コラム> 実質税収が示す八王子市の課題..... 33	
(2) 法人市民税 34	

※データ編は、64 ページ以降にあります。

1 税金の種類と分類

税金は、次に掲げる種類があり、八王子市では○がついているものを課税しています。また、課税の権限や使いみち、納税方法など様々な観点から分類できます。

国税		地方税		
		都道府県税	市町村税	
直接税	所得税	普通税	都道府県民税*1○ 事業税 地方消費税 不動産取得税 都道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税 鉱区税 固定資産税(特例分) 都道府県法定外普通税	
	法人税			市町村民税○ 固定資産税○ 軽自動車税○ 市町村たばこ税○ 鉱産税 特別土地保有税*2○ 市町村法定外普通税
	地方法人税			
	特別法人事業税			
	相続税			
	贈与税			
	復興特別所得税			
	森林環境税*1○			
	防衛特別所得税			
	防衛特別法人税			
間接税等	消費税	目的税	入湯税*3○ 事業所税○ 都市計画税○ 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税*4○ 市町村法定外目的税	
	酒税			
	国たばこ税			
	たばこ特別税			
	揮発油税			
	地方揮発油税			
	石油ガス税			
	航空機燃料税			
	石油石炭税			
	電源開発促進税			
	自動車重量税			
	国際観光旅客税			
	関税			
	とん税			
	特別とん税			
	登録免許税			
印紙税				

令和8年(2026年)4月1日現在

国 税・・・国が課税・収納を行う税金

地方税・・・地方自治体(都道府県・市町村)が課税・収納を行う税金

直接税・・・税金を負担する人と納める人が同じである税金

間接税・・・税金を負担する人と納める人が異なる税金

普通税・・・税金の使いみちが限定されていない税金

目的税・・・税金の使いみちがあらかじめ決められている税金

*1 賦課徴収の主体には例外があります。例えば、森林環境税(国税)及び個人都民税(都税)は、個人市民税と合わせて市が賦課徴収します。

*2 特別土地保有税は、平成15年度(2003年度)以降、課税を停止しています。

*3 入湯税は、八王子市内に課税すべき施設がないため、課税していません。

*4 本書では、国民健康保険税は取り扱っていません。

2 市税の状況

(1) 歳入に占める市税

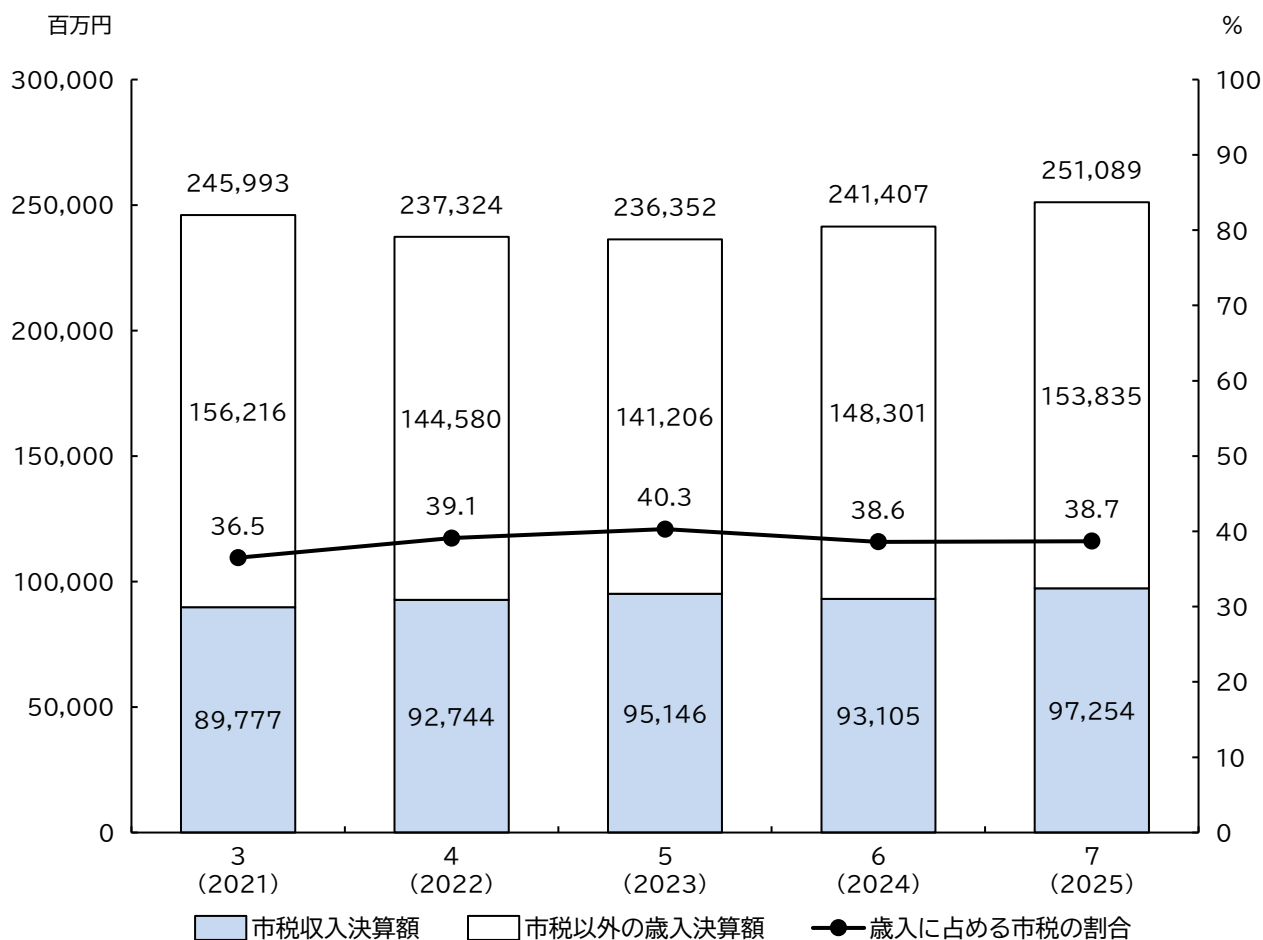
○ 令和 7 年度(2025 年度)決算の歳入に占める市税の割合は38.7%

市の歳入には市税のほか、国庫支出金、都支出金、市債（借入金）、交付金、使用料、手数料などがあります。一般会計歳入に占める市税の割合の推移は、表 1 及び図 1 のとおりです。

一般会計歳入に占める市税の割合の推移(表1)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
市税収入決算額(百万円)	89,777	92,744	95,146	93,105	97,254	
市税以外の 歳入決算額(百万円)	156,216	144,580	141,206	148,301	153,835	
計(百万円)	245,993	237,324	236,352	241,407	251,089	
歳入に占める 市税の割合(%)	36.5	39.1	40.3	38.6	38.7	

※データ編第 1 表(68 ページ)参照



一般会計歳入に占める市税の割合の推移(図1)

※データ編第 1 表(68 ページ)参照

(2) 市税収入の推移

○ 令和 7 年度(2025 年度)の市税収入額は前年度に比べ、41 億円増加

市税には、個人市民税、固定資産税など、さまざまな種類(以下「税目」といいます。)があります。一般に、個人市民税は所得に対して課税するため景気の影響を受けやすく、固定資産税は土地や家屋などを課税対象とする景気の影響を受けにくい税金といわれています。

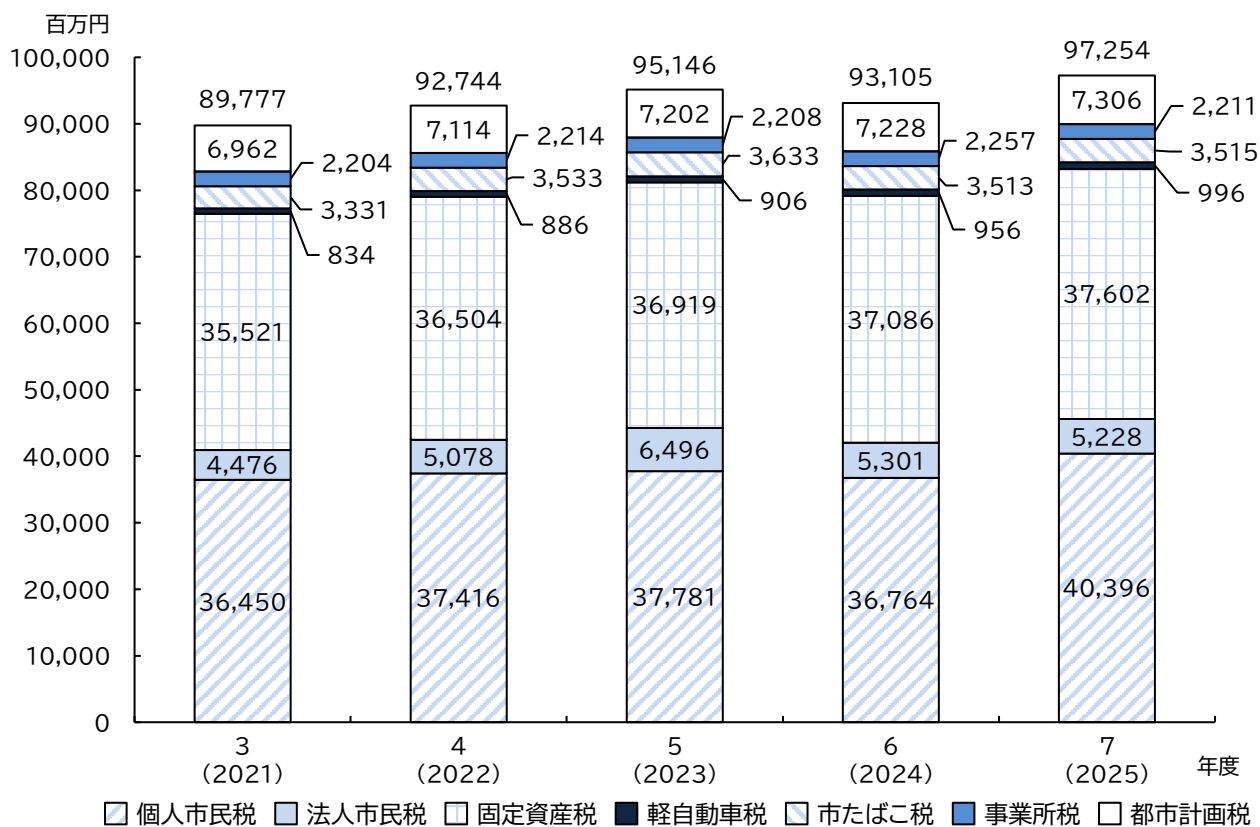
令和 7 年度(2025 年度)の市税収入額は前年度に比べ、41 億円増加し、973 億円になりました。税目別の収入額の推移は表 2 及び図 2 のとおりです。

税目別市税収入額の推移(表2)

単位:百万円

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
個人市民税	36,450	37,416	37,781	36,764	40,396	
法人市民税	4,476	5,078	6,496	5,301	5,228	
固定資産税	35,521	36,504	36,919	37,086	37,602	
軽自動車税	834	886	906	956	996	
市たばこ税	3,331	3,533	3,633	3,513	3,515	
特別土地保有税	0	0	0	0	0	
事業所税	2,204	2,214	2,208	2,257	2,211	
都市計画税	6,962	7,114	7,202	7,228	7,306	
計	89,777	92,744	95,146	93,105	97,254	

※データ編第 2 表(68 ページ)参照



税目別市税収入額の推移(図 2)

※データ編第 2 表(68 ページ)参照

(3) 市民 1 人あたりの市税額

○ 市民 1 人あたりの市税額 17 万 4 千円 - 前年度比 8 千円の増加 -

ア 推移

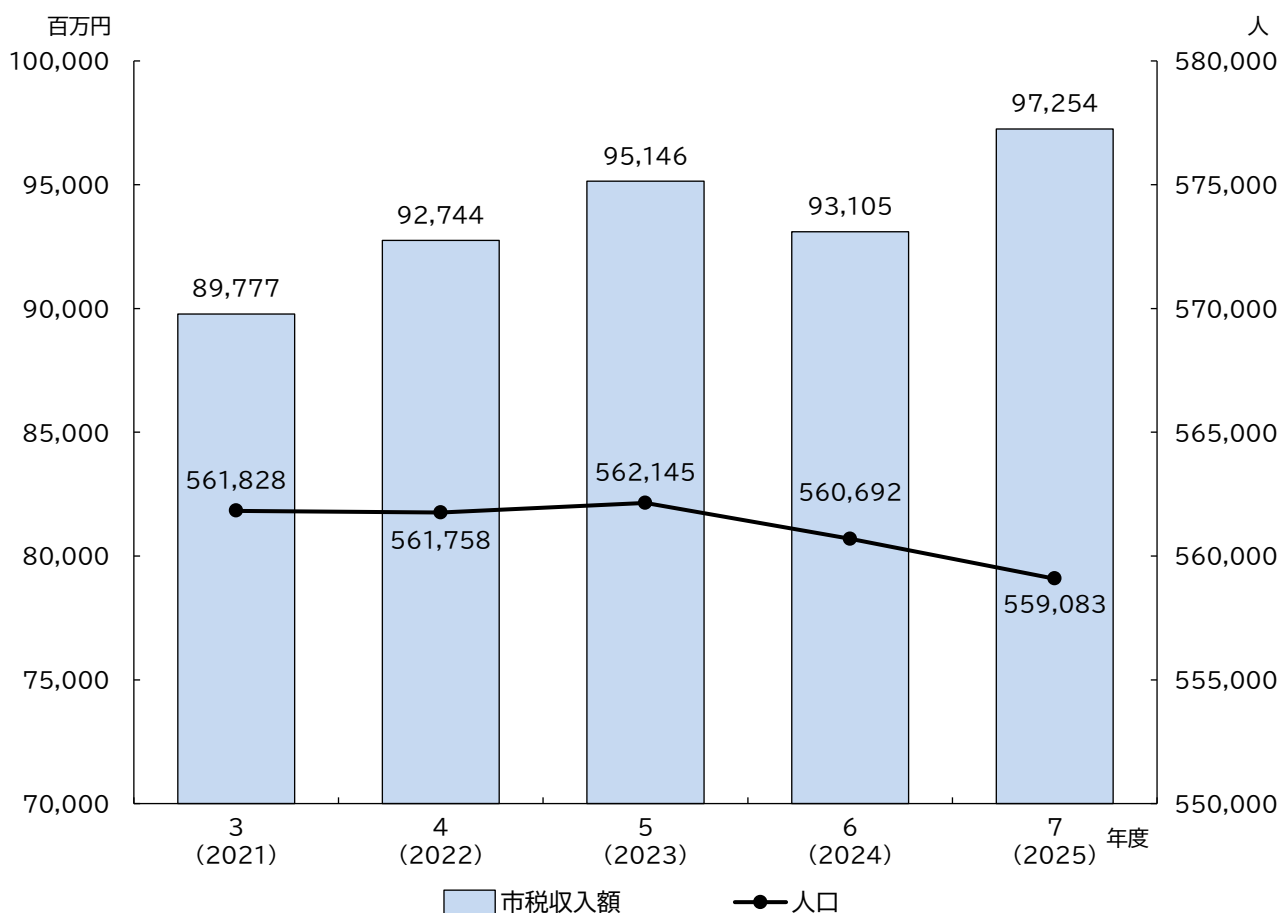
市民 1 人あたりの市税額は、市税収入額を市の人口で割ったものです。市税収入額と人口の推移は表 3 及び図 3、市民 1 人あたりの市税額の推移は図 4 のとおりです。

令和 7 年度(2025 年度)の市民 1 人あたりの市税額は 17 万 4 千円です。

市税収入額と人口の推移(表3)

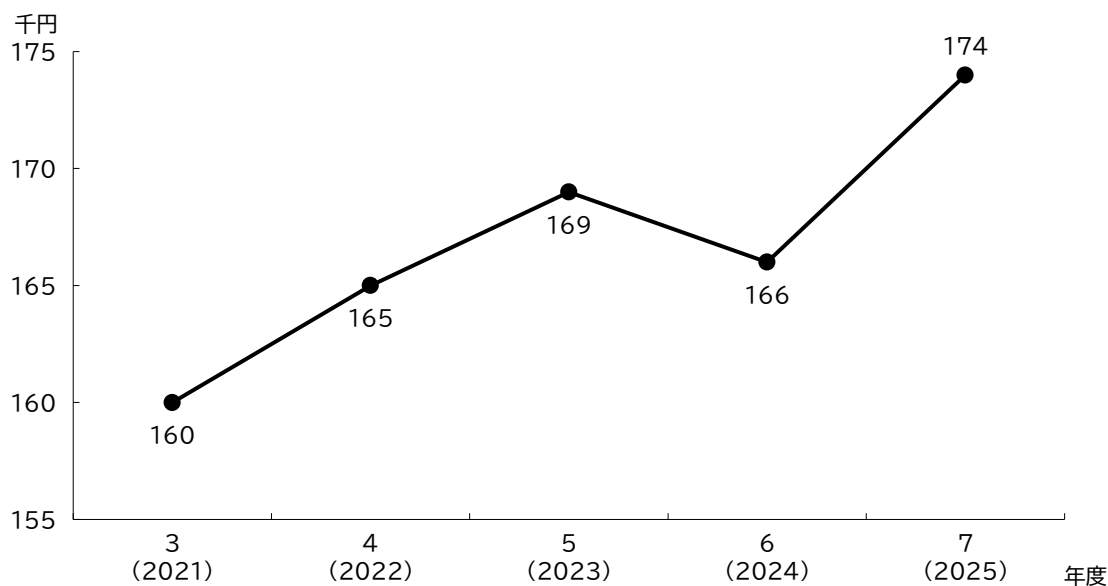
区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
市税収入(百万円)	89,777	92,744	95,146	93,105	97,254	
人口(人)	561,828	561,758	562,145	560,692	559,083	
市民1人あたりの 市税額(千円)	160	165	169	166	174	

※データ編第 3 表(68 ページ)参照



市税収入額と人口の推移(図3)

※データ編第 3 表(68 ページ)参照

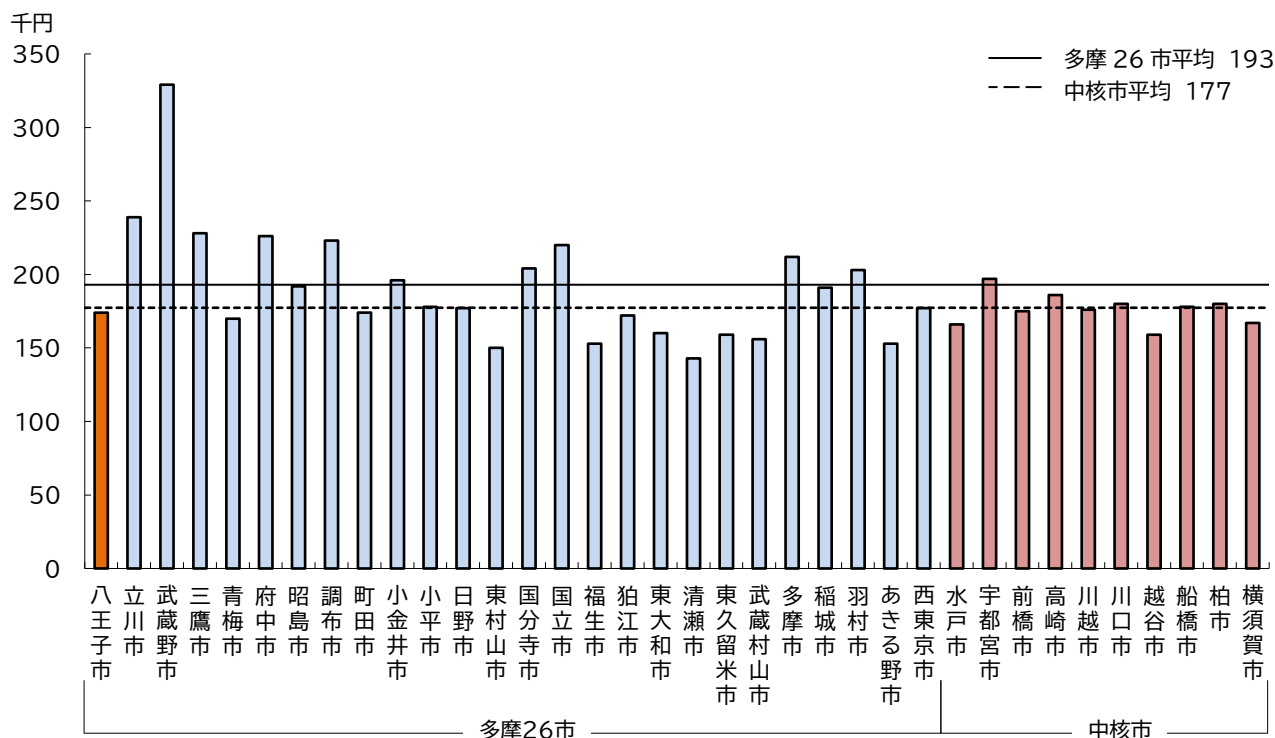


市民1人あたりの市税額の推移(図4)

※データ編第3表(68ページ)参照

イ 他市との比較

本市の市民1人あたりの市税額17万4千円を、多摩26市及び中核市と比較しました。多摩26市と中核市*の市民1人あたりの市税額は、図5のとおりです。



令和7年度(2025年度)多摩26市と中核市の
市民1人あたりの市税額(図5)

※データ編第4表(69ページ)参照

* 関東地方の中核市のみ

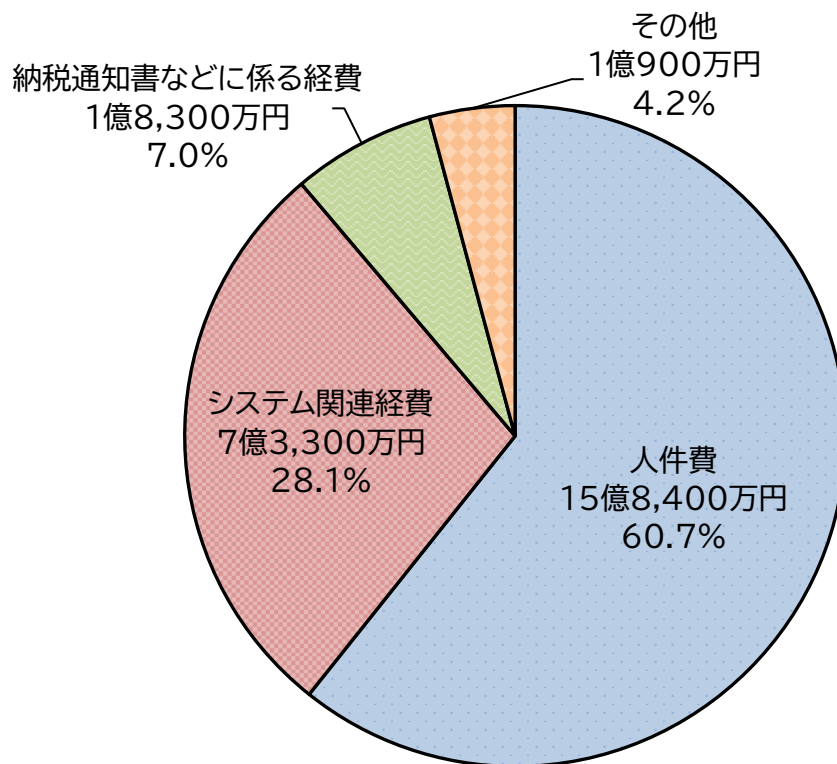
(4) 課税・収納する費用(徴税費)

ア 徴税費の構成

市税を課税し、収納するために人件費や事務費などさまざまな費用(以下「徴税費」といいます。)がかかります。令和 7 年度(2025 年度)は、972 億 5,400 万円の市税収入を得るために、26 億 900 万円の徴税費がかかりました。令和 7 年度(2025 年度)の徴税費の構成は、図 6 のとおりです。

最も多いのは人件費の 15 億 8,400 万円で、全体の 60.7%を占めています。これは正規職員 174 人*のほか、市税の徴収・税証明の交付などを行う会計年度任用職員 55 人にかかる経費です。本市では、行政サービスの向上と事務の効率化を図るため、仕事の内容、専門性に応じ、多様な雇用形態を取り入れています。また、納税促進に係る業務をデジタル化、機械化することで、業務の効率性を高めるとともに、納付勧奨などの業務に職員が柔軟に対応できる体制を構築しています。

人件費に次いで多いのは、システム関連経費の 7 億 3,300 万円で、全体の 28.1%を占めています。これには課税から収納までを一貫して管理する「総合税システム」の改修経費や「家屋評価システム」の借上料などがあります。令和 7 年度(2025 年度)は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、「総合税システム」及び「統合滞納管理システム」の改修を行いました。

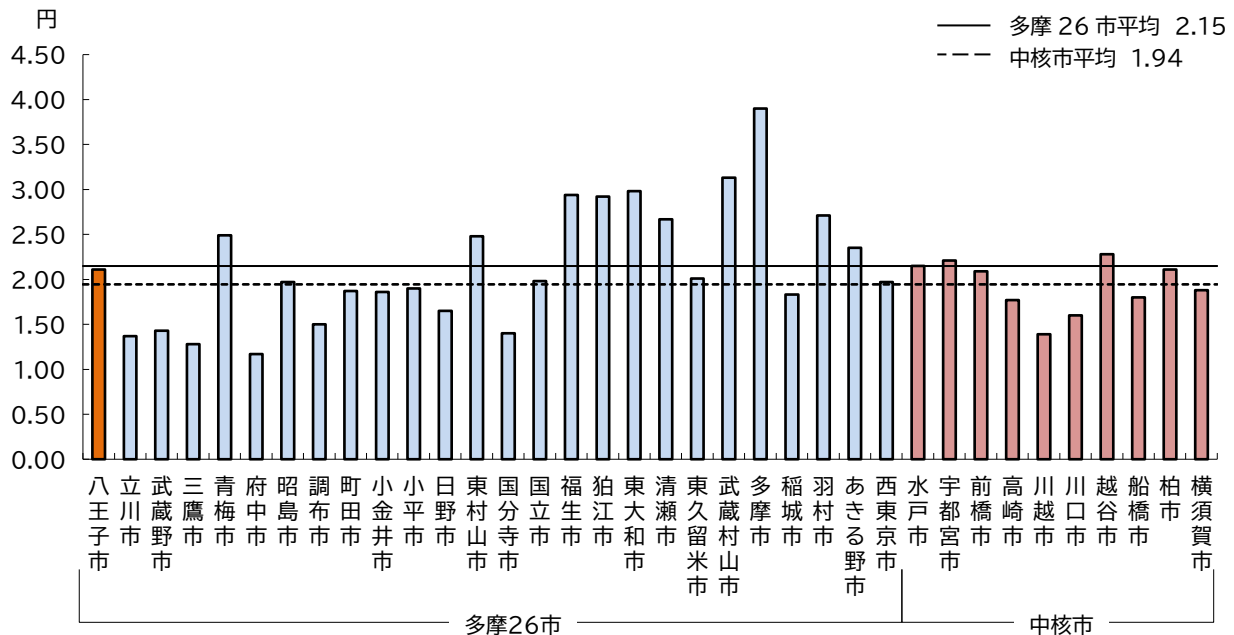


徴税費の構成(令和 7 年度(2025 年度))(図 6)

* 再任用職員を含みます。

イ 他市との比較

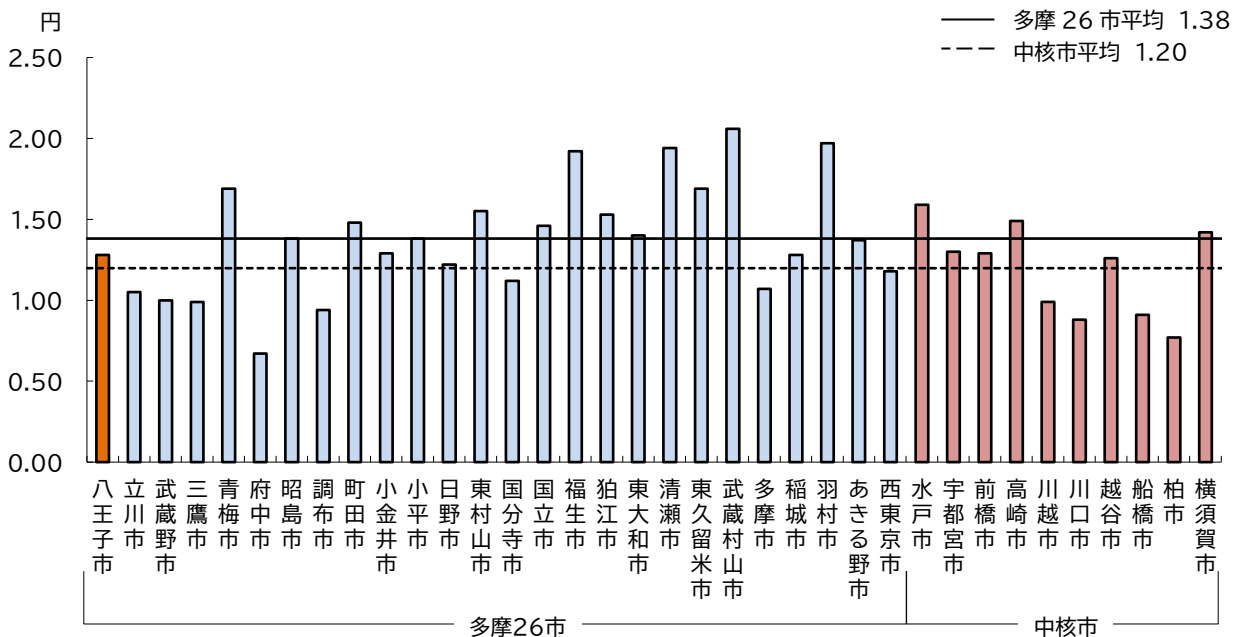
令和 7 年度(2025 年度)における本市の税収入額^{*1}100 円あたりの徴税费^{*2}は、2.11 円となりました。多摩 26 市と中核市の税収入額 100 円あたりの徴税费は図 7 のとおりです。



多摩26市と中核市の税収入額100円あたりの徴税费(令和7年度(2025年度))(図7)

※データ編第 11 表(73 ページ)参照

徴税费のうち最も高い割合を占める人件費に着目し、本市の税収入額 100 円あたりの徴税费を算出すると、1.28 円です。多摩 26 市と中核市の税収入額 100 円あたりの徴税费は図 8 のとおりです。



多摩26市と中核市の税収入額100円あたりの徴税费(人件費)(令和7年度(2025年度))(図8)

※データ編第 11 表(73 ページ)参照

*1 税収入額には、個人都民税又は個人道府県民税額を含みます。

*2 市町村税課税状況等の調の数値をもとに算出しています。

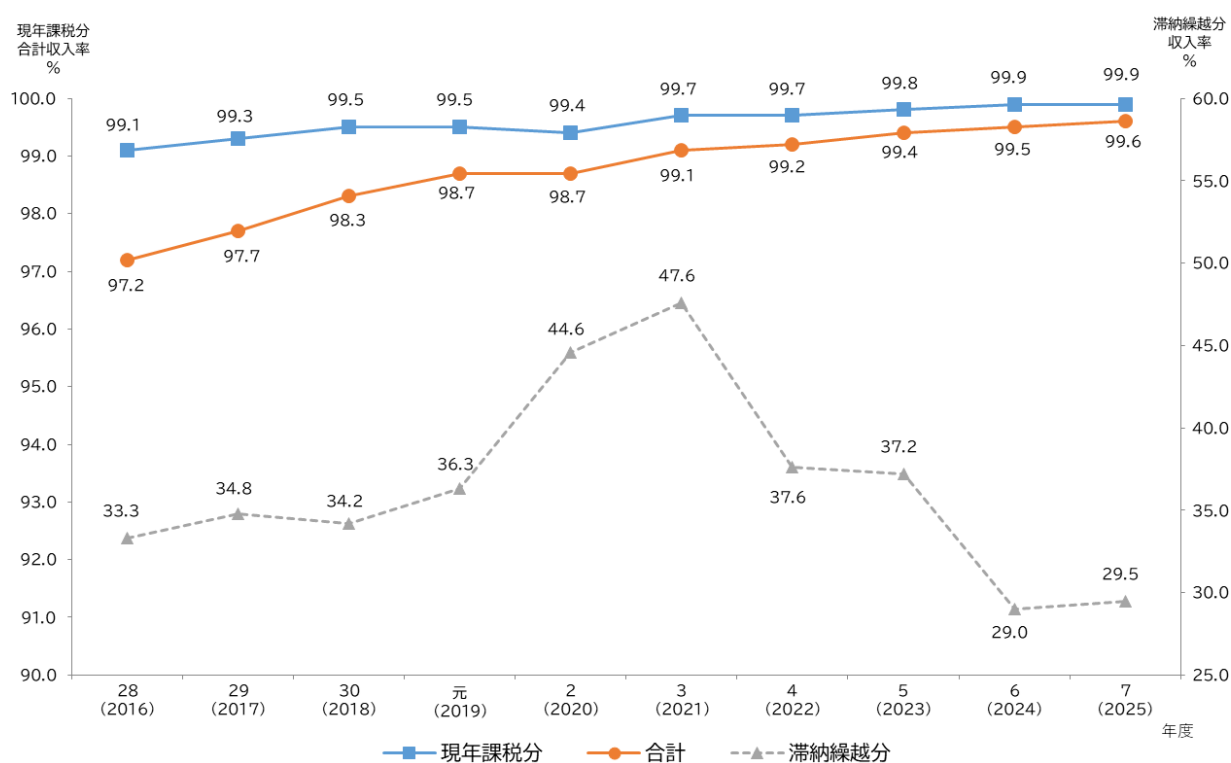
(5) 市税の収納状況

ア 収入率

収入率は、課税した税額に対する納付された税額の割合です。

「現年課税分」「滞納繰越分^{*1}」「合計(現年課税分＋滞納繰越分)」の収入率推移は、図9のとおりです。

税負担の公平性の観点から、「合計」の収入率は100%となるのが理想です。令和7年度(2025年度)の合計収入率は過去最高^{*2}の99.6%、現年課税分は、多摩26市中1位の99.9%となりました。



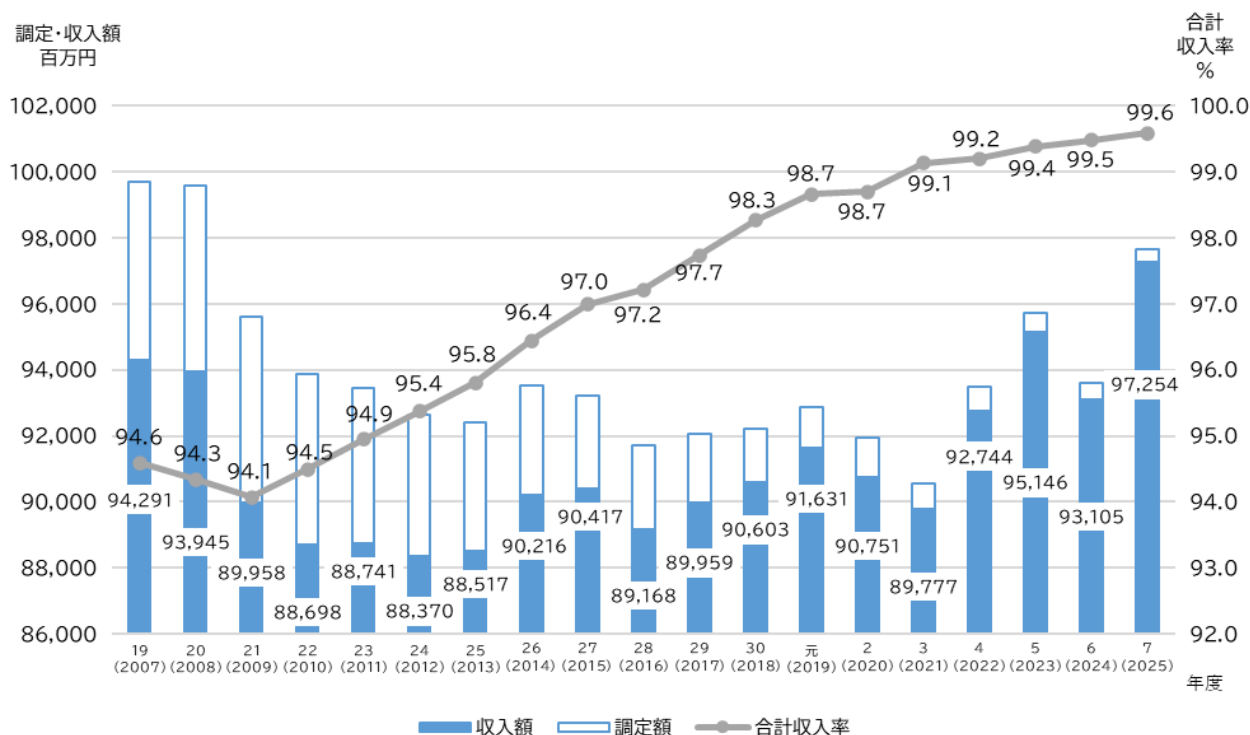
市税収入率の推移(図9)

※データ編第5表(69ページ)参照

*1 滞納繰越分とは、前年度以前に課税し、未徴収のため現年度に繰り越した税金です。

*2 現在の市域を形成した昭和39年度(1964年度)以降

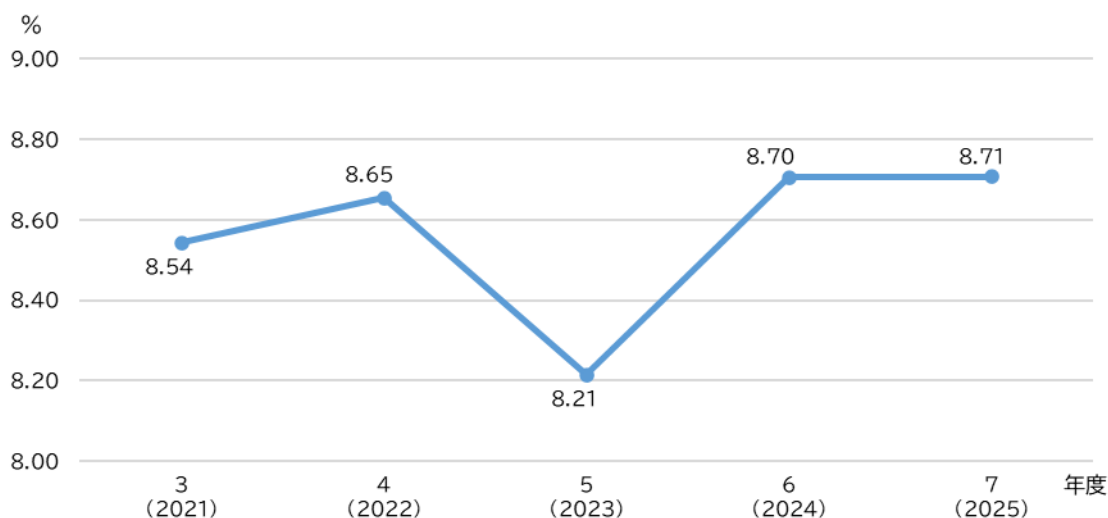
本市の調定額*、収入額及び合計収入率の推移は、図 10 のとおりです。調定額は景気や政策、納税義務者数などの様々な要因により変動します。一方、合計収入率は平成 21 年度(2009 年度)以降、着実に向上しています。



市税調定額・収入額・合計収入率の推移(図10)

イ 督促状発付割合

督促状は、納期限を経過しても未納の場合に発付されるため、発付の割合が低いほど納期内納付の割合が高いと言えます。督促状発付割合の推移は、図 11 のとおりです。督促状の発付割合は、令和 5 年度(2023 年度)に低下したものの、令和 6 年度(2024 年度)に上昇し、令和 7 年度(2025 年度)は横ばいとなっています。



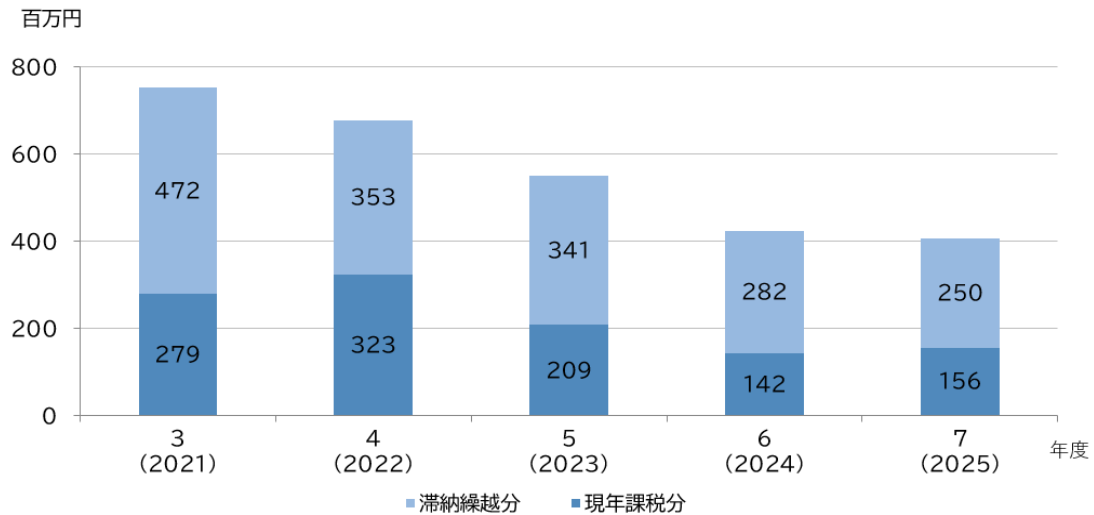
督促状発付割合(件数)の推移 (図11)

※データ編第6表(70・71 ページ)参照

* 税においては、課税されたもので収入すべき金額のことです。

ウ 収入未済額

収入未済額とは、納税する義務があるのに納付されなかった税金のことです。翌年度に繰り越された収入未済額の推移は図 12 のとおりです。合計収入率を上昇させていくことで、収入未済額は、減少していきます。平成 10 年度(1998 年度)に約 94 億円あった収入未済額は、令和 7 年度(2025 年度)には約 4 億 600 万円まで縮減されました。

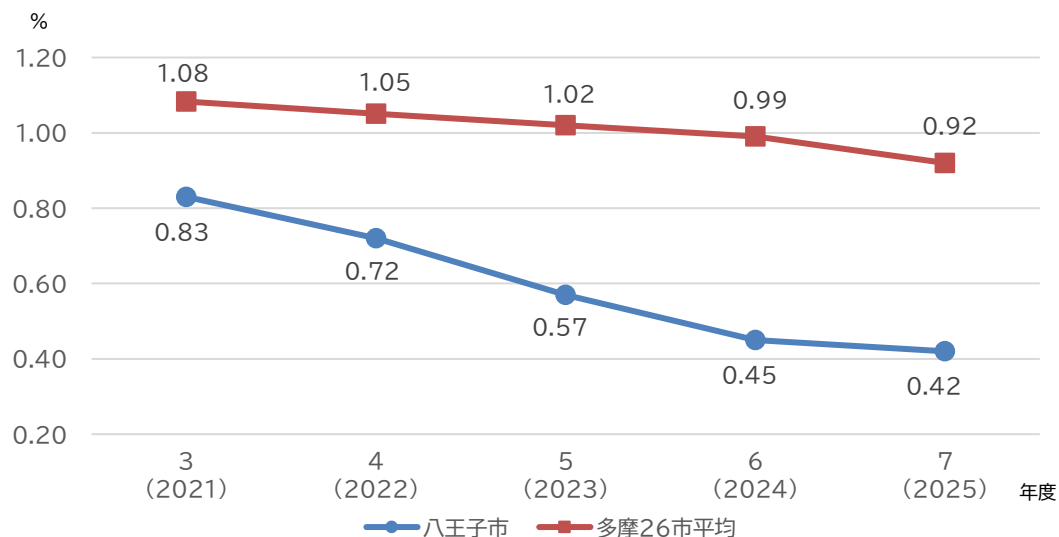


現年課税分と滞納繰越分の収入未済額の推移(年度末) (図12)

※データ編第9表(72 ページ)参照

多摩 26 市の平均と比較した、調定額に対する収入未済額の割合は、図 13 のとおりです。

本市の令和 7 年度(2025 年度)調定額は約 977 億円で、調定額に対する収入未済額の割合は 0.42%です。これは、多摩 26 市中で 2 番目に低い水準となっています。



調定額に対する収入未済額の割合(多摩 26 市平均との比較)(図13)

※データ編第 10 表(72 ページ)参照

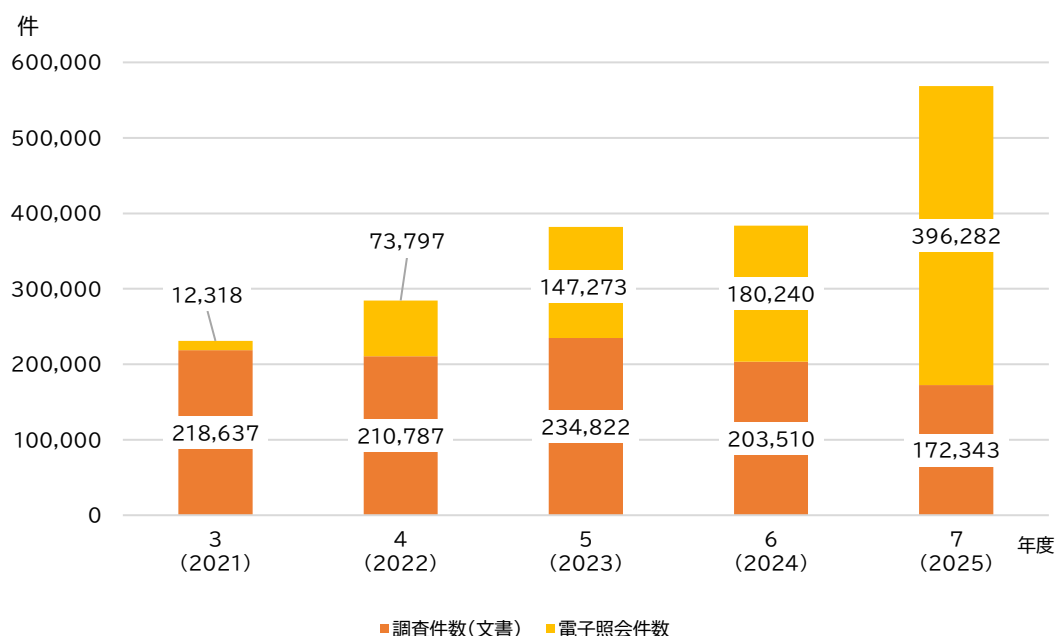
(6) 公平な納税のための取組

市では、納税者の利便性向上のため、口座振替やコンビニエンスストア納付、スマートフォンを使用した決済サービスなどの納付環境の整備を行いました。また、納付が困難な方に対しては、納税相談を平日のほか日曜日も実施しています。

一方、担税力があるにもかかわらず納付がない方には、納期限までに納付している大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、法に基づき、動産、不動産、預貯金、給料などの財産を差し押さえ、滞納している税に充てるといった滞納処分を行っています。

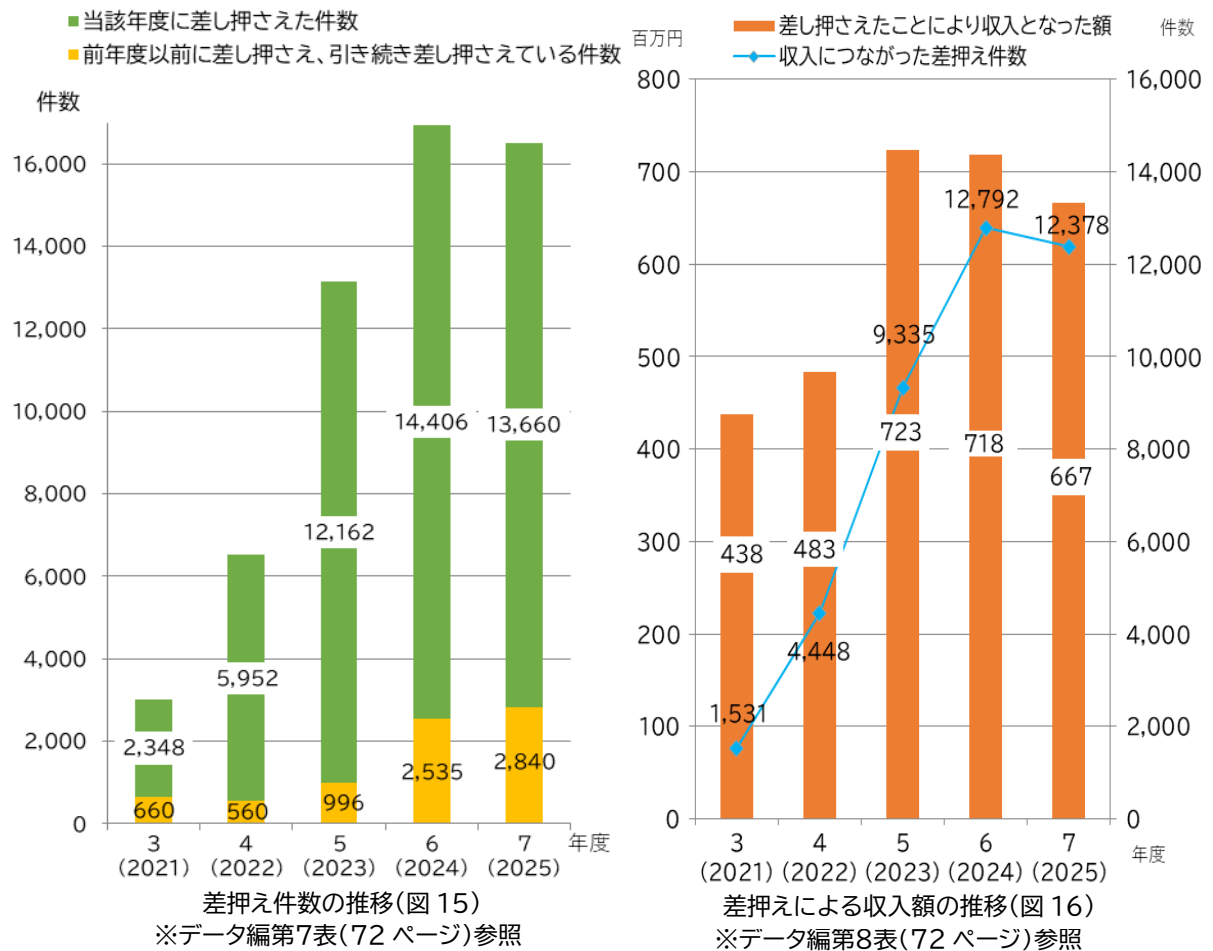
ア 財産調査と差押え

令和 7 年度(2025 年度)の財産調査件数のうち、約3分の2は預貯金電子照会サービスの活用によるものです。電子照会を行うことで、早期に財産状況を把握し、効率的に滞納処分を行うことができます。財産調査件数の推移は図 14 のとおりです。



財産調査件数の推移(図14)

差押え件数の推移は、図 15 のとおりです。令和 5 年度(2023 年度)以降、滞納整理事務の効率化により、差押え件数は令和 4 年度(2022 年度)以前と比べて高い水準で推移しています。差押えから収入に繋がった件数・金額は、図 16 のとおりです。



イ 搜索・タイヤロック・公売

搜索とは、滞納している方の住居等に行き、差し押さえるべき財産の発見や差し押さえた財産の引き揚げなどを行うことです。

タイヤロックとは、滞納している方の自動車・オートバイについて差押えを行い、車両の保管を命ずる場合に、タイヤロックという器具によりタイヤを施錠し、使用できなくするものです。

公売とは、搜索やタイヤロックを行っても、滞納が解消しない場合、差し押さえた不動産や動産を売却し、税に充てる手続きのことです。

なお、実績件数は表 4 のとおりです。

単位: 件

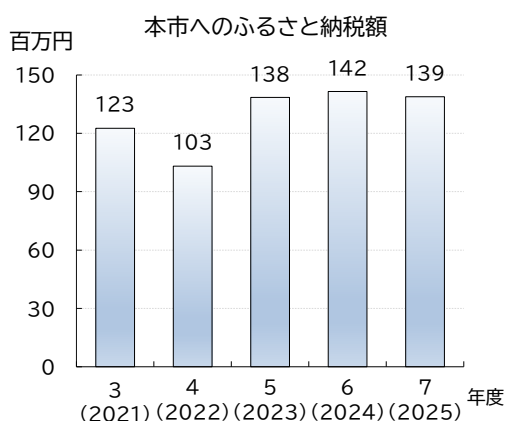
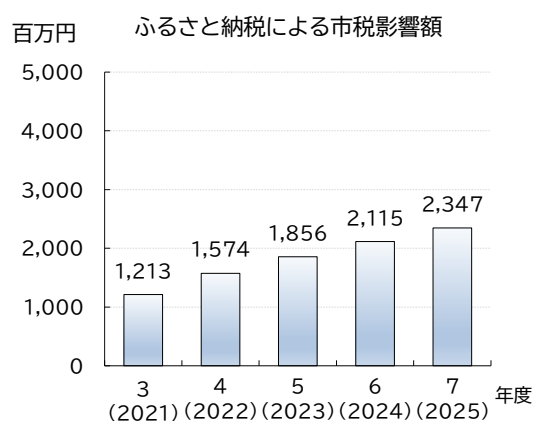
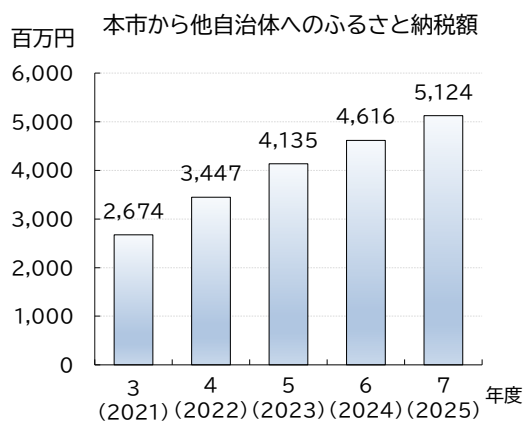
区 分	搜索	タイヤロック	公売
令和5年度(2023)	62	13	128
令和6年度(2024)	26	20	56
令和7年度(2025)	18	68	23

搜索・タイヤロック・公売件数 (表4)

Column ふるさと納税による市税への影響

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附金額の一部を所得税と住民税から控除することができるものです。

令和7年度(2025年度)は、本市の市民の他自治体へのふるさと納税額が合計で51億2,400万円あり、このうち本市の個人市民税の影響額は概算で23億4,700万円となりました。これに対して、令和7年度(2025年度)に本市へ寄せられたふるさと納税額は1億3,900万円となりました。



単位: 千円

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
他自治体への ふるさと納税額 *1	2,674,003	3,447,145	4,135,109	4,615,759	5,124,476
ふるさと納税による 市税影響額 *2	1,212,942	1,574,040	1,856,151	2,115,319	2,346,716
本市への ふるさと納税額 *1	122,607	103,140	138,478	141,517	138,824

*1 「ふるさと納税に関する現況調査」による金額で、八王子市民による寄附を含みます。

*2 市税賦課徴収条例第22条の5に規定する寄附に係る金額です。

3 市税のあらまし

(1) 個人市民税

- 均等割は、東日本大震災からの復興支援措置の終了に伴い令和 6 年度(2024 年度)に減少後、横ばいで推移
- 所得割は、定額減税の影響の縮小及び給与所得金額の増に伴い増加

1人あたりの個人市民税額の推移(表 5)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
調定額(千円)	36,366,991	37,433,053	37,746,887	36,721,399	40,382,609	
人口(人)	561,828	561,758	562,145	560,692	559,083	
納税義務者(人)	288,071	290,682	292,972	297,168	301,242	
市民1人あたり(千円)	65	67	67	65	72	
納税義務者 1人あたり(千円)	126	129	129	124	134	

※データ編第 14 表(74 ページ)参照

個人市民税課税額を人口で除した市民1人あたりの個人市民税額と、納税義務者数で除した納税義務者 1 人あたりの個人市民税額の推移は、表 5 のとおりです。

個人市民税は、定額で課税する均等割と、所得金額に対して課税する所得割からなります。

1 月 1 日現在市内に住所があり、前年中に所得^{*1}のある人に対し、法律や市の条例に基づいて課税します。また、その年の 1 月 1 日現在市内に住所がない人でも、市内に事務所・事業所・家屋敷^{*2}を所有している場合には、均等割を課税します。

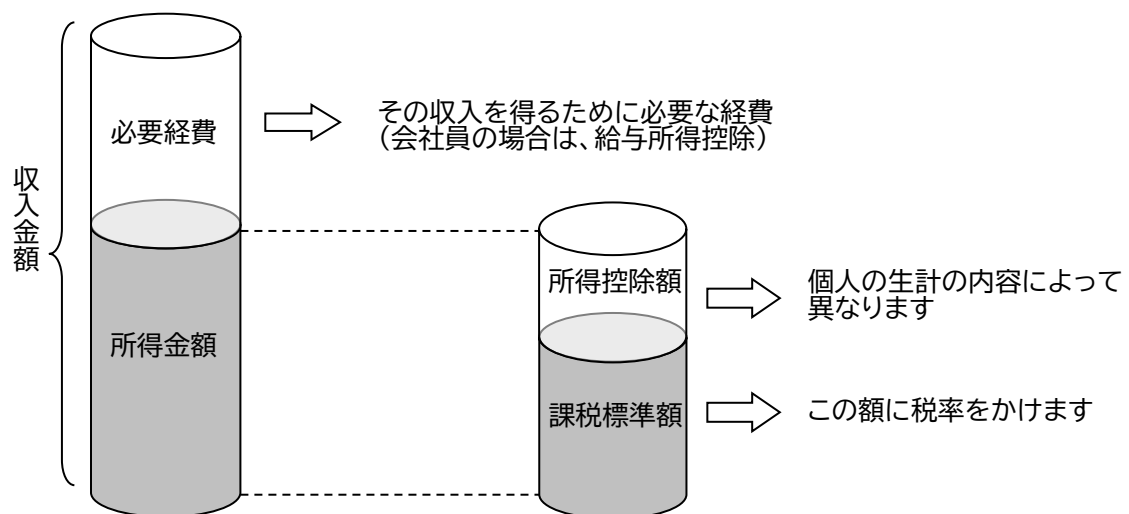
なお、市では個人市民税と個人都民税を合わせて、「個人住民税」として課税・徴収しています。また、令和 6 年度(2024 年度)からは、個人住民税に併せて、森林の整備や防災・温暖化対策の財源確保を目的とした森林環境税(国税)も課税・徴収しています。

*1 所得は次の 10 種類に分類されます。①利子所得(預貯金などの利子)、②配当所得(株式や出資に対する配当)、③不動産所得(地代や家賃など)、④事業所得(事業活動から生じる所得)、⑤給与所得(会社員の給料など)、⑥退職所得(退職手当、一時恩給など)、⑦山林所得(山林の伐採・売却から生じる所得)、⑧譲渡所得(資産を売ったことから生じる所得)、⑨一時所得(賞金、懸賞当選金、遺失物拾得報労金など)、⑩雑所得(公的年金、他の所得にあてはまらない所得)

*2 事務所・事業所とは事業の必要性から設けられた施設・設備であって、そこで継続して事業が営まれる場所をいいます。家屋敷とは自己又は家族の居住のために住所地以外の市町村に設けられた独立性のある住宅をいい、居住できる状態であればよく、実際に居住していることを要しません。

所得金額は下図にあるように、収入金額から必要経費を差し引いて求めます。例えば、商品を販売して利益を得た場合の所得は、商品の販売額から商品の売上原価と商品の販売に必要な費用との合計額を差し引いたものです。この場合の商品の販売額を収入金額といい、商品の売上原価や販売等に必要な費用を必要経費といいます。

所得金額から所得控除額を差し引いたものが課税標準額です。課税標準額は税率をかける前の金額です。社会保険料の支払額がいくらか、控除対象配偶者や扶養親族がいるかどうか、生命保険や地震保険の保険料の支出があるかどうかなど、納税義務者個々の事情を考慮して、実情に合った課税をするために、所得金額から所得控除額を差し引きます。



ア 税率

個人市民税の税率は、均等割が 3,000 円、所得割が 6%*となっています。

個人都民税も、個人市民税と同様に均等割と所得割があり、均等割の税率は 1,000 円、所得割の税率は 4%*となっています。

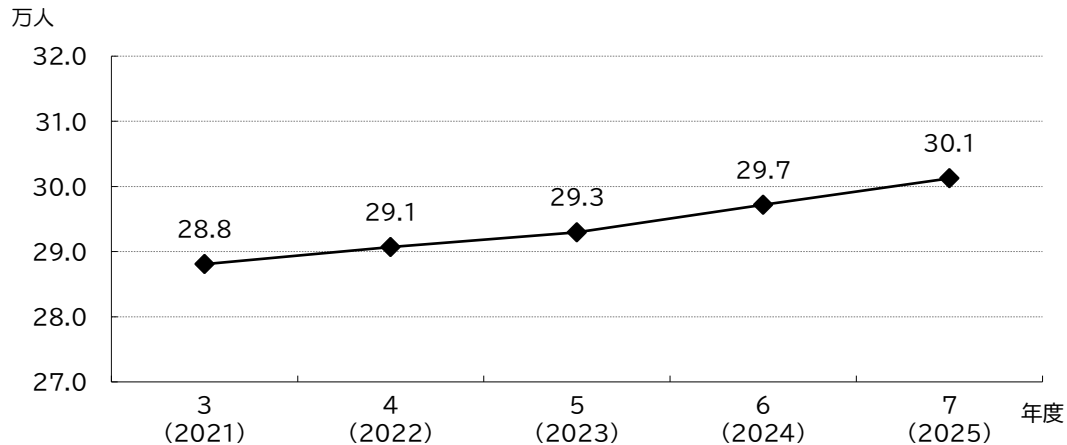
なお、東日本大震災からの復興支援として、地方公共団体が実施する防災・減災施策の財源を確保するため、平成 26 年度(2014 年度)から、個人市民税・個人都民税の均等割にそれぞれ 500 円の臨時加算が行われていましたが、令和 5 年度(2023 年度)で終了しました。

また、令和 6 年度(2024 年度)からは、森林環境税(国税)1,000 円が課税されています。

* 総所得金額に対する税率です。分離課税に係る所得金額に対する税率は、所得の種類などにより異なります。

イ 納税義務者数と課税額

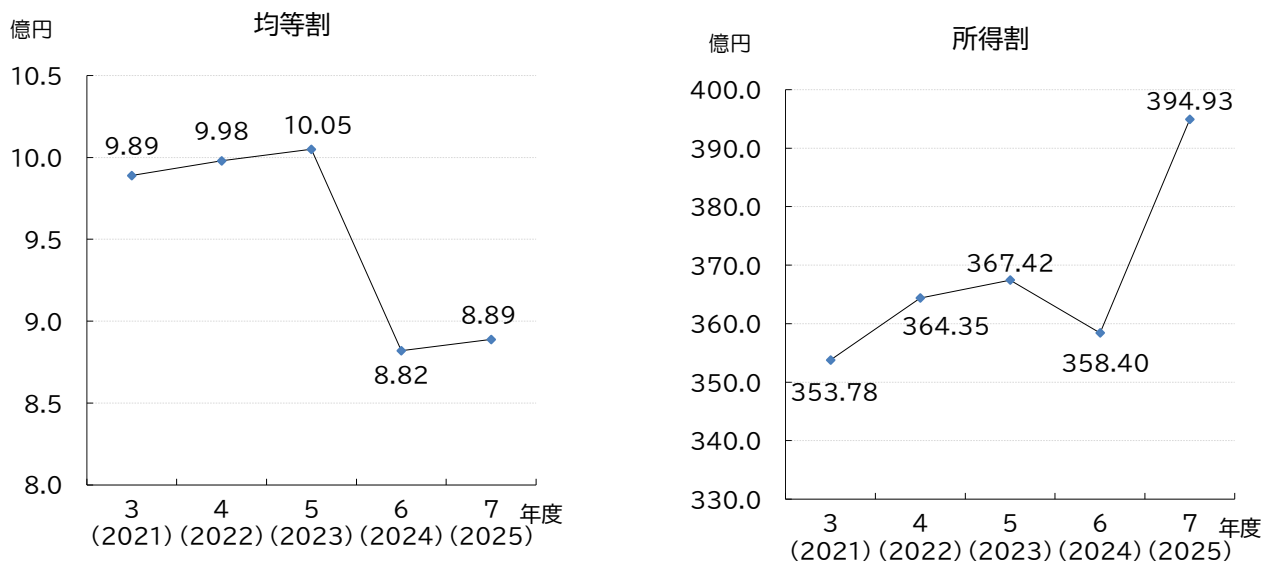
個人市民税の納税義務者数の推移は図 17 のとおりです。



個人市民税の納税義務者数の推移 (図 17)

※データ編第 12 表(73 ページ)参照

個人市民税額は、景気や税制改正の影響などにより増減します。個人市民税課税額の推移は、図 18 のとおりです。



個人市民税課税額の推移 (図 18)

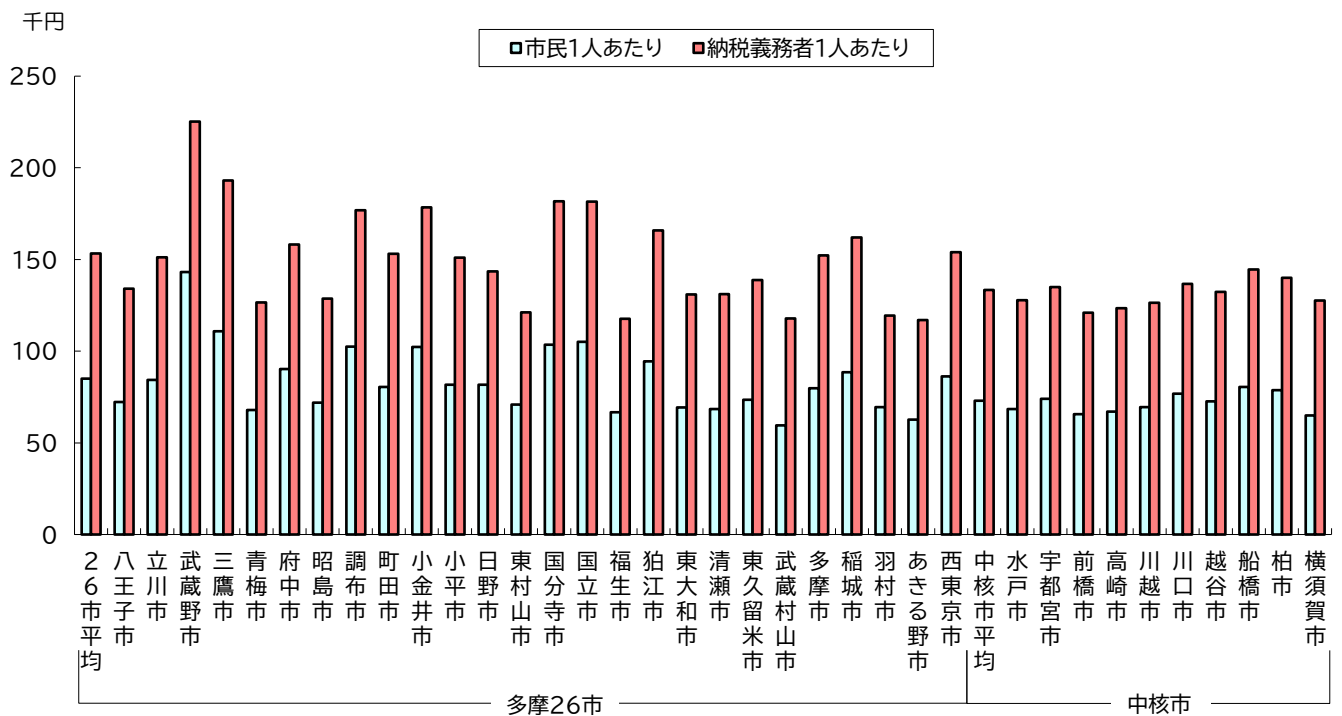
※データ編第 13 表(74 ページ)参照

均等割は、令和 6 年度(2024 年度)は、東日本大震災を踏まえた 500 円の臨時的な加算の終了に伴い、8 億 8,200 万円に減少しました。令和 7 年度(2025 年度)は、8 億 8,900 万円となり、前年度からおおむね横ばいで推移しています。

所得割は、令和 6 年度(2024 年度)は、国の経済対策として実施された定額減税の影響により、358 億 4,000 万円に減少しました。令和 7 年度(2025 年度)は、定額減税の影響の縮小及び給与所得金額の増加により、前年度比 36 億 5,300 万円増の 394 億 9,300 万円となりました。

ウ 市民1人あたりの個人市民税額の他市との比較

本市の1人あたりの個人市民税額が他市と比べてどのような位置にあるのか、多摩26市及び中核市で比較してみました。多摩26市及び中核市の1人あたりの個人市民税額は図19のとおりです。



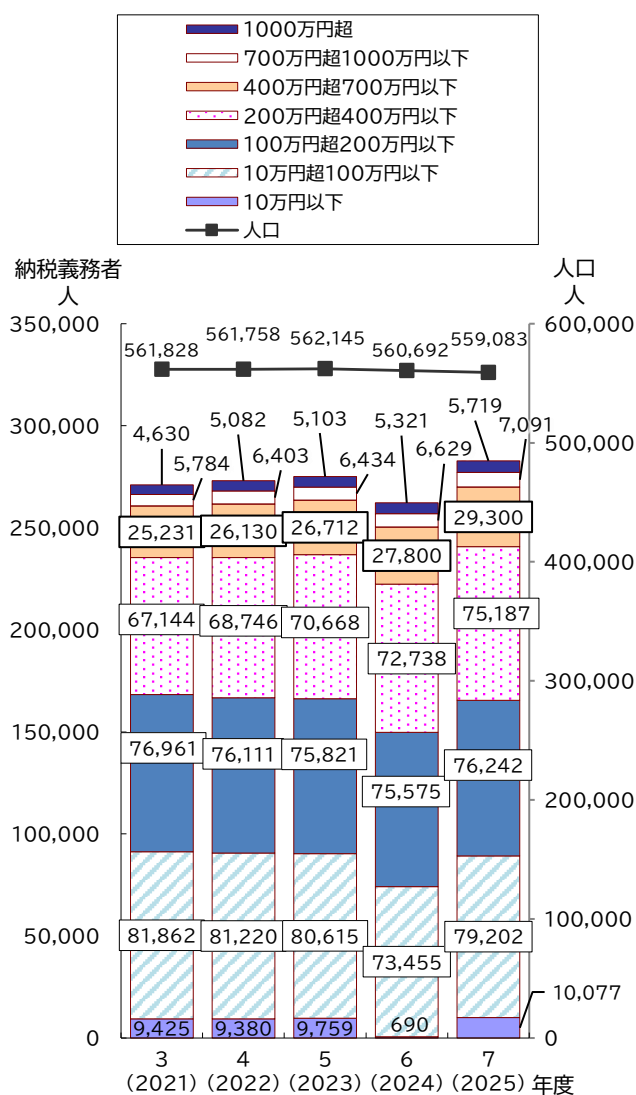
多摩26市と中核市の1人あたりの個人市民税額(令和7年度(2025度))(図19)

※ データ編第17表(75ページ)参照

工 所得階層別の納税義務者数と所得割課税額

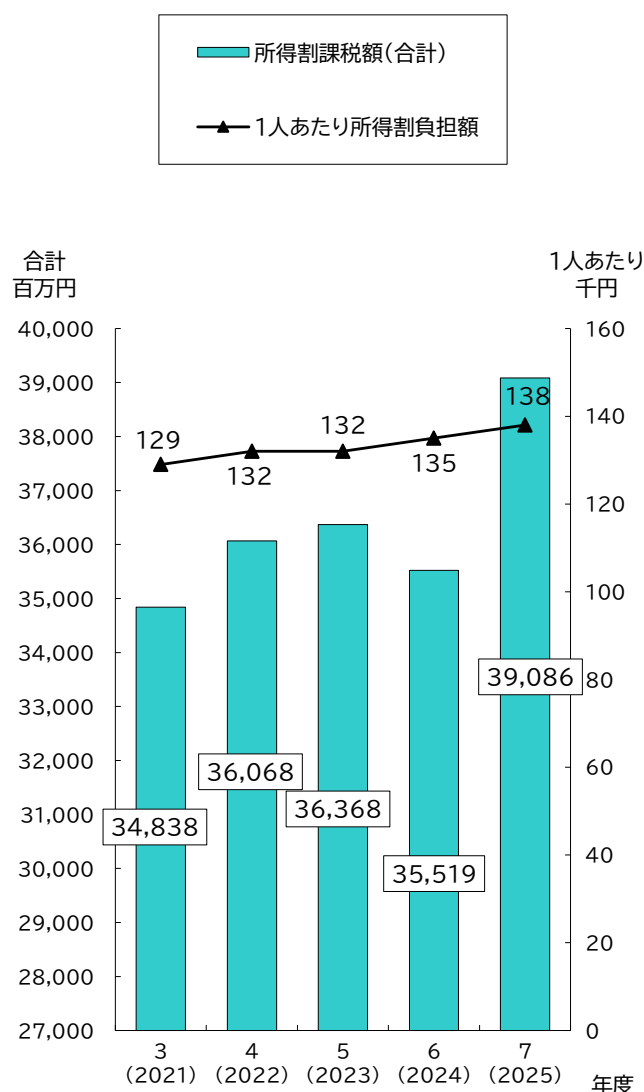
令和3年(2021年)から令和7年(2025年)までの各年1月1日の人口と各年度の所得割の所得(個人市民税の課税標準額)階層別納税義務者数の推移*は、図20のとおりです。令和7年度(2025年度)は、定額減税の影響の縮小により200万円以下の所得階層で令和5年度(2023年度)以前と同じ水準まで納税義務者が増加しました。

また、各年度の所得割課税額と納税義務者1人あたりの負担額の推移は、図21のとおりです。なお、図21の所得割額は、現年度分の額になります。個人市民税の課税には、現年度分と過年度分があります。現年度分は前年中の所得額をもとに課税をするもので、過年度分は前々年以前の所得額が修正されたことなどにより修正課税をするものです。



人口と所得割の所得階層別
納税義務者数の推移(図20)

※ データ編第15表(74ページ)参照



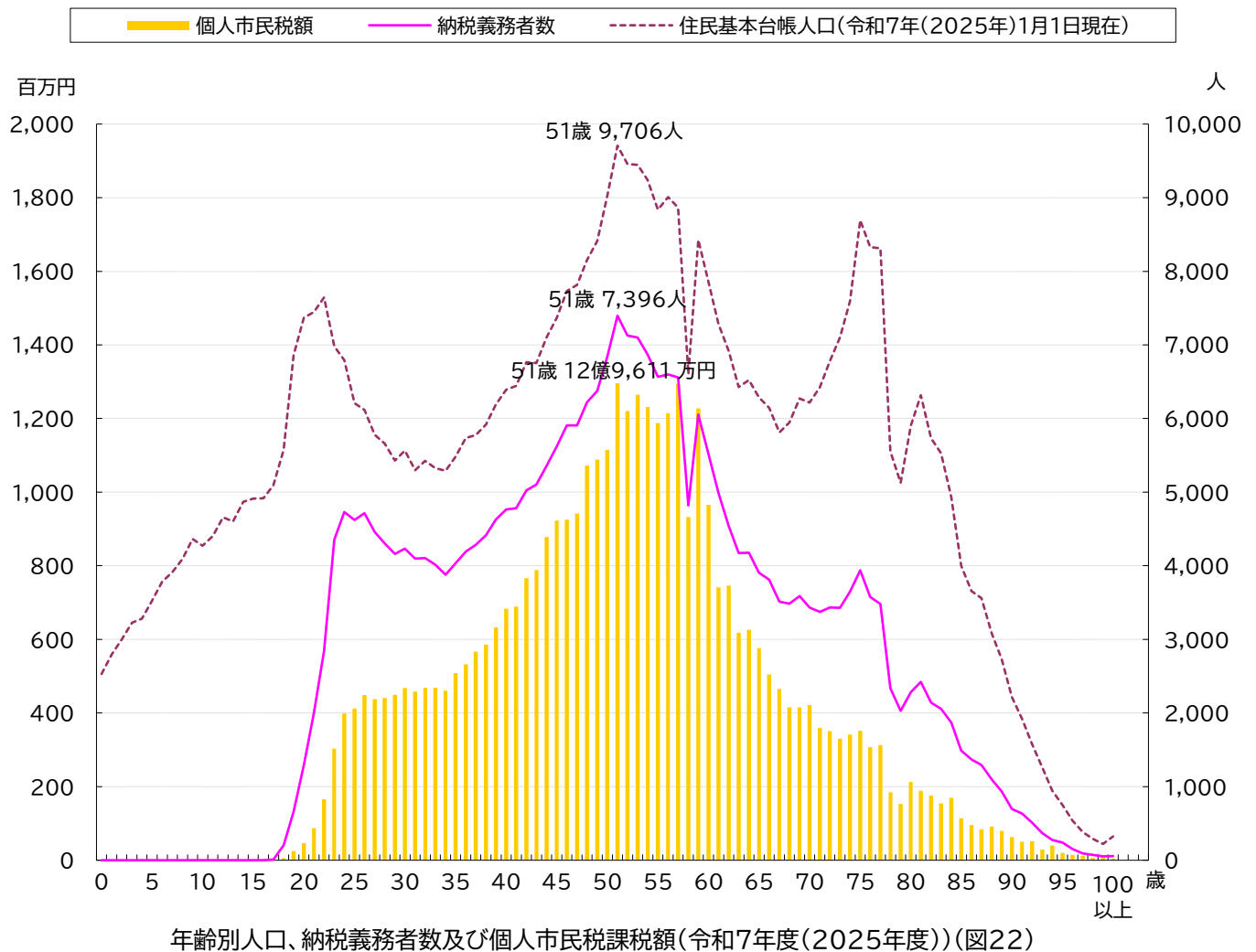
所得割の課税額と納税義務者
1人あたりの負担額の推移(図21)

※ データ編第16表(74ページ)参照

* 個人市民税の特別徴収(給与からの差引による徴収)は、一年度分を6月から翌年5月までの期間の各月で徴収するため、4月・5月分は翌年度の収入となり、令和7年度(2025年度)の個人市民税額には、給与から徴収した個人市民税の令和6年度(2024年度)分の一部(4月・5月)が含まれています。このため図20の納税義務者数と19ページ図17の納税義務者数、図21の所得割課税額と19ページ図18の所得割額とは一致しません。

オ 年齢別の納税義務者数と課税額

年齢別の人口、納税義務者数及び現年度分個人市民税課税額は、図 22 のとおりです。

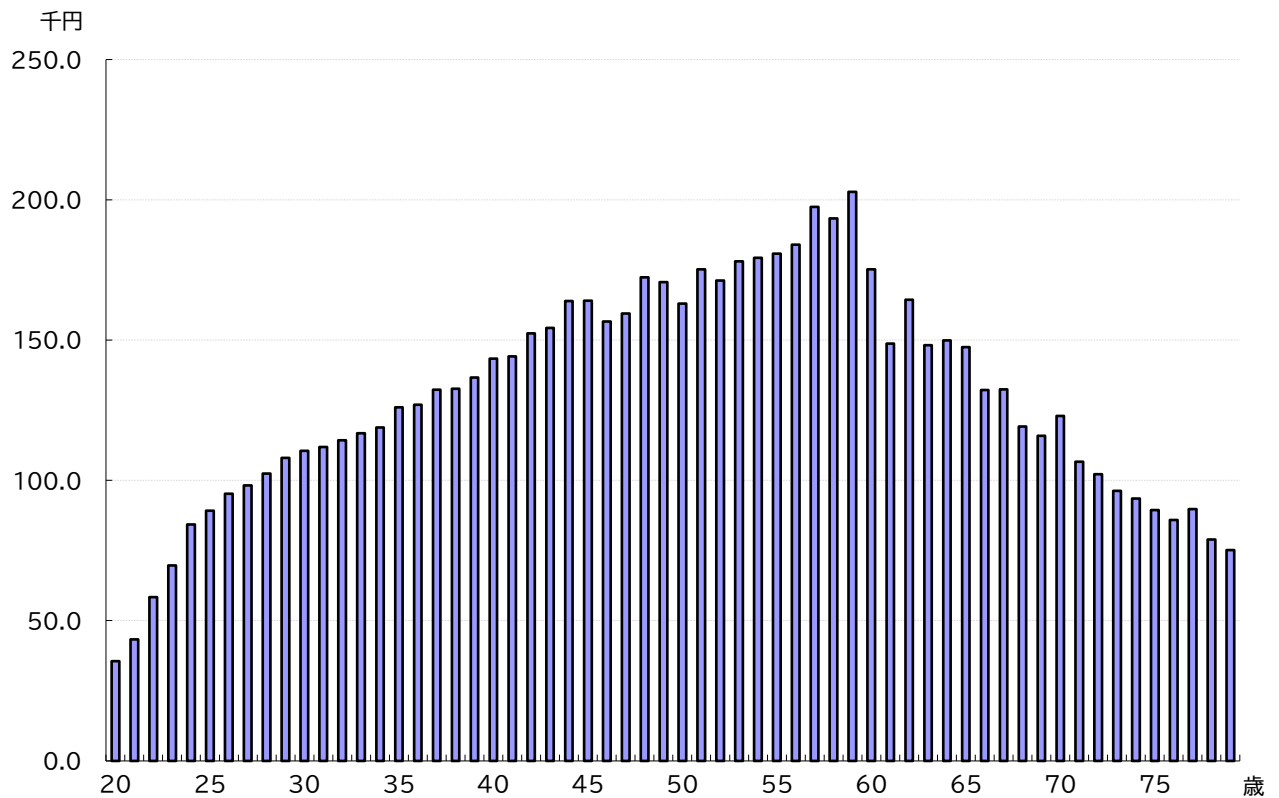


※ データ編第 18 表-2(78・79 ページ)参照

人口が特に多いのは、「団塊ジュニア世代」の 50 歳代前半や、「団塊の世代」の 75 歳前後です。また、19 歳から 22 歳までの人口が多いのは、大学に在学する学生が多く住んでいるため、これは本市の特徴です。

納税義務者数のグラフは 20 歳から 25 歳までに急激な増加があって、その後は人口と同様の曲線を描きます。納税義務者数が多い順に各年齢を見ると、51 歳(7,396 人)、52 歳(7,126 人)、53 歳(7,100 人)となります。個人市民税額が多い順に見ると、51 歳(12 億 9,611 万円)、57 歳(12 億 9,531 万円)、53 歳(12 億 6,462 万円)となります。

納税義務者数が少ない 19 歳以下と 80 歳以上を除いて、年齢別の 1 人あたりの個人市民税課税額を見ると、図 23 のとおりです。



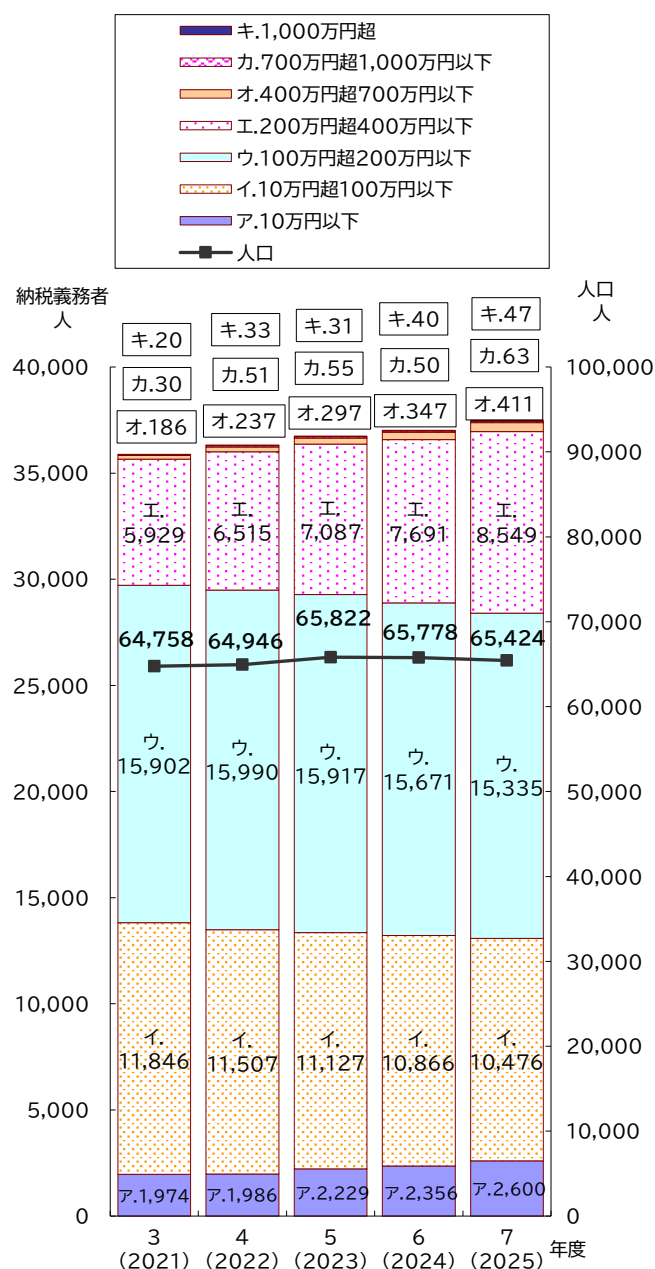
年齢別1人あたりの個人市民税課税額(令和7年度(2025年度)) (図23)

※ データ編第 18 表-2(78・79 ページ)参照

次に、20 歳代から 70 歳代まで 10 歳代刻みで納税義務者数や税額の推移を見ることにします。

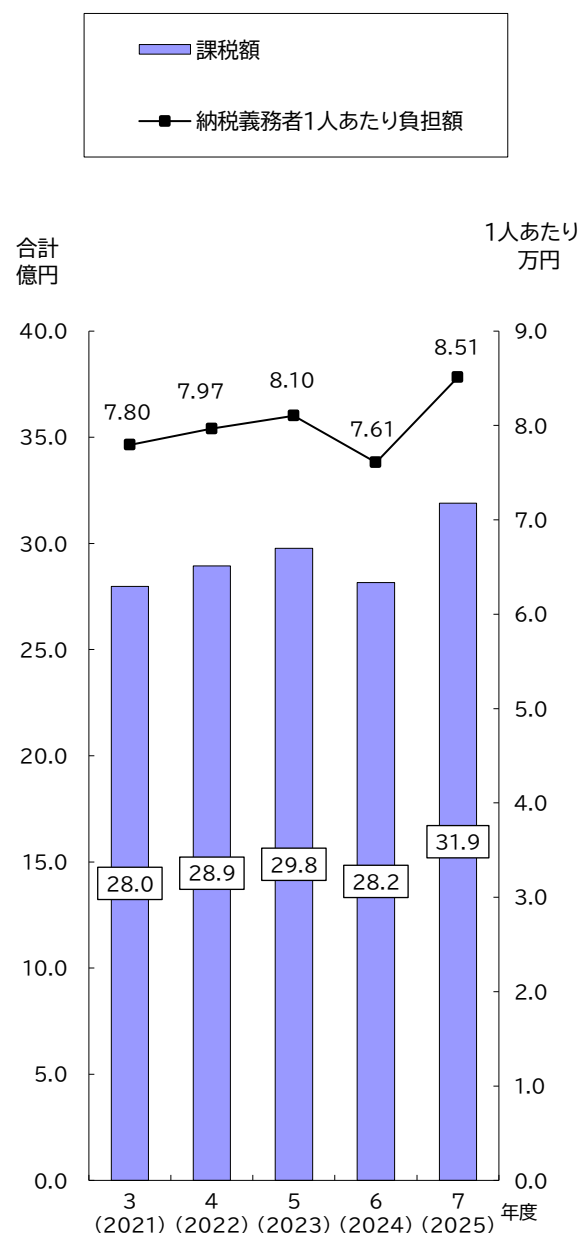
(ア) 20 歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

令和 3 年(2021 年)から令和 7 年(2025 年)までの各年 1 月 1 日の 20 歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図 24 のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移は図 25 のとおりです。



人口と所得階層別納税義務者数の推移
(20歳代) (図24)

※ データ編第19～23表
(82・83 ページ)参照

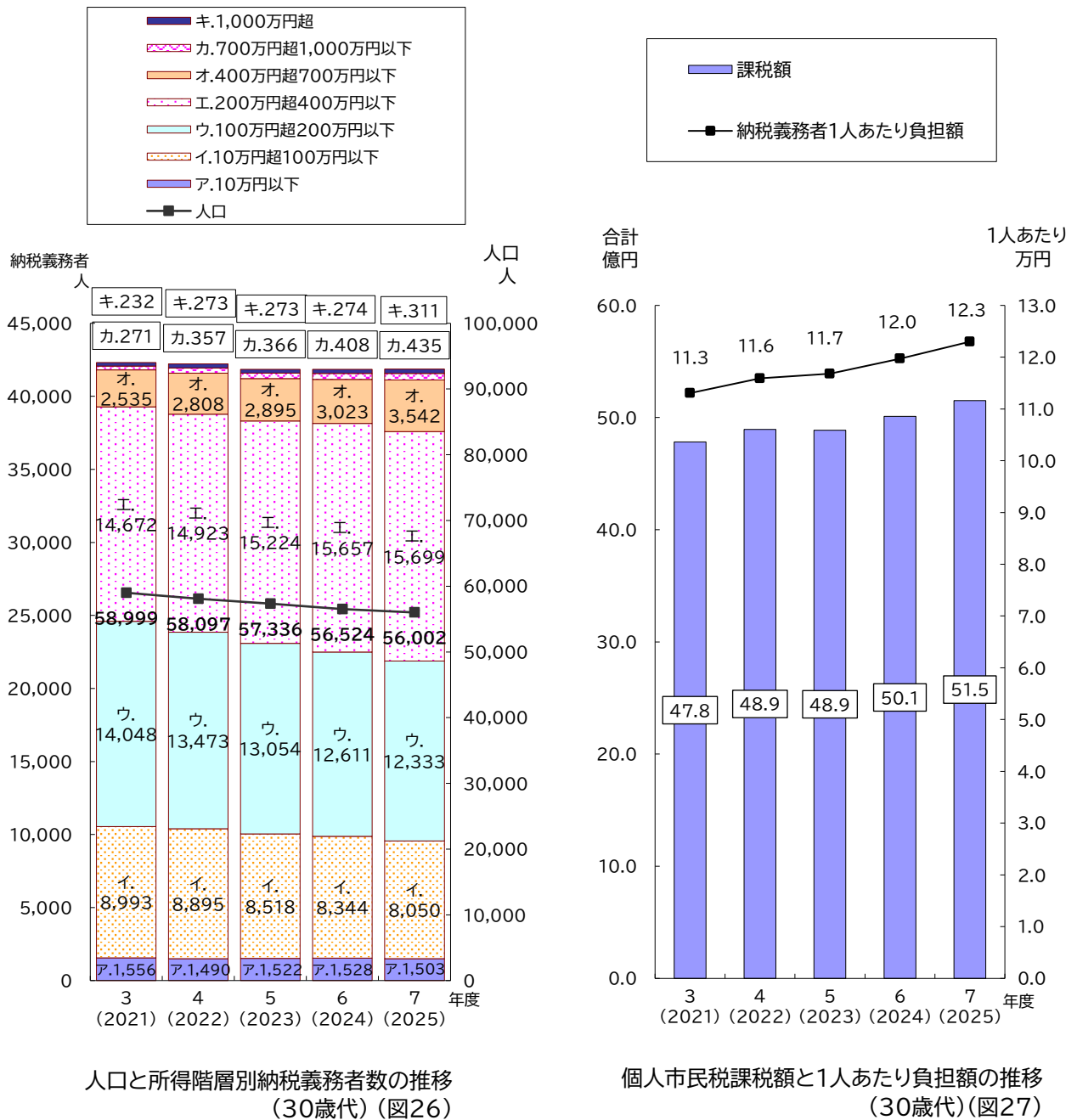


個人市民税課税額と1人あたり負担額の推移
(20歳代) (図25)

※ データ編第19～23表
(82・83 ページ)参照

(イ) 30 歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

令和 3 年(2021 年)から令和 7 年(2025 年)までの各年 1 月 1 日の 30 歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図 26 のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移は図 27 のとおりです。

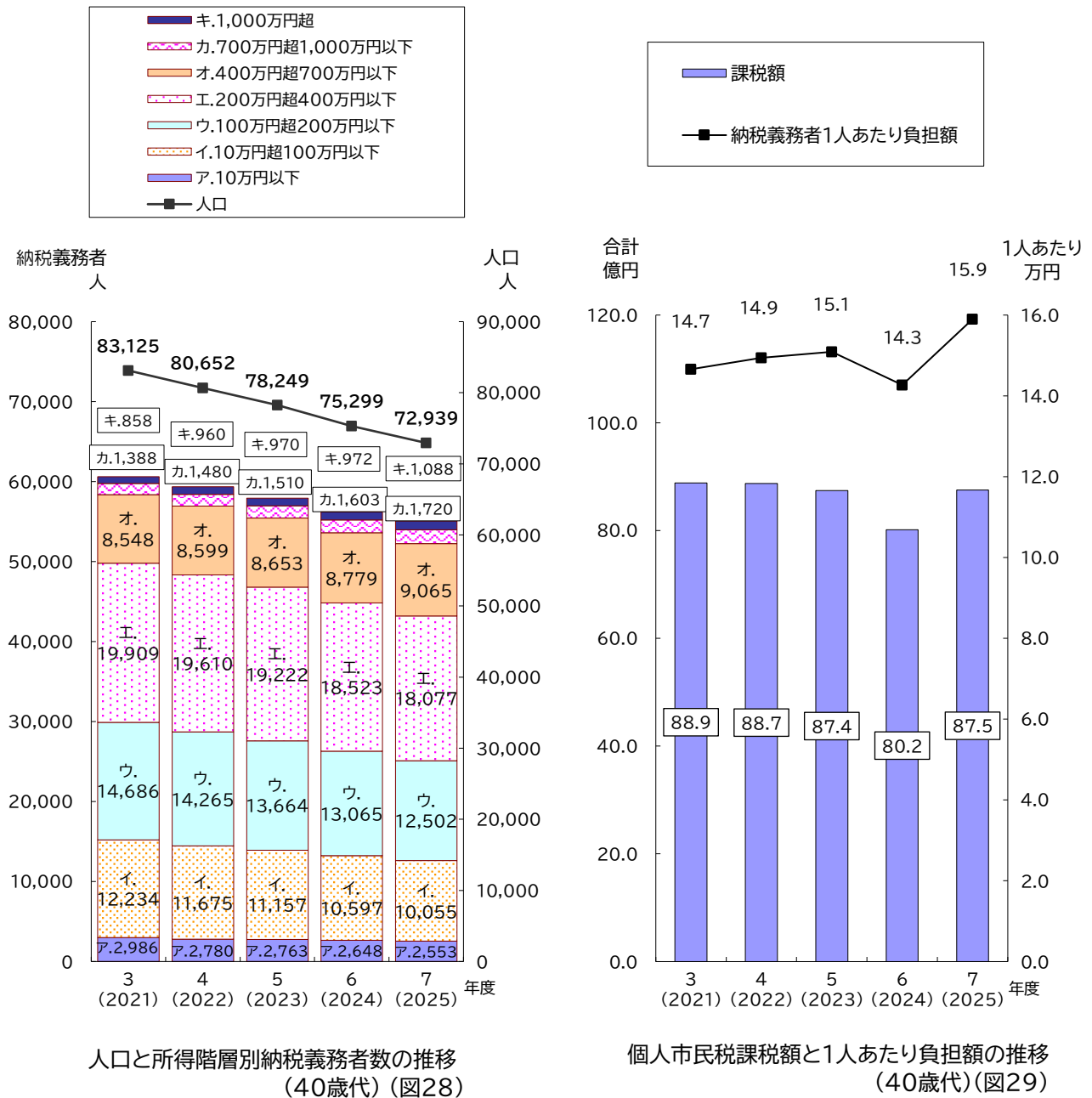


※ データ編第19～23表
(82・83 ページ)参照

※ データ編第19～23表
(82・83 ページ)参照

(ウ) 40 歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

令和 3 年(2021 年)から令和 7 年(2025 年)までの各年 1 月 1 日の 40 歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図 28 のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移は図 29 のとおりです。

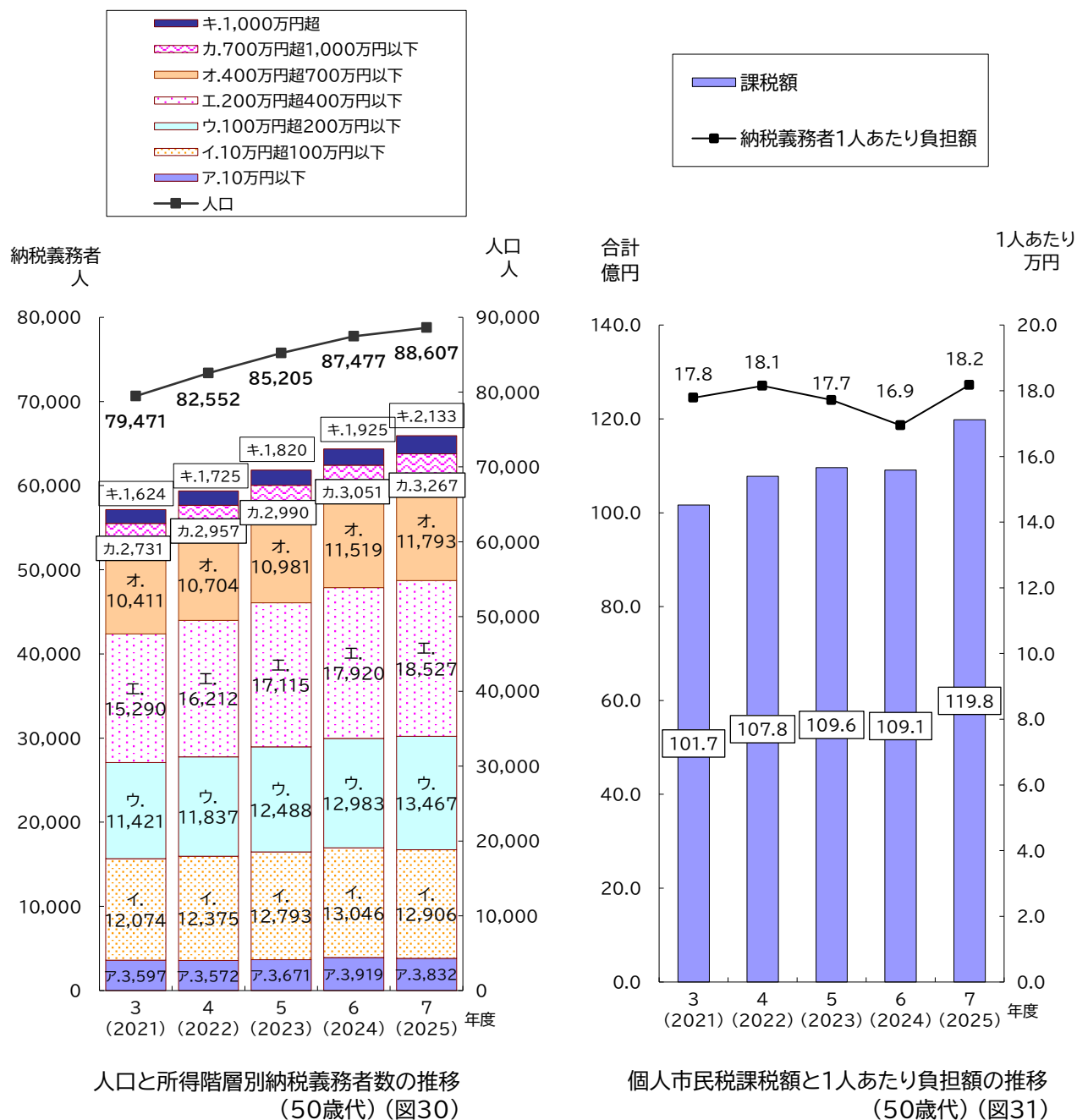


※ データ編第19～23表
(82・83 ページ)参照

※ データ編第19～23表
(82・83 ページ)参照

(工) 50 歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

令和 3 年(2021 年)から令和 7 年(2025 年)までの各年 1 月 1 日の 50 歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図 30 のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移は図 31 のとおりです。

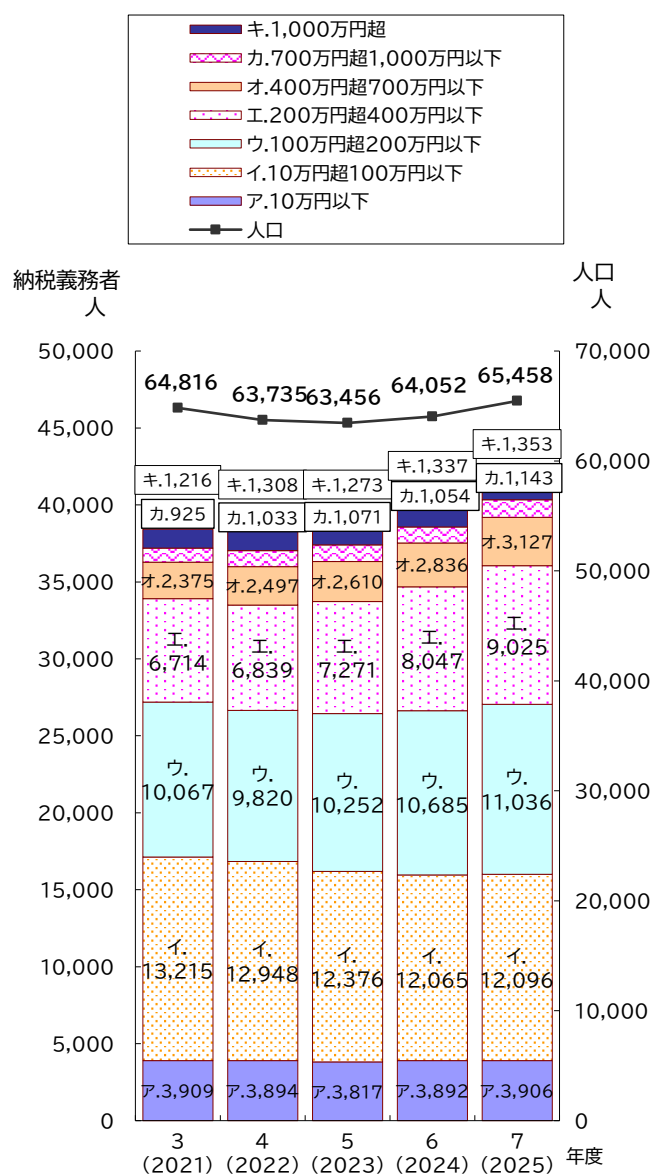


※ データ編第19～23表
(82・83 ページ)参照

※ データ編第19～23表
(82・83 ページ)参照

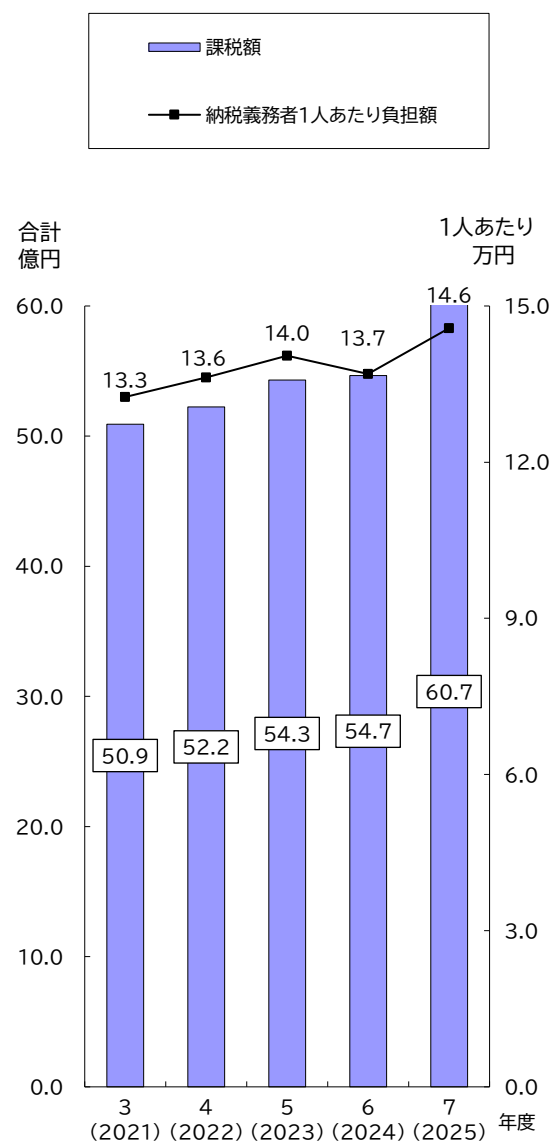
(オ) 60 歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

令和 3 年(2021 年)から令和 7 年(2025 年)までの各年 1 月 1 日の 60 歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図 32 のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移は図 33 のとおりです。



人口と所得階層別納税義務者数の推移
(60歳代)(図32)

※ データ編第19～23表
(82・83 ページ)参照

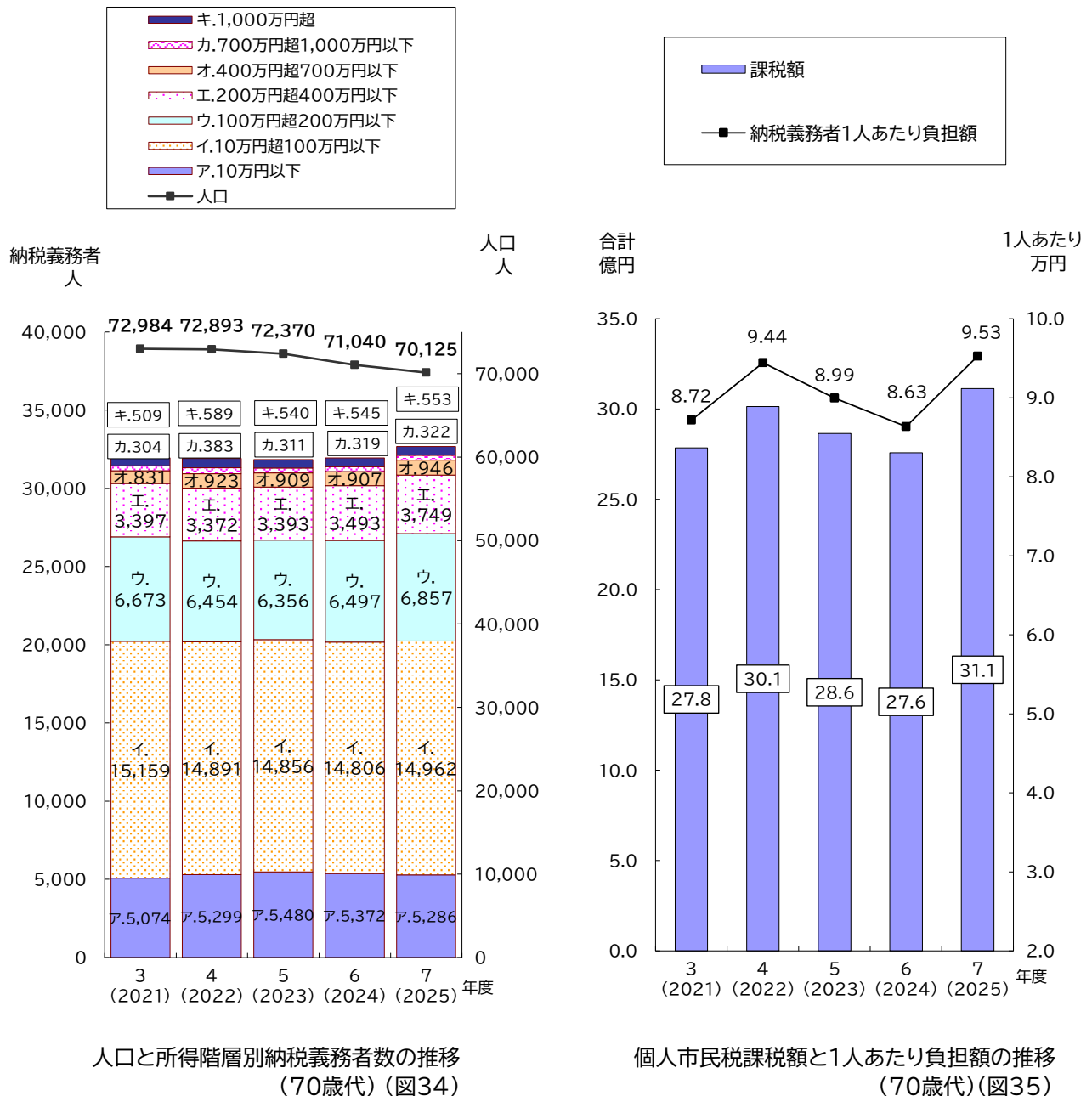


個人市民税課税額と1人あたり負担額の推移
(60歳代)(図33)

※ データ編第19～23表
(82・83 ページ)参照

(カ) 70 歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

令和 3 年(2021 年)から令和 7 年(2025 年)までの各年 1 月 1 日の 70 歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図 34 のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移は図 35 のとおりです。

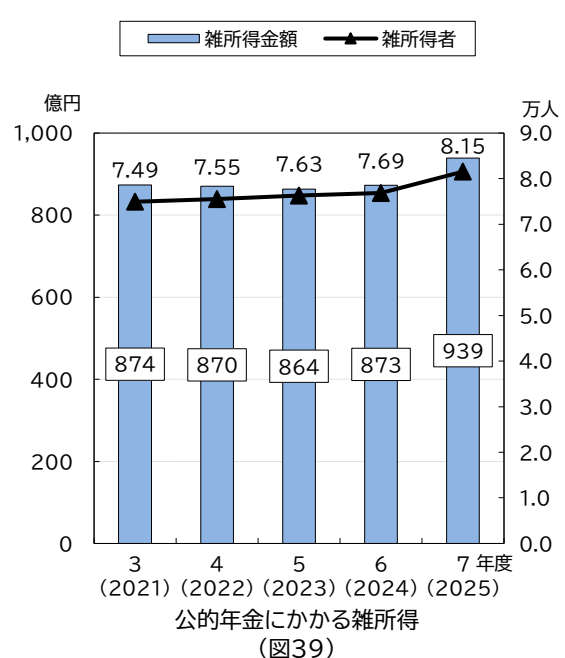
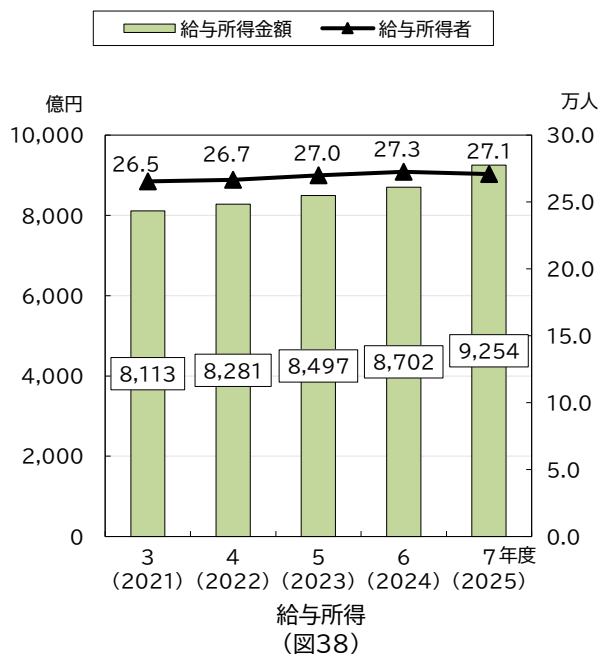
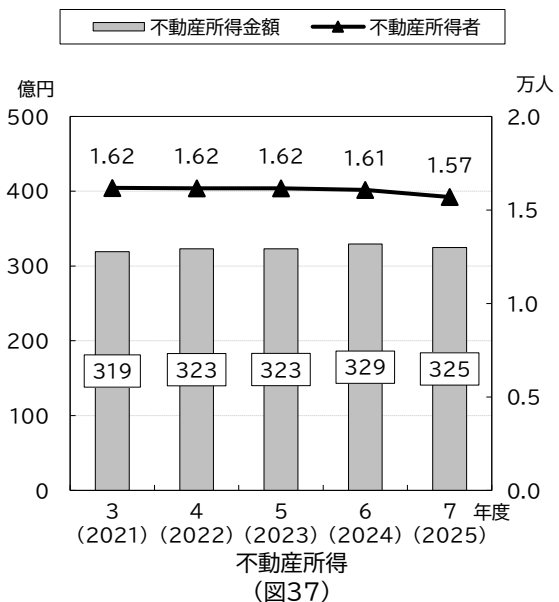
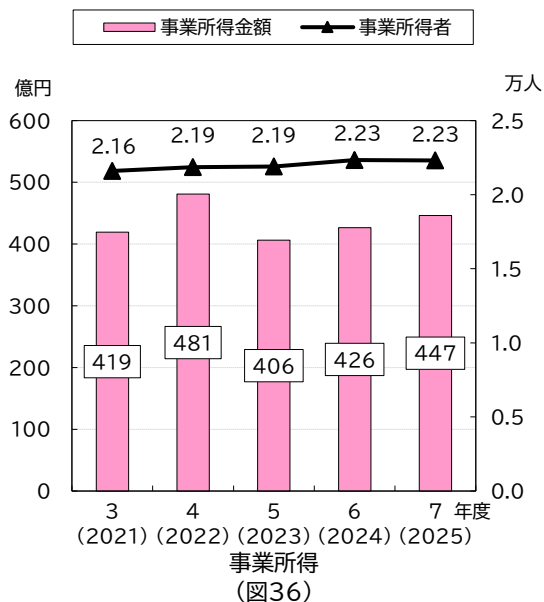


※ データ編第19～23表
(82・83 ページ)参照

※ データ編第19～23表
(82・83 ページ)参照

カ 所得金額

所得は全部で 10 種類あり、所得の種類ごとに収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を求めます。所得金額の多い事業所得*、不動産所得、給与所得、公的年金にかかる雑所得の 4 つについての所得金額と所得者数の推移は、図 36 から図 39 までのとおりです。



※ データ編第 24 表(84 ページ)参照

* 事業所得には国からの新型コロナ給付金が含まれています。

それぞれの所得者 1 人あたりの所得金額の推移は図 40 のとおりです。

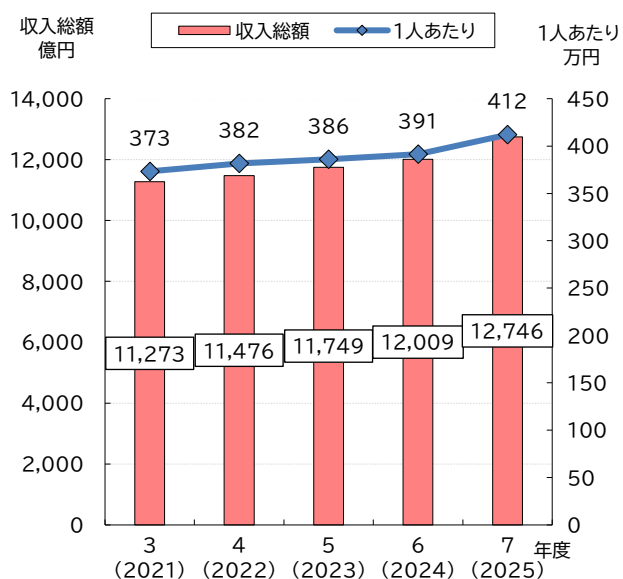


所得別の1人あたり所得金額の推移 (図40)

※ データ編第 24 表(84 ページ)参照

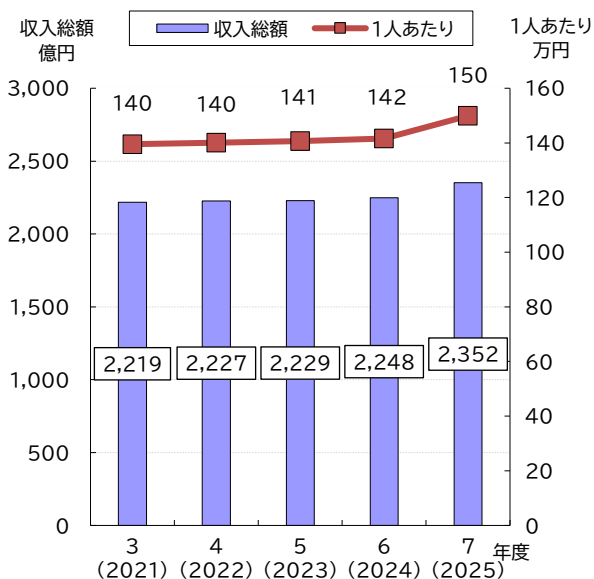
10 種類の所得のうち給与所得と公的年金にかかる雑所得については、給与所得控除又は公的年金等控除を差し引く前の収入金額が明らかになっていますので、より現実に近い収入状況が分かります。

給与と年金の収入金額の総額と 1 人あたりの収入金額の推移は、図 41 及び図 42 のとおりです。



給与収入金額の推移 (図41)

※ データ編第 25 表(84 ページ)参照



公的年金収入金額の推移 (図42)

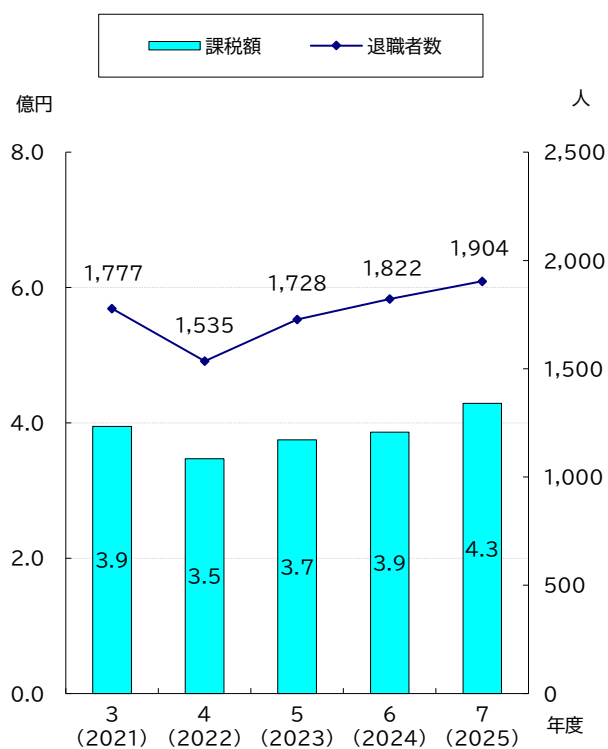
※ データ編第 25 表(84 ページ)参照

キ 退職所得と課税額

10 種類の所得のひとつに退職所得があります。退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいいます。退職手当を支払う人が、退職手当を支払う際に、給与所得と分けて退職所得に対する個人市民税の税額を算出し、支払額から税額を差し引いています。

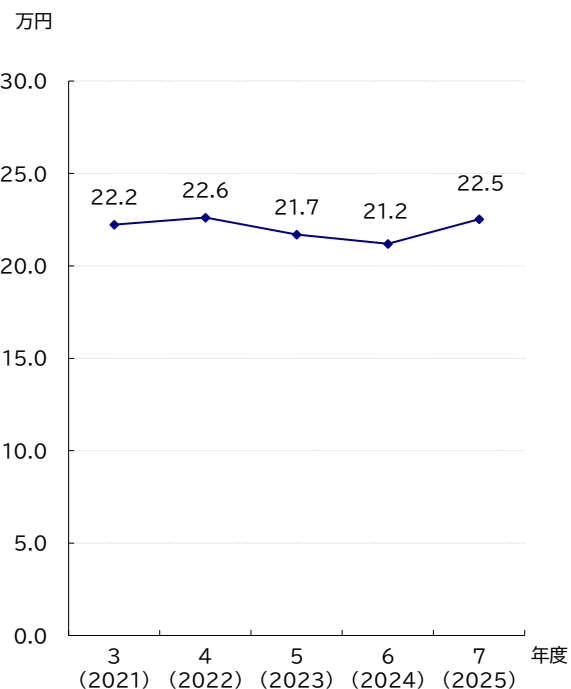
退職所得を得た退職者数と退職所得にかかる個人市民税課税額の推移は、図 43 のとおりです。

退職者数は令和 4 年度(2022 年度)に大きく減少しましたが、令和 5 年度(2023 年度)以降は増加しています。退職者 1 人あたりの退職所得にかかる個人市民税負担額の推移は図 44 のとおりです。



退職者数と退職所得にかかる
個人市民税課税額の推移 (図43)

※ データ編第 26 表(85 ページ)参照

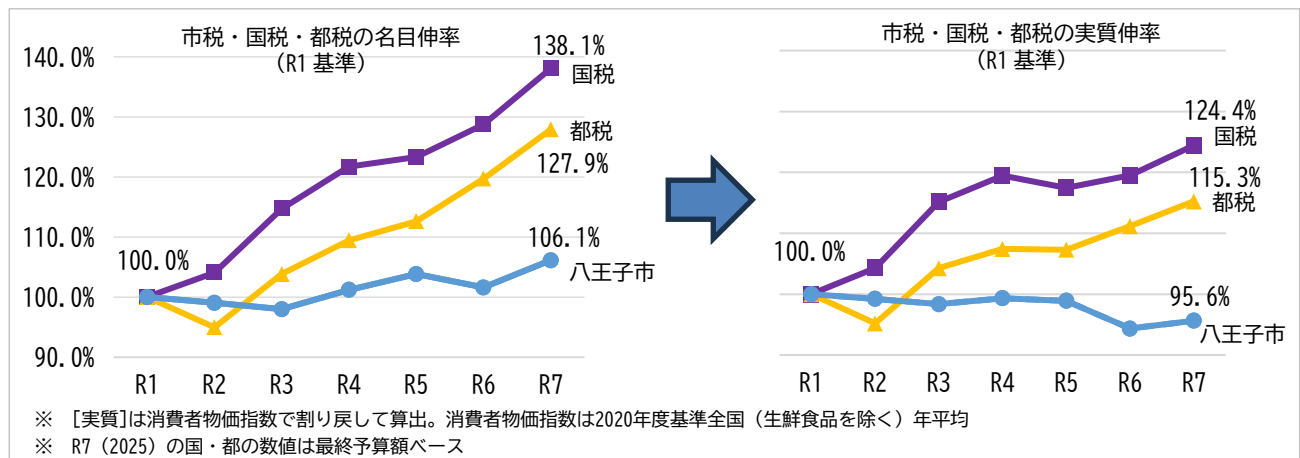


退職者1人あたりの退職所得にかかる
個人市民税負担額 (図44)

※ データ編第 26 表(85 ページ)参照

Column 実質税収が示す八王子市の課題

八王子市の市税収入は、国税や都税と同様に、令和 7 年度(2025 年度)に過去最高を更新しました。しかし、物価上昇の影響を考慮した実質的な税収を見ると、国税や都税は実質でも増加傾向である一方、八王子市では令和元年度(2019 年度)を基準にした伸び率が減少傾向にあります。

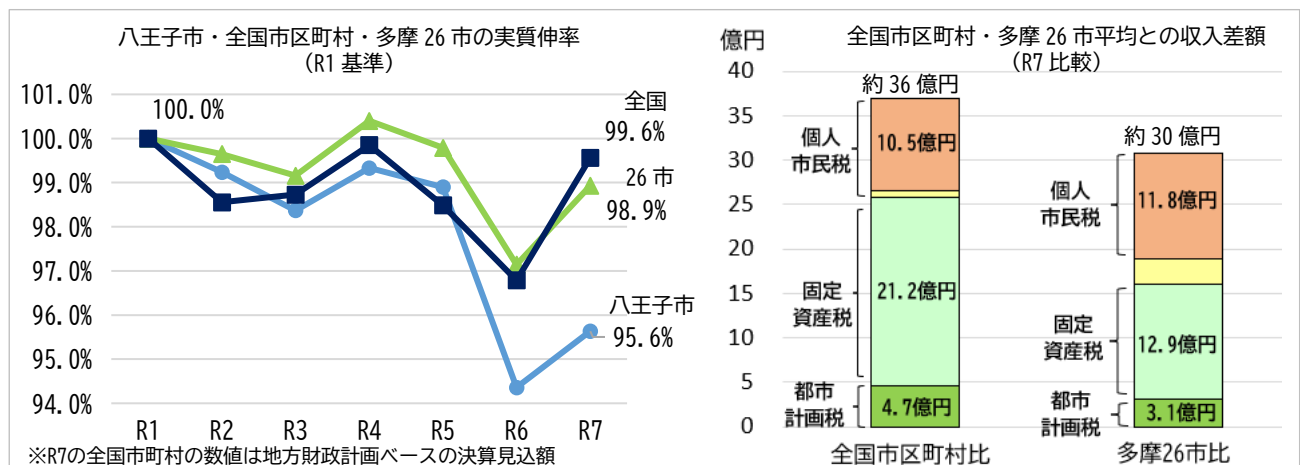


◆全国市区町村や多摩 26 市との比較

次に、同じ市税同士である全国市区町村や多摩 26 市との比較を見てみます。

全国市区町村や多摩 26 市の実質税収は、令和 7 年度(2025 年度)時点でも、ほぼ令和元年度(2019 年度)並みとなっている一方、八王子市はそれらを下回っています。

その差を税額ベースで比較すると、令和 7 年度(2025 年度)では、全国市区町村平均には約 36 億円、多摩 26 市平均には約 30 億円届かない計算になります。さらに税目別に見ると、その差の多くは、土地や建物の価値を基に課税される固定資産税と都市計画税にあることが分かりました。



◆税収分析から見える新たな課題

八王子市の固定資産税や都市計画税の伸び率は、多摩 26 市の中でも 24 位*と、低い水準にあります。一方、商業地の平均地価公示価格の伸び率では、平均を下回っているものの、多摩 26 市中 15 位と、中位*に位置しています。こうした結果から、八王子市の税収の伸び悩みは、都市拠点の活性化だけでなく、市域全体の土地利用の在り方とも関係していることがうかがえます。今後は都市拠点の更なる魅力向上と、それ以外の地域が持つ魅力をどのように価値へ結び付けていくかが、持続可能なまちづくりを支える重要な課題といえそうです。

* 令和元年度(2019 年度)基準の令和 7 年度(2025 年度)伸び率…固定資産税:多摩 26 市平均 107.9%、八王子市 104.0%(26 市中 24 位) 都市計画税:多摩 26 市平均 108.6%、八王子市 103.8%(26 市中 24 位) 商業地の平均地価公示価格:多摩 26 市平均 117.8%、八王子市 111.1%(26 市中 15 位)。令和 7 年度の商業地の平均地価公示価格については、データ編第 41 表(92 ページ)参照。

(2) 法人市民税

- 納税義務者数は毎年増加、増加傾向にあった法人税割の課税額は令和 6 年度（2024 年度）以降減少
- 法人税割課税額では北部地域の製造業が全体の18.9%を占める

法人市民税の納税義務者と課税額の推移(表 6)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
納税義務者数(人)	13,989	14,233	14,424	14,573	14,851	
均等割額(千円)	1,444,880	1,500,357	1,481,363	1,519,203	1,524,714	
法人税割額(千円)	2,996,636	3,571,562	5,010,187	3,779,338	3,702,135	
課税額計(千円)	4,441,516	5,071,919	6,491,550	5,298,541	5,226,849	

※データ編第 27 表(85 ページ)参照

法人市民税の納税義務者数と課税額の推移は、図 45 のとおりです。



法人市民税の納税義務者数と課税額の推移 (図45)

※データ編第 27 表(85 ページ)参照

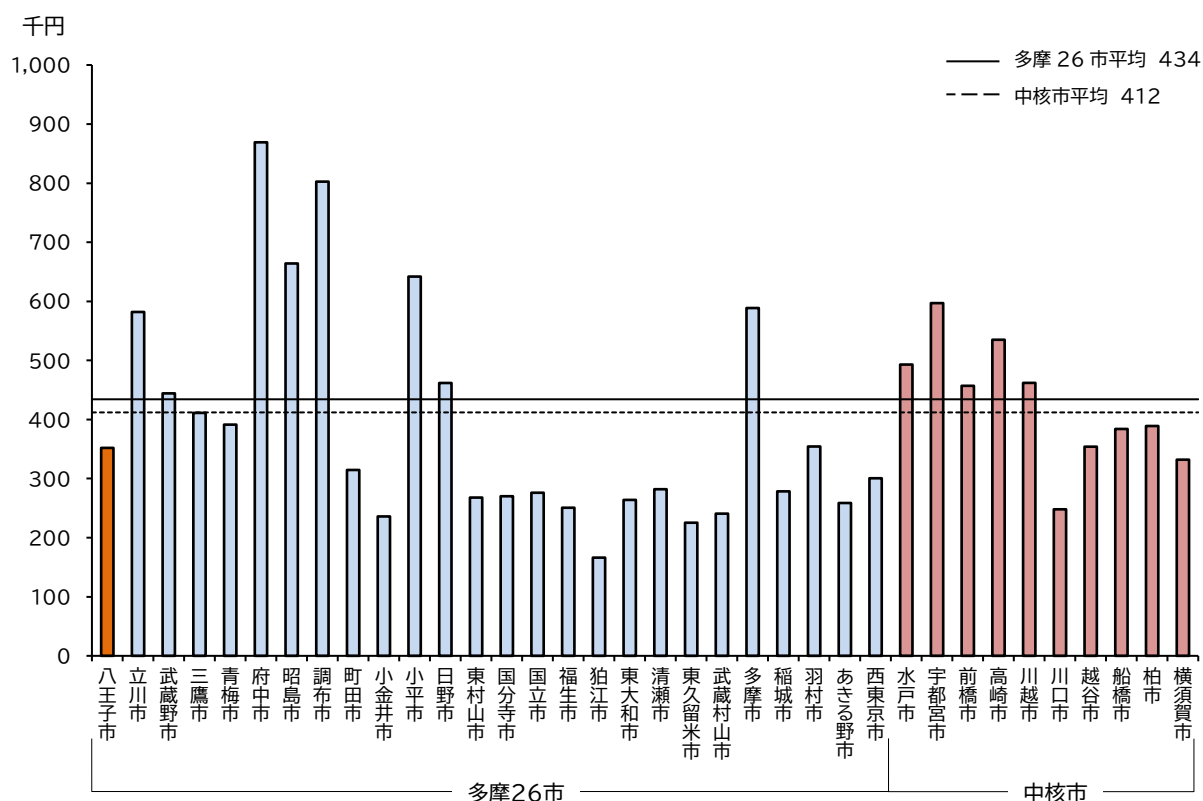
法人市民税は、市内に事務所又は寮等を所有する法人及び法人課税信託の引受けにより法人税を課される個人で、市内に事務所等を有するものに課税します。

法人市民税は、均等割と法人税割^{*1}で構成され、市内に事務所又は事業所のある法人には均等割と法人税割を、市内に寮等のみがある法人には均等割を課税します。

法人税割課税額は、近年増加傾向となっていました[※]、令和 6 年度(2024 年度)以降は一部企業の収益減少の影響により、減少しています。均等割課税額は、景気の影響はあまり受けませんが、事業所の移転等による影響を受けやすく、近年は納税義務者数が増加しているものの、課税額は 15 億円前後となっています。

ア 1 事業所あたりの法人市民税額の他市との比較^{*2}

本市の納税義務者数と 1 事業所あたりの法人市民税額が他市と比べてどのような位置にあるのか、多摩 26 市及び中核市で比較してみました。多摩 26 市及び中核市の 1 事業所あたりの法人市民税額は図 46 のとおりです。



多摩26市と中核市の1事業所あたりの法人市民税額(令和7年度(2025年度))(図46)

※データ編第 29 表(86 ページ)参照

*1 均等割の税率は、資本金等の額、従業員数、その他の要件により、5 万円から 300 万円までの間で 9 段階に分かれています。法人税割は、課税標準となる法人税額に税率を掛けて算定します。

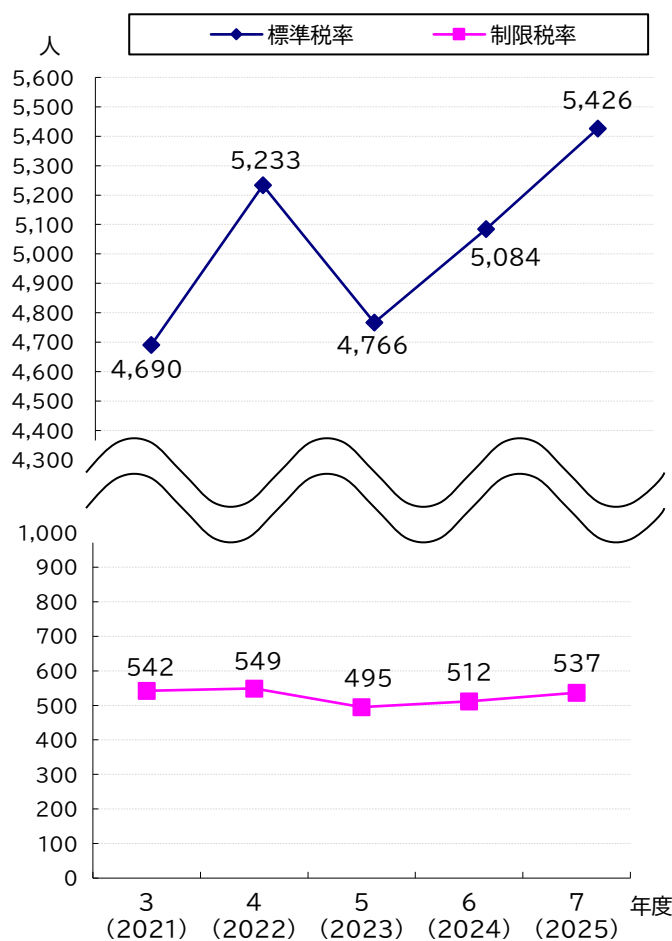
*2 1事業所あたりの法人市民税については、不均一課税を考慮せず計算しています。

イ 適用税率別の法人数と法人税割課税額

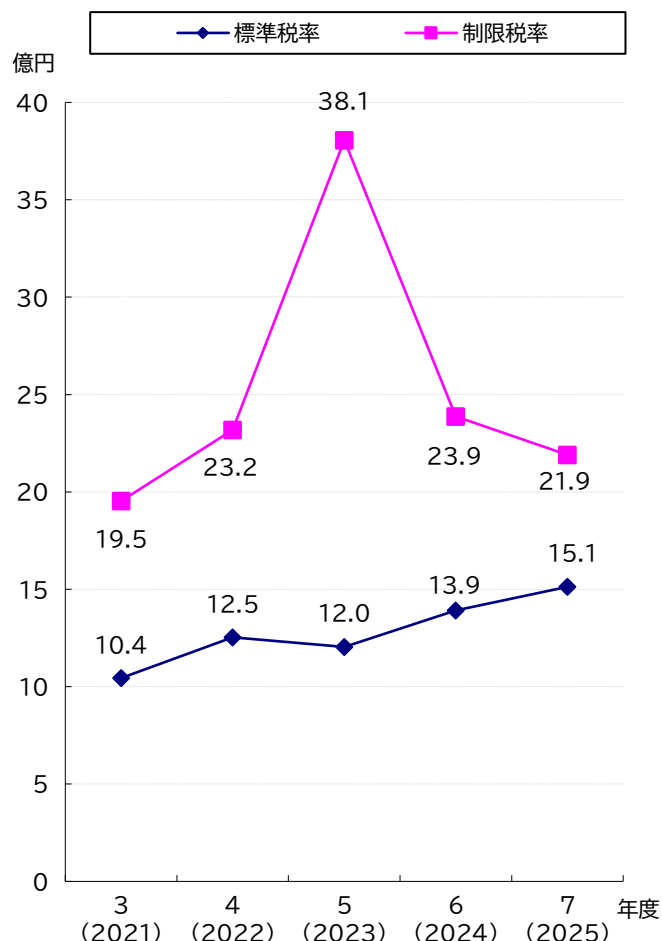
法人税割は、資本金の額により適用する税率を決めています。その税率は、標準税率 6.0%と制限税率 8.4%の 2 段階です。標準税率は、資本金の額が 1 億円以下の法人や資本金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)に適用し、制限税率は、資本金の額が 1 億円を超える法人及び相互会社に適用します。

法人税割を納付した法人数と法人税割課税額の推移を適用税率別に見ると、制限税率適用の法人数は全体の1割程度です。一方で、課税額に占める割合は 6 割程度となっており、一部の大法人が課税額の多くを占めていることがうかがえます。

法人税割は、景気変動の影響を受けるほか、税制改正による影響を強く受けます。令和 3 年度(2021 年度)以降は、製造業などの大企業で業績が向上するなど増加が続き、令和 5 年度(2023 年度)は 50 億 1,000 万円まで増えました。しかし、令和 6 年度(2024 年度)以降は、一部企業の収益減少の影響により減少しています。(図 47 及び図 48)



適用税率別法人数の推移(図47)

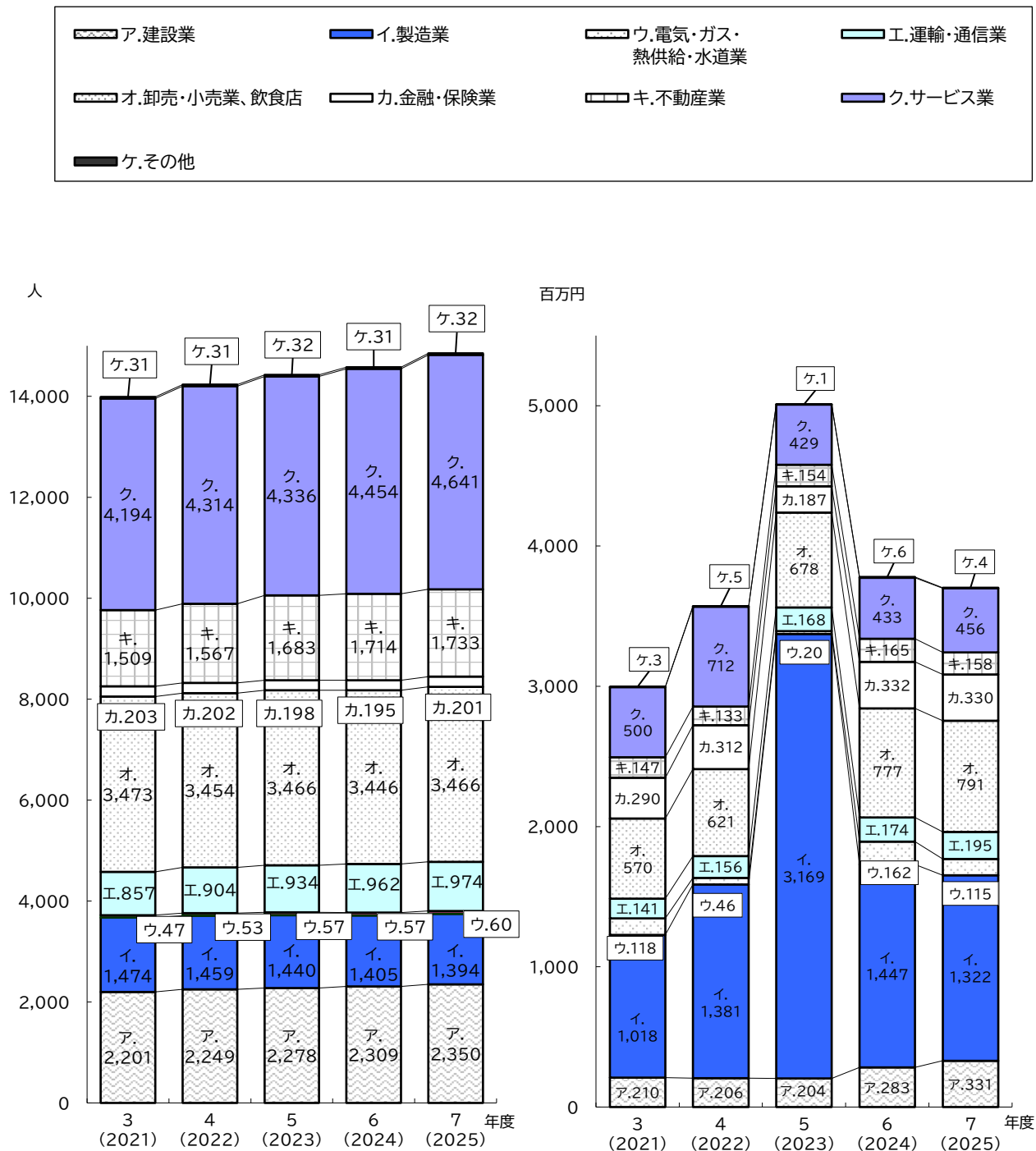


適用税率別法人税割課税額の推移(図48)

※データ編第 28 表(85 ページ)参照

ウ 業種別の法人数と法人税割課税額

業種別の法人数と法人税割課税額の推移は図 49 及び図 50 のとおりです。法人数の推移では減少を続ける製造業ですが、法人税割課税額において占める割合は一番大きく、令和 7 年度(2025 年度)では全体の 35.7%を占めています。



業種別法人数の推移 (図49)

業種別法人税割課税額の推移 (図50)

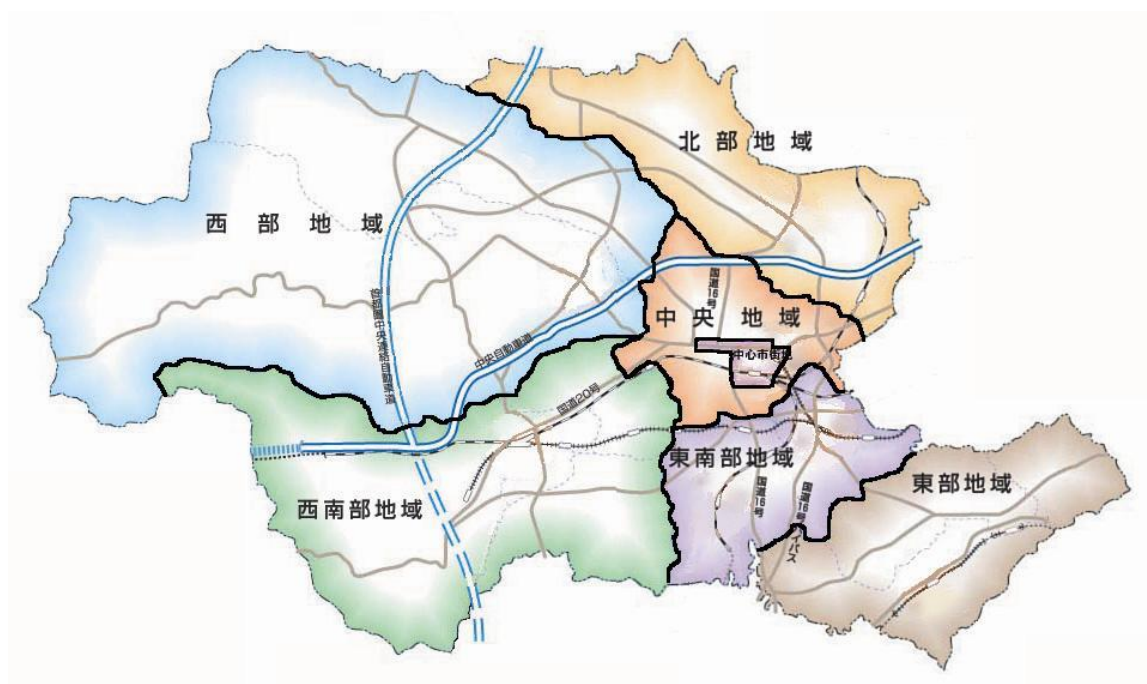
※データ編第 30 表(87 ページ)参照

工 地域別の法人数と法人税割課税額

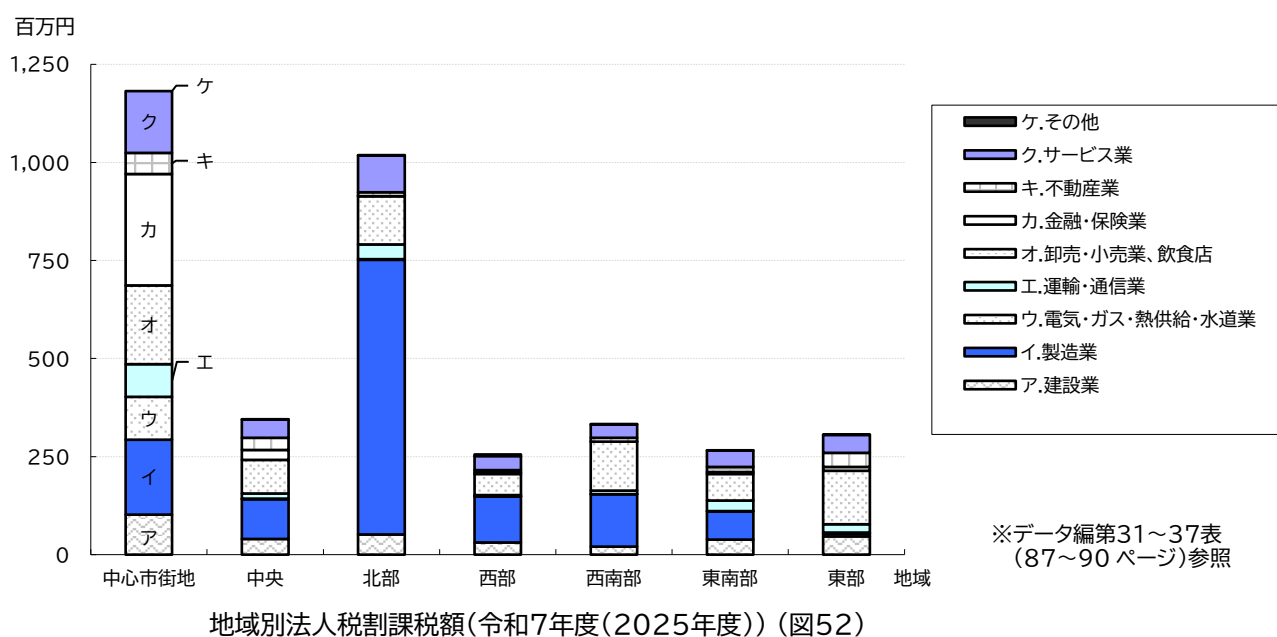
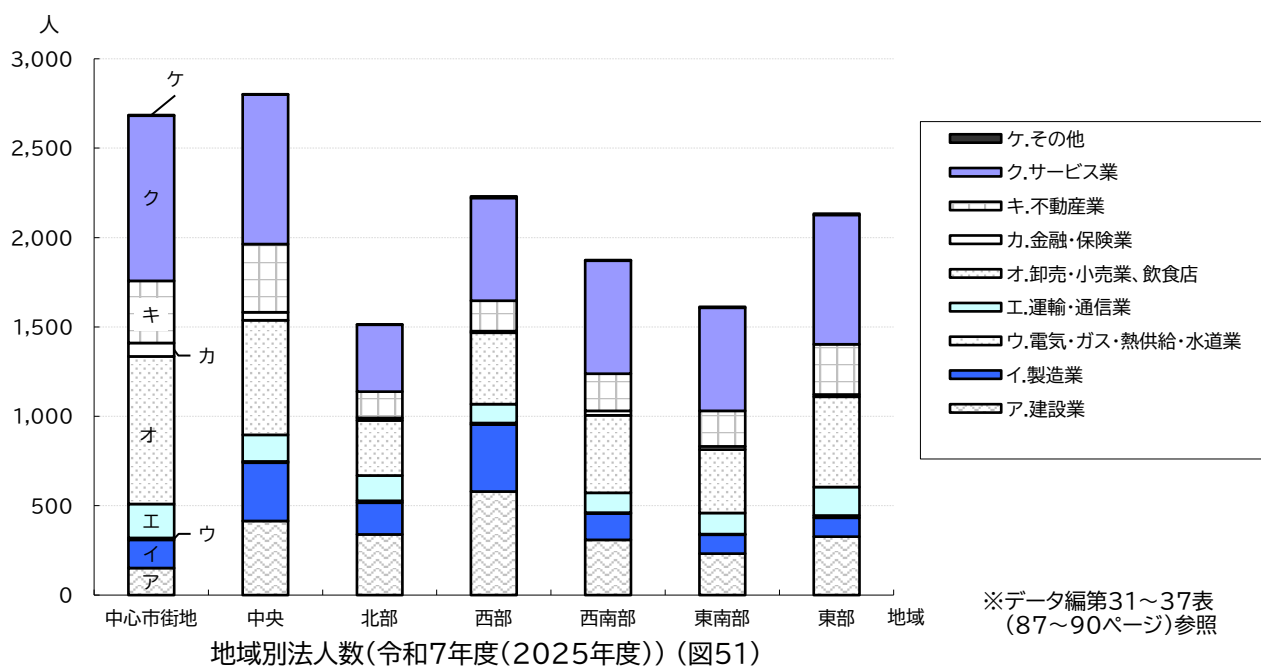
本市は市域が広く、地域によって産業構造に違いがあります。そこで、地域に分けてそれぞれの特徴を見ることにします。

本市では、基本構想・基本計画「八王子未来デザイン 2040」において、市域を中央、北部、西部、西南部、東南部、東部の 6 地域に分け、それぞれの地域の特徴に応じたまちづくりを進めていくことを基本方針としています。本書でもこの地域区分を基本として用いることとしますが、中央地域のうち中心市街地*は商業集積地であり、産業構造に違いがあることから、本書では、中央地域を中心市街地とそれ以外の地域に分け、合計 7 地域に区分します。

そこで、本書の中では、中心市街地を「中心市街地地域」と、中心市街地以外の中央地域を「中央地域」と呼ぶこととします。



* 現行の八王子市中心市街地活性化基本計画で設定した区域(北:甲州街道沿道、東:かえで通り、南:子安公園通り、西:国道 16 号線)。本書では、この区域を含む町全てを中心市街地地域としています。



地域別の法人数、法人税割課税額は、図 51 及び図 52 のとおりです。

法人数は中央地域が最も多く、全体の 18.9%を占めています。業種別に見ると、建設業や製造業は西部地域や中央地域に多く、卸売・小売業、飲食店や不動産業は中心市街地地域や中央地域に多くなっています。サービス業は各地域とも多い業種で全体の 3 割を占めています。

法人税割課税額は、金融・保険業や卸売・小売業、飲食店等が集中する中心市街地地域が最も多く、全体の 31.9%を占めています。また、大規模な事業所がある北部地域が全体の 27.5%を占めるなど、地域による産業の特性がうかがえます。中でも、北部地域の製造業は全体の 18.9%を占めています。

(3) 固定資産税・都市計画税

- 土地の調定額は、地目の変更及び負担調整措置により増加
- 家屋の調定額は、新增築及び遡及課税により増加
- 償却資産の調定額は、新規事業者の事業開始及び既存事業者の設備投資により増加

固定資産税調定額の推移(表7)

単位:千円

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
土地	14,153,600	14,191,455	14,186,129	14,318,487	14,339,740
家屋	16,370,068	17,207,833	17,572,326	17,537,495	17,941,359
償却資産	4,040,171	4,247,348	4,301,964	4,417,067	4,531,676
計	34,563,839	35,646,636	36,060,419	36,273,049	36,812,775

都市計画税調定額の推移(表8)

単位:千円

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
土地	3,737,728	3,756,199	3,760,418	3,802,786	3,807,224
家屋	3,206,339	3,356,648	3,434,662	3,423,391	3,497,798
計	6,944,067	7,112,847	7,195,080	7,226,177	7,305,022

※ データ編 128・129 ページ参照

固定資産とは土地、家屋、償却資産の総称です。固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在の固定資産の所有者を納税義務者として課税します。

固定資産の所有者とは、

- ・土地は、登記簿又は土地(補充)課税台帳^{*1}
- ・家屋は、登記簿又は家屋(補充)課税台帳^{*1}
- ・償却資産は、償却資産課税台帳

にそれぞれ所有者として登記又は登録されている人のことです。

土地と家屋の評価額は、地方税法の規定に基づき、3年ごとの基準年度(例:平成30年度(2018年度)、令和3年度(2021年度)、令和6年度(2024年度))の評価替え^{*2}により決定します。

固定資産の評価は、固定資産評価基準(以下「評価基準^{*3}」といいます。)に基づいて行い、原則として、市長がその価格^{*4}を決定します。

固定資産税は、固定資産の価格をもとにした課税標準額^{*5}に税率を掛けて求めます。

課税標準額 × 税率(1.4%) = 税額 です。

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税で、市街化区域内の土地、家屋を所有している方に課税します。課税標準額は固定資産税と同様に、固定資産の価格をもとに求めます。

課税標準額 × 税率(0.27%) = 税額 です。

*1 登記簿に登記されていない土地又は家屋で固定資産税を課税することができるものについて、市がその所有者の住所及び氏名など所要の事項を登録した帳簿です。

*2 過去3年間における資産価格の変動に対応し、評価額を適正かつ均衡のとれた価格に見直すことです。

*3 固定資産の価格を決定するための基準や実施の方法、手続きなどについて、総務大臣が定めたものです。

*4 他市や他県とまたがる償却資産の場合、総務大臣や都知事が⁴価格を決定し、関係市町村に配分します。(51ページ参照)

*5 税率を掛けて税額を算定する基礎となる数値です。

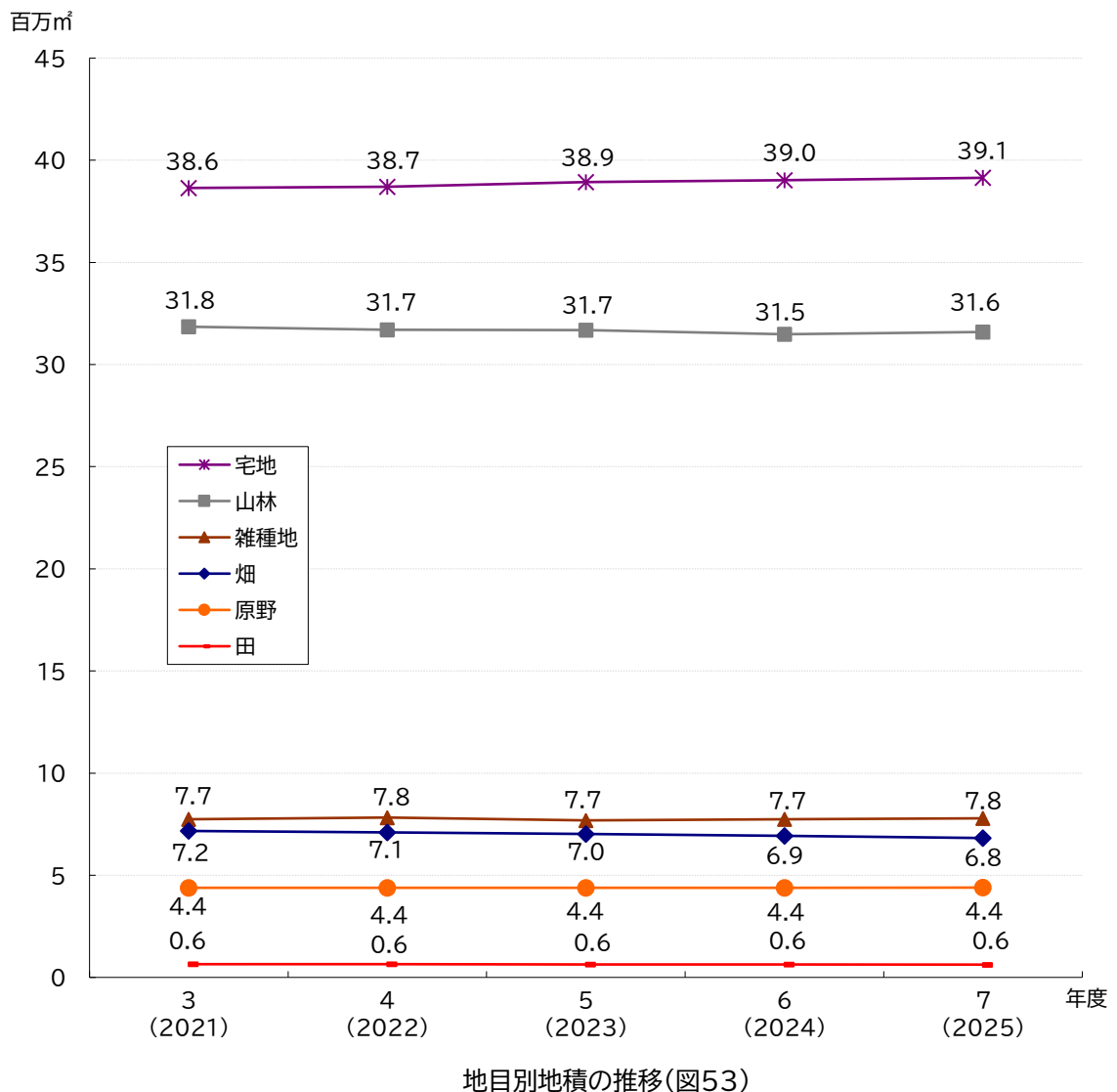
ア 土地に対する評価・課税のしくみ

(ア) 評価のしくみ

土地は評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

評価基準に規定されている地目は土地を利用面から分類した名称です。宅地、田、畑（田と畑を併せて「農地」といいます。）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地をいいます。

なお、固定資産税の評価上の地目は、登記簿の地目にかかわらず、当該年度の初日の属する年の1月1日（賦課期日）の現況により決定します。地目別地積の推移は、図53のとおりです。宅地の地積は年々増加しているのに対し、他の地目は横ばい、又は減少となっています。



※ データ編第38表(91ページ)参照
※ 数値は固定資産概要調書*による。

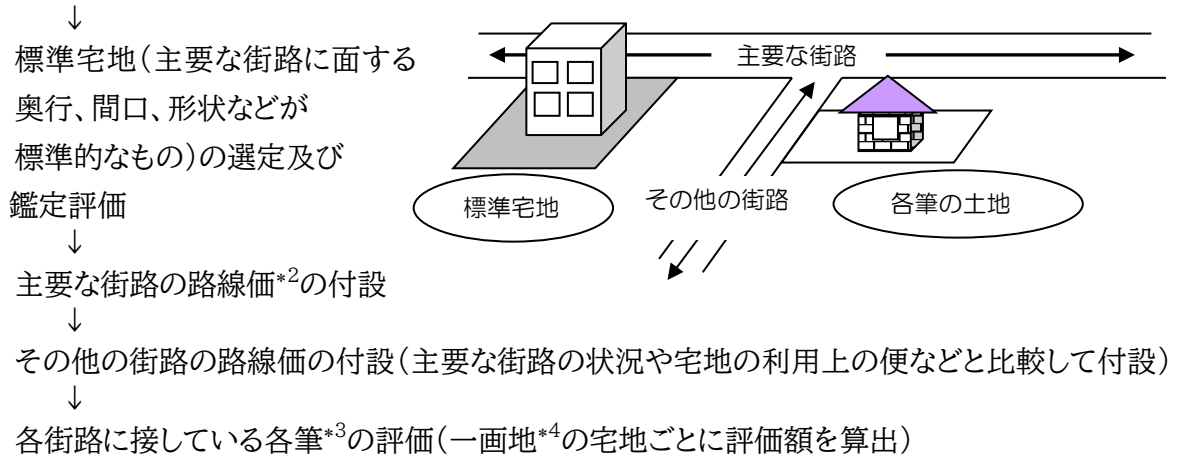
* 地方税法の規定により、市町村長が固定資産の価格等を決定・登録した結果を調書として作成するもの。毎年度当初課税直後に作成するため、決算数値とは異なります(固定資産税・都市計画税については一部の数値で概要調書の数値を使用しています)。なお、数値は1月1日現在のものです。

(イ) 評価の方法

価格は、評価基準に基づき、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格^{*1}を基礎として求めます。地目別の評価方法は次のとおりです。

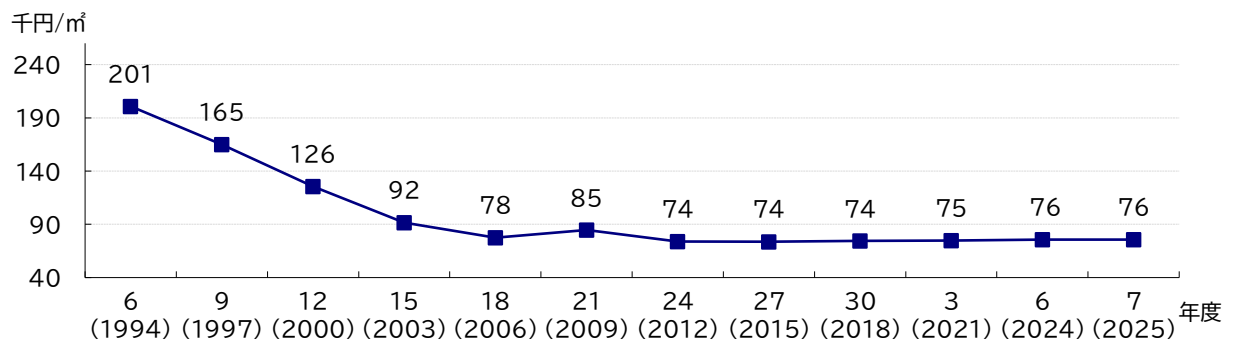
○宅地(市街化区域の場合)

道路の状況、公共施設などからの距離、家屋の疎密度、上下水道施設の普及状況、ガス設備の有無などの宅地の利用上の便を考慮して、地区、地域を区分。



宅地の評価については、固定資産税評価額(市町村)と地価公示価格(国土交通省)及び相続税評価額(国税庁)との評価の均衡を図るため、平成 6 年度(1994 年度)から宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格などの 7 割を目途に評価することになりました。

このような方法で評価した普通住宅地の平均価格の推移は、図 54 のとおりです。地価下落などにより平均価格は低下していましたが、平成 18 年度(2006 年度)から平成 21 年度(2009 年度)にかけて上昇しました。その後、平成 21 年度(2009 年度)から平成 24 年度(2012 年度)にかけて再び低下し、以降はおおむね同水準で推移しています。



普通住宅地の平均価格の推移(図54)

※ データ編第 39 表(91 ページ)参照

*1 現実の取引価格のうち、当事者間の事情(売り急ぎ、買い急ぎなど)により価格が左右されるものを除いた、正常な条件のもとでの取引価格のことです。

*2 街路に沿接する標準的な宅地の 1 ㎡あたりの価格のことです。

*3 登記簿において一個の土地を指す単位です。

*4 原則として一筆の宅地ですが、利用状況によって、二筆以上の宅地を合わせたり、一筆の一部分をもって一画地とします。

○農地、山林

宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の評価額をもとにして評価します。ただし、市街化区域農地や宅地などへの転用許可を受けた農地などについては、状況が類似する付近の宅地などの評価額を基準として求めた価額から、造成費を控除した価額によって評価します。

○牧場、原野、雑種地など

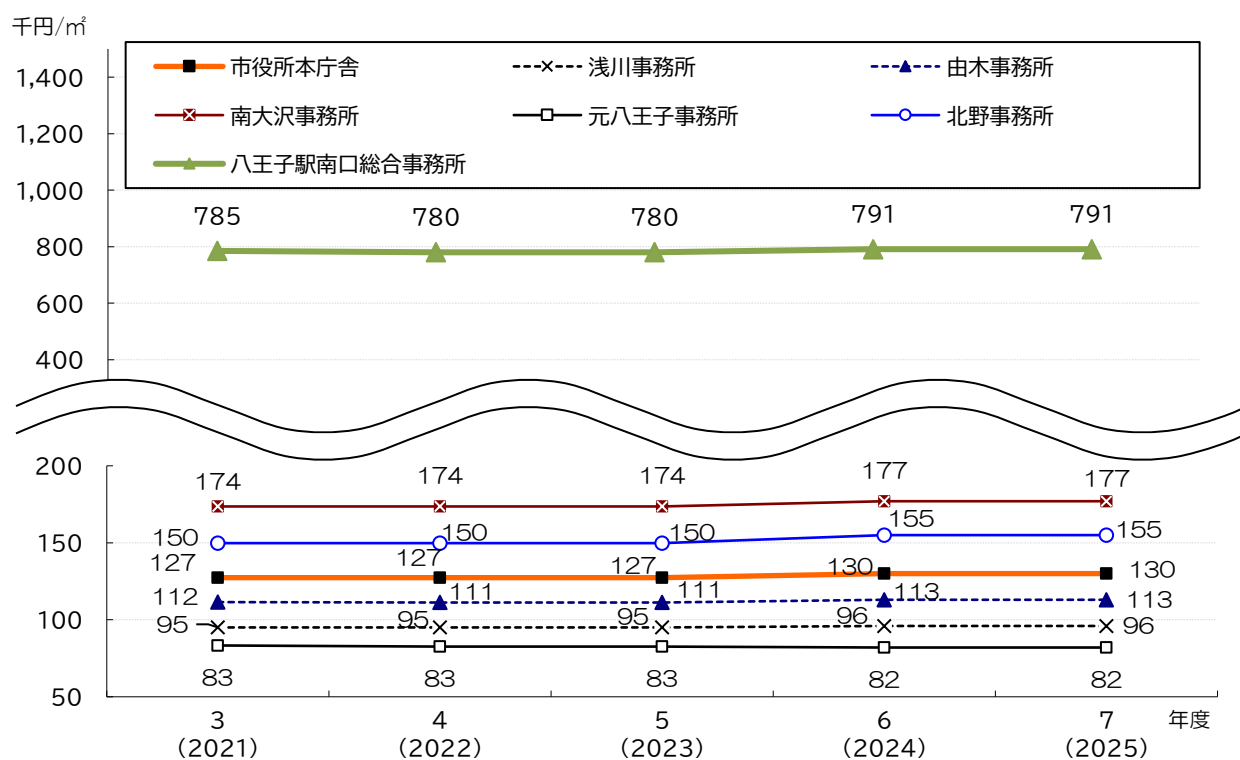
売買実例価額や付近の土地の評価額をもとにして、その価額を求める方法により評価します。

(ウ) 地価の推移・他市との比較

a 地価の傾向

土地の価格は評価替えの年を含めて 3 年間据え置くこととされています。しかし、平成 9 年度(1997 年度)以降、地価の下落により価格を据え置くことが適当でない場合は、価格を修正できるようになり、評価替えの年度以外でも地価が下落したときには、土地の価格を修正する場合があります。

市内の地価の動向を市役所本庁舎及び市民部各事務所について、それぞれが接する道路の路線価で見ると、図 55 のとおりです。



市役所本庁舎及び市民部各事務所が接する道路の路線価の推移(図 55)

※ データ編第 40 表(91 ページ)参照

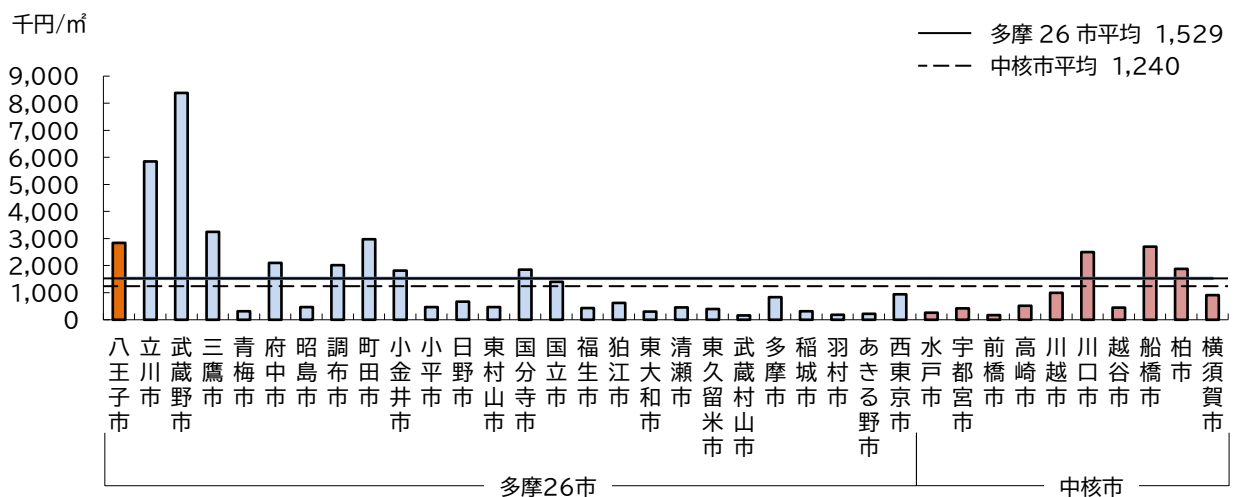
直近の評価替えは、令和 6 年度(2024 年度)に行いました。

令和 6 年度(2024 年度)は前年度と比べ、元八王子事務所の路線価は下落、市役所本庁舎、浅川事務所、由木事務所、南大沢事務所、北野事務所、八王子駅南口総合事務所の路線価は上昇となり、主に鉄道駅からの距離要因により地価が上昇しています。令和 7 年度(2025 年度)は全ての事務所の路線価で下落がなかったため、据置きとなっています。

b 商業地の価格の他市との比較

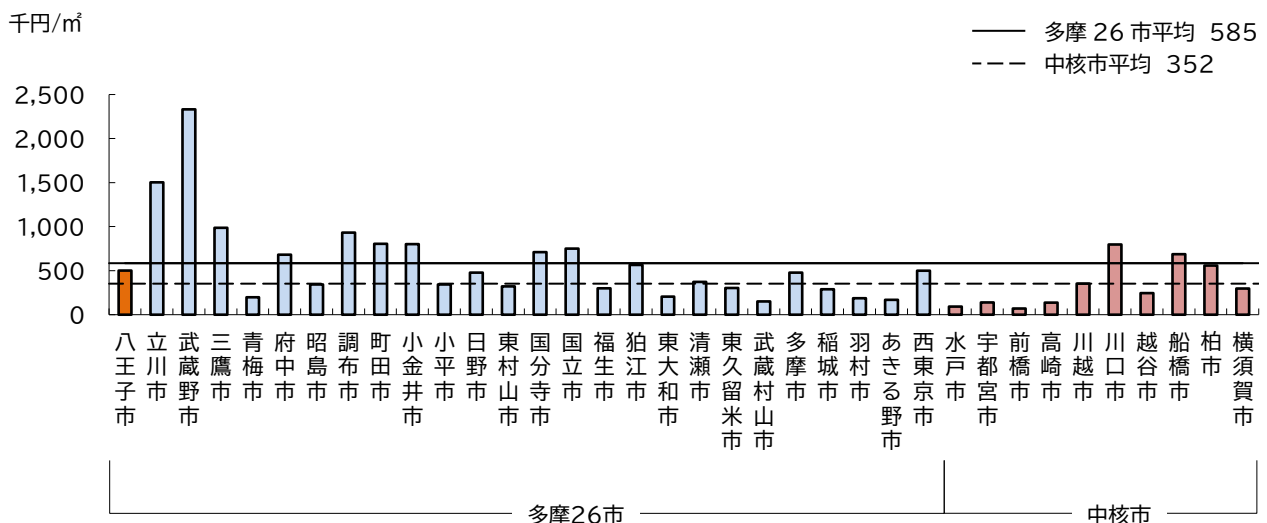
本市の地価が他市と比較してどの程度に位置するのか、多摩 26 市と中核市の商業地の地価公示価格で比べてみました。

図 56 は地価公示の最高価格で、図 57 は地価公示の平均価格で比較したものです。



多摩26市と中核市の商業地の地価公示の最高価格(令和7年(2025年)1月1日)(図56)

※ データ編第 41 表(92 ページ)参照



多摩26市と中核市の商業地の地価公示の平均価格(令和7年(2025年)1月1日)(図57)

※ データ編第 41 表(92 ページ)参照

(工) 課税のしくみ

土地にかかる固定資産税・都市計画税は、評価額に次の措置を講じた額を課税標準額として、税額を算出します。

a 負担水準による調整措置

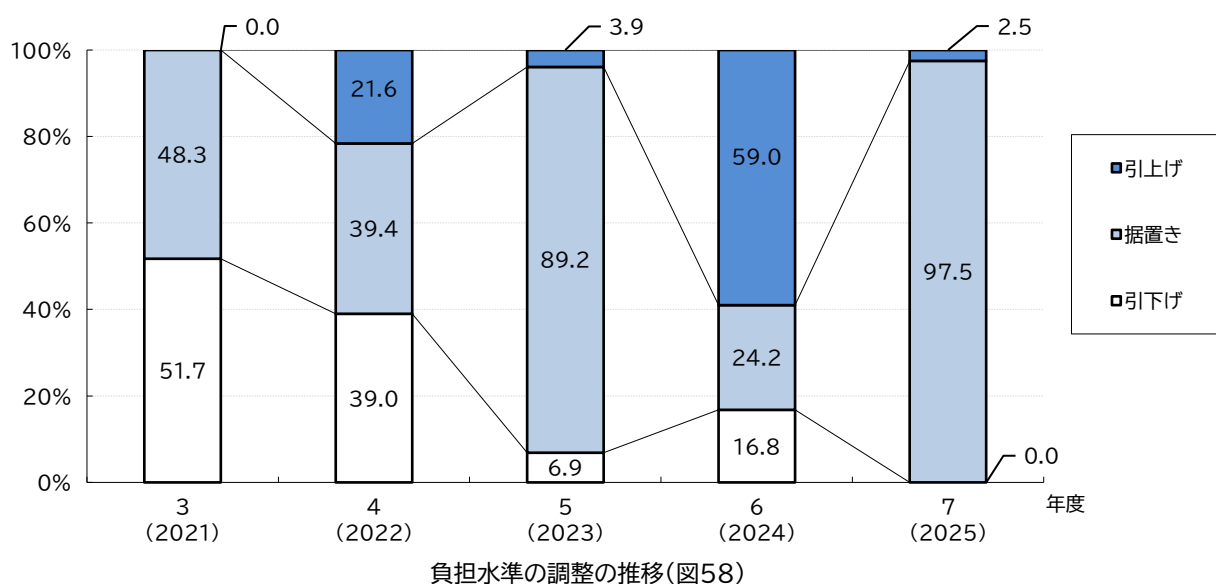
土地の課税標準額は平成 8 年度(1996 年度)まで、評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置をとってきました。さらに、平成 9 年度(1997 年度)からは、地域や土地によってばらつきのある負担水準(評価額に対する前年度の課税標準額の割合)の均衡化を図り公平な課税を行うための負担調整措置をとっています。

具体的には

- ・負担水準が高い土地 ⇒ 課税標準額を引下げ
- ・負担水準が一定の範囲の土地 ⇒ 課税標準額を据置き
- ・負担水準が低い土地 ⇒ 課税標準額をなだらかに引上げ

負担水準による課税標準額の引下げ・据置き・引上げの割合の推移は、図 58 のとおりです。

令和 3 年度(2021 年度)は評価替えの年度であり、路線価格が下落した地点が多かったため、課税標準額の引下げを行った筆が 5 割を超えました。残りは、コロナ特例*による税負担の軽減措置が実施されたため据置きとなっており、引上げを行ったところはありませんでした。令和 6 年度(2024 年度)の評価替えでは、路線価格の上昇により引上げが 6 割となりましたが、すでに多くの土地で負担水準の均衡が進んでいるため、令和 7 年度(2025 年度)は、ほぼ据置きとなりました。



※ 引上げ、据置き、引下げの割合は、宅地比準土地の筆数に対する該当する筆数の割合
※ データ編第42表(92ページ)参照

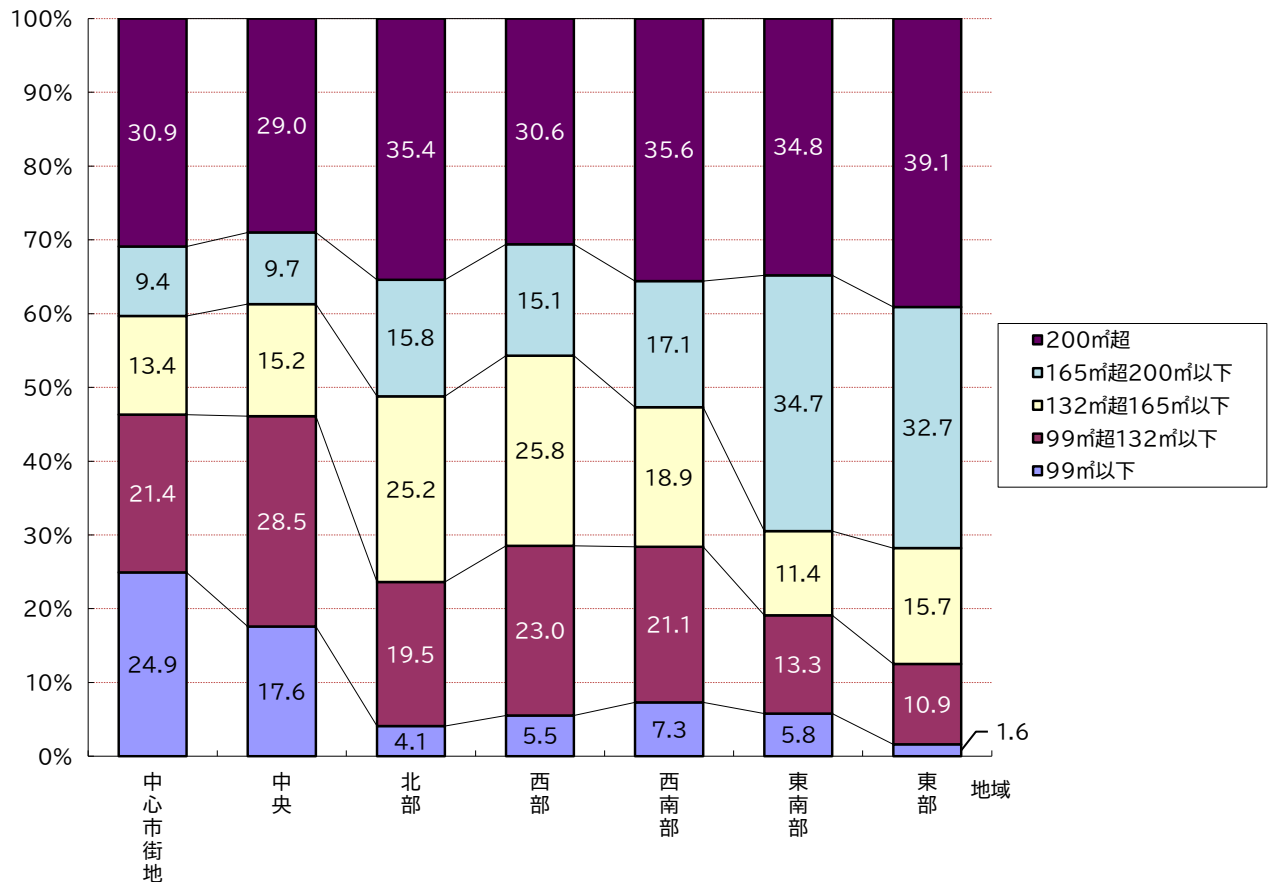
* 令和 3 年度(2021 年度)に限り、全ての土地について、課税標準額を令和 2 年度(2020 年度)の課税標準額に据え置く特別な措置です。

b 住宅用地への特例措置

住宅用地は、面積(家屋の床面積の 10 倍までを限度)に応じて、課税標準の特例措置を適用しています。次の区分に応じて、固定資産税及び都市計画税の課税標準額を減額しています。

- ・小規模住宅用地 …… 住宅 1 戸あたり 200 ㎡までの土地
 - 固定資産税は課税標準額を価格の 6 分の 1 とする。
 - 都市計画税は課税標準額を価格の 3 分の 1 とする。
- ・一般住宅用地 …… 住宅 1 戸あたり 200 ㎡を超えた土地
 - 固定資産税は課税標準額を価格の 3 分の 1 とする。
 - 都市計画税は課税標準額を価格の 3 分の 2 とする。

地域別の住宅用地の規模の割合は、図 59 のとおりです。いずれの地域も 200 ㎡を超える住宅用地が、最も大きな割合を占めています。200 ㎡を超える住宅用地の構成比が高い順に地域を見ると東部、西南部、北部、東南部、中心市街地、西部、中央となっています。また、99 ㎡以下の住宅用地の構成比が高い順に地域を見ると、中心市街地、中央、西南部、東南部、西部、北部、東部となっています。



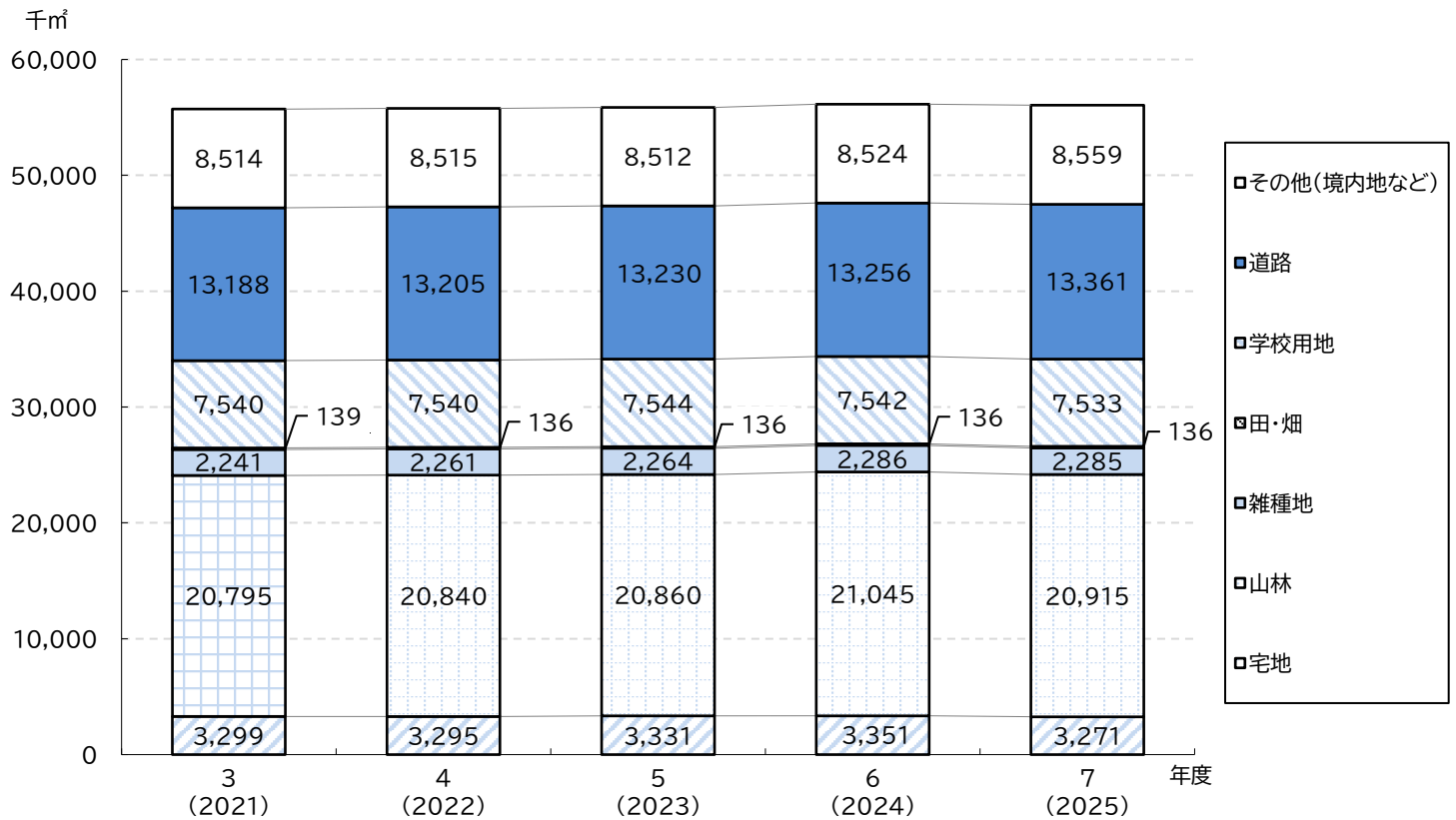
地域別住宅用地規模の割合(令和7年度(2025年度))(図59)

※ データ編第 43 表(92 ページ)参照

(オ) 固定資産税が課税されない土地

固定資産の所有者の条件や国の社会政策上の理由などから、課税の対象外とすることを非課税といいます。国や都道府県などのように公的な機関が所有する土地を非課税とするものと、土地の用途を考慮して非課税とするものがあります。

非課税土地の地積の推移は、図 60 のとおりです。非課税の主なものは国有林です。



非課税土地の地積の推移(図60)

※ データ編第44表(92ページ)参照

イ 家屋に対する評価・課税のしくみ



(ア) 評価のしくみ

家屋は評価基準に基づき、再建築価格方式という評価方法により価格(評価額)を求めます。

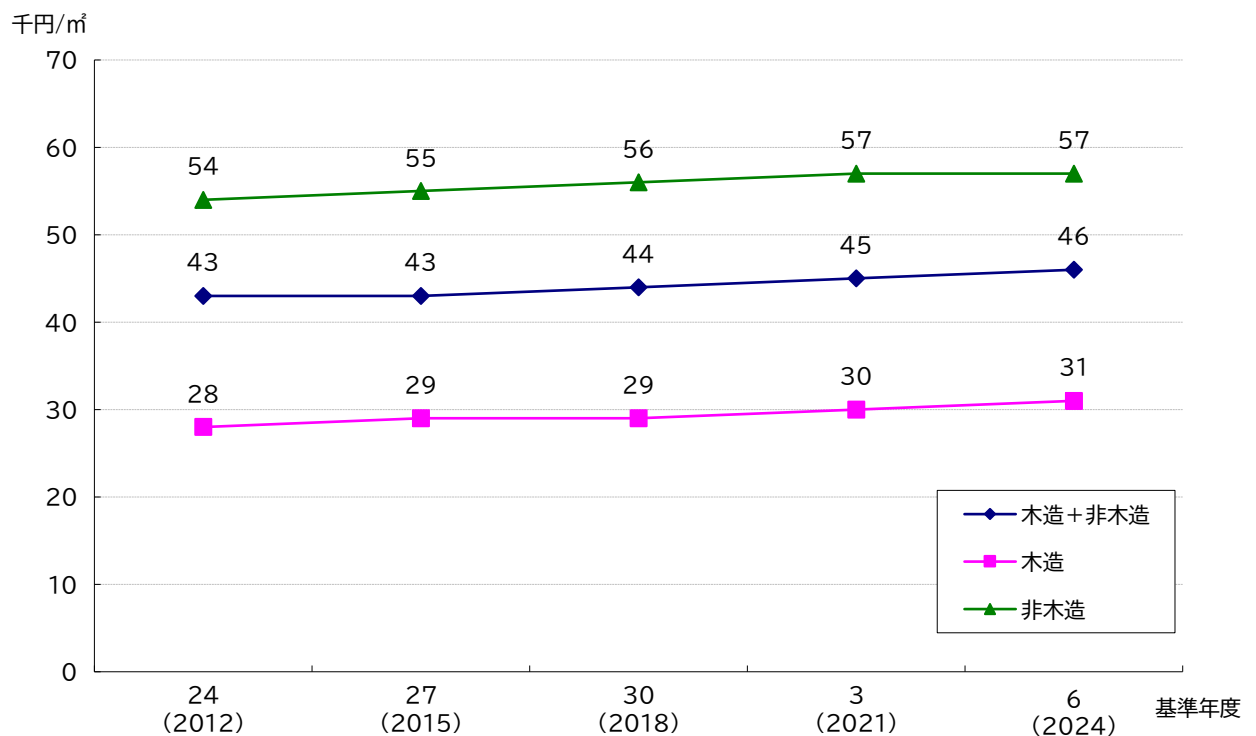
$$\boxed{\text{価格(評価額)}} = \boxed{\text{再建築費評点数}^{*1}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{経年減点補正率}^{*2} \\ \text{評点一点あたりの価額}^{*3} \end{array}}$$

a 価格(評価額)の算定

再建築価格方式による価格(評価額)の算定は、再建築費評点数にその家屋の建築後の経過年数によって生じる損耗の状況による減価を考慮して行います。

新增築以外の家屋の場合は、評価替えごとに3年間の建築物価などの変動を考慮して定めた補正率(再建築費評点補正率^{*4})を適用して、新たに価格(評価額)を算定します。

この方式をもとに算定した価格(評価額)を、課税した総床面積で除した単価の推移は図61のとおりです。



家屋評価替え時の単価(評価額/床面積)の推移(図61)

※ データ編第45表(93ページ)参照

※ 図61~65の数値は、固定資産概要調書による。

*1 評価対象の家屋と同じ材料・同じ構造で評価の時点において新築した場合に必要な建築費から算出した評点数です。

*2 家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価率などをあらわしたものです。

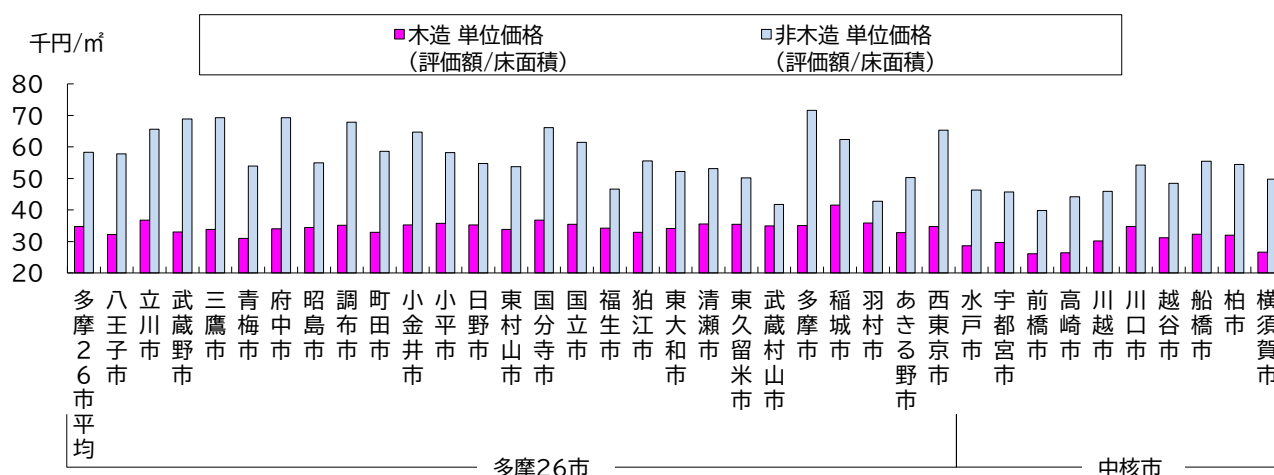
*3 評点一点あたりの価額は、東京都において木造1.05円、非木造1.10円とされています。

*4 前評価基準年から今回の評価基準年までの3年間の物価変動割合により、国において定めた係数です。

b 他市との単価(評価額/床面積)の比較

家屋の再建築価格は評価基準に定められた標準評点数に基づいて算定しますので、同じ仕様であれば評価額を床面積で除した単価は同じですが、使用されている資材や施工の程度などにより差が生じます。また、家屋の建築年数により経年減点補正を行っていますので、古い家屋が多い場合には単価は低くなります。非木造家屋には居住用の集合住宅や商業施設、工場、病院などいろいろな家屋があります。工場などのように内壁や建具が少なかったり、外壁、内装などに費用をかけない家屋が多いと単価は低くなります。

多摩 26 市及び近隣中核市の家屋の評価額を床面積で除した単価は、図 62 のとおりです。本市の木造の単価 3 万2,000 円は、多摩 26 市で単価が高い市から数えて 25 番目、非木造の単価 5 万8,000 円は、14 番目にそれぞれ位置しています。

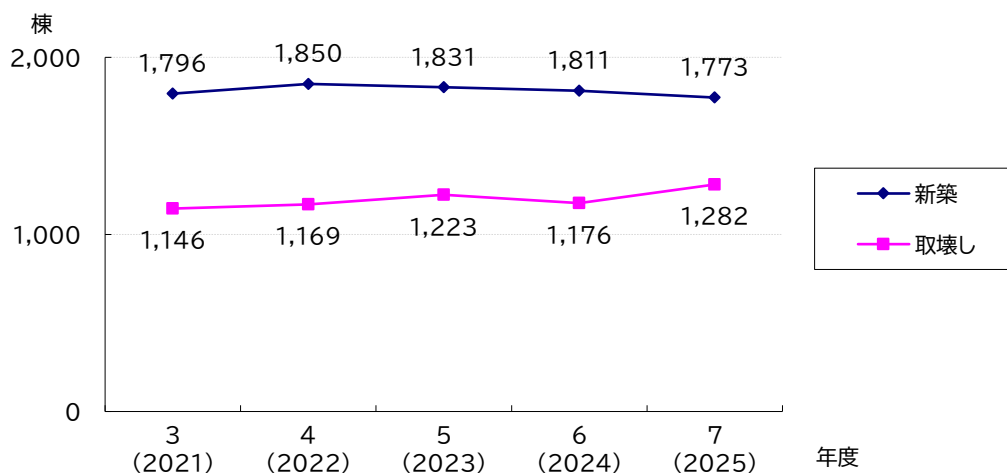


多摩26市と中核市の家屋の単価(令和7年度(2025年度)) (図62)

※ データ編第 46 表(93 ページ)参照

c 家屋の棟数

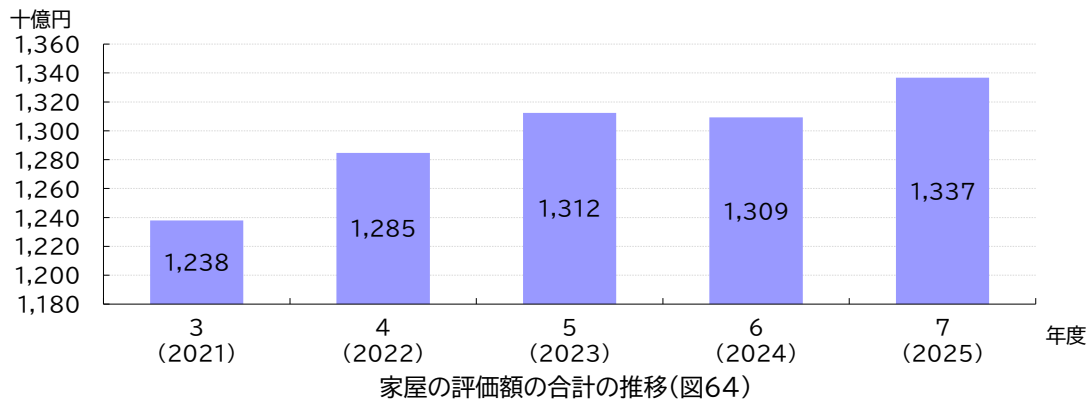
市内の家屋の新築と取壊しの棟数の推移は、図 63 のとおりです。



新築家屋棟数と取壊し家屋棟数の推移(図63)

※データ編第47表(93ページ)参照

家屋の評価額の合計の推移は、図 64 のとおりです。新築分の棟数が取壊し家屋の棟数を上回っているため、家屋の棟数は年々増加しており、評価額の合計も令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)にかけて増加傾向にあります。令和 6 年度(2024 年度)においては、評価替えにより、前年度の評価額の合計を下回る結果となりました。ただし、今般の建築物価の上昇の影響を大きく受けたことから、例年の評価替え年度と比較すると減少幅は小さくなっています。

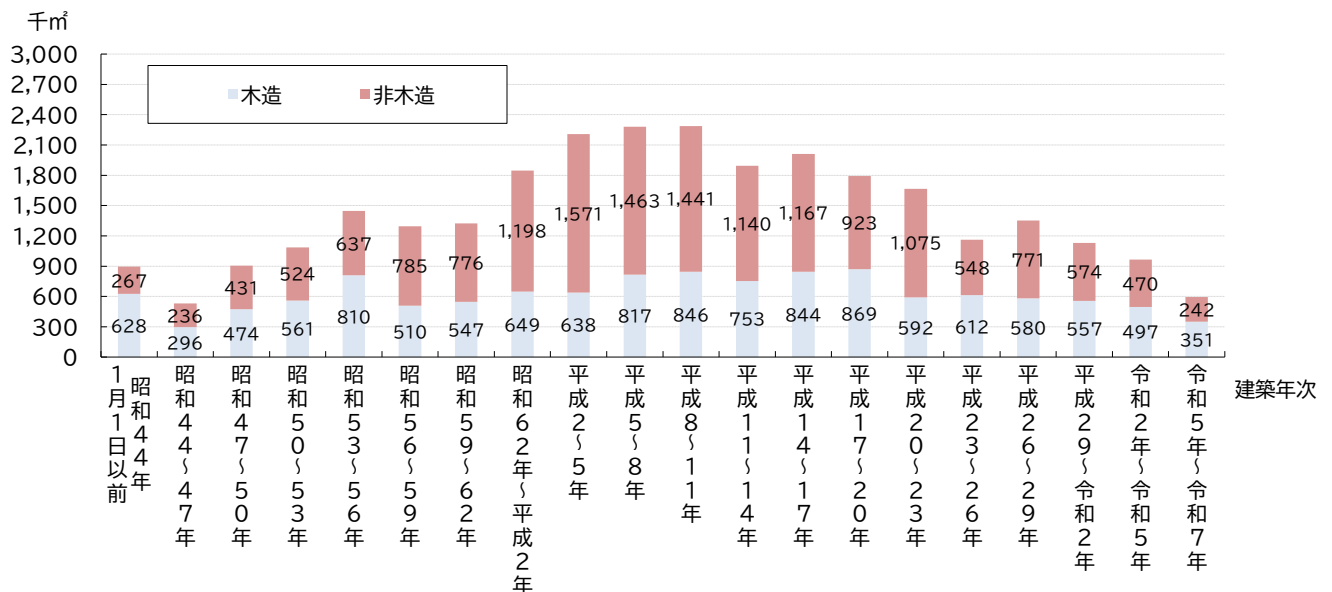


※ データ編第48表(93ページ)参照

d 家屋の建築年次別床面積

固定資産税の課税対象家屋の建築年次別の床面積は、図 65 のとおりです。

現存する家屋では、昭和 56 年(1981 年)1 月 1 日以前に建築されたものについては、木造家屋の床面積が非木造家屋の床面積を上回っています。一方、昭和 56 年(1981 年)1 月 2 日以降に建築されたものについては、おおむね非木造家屋の床面積が木造家屋の床面積を上回っています。また、昭和 62 年(1987 年)1 月 2 日から平成 23 年(2011 年)1 月 1 日までに建築された家屋の床面積が多いのは、多摩ニュータウンや八王子ニュータウンなどの宅地開発に伴うものです。近年では、木造家屋、非木造家屋ともに床面積は減少傾向にあります。



家屋の建築年次別床面積 (図65)

※ データ編 125 ページ参照

※ 建築年次の期間は 各年1月2日～各年1月1日

ウ 償却資産に対する評価・課税のしくみ

償却資産とは土地及び家屋以外の資産で、事業の用に供することができるもの(構築物、機械、車両、器具、備品など)をいいます。毎年、所有者から申告書の提出を受け、その申告内容をもとに評価額などを計算し、市長が価格を決定します。

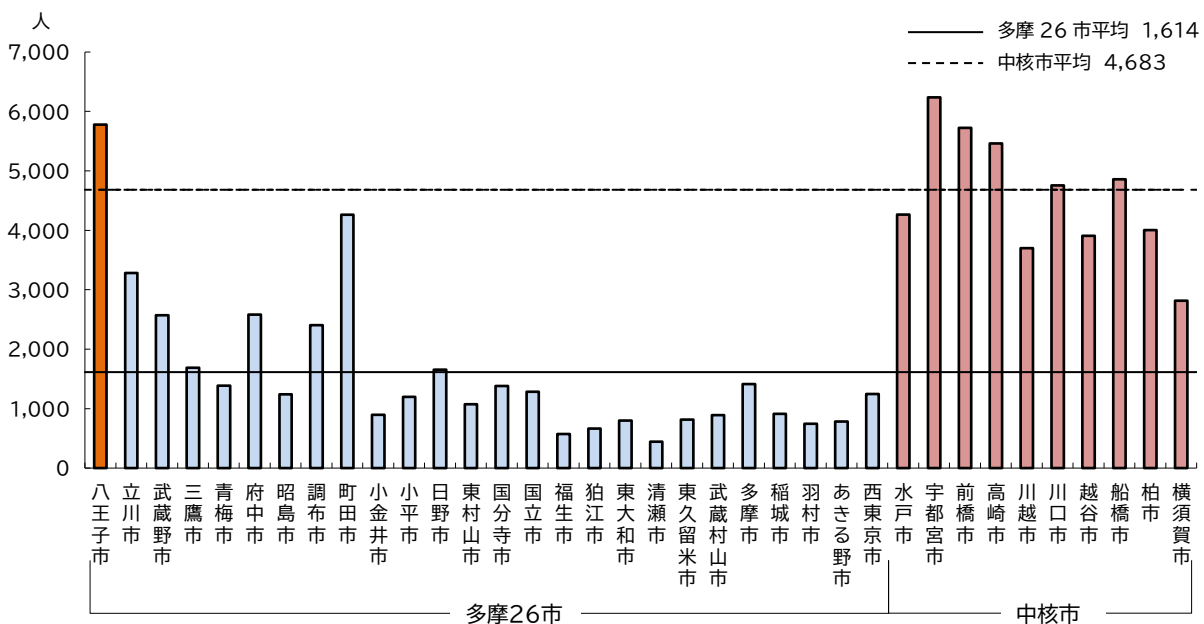
ただし、鉄道施設や送電線など複数の都道府県にまたがる償却資産は総務大臣が、複数の市町村にまたがる償却資産は東京都知事がそれぞれ全体の価格を決定し、関係する市町村に償却資産の価格を配分して通知することになっています。

(ア) 評価のしくみ

評価基準及び取得価額をもとに取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法*です。

a 納税義務者数の他市との比較

多摩 26 市と中核市の納税義務者数は、図 66 のとおりです。多摩 26 市では、本市が 5,779 人で最も多く、次いで町田市、立川市となっています。



多摩26市と中核市の納税義務者数(令和7年度(2025年度))(図66)

※ データ編第 49 表(94 ページ)参照

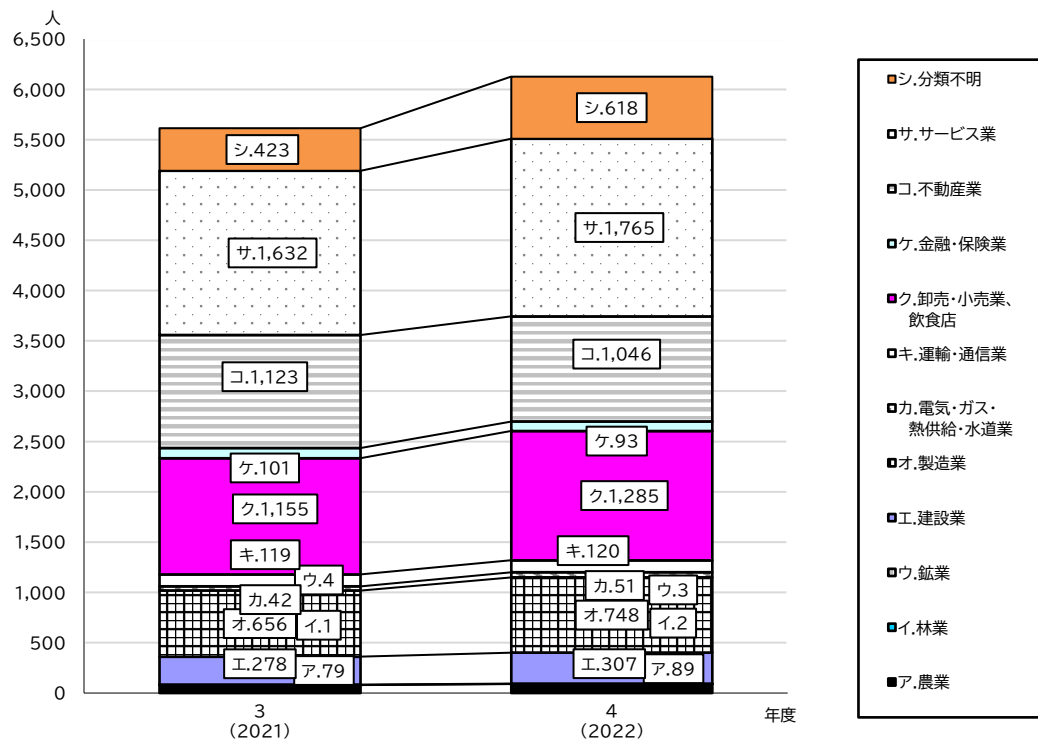
※ 図 66, 68, 69, 71 の数値は、固定資産概要調書による。

* 耐用年数に応じた減価率を用いる方法です。

b 業種別の納税義務者数

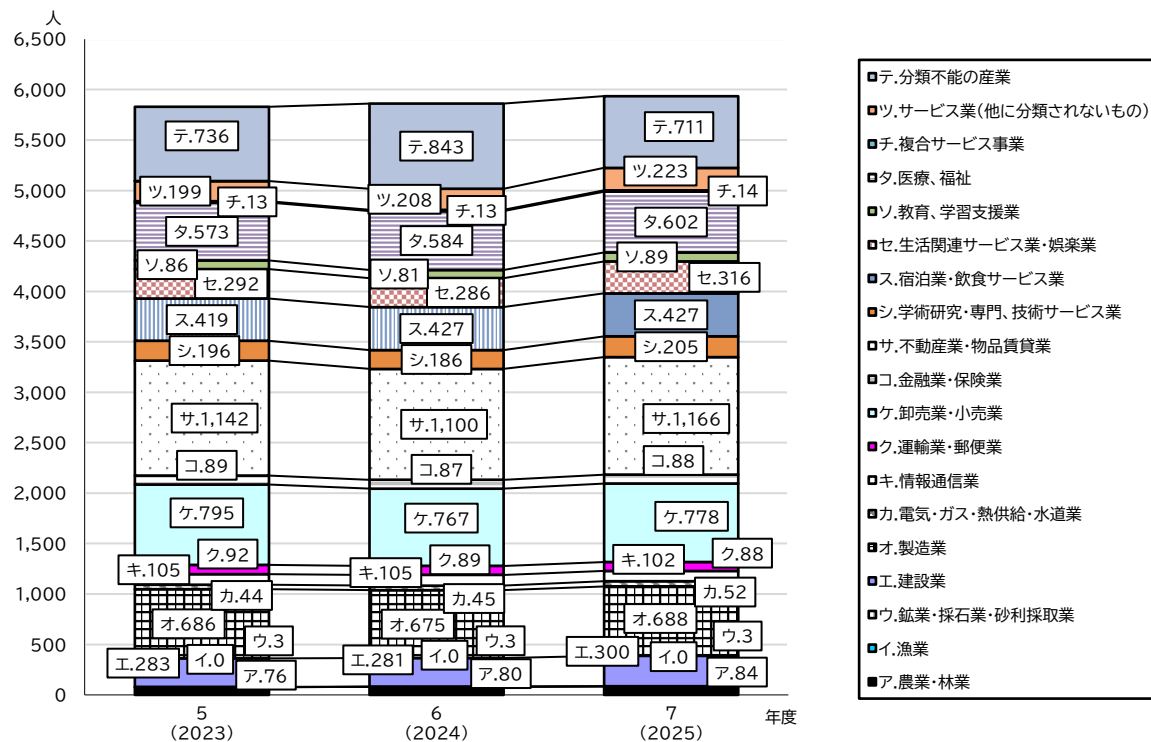
業種別の償却資産の納税義務者数の推移は図 67 のとおりです。

<令和 3 年度～令和 4 年度>



償却資産の業種別納税義務者数の推移(図67-1)

<令和 5 年度～令和 7 年度>



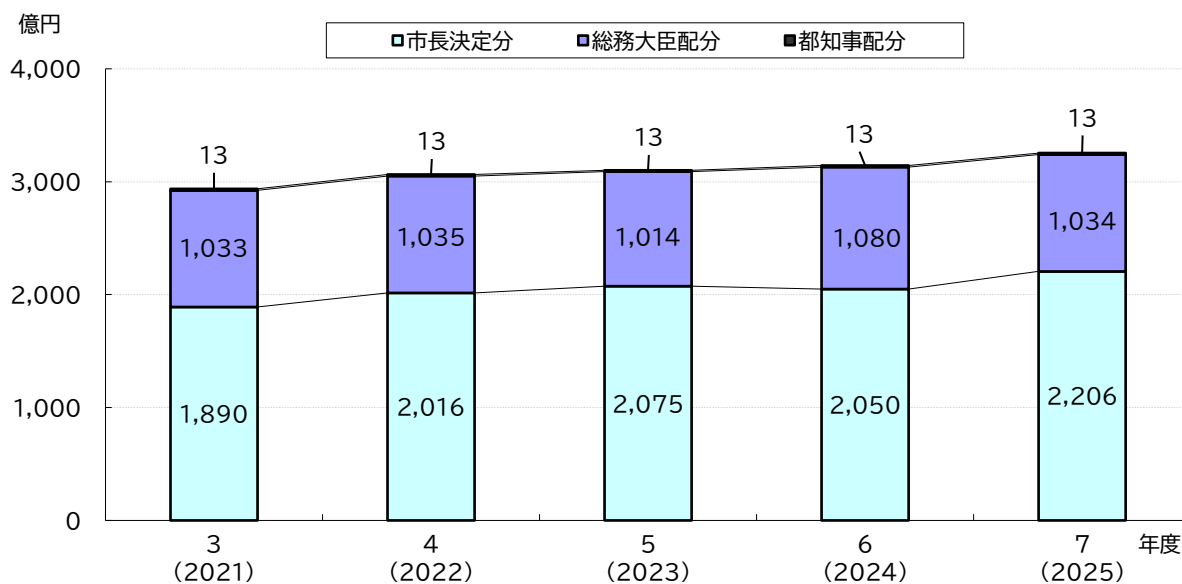
償却資産の業種別納税義務者数の推移(図67-2)

※ データ編第 50-1、第 50-2 表(95 ページ)参照

※ 令和5年度(2023 年度)からは日本標準産業分類の大分類のうち主な業種のみ集計

c 決定価格

償却資産の決定価格の推移は、図 68 のとおりです。

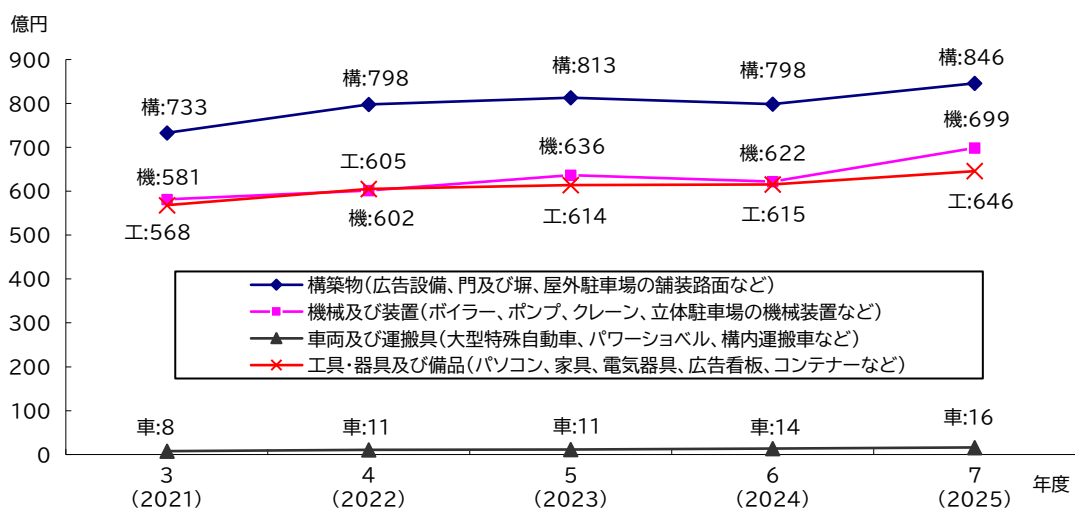


償却資産の決定価格の推移(図68)

※ データ編第52表(98ページ)参照

d 市長決定分の種類別決定価格

市長決定分の決定価格を種類別に見た推移は、図 69 のとおりです。

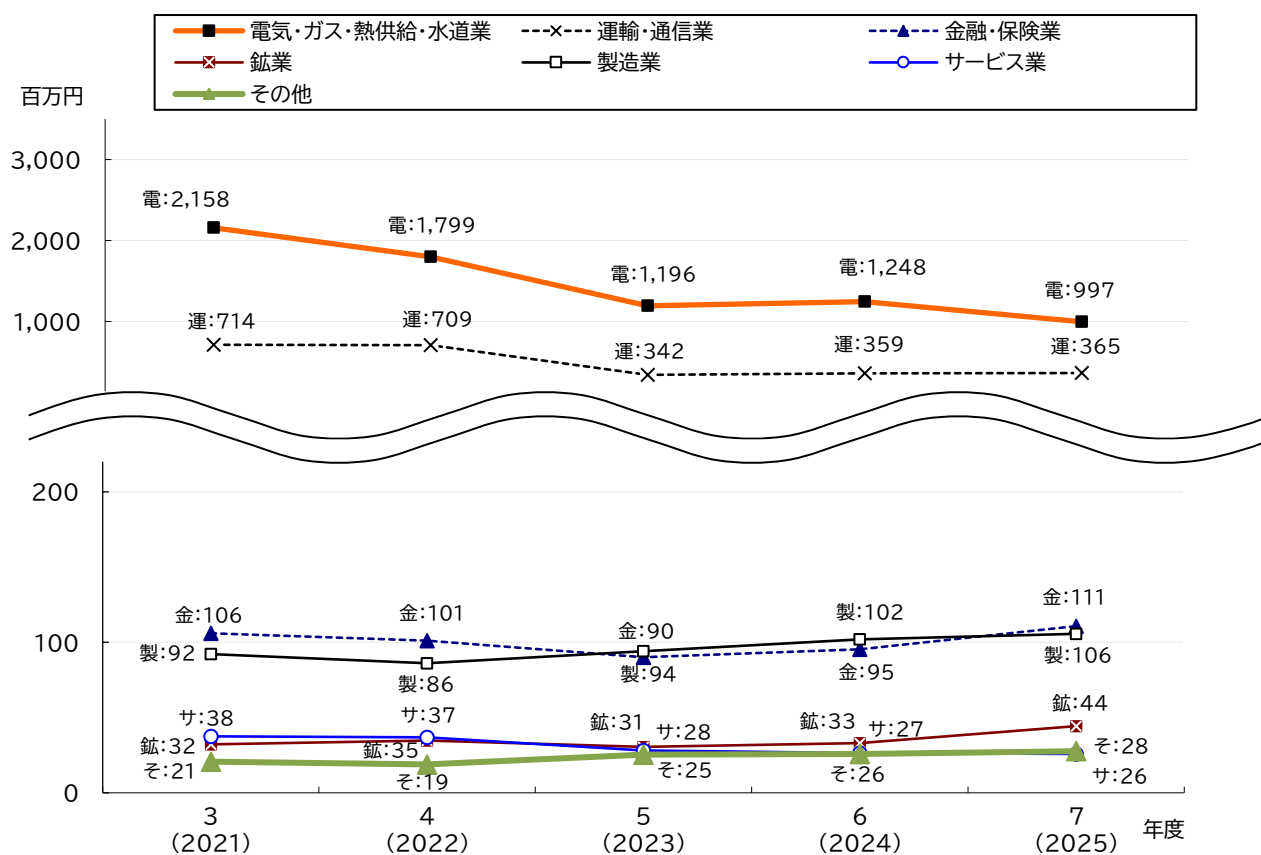


償却資産(市長決定分)の種類別決定価格の推移(図69)

※ データ編第53表(98ページ)参照

e 業種別の1事業所あたりの決定価格

1事業所あたりの決定価格の推移は、図70のとおりです。

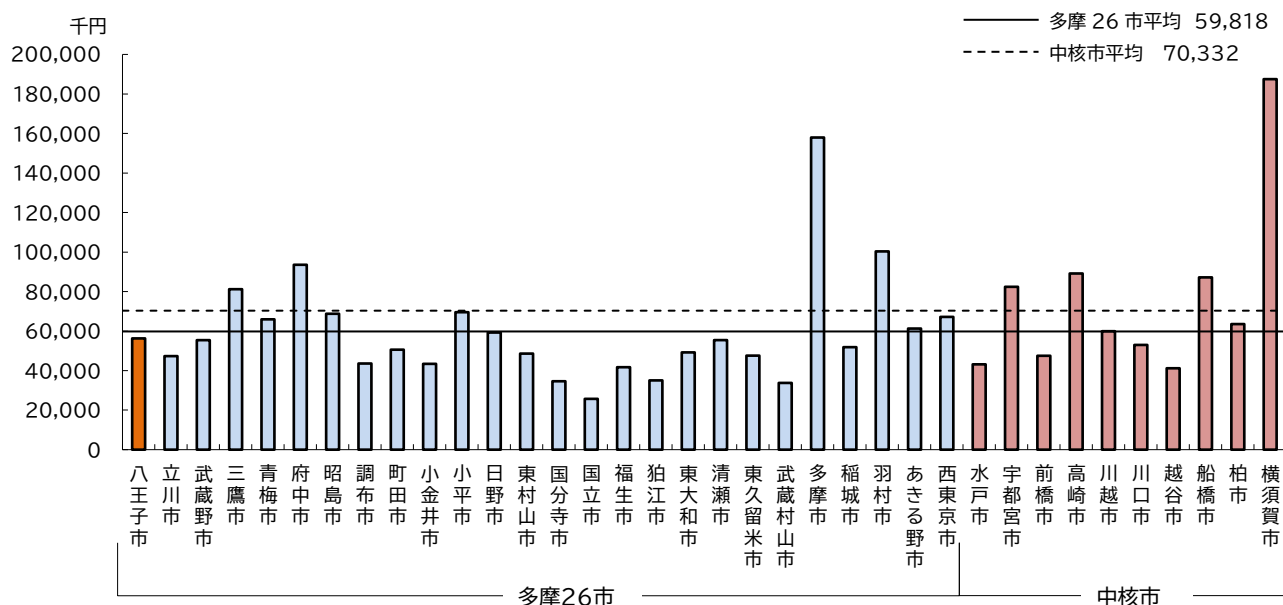


業種別1事業所あたりの償却資産の決定価格の推移(図70)

※ データ編第51-1、51-2表(96・97ページ)参照

f 1 事業所あたりの決定価格の他市との比較

多摩 26 市と中核市の 1 事業所あたりの決定価格は、図 71 のとおりです。

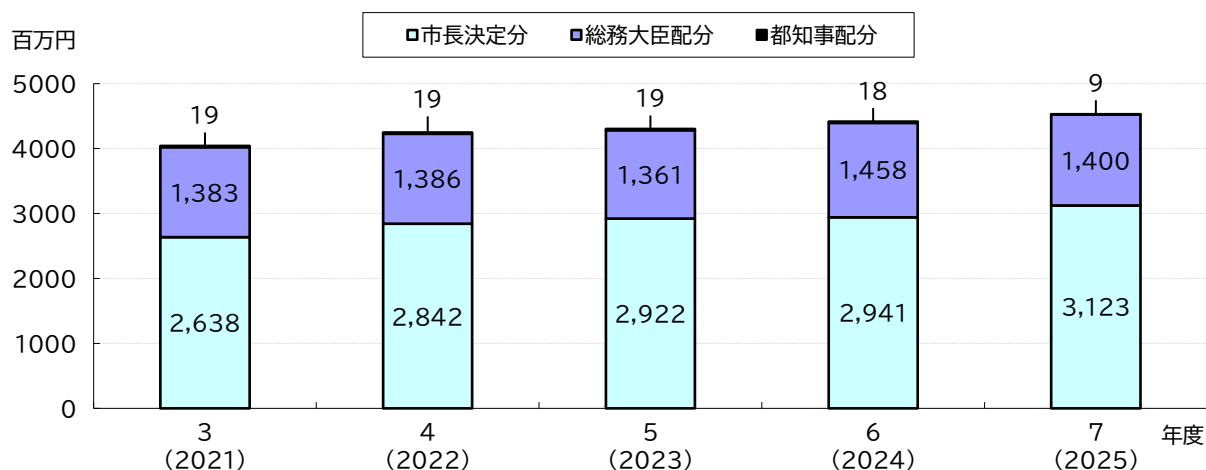


多摩26市と中核市の1事業所あたりの償却資産の決定価格(令和7年度(2025年度))(図71)

※ データ編第54表(98ページ)参照

(イ) 課税のしくみ

償却資産にかかる固定資産税は、原則的に決定価格を課税標準額として、税率を乗じて税額を算出します。償却資産にかかる課税額の推移は図 72 のとおりです。



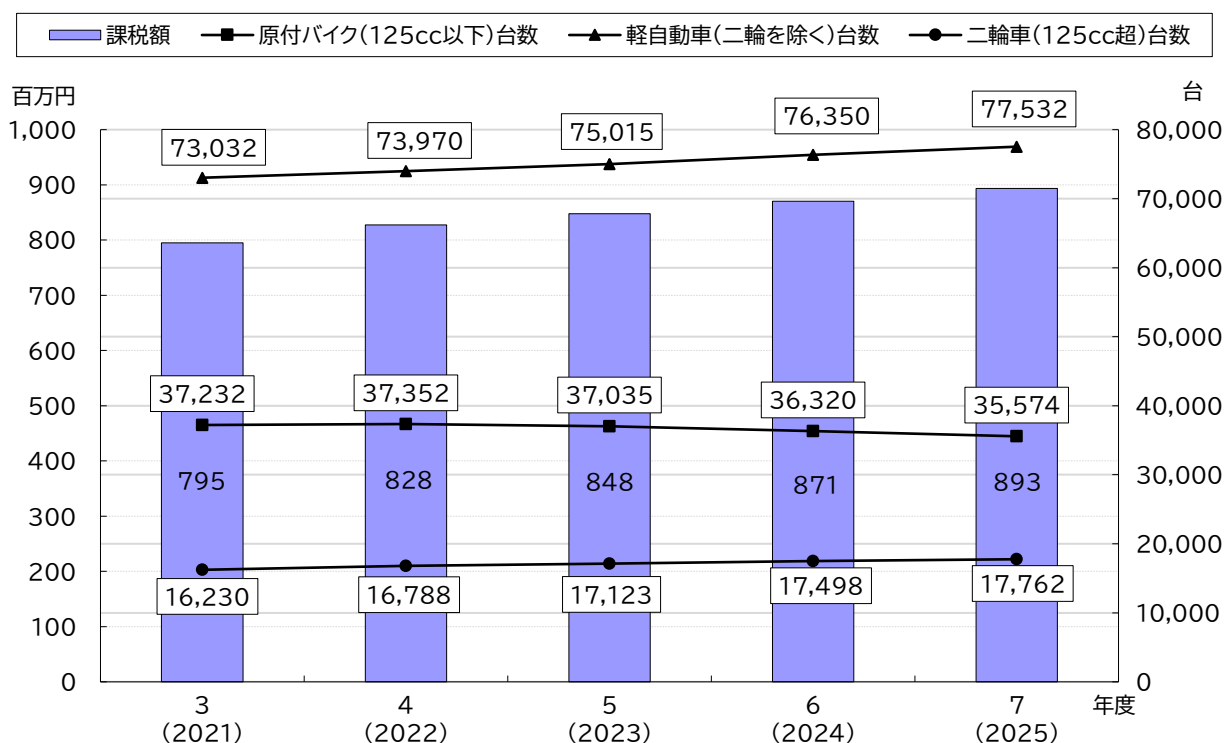
償却資産にかかる課税額の推移(図72)

※ データ編第 55 表(98 ページ)参照

(4) 軽自動車税

- 登録台数(全体)は増加傾向
- 原付バイク(125 cc以下)の登録台数は緩やかに減少

軽自動車税種別割は、原付バイク、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の、4月1日現在の所有者に課税します。税率は車種ごとに市の条例で規定しています。車種別登録台数と課税額の推移は図73のとおりです。



車種別登録台数と課税額の推移(図73)

※ データ編第56表(99ページ)参照



軽自動車税環境性能割は、軽自動車(三輪・四輪)を取得する時に取得者に課税します。税率は燃費基準達成度に応じ、車両取得価格(50万円以下は免税)の0~3%です。新車・中古車は問いません(令和7年度(2025年度)は、収入額101,689,800円、件数4,014台)。

(5) 市たばこ税

○令和 7 年度(2025 年度)市たばこ税課税額は 35 億 1,500 万円

○売渡本数、課税額ともに増加

市たばこ税課税額等の推移(表9)

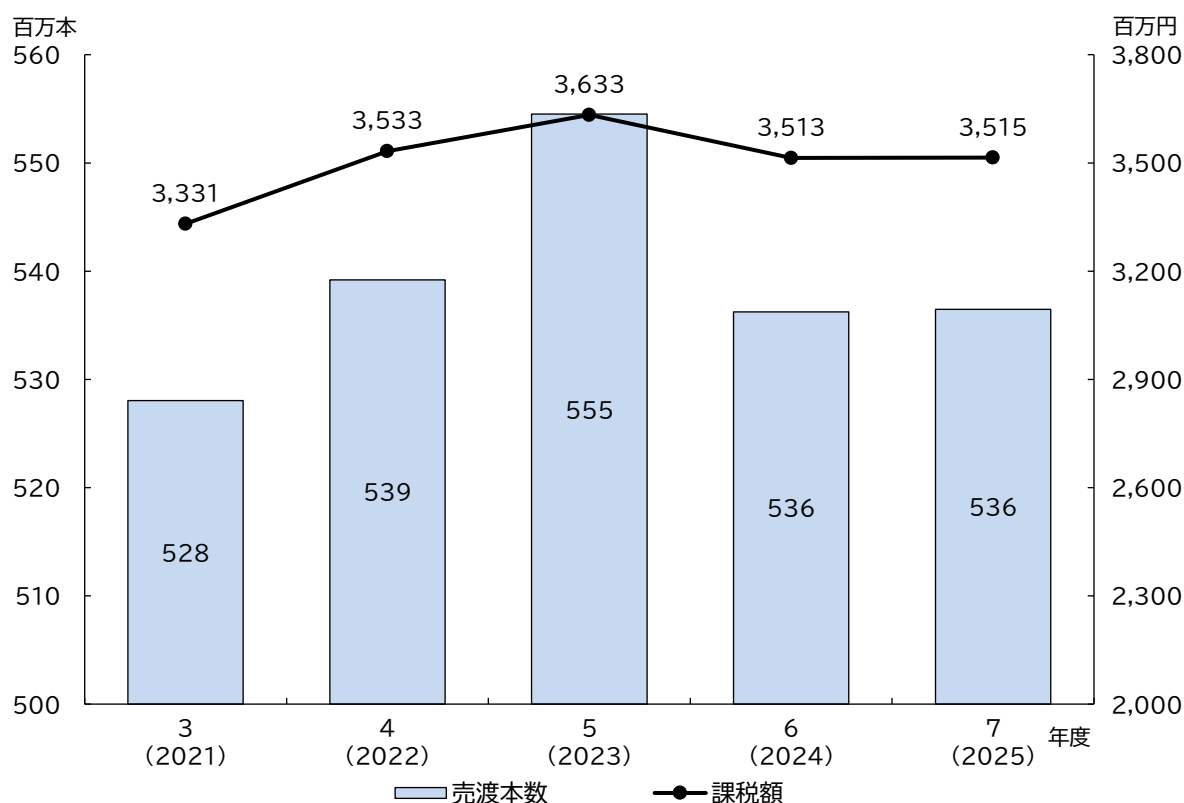
区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
合計本数(千本)	528,048	539,187	554,509	536,235	536,481
税 率 1,000本につき(円)	6,522 (10月申告分までは6,122)	6,552			
課税額(千円)	3,331,246	3,532,751	3,633,143	3,513,434	3,515,021
納税義務者数(件)	11	11	11	11	11

※ データ編 134 ページ参照

市たばこ税は、たばこの製造業者や特定販売業者、卸売販売業者に対して、市内の小売販売業者にたばこを売り渡したときに課税します。税率は製造たばこ 1,000 本につき 6,552 円です。

ア たばこの売渡本数と市たばこ税課税額

たばこの売渡本数と市たばこ税課税額の推移は、図 74 のとおりです。令和 7 年度(2025 年度)のたばこの売渡本数は、前年度比 25 万本増の 5 億 3,648 万本でした。また、これに伴い、課税額は前年度比 160 万円増の 35 億 1,500 万円となっています。



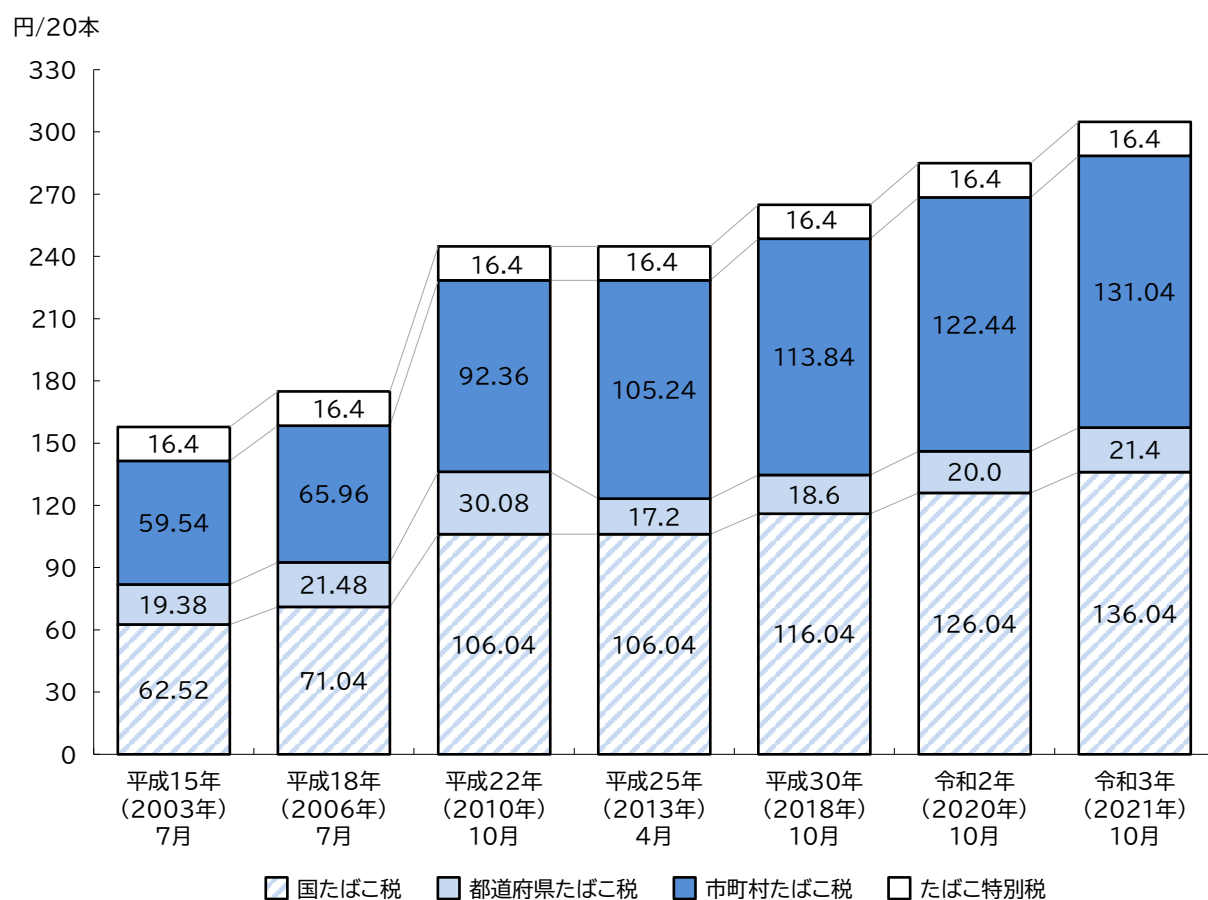
たばこの売渡本数と市たばこ税課税額の推移(図74)

※ データ編第 57 表(99 ページ)参照

イ 税率

少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加等による国・地方の厳しい財政事情を踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、国及び地方のたばこ税の税率は、平成 30 年(2018 年)10月から令和 3 年(2021 年)10 月にかけて、段階的に1本あたり 3 円引き上げられました。また、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直されました。

現在、代表的な紙巻きたばこ1箱(20本入り・580円)あたりにかかる国及び地方のたばこ税の合計税額は 304.88 円で、そのうち市たばこ税が 131.04 円になっています。

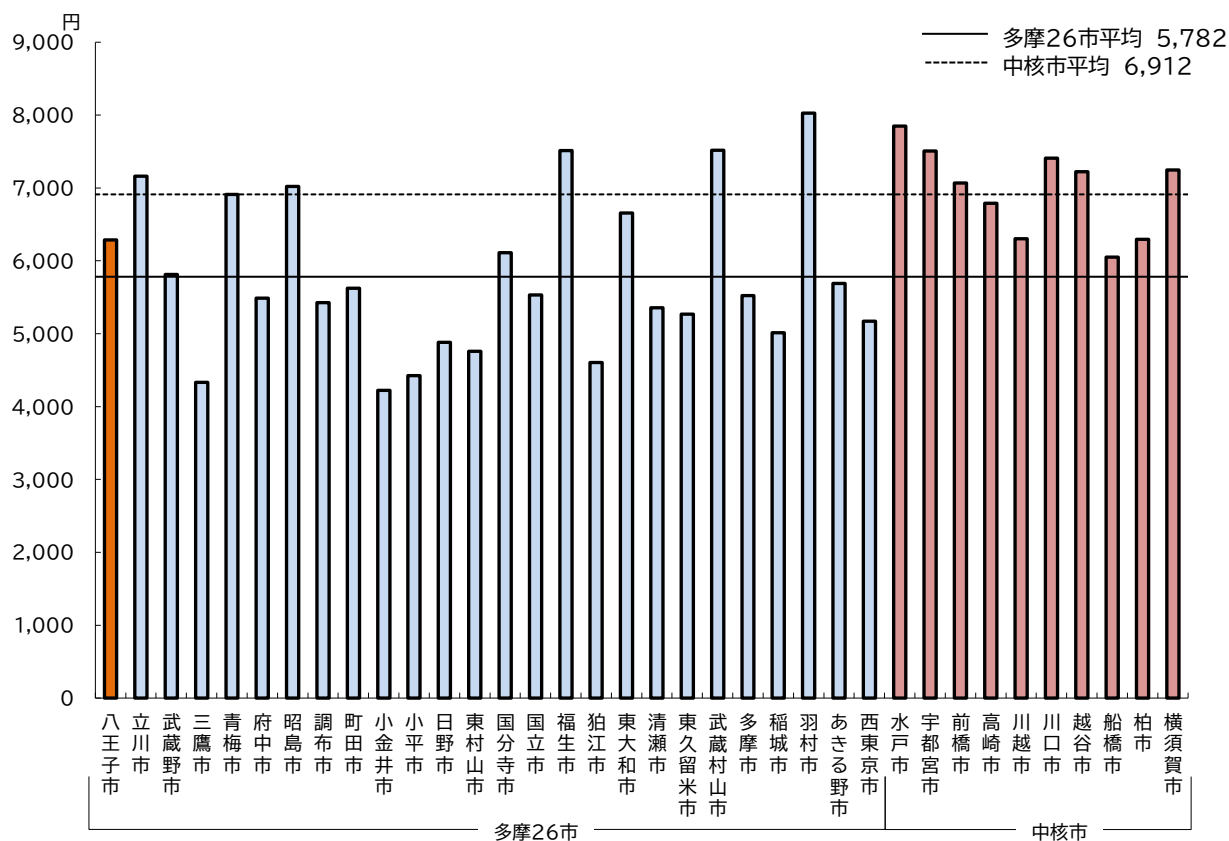


※このほかに消費税・地方消費税が課税されます。

代表的な紙巻きたばこ1箱あたりの税額の推移(図75)

ウ 市民1人あたりの市たばこ税課税額の他市との比較

本市の市たばこ税課税額を市民1人あたりに換算した額が、他市と比べるとどのような位置になるのか、多摩26市及び中核市と比較してみました。多摩26市及び中核市の市民1人あたりの市たばこ税は、図76のとおりです。



多摩26市と中核市の市民1人あたりの市たばこ税課税額(令和7年度(2025年度))(図76)

※ データ編第58表(99ページ)参照

(6) 事業所税

- 令和 7 年度(2025 年度)は、課税額、納税義務者数ともに減少
- 製造業の課税額が最も多く、全体の 42.2%を占める

事業所税調定額等の推移(表10)

区 分	令和3年度(2021)		令和4年度(2022)		令和5年度(2023)		令和6年度(2024)		令和7年度(2025)	
	調定額(千円)	納税義務者数(人)	調定額(千円)	納税義務者数(人)	調定額(千円)	納税義務者数(人)	調定額(千円)	納税義務者数(人)	調定額(千円)	納税義務者数(人)
資産割	1,739,926	628	1,755,133	643	1,742,526	636	1,778,738	634	1,725,612	631
従業者割	441,651	124	457,840	130	465,743	133	479,705	135	482,138	131
合計	2,181,577	645	2,212,973	663	2,208,269	655	2,258,443	653	2,207,750	650

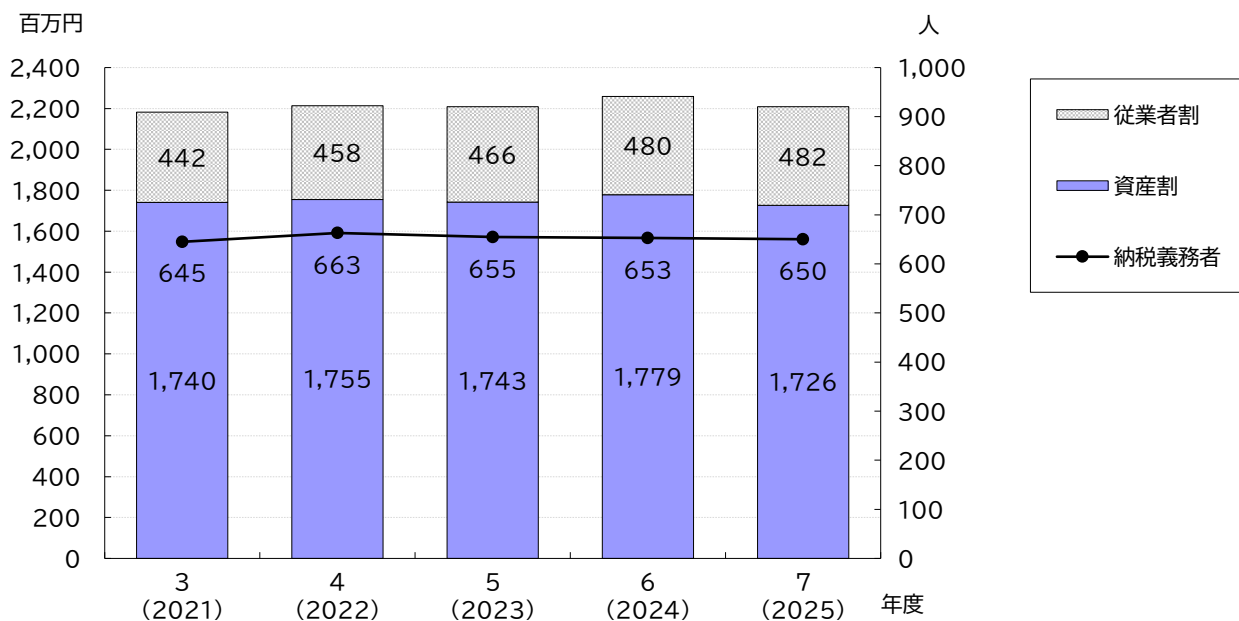
※ データ編 135 ページ参照

事業所税は、道路や公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善事業に必要な費用にあてるための目的税です。

事業所税は、市内の事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人を納税義務者として、事業所の床面積に対して資産割を、従業者給与総額に対して従業者割を課税します。資産割の税率は、事業所床面積が 1,000 m²を超える場合に 1 m²あたり年額 600 円で、従業者割の税率は、従業者数が 100 人を超える場合に従業者給与総額の 0.25%です。

ア 納税義務者数と課税額

事業所税の納税義務者数と課税額の推移は図 77 のとおりです。



納税義務者数と課税額の推移(図77)

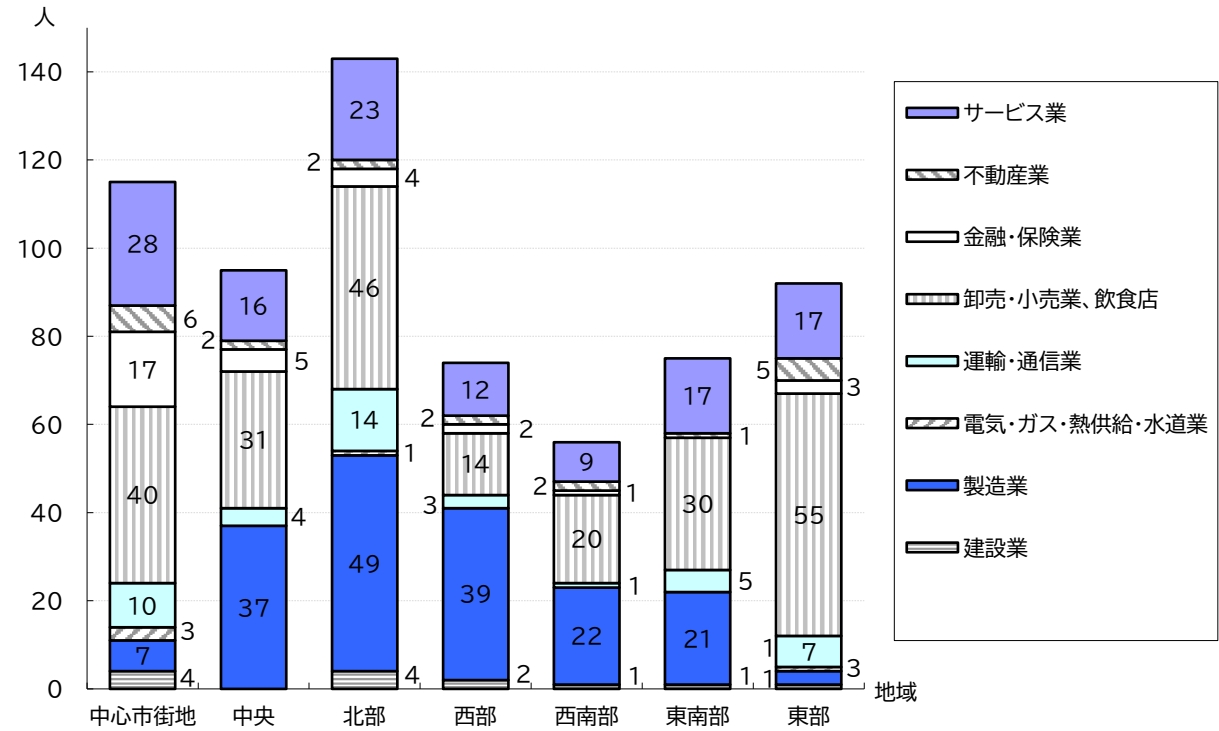
※ データ編第 59 表(100 ページ)参照

イ 地域別の法人数と課税額

地域別の法人数と課税額は、図 78 及び表 11 のとおりです。

事業所税の納税義務がある事業所は、中心市街地地域や北部地域に多くなっています。

課税額は、事業所床面積の大きい石川工業団地を抱える北部地域が最も多く、中でも製造業は、全体の25.0%を占めています。



地域別法人数(令和7年度(2025年度))(図78)

※ データ編第 60～66 表(100～103 ページ)参照

地域別事業所税課税額(令和7年(2025年度))(表11)

区分		中心市街地	中央	北部	西部	西南部	東南部	東部	合計
事業所税課税額 (千円)	建設業	9,511	0	8,095	2,281	1,074	577	1,362	22,900
	製造業	7,385	62,051	552,942	63,538	107,000	134,109	3,644	930,669
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,769	0	12,084	0	0	0	1,639	15,492
	運輸・通信業	20,389	2,569	56,858	15,658	1,062	4,709	34,493	135,738
	卸売・小売業、飲食店	91,276	74,018	172,078	23,741	52,774	64,609	250,836	729,332
	金融・保険業	28,374	10,011	5,131	1,134	2,500	0	11,388	58,538
	不動産業	7,762	3,625	1,671	4,603	1,715	37	5,433	24,846
	サービス業	50,545	34,019	57,983	38,517	20,728	40,449	47,994	290,235
	合計	217,011	186,293	866,842	149,472	186,853	244,490	356,789	2,207,750

※ データ編第 60～66 表(100～103 ページ)参照

Column 地方税の電子化 ^{エルタックス} -eLTAX(地方税ポータルシステム)-

eLTAX(地方税ポータルシステム)とは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。地方公共団体が共同して運営する組織「地方税共同機構」が開発・運用しています。

従来、地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの地方公共団体等の窓口で行う必要がありました。しかし、近年では行政手続の利便性向上や業務効率化の観点から、電子化・非対面化が進められています。こうした中、eLTAX では、それぞれの地方公共団体への手続きを電子的に行うことが可能となっています。

現在、個人住民税、法人市民税、固定資産税(償却資産)、市たばこ税、入湯税及び事業所税の申告のほか、個人住民税における給与支払報告書等の提出について、eLTAX を利用することができます。

また、個人住民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び事業所税は、eLTAX を利用して電子的に納税する「共通納税」(地方税統一 QR コード(eL-QR)を利用した納付も含まれます。)が可能です。

令和 7 年度(2025 年度)の電子申告件数は 60 万件で、令和 6 年度(2024 年度)から増加しました。一方で、電子申告率は 82.69%となり、令和 6 年度(2024 年度)を下回りました。また、共通納税額は 344 億円となり、開始以来、増加が続いています。

電子申告・共通納税の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
電子 申告 件 数 (件)	個人住民税	511,262	538,178	560,354	557,633	577,262	
	法人市民税	14,012	14,858	15,384	14,010	16,757	
	固定資産税 (償却資産)	6,658	7,117	7,491	8,164	8,617	
	市たばこ税	—	—	5	66	71	
	事業所税	301	366	369	445	425	
	計	532,233	560,519	583,603	580,318	603,132	
電子申告率		79.49%	80.77%	82.79%	83.81%	82.69%	
共通納税額(千円)		4,328,775	5,977,764	22,626,443	31,705,743	34,350,201	

4 市税のあゆみ

国が行う税制改正に伴い、市税も毎年内容が変わります。税制改正は、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化など、社会・経済の構造変化に対応するために、行われています。

(1) 令和8年度 税制改正の主な内容

- 【個人市民税】 住宅ローン控除の見直しに伴う適用期限等の延長
- 【固定資産税】 免税点の見直し
- 【軽自動車税】 グリーン化特例(軽課)の適用期限の延長

令和 8 年(2026年)3 月 31 日に公布された法律に基づく市税の主な改正内容は、次のとおりです。

ア 【個人市民税】 住宅ローン控除の見直しに伴う適用期限等の延長

施行日:令和 9 年(2027 年)1 月 1 日

所得税において、住宅ローン控除の見直しが行われた上で、適用期限等の延長の措置が講じられることに伴い、個人市民税について、現行の適用期限を令和 25 年度(2043 年度)まで、適用の対象となる居住年を令和 12 年(2030 年)までそれぞれ延長する。

イ 【固定資産税】免税点*の見直し

施行日:令和 9 年(2027 年)4 月 1 日

物価の上昇を踏まえ、家屋に係る免税点を 30 万円(現行:20 万円)に、償却資産に係る免税点を 180 万円(現行:150 万円)にそれぞれ引き上げる。

ウ 【軽自動車税】 グリーン化特例(軽課)の適用期限の延長

施行日:令和 8 年(2026 年)6 月 25 日

電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限を令和 9 年度(2027 年度)末まで 2 年延長する。

(2) 令和7年度(2025年度)以前の税制改正

令和 7 年度(2025 年度)以前も、毎年、税率の改正や課税の特例の見直しなどを行っていました。詳しくはデータ編 147 ページからの「資料 各年度の税制改正の主な内容」をご覧ください。

* 市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、一定の金額に満たない場合には課税されません。

デ ー タ 編

1 図に使用したデータ

	ページ
第 1 表 歳入に占める市税の割合の推移	68
第 2 表 市税収入額の推移	68
第 3 表 市民 1 人あたりの市税額の推移	68
第 4 表 多摩 26 市と中核市の市民 1 人あたりの市税額	69
第 5 表 市税収入率の推移	69
第 6 表 督促状発付の推移	70
第 7 表 差押え件数の推移	72
第 8 表 差押えによる収入額の推移	72
第 9 表 現年課税分と滞納繰越分の収入未済額の推移	72
第 10 表 本市と多摩 26 市の調定額に対する収入未済額の割合推移	72
第 11 表 多摩 26 市と中核市の税収入額 100 円あたりの徴税費	73
第 12 表 個人市民税の納税義務者数の推移	73
第 13 表 個人市民税課税額の推移	74
第 14 表 1 人あたりの個人市民税額の推移	74
第 15 表 所得割の所得階層別納税義務者数の推移	74
第 16 表 所得割の課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移	74
第 17 表 多摩 26 市と中核市の 1 人あたりの個人市民税額	75
第 18 表 年齢別人口、納税義務者数及び個人市民税課税額	76
第 19 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和 3 年度(2021 年度))	82
第 20 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和 4 年度(2022 年度))	82
第 21 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和 5 年度(2023 年度))	82
第 22 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和 6 年度(2024 年度))	83
第 23 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和 7 年度(2025 年度))	83
第 24 表 事業所得、不動産所得、給与所得及び公的年金にかかる雑所得の推移	84
第 25 表 給与収入金額と公的年金収入金額の推移	84
第 26 表 退職者数と退職所得にかかる個人市民税課税額の推移	85
第 27 表 法人市民税の納税義務者数と課税額の推移	85
第 28 表 適用税率別法人数と法人税割課税額の推移	85
第 29 表 多摩 26 市と中核市の 1 事業所あたりの法人市民税額	86
第 30 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移	87
第 31 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(中心市街地地域)	87

第 32 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(中央地域)	88
第 33 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(北部地域)	88
第 34 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(西部地域)	89
第 35 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(西南部地域)	89
第 36 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(東南部地域)	90
第 37 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(東部地域)	90
第 38 表 地目別地積の推移	91
第 39 表 普通住宅地の平均価格の推移	91
第 40 表 市役所本庁舎及び市民部各事務所が接する道路の路線価の推移	91
第 41 表 多摩 26 市と中核市の商業地の地価公示価格	92
第 42 表 負担水準の調整の推移	92
第 43 表 地域別住宅用地規模の割合	92
第 44 表 非課税土地の地積の推移	92
第 45 表 家屋評価替え時の単価の推移	93
第 46 表 多摩 26 市と中核市の家屋の単価	93
第 47 表 新築家屋棟数と取壊し家屋棟数の推移	93
第 48 表 家屋の棟数と評価額の推移	93
第 49 表 多摩 26 市と中核市の償却資産の納税義務者数	94
第 50 表 償却資産の業種別納税義務者数の推移	95
第 51 表 業種別の 1 事業所あたりの償却資産の決定価格の推移	96
第 52 表 償却資産の決定価格の推移	98
第 53 表 償却資産(市長決定分)の種類別決定価格の推移	98
第 54 表 多摩 26 市と中核市の 1 事業所あたりの償却資産の決定価格	98
第 55 表 償却資産にかかる課税額の推移	98
第 56 表 軽自動車税登録台数と課税額の推移	99
第 57 表 たばこの売渡本数と市たばこ税課税額の推移	99
第 58 表 多摩 26 市と中核市の市民 1 人あたりの市たばこ税課税額	99
第 59 表 事業所税の納税義務者数と課税額の推移	100
第 60 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(中心市街地地域)	100
第 61 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(中央地域)	101
第 62 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(北部地域)	101
第 63 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(西部地域)	102
第 64 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(西南部地域)	102
第 65 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(東南部地域)	103
第 66 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(東部地域)	103

2 市税のデータ

(1) 財政	104
① 令和 7 年度(2025 年度)一般会計決算	104
② 一般会計決算の性質別内訳の推移	105
③ 市税の負担の推移	106
④ 徴税経費等の推移	108
⑤ 市税決算の推移	110
⑥ 令和 7 年度(2025 年度)市税決算	112
(2) 市民税	114
① 個人市民税の納税義務者数と調定額の推移	114
② 個人市民税所得別納税義務者数の推移	115
③ 令和 7 年度(2025 年度)個人市民税所得割の段階別等調	116
④ 法人市民税調定額等の推移	118
⑤ 法人市民税月別調定額の推移	118
⑥ 法人市民税均等割税率区分による法人数と課税額 (令和 7 年度(2025 年度))	119
⑦ 法人市民税法人税割税率区分による法人数の推移	119
(3) 固定資産税(都市計画税)	120
① 土地・家屋・償却資産評価額等の推移	120
② 家屋の種類別棟数の推移	122
③ 取壊し家屋の推移	123
④ 免税点(課税標準額 20 万円)未満の家屋の推移	123
⑤ 新築家屋等に対する固定資産税の減額の推移	124
⑥ 建築年次別の家屋の床面積・価格	125
⑦ 家屋の種類別新增築の推移	126
⑧ 固定資産税調定額等の推移	128
⑨ 都市計画税調定額等の推移	128
⑩ 国有資産等所在市町村交付金額の推移	130
⑪ 税率・免税点の変遷	131
(4) 軽自動車税	132
(5) 市たばこ税	134
(6) 事業所税	135
(7) 徴収等	136
① 市税収入の推移	136
② 本市と多摩 26 市(平均)・中核市(平均)の収入率の推移	138

③ 差押えの推移	139
④ 市税口座振替取扱いの推移	139
⑤ コンビニエンスストア収納件数	140
⑥ ネットバンキング収納件数	140
⑦ 電子マネー(ペイアプリ)収納件数	141
⑧ クレジットカード収納件数	141
⑨ 本市と多摩 26 市の滞納率の推移	142
⑩ 市税収納チャネル別収入実績の推移	142
(8) その他	143
① 地方譲与税の譲与額の推移	143
② 税にかかる交付金の交付額の推移	144
③ 個人都民税徴収取扱費の交付額の推移	146
④ 延滞金額・加算金額の推移	146
⑤ 還付金額・還付加算金額の推移	146

資料

各年度の税制改正の主な内容	147
---------------	-----

1 図に使用したデータ

第1表 歳入に占める市税の割合の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
市税収入決算額(千円)	89,777,365	92,744,193	95,145,918	93,105,170	97,253,911	
市税以外の 歳入決算額(千円)	156,215,566	144,580,084	141,206,034	148,301,493	153,835,014	
計(千円)	245,992,931	237,324,277	236,351,952	241,406,663	251,088,925	
歳入に占める 市税の割合(%)	36.5	39.1	40.3	38.6	38.7	

第2表 市税収入額の推移

単位:千円

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
個人市民税	36,449,529	37,416,358	37,781,467	36,763,980	40,395,922	
法人市民税	4,475,511	5,077,669	6,496,109	5,300,826	5,227,889	
固定資産税	35,520,625	36,503,616	36,918,764	37,085,897	37,601,931	
軽自動車税	834,048	886,364	906,395	955,707	996,477	
市たばこ税	3,331,246	3,532,751	3,633,143	3,513,434	3,515,021	
特別土地保有税	0	0	0	0	0	
事業所税	2,204,149	2,213,643	2,208,324	2,256,907	2,210,747	
都市計画税	6,962,257	7,113,792	7,201,716	7,228,419	7,305,924	
計	89,777,365	92,744,193	95,145,918	93,105,170	97,253,911	

110・111ページに詳細な表あり

第3表 市民1人あたりの市税額の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
市税収入(千円)	89,777,365	92,744,193	95,145,918	93,105,170	97,253,911	
人口(人)	561,828	561,758	562,145	560,692	559,083	
市民1人あたりの 市税額(千円)	160	165	169	166	174	

第4表 多摩26市と中核市の市民1人あたりの市税額(令和7年度(2025年度))

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市
市税収入額(千円)	97,253,911	44,526,276	48,672,878	43,422,055	21,965,487	59,053,698
人口(人)	559,083	186,257	148,034	190,497	129,105	260,998
1人あたりの市税(千円)	174	239	329	228	170	226
区 分	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市
市税収入額(千円)	22,226,145	53,271,247	74,840,883	24,542,496	35,039,330	33,275,152
人口(人)	115,632	239,348	430,170	125,174	196,799	188,477
1人あたりの市税(千円)	192	223	174	196	178	177
区 分	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市
市税収入額(千円)	22,797,915	26,396,079	16,714,499	8,645,021	14,136,673	13,587,301
人口(人)	151,795	129,500	76,079	56,582	82,048	84,996
1人あたりの市税(千円)	150	204	220	153	172	160
区 分	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
市税収入額(千円)	10,703,075	18,482,968	11,049,660	31,377,740	17,924,975	10,965,469
人口(人)	75,011	116,325	70,696	148,084	93,916	54,126
1人あたりの市税(千円)	143	159	156	212	191	203
区 分	あきる野市	西東京市	多摩26市			
市税収入額(千円)	12,117,571	36,530,913	809,519,417			
人口(人)	79,244	206,245	4,194,221			
1人あたりの市税(千円)	153	177	193			
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市
市税収入額(千円)	44,488,332	101,250,488	57,595,052	67,939,080	62,223,771	109,250,928
人口(人)	267,467	514,595	329,120	365,972	352,805	607,447
1人あたりの市税(千円)	166	197	175	186	176	180
区 分	越谷市	船橋市	柏市	横須賀市	中核市	
市税収入額(千円)	54,490,542	115,851,107	78,562,418	63,155,738	852,061,367	
人口(人)	342,327	649,393	437,634	379,041	4,804,884	
1人あたりの市税(千円)	159	178	180	167	177	

第5表 市税収入率の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
現 年 課 税 分	調定額(千円)	89,528,678	92,749,959	95,066,365	93,046,197	97,230,591	
	収入額(千円)	89,284,443	92,464,723	94,896,630	92,947,201	97,130,014	
	収入率(%)	99.7	99.7	99.8	99.9	99.9	
滞 納 繰 越 分	調定額(千円)	1,034,951	743,307	670,580	545,290	420,524	
	収入額(千円)	492,922	279,470	249,288	157,969	123,987	
	収入率(%)	47.6	37.6	37.2	29.0	29.5	
市 税 全 体	調定額(千円)	90,563,629	93,493,266	95,736,945	93,591,487	97,651,115	
	収入額(千円)	89,777,365	92,744,193	95,145,918	93,105,170	97,254,001	
	収入率(%)	99.1	99.2	99.4	99.5	99.6	

110・111ページに詳細な表あり

第6表 督促状発付の推移

区 分		令和3年度(2021)		令和4年度(2022)	
		金額	件数	金額	件数
(市民税・都民税・森林環境税) (普通徴収分)	調定	千円 13,088,358	件 288,716	千円 14,469,591	件 292,890
	発付	1,834,782	53,729	1,992,239	54,151
	発付/調定	14.02%	18.61%	13.77%	18.49%
(市民税・都民税・森林環境税) (特別徴収分)	調定	44,457,686	444,352	44,904,847	452,269
	発付	287,102	10,161	346,353	11,343
	発付/調定	0.65%	2.29%	0.77%	2.51%
法人市民税	調定	4,441,516	18,385	5,071,919	18,721
	発付	50,951	811	60,051	1,003
	発付/調定	1.15%	4.41%	1.18%	5.36%
都固定資産税	調定	41,507,906	773,156	42,759,483	778,893
	発付	2,006,149	62,942	2,111,933	64,092
	発付/調定	4.83%	8.14%	4.94%	8.23%
軽自動車税	調定	794,905	127,792	827,555	129,475
	発付	78,551	13,569	85,077	14,179
	発付/調定	9.88%	10.62%	10.28%	10.95%
特別土地保有税	調定	0	0	0	0
	発付	0	0	0	0
	発付/調定	—	—	—	—
事業所税	調定	2,181,577	740	2,212,973	757
	発付	8,080	10	11,474	16
	発付/調定	0.37%	1.35%	0.52%	2.11%
市たばこ税	調定	3,331,246	90	3,532,751	100
	発付	0	0	0	0
	発付/調定	0%	0%	0%	0%
合計	調定	109,803,194	1,653,231	113,779,119	1,673,105
	発付	4,265,615	141,222	4,607,127	144,784
	発付/調定	3.88%	8.54%	4.05%	8.65%

令和5年度以前課税の市民税・都民税・森林環境税については、森林環境税は含まない。

令和5年度(2023)		令和6年度(2024)		令和7年度(2025)	
金額	件数	金額	件数	金額	件数
千円	件	千円	件	千円	件
13,929,963	294,453	14,448,921	273,047	14,971,504	293,446
1,754,068	52,081	1,936,354	51,715	2,215,848	55,817
12.59%	17.69%	13.40%	18.94%	14.80%	19.02%
46,035,275	459,972	44,258,133	426,933	49,186,930	473,157
378,898	12,212	394,026	12,277	410,536	12,979
0.82%	2.65%	0.89%	2.88%	0.83%	2.74%
6,491,550	18,978	5,298,542	19,706	5,226,849	19,944
69,440	1,067	67,393	1,110	63,365	1,034
1.07%	5.62%	1.27%	5.63%	1.21%	5.18%
43,255,499	782,566	43,499,226	759,839	44,117,797	783,937
1,832,905	58,709	1,941,915	60,605	2,100,089	64,486
4.24%	7.50%	4.46%	7.98%	4.76%	8.23%
847,964	130,546	870,578	131,563	893,338	132,227
87,314	14,522	88,702	14,595	85,771	14,007
10.30%	11.12%	10.19%	11.09%	9.60%	10.59%
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
—	—	—	—	—	—
2,208,269	700	2,258,443	703	2,207,750	694
6,650	8	9,417	10	5,098	10
0.30%	1.14%	0.42%	1.42%	0.23%	1.44%
3,633,143	94	3,513,434	100	3,515,021	91
0	0	0	0	0	0
0%	0%	0%	0%	0%	0%
116,401,663	1,687,309	114,147,277	1,611,891	120,119,189	1,703,496
4,129,275	138,599	4,437,807	140,312	4,880,707	148,333
3.55%	8.21%	3.89%	8.70%	4.06%	8.71%

第7表 差押え件数の推移

単位:件

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
当該年度に 差し押さえた件数	2,348	5,952	12,162	14,406	13,660	
前年度以前に差し押さえ、 引き続き差し押さえしている 件数	660	560	996	2,535	2,840	

第8表 差押えによる収入額の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
差し押さえたことにより 収入となった額(千円)	438,341	483,146	723,128	718,107	666,648	
収入につながった 差押え件数(件)	1,531	4,448	9,335	12,792	12,378	

第9表 現年課税分と滞納繰越分の収入未済額の推移

単位:千円

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
現年課税分	278,954	323,301	208,664	142,262	155,912	
滞納繰越分	471,764	353,133	341,397	281,565	249,987	
計	750,718	676,434	550,061	423,827	405,899	

第10表 本市と多摩26市の調定額に対する収入未済額の割合推移

単位:%

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
八王子市	0.83	0.72	0.57	0.45	0.42	
多摩26市平均	1.08	1.05	1.02	0.99	0.92	

第11表 多摩26市と中核市の税収入額100円あたりの徴税費(令和7年度(2025年度))

単位:円

区分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
徴税費(合計)	2.11	1.37	1.43	1.28	2.49	1.17	1.97
うち人件費	1.28	1.05	1.00	0.99	1.69	0.67	1.38
区分	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
徴税費(合計)	1.50	1.87	1.86	1.90	1.65	2.48	1.40
うち人件費	0.94	1.48	1.29	1.38	1.22	1.55	1.12
区分	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
徴税費(合計)	1.98	2.94	2.92	2.98	2.67	2.01	3.13
うち人件費	1.46	1.92	1.53	1.40	1.94	1.69	2.06
区分	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	多摩26市 平均	
徴税費(合計)	3.90	1.83	2.71	2.35	1.97	2.15	
うち人件費	1.07	1.28	1.97	1.37	1.18	1.38	
区分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市
徴税費(合計)	2.15	2.21	2.09	1.77	1.39	1.60	2.28
うち人件費	1.59	1.30	1.29	1.49	0.99	0.88	1.26
区分	船橋市	柏市	横須賀市	中核市平均			
徴税費(合計)	1.80	2.11	1.88	1.94			
うち人件費	0.91	0.77	1.42	1.20			

第12表 個人市民税の納税義務者数の推移

単位:人

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
均等割のみを 納める者	12,751	12,789	13,329	29,218	13,116	
均等割と所得割を 納める者	275,320	277,893	279,643	267,950	288,126	
計	288,071	290,682	292,972	297,168	301,242	

個人市民税の納税義務者数は延べ人数

第13表 個人市民税課税額の推移

単位:千円

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
均 等 割	普通徴収	232,556	234,805	236,543	202,807	204,817	
	給与特別徴収	624,712	630,371	637,273	562,470	565,530	
	年金特別徴収	131,942	132,382	131,546	116,378	118,779	
	小計	989,210	997,558	1,005,362	881,655	889,126	
所 得 割	普通徴収	7,656,342	8,483,029	8,158,068	8,471,325	8,781,385	
	給与特別徴収	26,142,030	26,405,506	27,078,260	26,009,901	28,950,485	
	年金特別徴収	1,579,409	1,546,960	1,505,197	1,358,518	1,761,613	
	小計	35,377,781	36,435,495	36,741,525	35,839,744	39,493,483	
合 計		36,366,991	37,433,053	37,746,887	36,721,399	40,382,609	

第14表 1人あたりの個人市民税額の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
調定額(千円)	36,366,991	37,433,053	37,746,887	36,721,399	40,382,609	
人口(人)	561,828	561,758	562,145	560,692	559,083	
納税義務者(人)	288,071	290,682	292,972	297,168	301,242	
市民1人あたり(千円)	65	67	67	65	72	
納税義務者 1人あたり(千円)	126	129	129	124	134	

第15表 所得割の所得階層別納税義務者数の推移

単位:人

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
10万円以下	9,425	9,380	9,759	690	10,077	
10万円超 100万円以下	81,862	81,220	80,615	73,455	79,202	
100万円超 200万円以下	76,961	76,111	75,821	75,575	76,242	
200万円超 400万円以下	67,144	68,746	70,668	72,738	75,187	
400万円超 700万円以下	25,231	26,130	26,712	27,800	29,300	
700万円超 1,000万円以下	5,784	6,403	6,434	6,629	7,091	
1,000万円超	4,630	5,082	5,103	5,321	5,719	
計	271,037	273,072	275,112	262,208	282,818	

所得階層別納税義務者数は実人数

第16表 所得割の課税額と納税義務者1人あたりの負担額の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
所得割額(千円)	34,837,971	36,067,543	36,367,925	35,518,887	39,086,407	
納税義務者(人)	271,037	273,072	275,112	262,208	282,818	
1人あたりの 所得割額(千円)	129	132	132	135	138	

第17表 多摩26市と中核市の1人あたりの個人市民税額(令和7年度(2025年度))

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市
調定額(千円)	40,382,609	15,717,515	21,195,326	21,130,241	8,772,179	23,535,659
人口(人)	559,083	186,257	148,034	190,497	129,105	260,998
納税義務者数(人)	301,242	103,913	94,124	109,412	69,320	148,806
人口1人あたり(千円)	72	84	143	111	68	90
納税義務者1人あたり(千円)	134	151	225	193	127	158
区 分	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市
調定額(千円)	8,320,079	24,514,242	34,629,762	12,798,661	16,089,636	15,394,048
人口(人)	115,632	239,348	430,170	125,174	196,799	188,477
納税義務者数(人)	64,675	138,615	226,212	71,700	106,555	107,210
人口1人あたり(千円)	72	102	81	102	82	82
納税義務者1人あたり(千円)	129	177	153	179	151	144
区 分	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市
調定額(千円)	10,761,929	13,401,645	7,995,079	3,773,535	7,743,909	5,891,692
人口(人)	151,795	129,500	76,079	56,582	82,048	84,996
納税義務者数(人)	88,829	73,740	44,034	32,079	46,685	44,985
人口1人あたり(千円)	71	103	105	67	94	69
納税義務者1人あたり(千円)	121	182	182	118	166	131
区 分	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
調定額(千円)	5,135,866	8,550,671	4,210,461	11,801,900	8,316,041	3,759,776
人口(人)	75,011	116,325	70,696	148,084	93,916	54,126
納税義務者数(人)	39,194	61,572	35,747	77,503	51,350	31,471
人口1人あたり(千円)	68	74	60	80	89	69
納税義務者1人あたり(千円)	131	139	118	152	162	119
区 分	あきる野市	西東京市	多摩26市			
調定額(千円)	4,969,246	17,796,502	356,588,209			
人口(人)	79,244	206,245	4,194,221			
納税義務者数(人)	42,474	115,532	2,326,979			
人口1人あたり(千円)	63	86	85			
納税義務者1人あたり(千円)	117	154	153			
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市
調定額(千円)	18,279,537	38,050,214	21,630,099	24,515,872	24,488,231	46,643,372
人口(人)	267,467	514,595	329,120	365,972	352,805	607,447
納税義務者数(人)	142,971	281,820	178,911	198,687	193,807	341,258
人口1人あたり(千円)	68	74	66	67	69	77
納税義務者1人あたり(千円)	128	135	121	123	126	137
区 分	越谷市	船橋市	柏市	横須賀市	中核市	
調定額(千円)	24,881,532	52,260,912	34,442,105	24,616,993	350,191,476	
人口(人)	342,327	649,393	437,634	379,041	4,804,884	
納税義務者数(人)	188,103	361,331	246,020	192,958	2,627,108	
人口1人あたり(千円)	73	80	79	65	73	
納税義務者1人あたり(千円)	132	145	140	128	133	

第18表-1 年齢別人口、納税義務者数及び個人市民税課税額(令和6年度(2024年度))

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0歳	1,365	1,290	2,655	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳	1,487	1,474	2,961	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2歳	1,615	1,517	3,132	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳	1,671	1,573	3,244	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4歳	1,818	1,695	3,513	0	1	1	0	413	413	0	413,300	413,300
5歳	1,958	1,785	3,743	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6歳	1,999	1,867	3,866	1	1	2	413	373	786	413,300	372,700	393,000
7歳	2,135	1,917	4,052	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8歳	2,215	2,121	4,336	2	0	2	561	0	561	280,600	0	280,600
9歳	2,190	2,044	4,234	0	1	1	0	373	373	0	372,700	372,700
10歳	2,252	2,118	4,370	0	1	1	0	383	383	0	383,100	383,100
11歳	2,370	2,248	4,618	1	1	2	384	484	867	383,900	483,500	433,700
12歳	2,402	2,164	4,566	1	1	2	373	287	660	372,700	286,800	329,750
13歳	2,493	2,361	4,854	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14歳	2,508	2,366	4,874	1	1	2	401	18	420	401,400	18,200	209,800
15歳	2,472	2,410	4,882	1	1	2	1,344	484	1,828	1,344,200	483,500	913,850
16歳	2,584	2,478	5,062	4	0	4	221	0	221	55,200	0	55,200
17歳	2,661	2,465	5,126	9	0	9	1,873	0	1,873	208,144	0	208,144
18歳	2,727	2,554	5,281	121	73	194	3,943	1,203	5,147	32,590	16,484	26,530
19歳	3,665	3,287	6,952	332	259	591	11,731	7,641	19,373	35,335	29,503	32,779
20歳	3,864	3,407	7,271	628	564	1,192	25,802	16,459	42,261	41,086	29,182	35,454
21歳	4,120	3,583	7,703	1,008	896	1,904	40,992	32,440	73,432	40,667	36,205	38,567
22歳	4,009	3,640	7,649	1,318	1,398	2,716	69,040	68,077	137,118	52,383	48,696	50,485
23歳	3,732	3,365	7,097	2,159	2,216	4,375	135,888	130,239	266,127	62,940	58,772	60,829
24歳	3,513	3,074	6,587	2,265	2,188	4,453	172,621	154,949	327,570	76,212	70,818	73,562
25歳	3,414	2,985	6,399	2,522	2,219	4,741	213,264	164,454	377,718	84,562	74,112	79,671
26歳	3,205	2,800	6,005	2,494	2,101	4,595	222,100	161,498	383,599	89,054	76,867	83,482
27歳	3,094	2,803	5,897	2,453	2,051	4,504	239,330	160,478	399,808	97,566	78,244	88,767
28歳	2,971	2,562	5,533	2,415	1,853	4,268	256,550	147,068	403,618	106,232	79,368	94,569
29歳	3,019	2,618	5,637	2,470	1,803	4,273	264,727	140,479	405,206	107,177	77,914	94,829
30歳	2,888	2,439	5,327	2,398	1,680	4,078	256,796	131,959	388,755	107,087	78,547	95,330
31歳	2,930	2,486	5,416	2,443	1,665	4,108	271,400	127,902	399,302	111,093	76,818	97,201
32歳	2,866	2,457	5,323	2,382	1,597	3,979	275,711	125,076	400,788	115,748	78,320	100,726
33歳	2,749	2,494	5,243	2,287	1,538	3,825	275,967	121,129	397,096	120,668	78,757	103,816
34歳	2,907	2,550	5,457	2,470	1,531	4,001	311,561	123,637	435,198	126,138	80,756	108,772
35歳	2,956	2,719	5,675	2,488	1,656	4,144	316,263	136,392	452,656	127,115	82,363	109,232
36歳	2,987	2,747	5,734	2,583	1,638	4,221	355,281	126,620	481,901	137,546	77,302	114,168
37歳	3,105	2,745	5,850	2,676	1,644	4,320	367,542	127,018	494,560	137,348	77,262	114,482
38歳	3,208	2,920	6,128	2,794	1,726	4,520	396,092	137,255	533,347	141,765	79,522	117,997
39歳	3,361	3,010	6,371	2,869	1,780	4,649	877,135	148,870	1,026,004	305,728	83,635	220,694
40歳	3,385	3,015	6,400	2,906	1,777	4,683	458,808	143,630	602,438	157,883	80,827	128,644
41歳	3,487	3,287	6,774	3,017	1,917	4,934	507,469	156,215	663,683	168,203	81,489	134,512
42歳	3,474	3,263	6,737	3,000	2,039	5,039	507,918	187,832	695,750	169,306	92,120	138,073
43歳	3,693	3,371	7,064	3,215	2,044	5,259	581,513	174,876	756,389	180,875	85,556	143,828
44歳	3,765	3,565	7,330	3,252	2,244	5,496	597,794	194,475	792,269	183,823	86,664	144,154
45歳	3,990	3,715	7,705	3,491	2,339	5,830	607,277	207,532	814,810	173,955	88,727	139,762
46歳	3,971	3,797	7,768	3,428	2,359	5,787	613,409	211,552	824,962	178,941	89,679	142,554
47歳	4,197	3,925	8,122	3,632	2,457	6,089	668,281	224,633	892,914	183,998	91,426	146,644
48歳	4,423	3,976	8,399	3,850	2,468	6,318	743,887	227,043	970,930	193,217	91,995	153,677
49歳	4,549	4,451	9,000	3,903	2,849	6,752	765,387	238,302	1,003,690	196,102	83,644	148,651

退職所得等の一部所得を除くデータのため、決算数値とは一致しない。

個人市民税額を四捨五入しているため、納税義務者1人あたりの個人市民税額が計算結果と一致しない場合がある。

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
50歳	5,017	4,676	9,693	4,360	2,970	7,330	948,112	279,656	1,227,769	217,457	94,160	167,499
51歳	4,806	4,671	9,477	4,159	2,929	7,088	818,377	261,259	1,079,636	196,772	89,197	152,319
52歳	4,896	4,545	9,441	4,211	2,806	7,017	894,684	241,688	1,136,371	212,463	86,132	161,945
53歳	4,765	4,458	9,223	4,107	2,745	6,852	896,132	227,696	1,123,828	218,196	82,950	164,015
54歳	4,594	4,242	8,836	3,918	2,609	6,527	851,323	228,071	1,079,394	217,285	87,417	165,374
55歳	4,659	4,362	9,021	3,952	2,616	6,568	862,374	251,499	1,113,873	218,212	96,139	169,591
56歳	4,607	4,234	8,841	3,936	2,544	6,480	891,140	234,469	1,125,609	226,407	92,165	173,705
57歳	3,461	3,180	6,641	2,957	1,879	4,836	723,451	172,316	895,767	244,657	91,706	185,229
58歳	4,403	4,009	8,412	3,780	2,300	6,080	930,411	211,390	1,141,801	246,140	91,909	187,796
59歳	4,002	3,890	7,892	3,386	2,199	5,585	788,244	195,651	983,895	232,795	88,973	176,167
60歳	3,788	3,492	7,280	3,189	1,907	5,096	699,012	169,753	868,765	219,195	89,016	170,480
61歳	3,523	3,437	6,960	2,838	1,754	4,592	563,211	139,000	702,211	198,454	79,247	152,921
62歳	3,259	3,178	6,437	2,630	1,578	4,208	471,210	120,273	591,483	179,167	76,218	140,561
63歳	3,333	3,193	6,526	2,665	1,540	4,205	451,186	125,029	576,215	169,301	81,188	137,031
64歳	3,206	3,111	6,317	2,566	1,374	3,940	447,198	107,612	554,810	174,278	78,320	140,815
65歳	3,122	3,048	6,170	2,500	1,252	3,752	416,005	94,759	510,763	166,402	75,686	136,131
66歳	2,911	2,910	5,821	2,382	1,130	3,512	368,790	76,818	445,608	154,824	67,980	126,881
67歳	2,878	3,112	5,990	2,360	1,116	3,476	339,250	80,994	420,244	143,750	72,576	120,899
68歳	3,077	3,200	6,277	2,508	1,106	3,614	322,908	85,166	408,074	128,751	77,004	112,915
69歳	3,056	3,218	6,274	2,447	1,074	3,521	303,711	83,433	387,144	124,115	77,685	109,953
70歳	3,095	3,391	6,486	2,417	1,035	3,452	255,001	72,321	327,322	105,503	69,875	94,821
71歳	3,221	3,587	6,808	2,503	951	3,454	304,852	65,368	370,219	121,794	68,736	107,186
72歳	3,371	3,829	7,200	2,533	958	3,491	260,359	70,856	331,215	102,787	73,963	94,877
73歳	3,672	4,057	7,729	2,716	947	3,663	247,930	69,157	317,087	91,285	73,027	86,565
74歳	4,156	4,610	8,766	2,973	994	3,967	256,605	68,705	325,310	86,312	69,120	82,004
75歳	3,890	4,587	8,477	2,792	819	3,611	228,414	70,536	298,951	81,810	86,125	82,789
76歳	3,888	4,589	8,477	2,723	802	3,525	208,284	80,973	289,256	76,491	100,963	82,059
77歳	2,612	3,105	5,717	1,874	519	2,393	136,802	52,300	189,102	73,000	100,771	79,023
78歳	2,340	2,901	5,241	1,606	423	2,029	106,414	28,945	135,359	66,260	68,429	66,712
79歳	2,724	3,415	6,139	1,872	482	2,354	145,793	28,292	174,085	77,881	58,698	73,953
80歳	2,889	3,668	6,557	2,016	480	2,496	137,526	44,122	181,648	68,217	91,921	72,775
81歳	2,561	3,379	5,940	1,794	421	2,215	124,669	38,667	163,337	69,492	91,847	73,741
82歳	2,573	3,246	5,819	1,806	337	2,143	117,324	25,248	142,572	64,963	74,921	66,529
83歳	2,212	2,950	5,162	1,574	351	1,925	89,773	29,045	118,818	57,035	82,749	61,724
84歳	1,769	2,449	4,218	1,275	271	1,546	85,437	19,738	105,175	67,010	72,833	68,030
85歳	1,627	2,276	3,903	1,198	272	1,470	66,831	25,181	92,013	55,786	92,579	62,594
86歳	1,554	2,286	3,840	1,132	252	1,384	80,295	16,765	97,060	70,932	66,527	70,130
87歳	1,323	2,016	3,339	956	226	1,182	70,763	19,466	90,229	74,020	86,132	76,336
88歳	1,182	1,863	3,045	855	196	1,051	60,473	19,465	79,938	70,729	99,309	76,059
89歳	910	1,583	2,493	641	150	791	45,577	11,945	57,522	71,103	79,636	72,721
90歳	744	1,406	2,150	554	154	708	37,194	16,275	53,468	67,136	105,680	75,520
91歳	577	1,239	1,816	452	120	572	32,304	12,715	45,018	71,468	105,954	78,703
92歳	442	1,031	1,473	330	105	435	22,322	9,246	31,567	67,641	88,056	72,569
93歳	304	812	1,116	227	108	335	24,100	20,942	45,042	106,166	193,909	134,453
94歳	257	697	954	203	88	291	13,181	8,271	21,452	64,930	93,988	73,717
95歳	164	518	682	137	62	199	11,960	5,046	17,005	87,299	81,379	85,454
96歳	110	406	516	83	49	132	8,320	6,281	14,601	100,235	128,192	110,613
97歳	74	322	396	64	37	101	5,315	2,526	7,841	83,039	68,270	77,629
98歳	46	241	287	42	29	71	4,741	3,763	8,504	112,881	129,741	119,768
99歳	34	145	179	27	14	41	3,141	321	3,462	116,330	22,913	84,431
100歳以上	43	273	316	32	12	44	2,321	2,069	4,390	72,525	172,450	99,777
全体	280,146	280,546	560,692	183,547	107,669	291,216	27,597,797	8,790,831	36,388,628	150,358	81,647	124,954

第18表-2 年齢別人口、納税義務者数及び個人市民税課税額(令和7年度(2025年度))

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0歳	1,290	1,240	2,530	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳	1,436	1,360	2,796	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2歳	1,518	1,482	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳	1,657	1,568	3,225	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4歳	1,692	1,591	3,283	1	0	1	36	0	36	36,100	0	36,100
5歳	1,830	1,697	3,527	0	1	1	0	412	412	0	412,300	412,300
6歳	1,980	1,802	3,782	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7歳	2,021	1,893	3,914	1	1	2	412	411	823	412,100	410,700	411,400
8歳	2,155	1,935	4,090	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9歳	2,229	2,134	4,363	2	0	2	539	0	539	269,650	0	269,650
10歳	2,207	2,063	4,270	0	1	1	0	411	411	0	410,700	410,700
11歳	2,264	2,139	4,403	0	1	1	0	413	413	0	413,100	413,100
12歳	2,387	2,269	4,656	1	1	2	364	3	367	363,700	3,000	183,350
13歳	2,419	2,184	4,603	1	1	2	411	291	702	410,700	291,200	350,950
14歳	2,508	2,359	4,867	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15歳	2,522	2,390	4,912	3	0	3	897	0	897	298,900	0	298,900
16歳	2,471	2,444	4,915	1	1	2	70	244	314	69,900	244,200	157,050
17歳	2,614	2,483	5,097	5	2	7	386	130	516	77,160	64,850	73,643
18歳	2,909	2,668	5,577	116	86	202	3,845	1,909	5,753	33,145	22,192	28,482
19歳	3,614	3,248	6,862	377	286	663	15,606	8,894	24,501	41,396	31,099	36,954
20歳	3,921	3,447	7,368	733	561	1,294	28,582	17,399	45,982	38,994	31,015	35,534
21歳	3,973	3,472	7,445	1,002	993	1,995	46,943	39,570	86,513	46,849	39,849	43,365
22歳	4,068	3,578	7,646	1,457	1,388	2,845	90,506	75,450	165,957	62,118	54,359	58,333
23歳	3,658	3,322	6,980	2,142	2,215	4,357	153,395	150,192	303,587	71,613	67,807	69,678
24歳	3,588	3,204	6,792	2,425	2,305	4,730	215,738	183,043	398,781	88,964	79,411	84,309
25歳	3,314	2,895	6,209	2,446	2,177	4,623	230,013	182,124	412,137	94,037	83,658	89,149
26歳	3,250	2,867	6,117	2,532	2,183	4,715	259,792	189,319	449,111	102,603	86,724	95,251
27歳	3,068	2,711	5,779	2,443	2,015	4,458	265,139	172,540	437,679	108,530	85,628	98,178
28歳	2,951	2,708	5,659	2,380	1,923	4,303	268,301	172,670	440,970	112,731	89,792	102,480
29歳	2,908	2,521	5,429	2,374	1,787	4,161	286,864	162,688	449,553	120,836	91,040	108,040
30歳	2,993	2,573	5,566	2,470	1,762	4,232	312,354	155,545	467,899	126,459	88,278	110,562
31歳	2,889	2,409	5,298	2,433	1,662	4,095	313,595	144,771	458,367	128,892	87,107	111,933
32歳	2,911	2,514	5,425	2,439	1,665	4,104	322,424	146,478	468,902	132,195	87,975	114,255
33歳	2,852	2,473	5,325	2,380	1,633	4,013	326,455	142,469	468,924	137,166	87,244	116,851
34歳	2,797	2,493	5,290	2,337	1,540	3,877	327,432	133,388	460,820	140,108	86,616	118,860
35歳	2,899	2,581	5,480	2,470	1,562	4,032	369,300	138,746	508,046	149,514	88,826	126,003
36歳	2,989	2,745	5,734	2,517	1,674	4,191	372,736	159,520	532,256	148,087	95,293	127,000
37歳	2,998	2,776	5,774	2,577	1,706	4,283	412,821	153,761	566,582	160,194	90,130	132,286
38歳	3,136	2,783	5,919	2,720	1,697	4,417	433,531	152,269	585,800	159,386	89,728	132,624
39歳	3,243	2,948	6,191	2,822	1,807	4,629	471,067	161,321	632,388	166,927	89,275	136,614
40歳	3,354	3,038	6,392	2,862	1,902	4,764	510,334	172,718	683,052	178,314	90,809	143,378
41歳	3,394	3,048	6,442	2,914	1,866	4,780	518,313	170,724	689,036	177,870	91,492	144,150
42歳	3,453	3,312	6,765	2,999	2,025	5,024	575,457	190,460	765,917	191,883	94,054	152,452
43歳	3,488	3,266	6,754	2,999	2,105	5,104	574,795	213,220	788,014	191,662	101,292	154,391
44歳	3,713	3,391	7,104	3,223	2,133	5,356	666,952	211,111	878,063	206,935	98,974	163,940
45歳	3,785	3,585	7,370	3,262	2,363	5,625	691,925	230,719	922,644	212,117	97,638	164,026
46歳	4,003	3,730	7,733	3,478	2,428	5,906	690,654	234,610	925,264	198,578	96,627	156,665
47歳	3,988	3,829	7,817	3,442	2,465	5,907	700,894	241,011	941,905	203,630	97,773	159,456
48歳	4,200	3,952	8,152	3,633	2,587	6,220	758,049	313,932	1,071,982	208,657	121,350	172,344
49歳	4,416	3,994	8,410	3,839	2,535	6,374	829,825	258,047	1,087,872	216,157	101,794	170,673

退職所得等の一部所得を除くデータのため、決算数値とは一致しない。

個人市民税額を四捨五入しているため、納税義務者1人あたりの個人市民税額が計算結果と一致しない場合がある。

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
50歳	4,552	4,469	9,021	3,916	2,919	6,835	840,392	273,893	1,114,285	214,605	93,831	163,026
51歳	5,032	4,674	9,706	4,381	3,015	7,396	957,732	338,381	1,296,113	218,610	112,233	175,245
52歳	4,787	4,669	9,456	4,128	2,998	7,126	919,771	300,661	1,220,432	222,813	100,287	171,265
53歳	4,901	4,544	9,445	4,228	2,872	7,100	986,010	278,609	1,264,619	233,210	97,009	178,115
54歳	4,777	4,461	9,238	4,090	2,778	6,868	970,292	261,322	1,231,615	237,235	94,068	179,327
55歳	4,579	4,259	8,838	3,917	2,650	6,567	935,604	251,902	1,187,505	238,857	95,057	180,829
56歳	4,659	4,348	9,007	3,967	2,631	6,598	938,044	276,228	1,214,272	236,462	104,990	184,036
57歳	4,621	4,244	8,865	3,951	2,609	6,560	1,040,399	254,909	1,295,308	263,325	97,704	197,455
58歳	3,435	3,169	6,604	2,925	1,897	4,822	745,725	186,847	932,572	254,949	98,496	193,399
59歳	4,392	4,035	8,427	3,732	2,321	6,053	989,882	237,742	1,227,625	265,242	102,431	202,813
60歳	3,976	3,876	7,852	3,351	2,160	5,511	756,387	209,161	965,548	225,720	96,834	175,204
61歳	3,774	3,509	7,283	3,104	1,882	4,986	588,273	153,500	741,773	189,521	81,562	148,771
62歳	3,502	3,413	6,915	2,801	1,739	4,540	593,461	152,997	746,458	211,875	87,980	164,418
63歳	3,252	3,176	6,428	2,606	1,565	4,171	483,898	134,355	618,252	185,686	85,850	148,226
64歳	3,332	3,189	6,521	2,639	1,538	4,177	477,707	148,548	626,254	181,018	96,585	149,929
65歳	3,172	3,115	6,287	2,557	1,349	3,906	464,513	111,437	575,950	181,663	82,607	147,453
66歳	3,091	3,052	6,143	2,560	1,252	3,812	410,368	93,825	504,193	160,300	74,940	132,265
67歳	2,894	2,916	5,810	2,382	1,132	3,514	380,433	85,085	465,518	159,712	75,164	132,475
68歳	2,825	3,121	5,946	2,360	1,123	3,483	326,254	88,928	415,182	138,243	79,188	119,202
69歳	3,068	3,205	6,273	2,484	1,102	3,586	326,533	89,216	415,749	131,454	80,958	115,937
70歳	3,013	3,205	6,218	2,388	1,045	3,433	331,675	90,391	422,066	138,892	86,499	122,944
71歳	3,052	3,371	6,423	2,369	1,006	3,375	285,228	74,590	359,818	120,400	74,145	106,613
72歳	3,202	3,574	6,776	2,474	959	3,433	280,029	70,981	351,010	113,189	74,016	102,246
73歳	3,307	3,795	7,102	2,484	945	3,429	265,540	64,441	329,981	106,900	68,191	96,232
74歳	3,595	3,998	7,593	2,700	948	3,648	263,832	77,425	341,257	97,715	81,672	93,546
75歳	4,087	4,608	8,695	2,956	980	3,936	268,037	83,911	351,948	90,675	85,624	89,418
76歳	3,789	4,539	8,328	2,772	804	3,576	234,921	72,030	306,952	84,748	89,590	85,837
77歳	3,764	4,547	8,311	2,693	788	3,481	241,213	71,354	312,566	89,570	90,550	89,792
78歳	2,498	3,054	5,552	1,819	516	2,335	141,046	43,345	184,392	77,541	84,002	78,969
79歳	2,255	2,872	5,127	1,593	436	2,029	121,132	31,445	152,577	76,040	72,121	75,198
80歳	2,560	3,346	5,906	1,804	481	2,285	160,938	51,423	212,361	89,212	106,908	92,937
81歳	2,735	3,581	6,316	1,953	468	2,421	154,128	34,280	188,408	78,919	73,248	77,822
82歳	2,422	3,309	5,731	1,727	412	2,139	132,039	44,077	176,116	76,456	106,983	82,336
83歳	2,406	3,123	5,529	1,735	320	2,055	120,586	33,548	154,134	69,502	104,837	75,004
84歳	2,091	2,842	4,933	1,529	343	1,872	123,569	46,031	169,600	80,817	134,202	90,598
85歳	1,638	2,358	3,996	1,210	277	1,487	91,834	22,364	114,198	75,896	80,736	76,798
86歳	1,487	2,169	3,656	1,124	245	1,369	72,910	22,807	95,717	64,867	93,088	69,917
87歳	1,391	2,169	3,560	1,056	238	1,294	66,704	17,051	83,755	63,166	71,642	64,725
88歳	1,199	1,882	3,081	887	210	1,097	75,240	16,673	91,913	84,825	79,397	83,786
89歳	1,026	1,705	2,731	755	179	934	61,873	17,925	79,798	81,951	100,139	85,436
90歳	765	1,451	2,216	558	139	697	45,213	18,026	63,239	81,027	129,684	90,731
91歳	643	1,275	1,918	491	144	635	36,824	13,723	50,547	74,997	95,301	79,602
92歳	488	1,088	1,576	387	122	509	35,807	16,058	51,865	92,525	131,619	101,895
93歳	353	906	1,259	267	98	365	21,343	7,669	29,013	79,937	78,259	79,486
94歳	251	692	943	184	91	275	22,010	18,197	40,207	119,617	199,967	146,206
95歳	196	553	749	165	73	238	11,968	7,781	19,749	72,533	106,592	82,980
96歳	114	424	538	100	53	153	10,529	4,370	14,900	105,291	82,462	97,383
97歳	77	306	383	62	32	94	7,195	5,249	12,444	116,044	164,041	132,383
98歳	52	238	290	43	28	71	3,349	3,021	6,370	77,880	107,886	89,713
99歳	34	187	221	31	21	52	7,431	3,105	10,536	239,697	147,862	202,610
100歳 以上	45	279	324	34	22	56	3,888	973	4,861	114,348	44,223	86,799
全体	279,079	280,004	559,083	184,687	111,000	295,687	29,876,460	10,094,744	39,971,204	161,768	90,944	135,181

第18表-3 年齢別人口、納税義務者数及び個人市民税課税額(令和7年度(2025年度)前年比)

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0歳	△ 75	△ 50	△ 125	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳	△ 51	△ 114	△ 165	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2歳	△ 97	△ 35	△ 132	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳	△ 14	△ 5	△ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4歳	△ 126	△ 104	△ 230	1	△ 1	0	36	△ 413	△ 377	36,100	△ 413,300	△ 377,200
5歳	△ 128	△ 88	△ 216	0	1	1	0	412	412	0	412,300	412,300
6歳	△ 19	△ 65	△ 84	△ 1	△ 1	△ 2	△ 413	△ 373	△ 786	△ 413,300	△ 372,700	△ 393,000
7歳	△ 114	△ 24	△ 138	1	1	2	412	411	823	412,100	410,700	411,400
8歳	△ 60	△ 186	△ 246	△ 2	0	△ 2	△ 561	0	△ 561	△ 280,600	0	△ 280,600
9歳	39	90	129	2	△ 1	1	539	△ 373	167	269,650	△ 372,700	△ 103,050
10歳	△ 45	△ 55	△ 100	0	0	0	0	28	28	0	27,600	27,600
11歳	△ 106	△ 109	△ 215	△ 1	0	△ 1	△ 384	△ 70	△ 454	△ 383,900	△ 70,400	△ 20,600
12歳	△ 15	105	90	0	0	0	△ 9	△ 284	△ 293	△ 9,000	△ 283,800	△ 146,400
13歳	△ 74	△ 177	△ 251	1	1	2	411	291	702	410,700	291,200	350,950
14歳	0	△ 7	△ 7	△ 1	△ 1	△ 2	△ 401	△ 18	△ 420	△ 401,400	△ 18,200	△ 209,800
15歳	50	△ 20	30	2	△ 1	1	△ 448	△ 484	△ 931	△ 1,045,300	△ 483,500	△ 614,950
16歳	△ 113	△ 34	△ 147	△ 3	1	△ 2	△ 151	244	93	14,700	244,200	101,850
17歳	△ 47	18	△ 29	△ 4	2	△ 2	△ 1,488	130	△ 1,358	△ 130,984	64,850	△ 134,502
18歳	182	114	296	△ 5	13	8	△ 99	705	607	555	5,707	1,952
19歳	△ 51	△ 39	△ 90	45	27	72	3,875	1,253	5,128	6,061	1,596	4,175
20歳	57	40	97	105	△ 3	102	2,780	940	3,721	△ 2,093	1,832	81
21歳	△ 147	△ 111	△ 258	△ 6	97	91	5,950	7,131	13,081	6,182	3,645	4,798
22歳	59	△ 62	△ 3	139	△ 10	129	21,466	7,373	28,839	9,736	5,663	7,848
23歳	△ 74	△ 43	△ 117	△ 17	△ 1	△ 18	17,507	19,953	37,460	8,673	9,035	8,849
24歳	75	130	205	160	117	277	43,117	28,094	71,211	12,752	8,594	10,747
25歳	△ 100	△ 90	△ 190	△ 76	△ 42	△ 118	16,749	17,670	34,419	9,475	9,546	9,479
26歳	45	67	112	38	82	120	37,691	27,821	65,512	13,549	9,857	11,770
27歳	△ 26	△ 92	△ 118	△ 10	△ 36	△ 46	25,809	12,062	37,871	10,964	7,384	9,411
28歳	△ 20	146	126	△ 35	70	35	11,751	25,601	37,352	6,499	10,424	7,911
29歳	△ 111	△ 97	△ 208	△ 96	△ 16	△ 112	22,138	22,209	44,347	13,659	13,126	13,210
30歳	105	134	239	72	82	154	55,558	23,586	79,145	19,372	9,731	15,232
31歳	△ 41	△ 77	△ 118	△ 10	△ 3	△ 13	42,195	16,869	59,064	17,799	10,289	14,732
32歳	45	57	102	57	68	125	46,713	21,401	68,114	16,447	9,655	13,529
33歳	103	△ 21	82	93	95	188	50,488	21,340	71,828	16,498	8,486	13,035
34歳	△ 110	△ 57	△ 167	△ 133	9	△ 124	15,871	9,751	25,622	13,970	5,860	10,088
35歳	△ 57	△ 138	△ 195	△ 18	△ 94	△ 112	53,037	2,354	55,390	22,399	6,463	16,772
36歳	2	△ 2	0	△ 66	36	△ 30	17,455	32,900	50,355	10,542	17,991	12,832
37歳	△ 107	31	△ 76	△ 99	62	△ 37	45,279	26,743	72,022	22,847	12,868	17,805
38歳	△ 72	△ 137	△ 209	△ 74	△ 29	△ 103	37,439	15,014	52,453	17,621	10,206	14,627
39歳	△ 118	△ 62	△ 180	△ 47	27	△ 20	△ 406,067	12,451	△ 393,616	△ 138,802	5,641	△ 84,079
40歳	△ 31	23	△ 8	△ 44	125	81	51,526	29,088	80,614	20,431	9,981	14,734
41歳	△ 93	△ 239	△ 332	△ 103	△ 51	△ 154	10,844	14,509	25,353	9,667	10,003	9,638
42歳	△ 21	49	28	△ 1	△ 14	△ 15	67,539	2,628	70,168	22,577	1,935	14,379
43歳	△ 205	△ 105	△ 310	△ 216	61	△ 155	△ 6,718	38,343	31,625	10,787	15,736	10,564
44歳	△ 52	△ 174	△ 226	△ 29	△ 111	△ 140	69,158	16,636	85,794	23,112	12,309	19,786
45歳	△ 205	△ 130	△ 335	△ 229	24	△ 205	84,647	23,187	107,834	38,162	8,911	24,264
46歳	32	△ 67	△ 35	50	69	119	77,245	23,057	100,302	19,637	6,948	14,111
47歳	△ 209	△ 96	△ 305	△ 190	8	△ 182	32,613	16,378	48,991	19,632	6,348	12,812
48歳	△ 223	△ 24	△ 247	△ 217	119	△ 98	14,162	86,889	101,052	15,439	29,355	18,668
49歳	△ 133	△ 457	△ 590	△ 64	△ 314	△ 378	64,438	19,745	84,182	20,054	18,149	22,023

個人市民税額を四捨五入しているため、納税義務者1人あたりの個人市民税額が計算結果と一致しない場合がある。

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
50歳	△ 465	△ 207	△ 672	△ 444	△ 51	△ 495	△ 107,721	△ 5,764	△ 113,484	△ 2,852	△ 329	△ 4,473
51歳	226	3	229	222	86	308	139,355	77,122	216,477	21,838	23,035	22,926
52歳	△ 109	124	15	△ 83	192	109	25,687	58,974	84,061	10,349	14,155	9,319
53歳	136	86	222	121	127	248	89,878	50,912	140,791	15,013	14,059	14,101
54歳	183	219	402	172	169	341	118,969	33,251	152,220	19,950	6,651	13,953
55歳	△ 80	△ 103	△ 183	△ 35	34	△ 1	73,230	402	73,632	20,645	△ 1,082	11,238
56歳	52	114	166	31	87	118	46,904	41,760	88,664	10,054	12,825	10,331
57歳	1,160	1,064	2,224	994	730	1,724	316,948	82,593	399,541	18,668	5,998	12,227
58歳	△ 968	△ 840	△ 1,808	△ 855	△ 403	△ 1,258	△ 184,686	△ 24,543	△ 209,229	8,808	6,587	5,603
59歳	390	145	535	346	122	468	201,639	42,091	243,730	32,447	13,458	26,645
60歳	188	384	572	162	253	415	57,375	39,408	96,783	6,525	7,818	4,724
61歳	251	72	323	266	128	394	25,062	14,500	39,562	△ 8,933	2,315	△ 4,149
62歳	243	235	478	171	161	332	122,250	32,724	154,975	32,707	11,762	23,856
63歳	△ 81	△ 17	△ 98	△ 59	25	△ 34	32,712	9,326	42,037	16,385	4,662	11,196
64歳	126	78	204	73	164	237	30,509	40,936	71,445	6,740	18,265	9,115
65歳	50	67	117	57	97	154	48,509	16,678	65,186	15,262	6,921	11,322
66歳	180	142	322	178	122	300	41,578	17,008	58,585	5,476	6,960	5,383
67歳	16	△ 196	△ 180	22	16	38	41,183	4,091	45,274	15,961	2,588	11,576
68歳	△ 252	△ 79	△ 331	△ 148	17	△ 131	3,346	3,762	7,108	9,492	2,184	6,288
69歳	12	△ 13	△ 1	37	28	65	22,822	5,783	28,605	7,339	3,274	5,984
70歳	△ 82	△ 186	△ 268	△ 29	10	△ 19	76,674	18,071	94,744	33,389	16,624	28,123
71歳	△ 169	△ 216	△ 385	△ 134	55	△ 79	△ 19,623	9,222	△ 10,401	△ 1,394	5,409	△ 573
72歳	△ 169	△ 255	△ 424	△ 59	1	△ 58	19,671	125	19,795	10,402	53	7,369
73歳	△ 365	△ 262	△ 627	△ 232	△ 2	△ 234	17,609	△ 4,716	12,894	15,615	△ 4,836	9,667
74歳	△ 561	△ 612	△ 1,173	△ 273	△ 46	△ 319	7,227	8,720	15,946	11,404	12,552	11,542
75歳	197	21	218	164	161	325	39,622	13,375	52,997	8,865	△ 501	6,629
76歳	△ 99	△ 50	△ 149	49	2	51	26,638	△ 8,942	17,695	8,257	△ 11,373	3,778
77歳	1,152	1,442	2,594	819	269	1,088	104,411	19,054	123,465	16,570	△ 10,220	10,769
78歳	158	153	311	213	93	306	34,632	14,400	49,032	11,280	15,574	12,256
79歳	△ 469	△ 543	△ 1,012	△ 279	△ 46	△ 325	△ 24,660	3,153	△ 21,508	△ 1,840	13,423	1,245
80歳	△ 329	△ 322	△ 651	△ 212	1	△ 211	23,412	7,301	30,713	20,995	14,988	20,162
81歳	174	202	376	159	47	206	29,459	△ 4,387	25,071	9,426	△ 18,598	4,081
82歳	△ 151	63	△ 88	△ 79	75	△ 4	14,715	18,829	33,544	11,492	32,063	15,807
83歳	194	173	367	161	△ 31	130	30,813	4,503	35,316	12,467	22,088	13,281
84歳	322	393	715	254	72	326	38,132	26,294	64,425	13,807	61,369	22,568
85歳	11	82	93	12	5	17	25,003	△ 2,818	22,185	20,110	△ 11,843	14,204
86歳	△ 67	△ 117	△ 184	△ 8	△ 7	△ 15	△ 7,385	6,042	△ 1,343	△ 6,065	26,561	△ 212
87歳	68	153	221	100	12	112	△ 4,059	△ 2,415	△ 6,474	△ 10,854	△ 14,490	△ 11,611
88歳	17	19	36	32	14	46	14,767	△ 2,791	11,976	14,096	△ 19,911	7,727
89歳	116	122	238	114	29	143	16,296	5,979	22,276	10,848	20,503	12,716
90歳	21	45	66	4	△ 15	△ 11	8,020	1,751	9,771	13,891	24,004	15,211
91歳	66	36	102	39	24	63	4,520	1,009	5,529	3,529	△ 10,653	898
92歳	46	57	103	57	17	74	13,486	6,812	20,297	24,884	43,563	29,327
93歳	49	94	143	40	△ 10	30	△ 2,757	△ 13,273	△ 16,029	△ 26,229	△ 115,650	△ 54,967
94歳	△ 6	△ 5	△ 11	△ 19	3	△ 16	8,829	9,926	18,755	54,687	105,980	72,489
95歳	32	35	67	28	11	39	8	2,736	2,744	△ 14,765	25,213	△ 2,474
96歳	4	18	22	17	4	21	2,210	△ 1,911	299	5,056	△ 45,730	△ 13,230
97歳	3	△ 16	△ 13	△ 2	△ 5	△ 7	1,880	2,723	4,604	33,005	95,770	54,754
98歳	6	△ 3	3	1	△ 1	0	△ 1,392	△ 742	△ 2,134	△ 35,001	△ 21,856	△ 30,055
99歳	0	42	42	4	7	11	4,290	2,784	7,074	123,367	124,949	118,179
100歳以上	2	6	8	2	10	12	1,567	△ 1,097	471	41,823	△ 128,227	△ 12,979
全体	△ 1,067	△ 542	△ 1,609	1,140	3,331	4,471	2,278,662	1,303,913	3,582,576	11,410	9,297	10,227

第19表 人口と所得階層別納税義務者数(令和3年度(2021年度))

区分	人口 (人)	所得段階別納税義務者数(人)								個人市民税額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万円 以下	1000万 円超	合計	
20～24歳	36,234	1,247	6,264	6,050	907	23	4	0	14,495	903,363
25～29歳	28,524	727	5,582	9,852	5,022	163	26	20	21,392	1,894,293
30～34歳	27,456	731	4,555	7,262	6,613	598	74	69	19,902	2,039,094
35～39歳	31,543	825	4,438	6,786	8,059	1,937	197	163	22,405	2,743,837
40～44歳	37,398	1,230	5,344	6,965	9,323	3,505	459	315	27,141	3,776,668
45～49歳	45,727	1,756	6,890	7,721	10,586	5,043	929	543	33,468	5,109,651
50～54歳	42,502	1,815	6,584	6,361	8,815	5,445	1,291	731	31,042	5,278,333
55～59歳	36,969	1,782	5,490	5,060	6,475	4,966	1,440	893	26,106	4,887,904
60～64歳	31,071	1,618	5,977	5,323	3,784	1,612	650	748	19,712	2,964,993
65～69歳	33,745	2,291	7,238	4,744	2,930	763	275	468	18,709	2,126,635
70～74歳	40,888	2,985	8,582	4,197	2,298	557	196	324	19,139	1,780,009
75～79歳	32,096	2,089	6,577	2,476	1,099	274	108	185	12,808	1,004,904

第20表 人口と所得階層別納税義務者数(令和4年度(2022年度))

区分	人口 (人)	所得段階別納税義務者数(人)								個人市民税額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万円 以下	1000万 円超	合計	
20～24歳	36,102	1,216	6,204	6,041	1,009	23	3	5	14,501	910,697
25～29歳	28,844	770	5,303	9,949	5,506	214	48	28	21,818	1,982,974
30～34歳	27,170	721	4,440	7,023	6,852	713	117	100	19,966	2,118,504
35～39歳	30,927	769	4,455	6,450	8,071	2,095	240	173	22,253	2,775,106
40～44歳	36,256	1,127	5,123	6,688	9,178	3,555	530	370	26,571	3,797,326
45～49歳	44,396	1,653	6,552	7,577	10,432	5,044	950	590	32,798	5,074,187
50～54歳	45,352	1,875	6,964	6,759	9,510	5,710	1,465	815	33,098	5,720,699
55～59歳	37,200	1,697	5,411	5,078	6,702	4,994	1,492	910	26,284	5,056,016
60～64歳	31,452	1,630	6,013	5,336	3,990	1,715	685	815	20,184	3,101,737
65～69歳	32,283	2,264	6,935	4,484	2,849	782	348	493	18,155	2,122,334
70～74歳	41,759	3,132	8,631	4,162	2,337	630	236	364	19,492	1,929,092
75～79歳	31,134	2,167	6,260	2,292	1,035	293	147	225	12,419	1,083,848

第21表 人口と所得階層別納税義務者数(令和5年度(2023年度))

区分	人口 (人)	所得段階別納税義務者数(人)								個人市民税額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万円 以下	1000万 円超	合計	
20～24歳	36,566	1,504	5,804	6,047	1,102	20	5	6	14,488	920,142
25～29歳	29,256	725	5,323	9,870	5,985	277	50	25	22,255	2,057,467
30～34歳	27,054	700	4,185	6,795	7,164	793	111	97	19,845	2,127,272
35～39歳	30,282	822	4,333	6,259	8,060	2,102	255	176	22,007	2,760,556
40～44歳	35,395	1,139	4,903	6,463	9,034	3,612	521	385	26,057	3,769,556
45～49歳	42,854	1,624	6,254	7,201	10,188	5,041	989	585	31,882	4,973,302
50～54歳	46,059	1,885	6,941	7,089	9,851	5,719	1,461	845	33,791	5,728,166
55～59歳	39,146	1,786	5,852	5,399	7,264	5,262	1,529	975	28,067	5,230,759
60～64歳	32,455	1,627	5,882	5,734	4,389	1,863	721	797	21,013	3,297,219
65～69歳	31,001	2,190	6,494	4,518	2,882	747	350	476	17,657	2,133,375
70～74歳	39,483	3,036	8,218	4,036	2,272	589	203	333	18,687	1,763,496
75～79歳	32,887	2,444	6,638	2,320	1,121	320	108	207	13,158	1,100,465

第22表 人口と所得階層別納税義務者数(令和6年度(2024年度))

区分	人口 (人)	所得段階別納税義務者数(人)								個人市民税額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万円 以下	1000万 円超	合計	
20～24歳	36,307	1,598	5,698	6,042	1,269	24	4	5	14,640	846,508
25～29歳	29,471	758	5,168	9,629	6,422	323	46	35	22,381	1,969,949
30～34歳	26,766	700	4,135	6,632	7,406	912	114	92	19,991	2,021,138
35～39歳	29,758	828	4,209	5,979	8,251	2,111	294	182	21,854	2,988,468
40～44歳	34,305	1,140	4,694	6,082	8,670	3,817	606	402	25,411	3,510,529
45～49歳	40,994	1,508	5,903	6,983	9,853	4,962	997	570	30,776	4,507,305
50～54歳	46,670	1,980	7,072	7,338	10,135	5,934	1,453	902	34,814	5,646,999
55～59歳	40,807	1,939	5,974	5,645	7,785	5,585	1,598	1,023	29,549	5,260,944
60～64歳	33,520	1,778	5,889	5,989	4,835	2,014	725	811	22,041	3,293,484
65～69歳	30,532	2,114	6,176	4,696	3,212	822	329	526	17,875	2,171,834
70～74歳	36,989	2,812	7,849	3,959	2,297	578	203	329	18,027	1,671,153
75～79歳	34,051	2,560	6,957	2,538	1,196	329	116	216	13,912	1,086,753

第23表 人口と所得階層別納税義務者数(令和7年度(2025年度))

区分	人口 (人)	所得段階別納税義務者数(人)								個人市民税額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万円 以下	1000万 円超	合計	
20～24歳	36,231	1,881	5,525	6,140	1,627	34	6	8	15,221	1,000,820
25～29歳	29,193	719	4,951	9,195	6,922	377	57	39	22,260	2,189,450
30～34歳	26,904	700	4,019	6,492	7,710	1,156	135	109	20,321	2,324,911
35～39歳	29,098	803	4,031	5,841	7,989	2,386	300	202	21,552	2,825,071
40～44歳	33,457	1,124	4,483	5,846	8,457	4,012	671	435	25,028	3,804,083
45～49歳	39,482	1,429	5,572	6,656	9,620	5,053	1,049	653	30,032	4,949,666
50～54歳	46,866	1,918	6,857	7,522	10,398	6,028	1,593	1,009	35,325	6,127,063
55～59歳	41,741	1,914	6,049	5,945	8,129	5,765	1,674	1,124	30,600	5,857,282
60～64歳	34,999	1,830	6,003	6,284	5,409	2,240	793	826	23,385	3,698,286
65～69歳	30,459	2,076	6,093	4,752	3,616	887	350	527	18,301	2,376,592
70～74歳	34,112	2,563	7,201	4,044	2,397	580	200	333	17,318	1,804,132
75～79歳	36,013	2,723	7,761	2,813	1,352	366	122	220	15,357	1,308,435

第24表 事業所得、不動産所得、給与所得及び公的年金にかかる雑所得の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
事業 所得	金額(千円)	41,915,633	48,093,022	40,614,895	42,632,155	44,650,843	
	人数(人)	21,601	21,858	21,897	22,338	22,320	
	1人あたりの 所得金額(千円)	1,940	2,200	1,855	1,909	2,000	
不動産 所得	金額(千円)	31,924,291	32,283,734	32,322,119	32,944,956	32,473,105	
	人数(人)	16,181	16,162	16,150	16,069	15,690	
	1人あたりの 所得金額(千円)	1,973	1,998	2,001	2,050	2,070	
給与 所得	金額(千円)	811,306,699	828,092,514	849,715,728	870,183,113	925,444,268	
	人数(人)	265,403	266,660	269,944	272,555	270,800	
	1人あたりの 所得金額(千円)	3,057	3,105	3,148	3,193	3,417	
公的年金 にかかる 雑所得	金額(千円)	87,374,890	87,039,187	86,373,895	87,280,162	93,940,508	
	人数(人)	74,942	75,525	76,311	76,883	81,547	
	1人あたりの 所得金額(千円)	1,166	1,152	1,132	1,135	1,152	

第25表 給与収入金額と公的年金収入金額の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
給与 収入	金額(千円)	1,127,301,784	1,147,631,461	1,174,942,714	1,200,915,184	1,274,560,563	
	人数(人)	301,949	300,778	304,326	306,937	309,346	
	1人あたりの 収入額(千円)	3,733	3,816	3,861	3,913	4,120	
公的年金 収入	金額(千円)	221,888,532	222,728,939	222,862,178	224,818,530	235,153,427	
	人数(人)	159,016	158,974	158,483	158,777	156,689	
	1人あたりの 収入額(千円)	1,395	1,401	1,406	1,416	1,501	

第26表 退職者数と退職所得にかかる個人市民税課税額の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
退職者数(人)	1,777	1,535	1,728	1,822	1,904	
税額(千円)	394,924	347,157	374,750	386,190	429,067	
1人あたりの税額(千円)	222	226	217	212	225	

第27表 法人市民税の納税義務者数と課税額の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
納税義務者数(人)	13,989	14,233	14,424	14,573	14,851	
均等割額(千円)	1,444,880	1,500,357	1,481,363	1,519,203	1,524,714	
法人税割額(千円)	2,996,636	3,571,562	5,010,187	3,779,338	3,702,135	
課税額計(千円)	4,441,516	5,071,919	6,491,550	5,298,541	5,226,849	

第28表 適用税率別法人数と法人税割課税額の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人数 (人)	標準税率	4,690	5,233	4,766	5,084	5,426	
	制限税率	542	549	495	512	537	
	合計	5,232	5,782	5,261	5,596	5,963	
法人税割額 (千円)	標準税率	1,043,964	1,252,998	1,204,147	1,391,782	1,512,480	
	制限税率	1,952,672	2,318,564	3,806,040	2,387,556	2,189,655	
	合計	2,996,636	3,571,562	5,010,187	3,779,338	3,702,135	

標準税率:6.0%(令和元年(2019年)9月30日までに開始した事業年度については、9.7%)

資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人等

制限税率:8.4%(令和元年(2019年)9月30日までに開始した事業年度については、12.1%)

資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人等

第29表 多摩26市と中核市の1事業所あたりの法人市民税額(令和7年度(2025年度))

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市
納税義務者数(人)	14,851	7,498	7,621	5,138	2,899	6,689
均等割額(千円)	1,524,714	1,036,923	832,325	485,609	325,481	759,454
法人税割額(千円)	3,702,135	3,326,875	2,553,163	1,627,020	808,989	5,054,378
課税額計(千円)	5,226,849	4,363,798	3,385,488	2,112,629	1,134,470	5,813,832
1事業所あたりの課税額(千円)	352	582	444	411	391	869
区 分	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市
納税義務者数(人)	2,770	6,784	11,443	2,841	3,831	3,286
均等割額(千円)	344,909	671,580	1,171,414	271,691	381,133	365,089
法人税割額(千円)	1,494,653	4,773,326	2,428,526	398,583	2,078,090	1,152,450
課税額計(千円)	1,839,562	5,444,906	3,599,940	670,274	2,459,223	1,517,539
1事業所あたりの課税額(千円)	664	803	315	236	642	462
区 分	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市
納税義務者数(人)	3,146	4,207	2,496	1,510	1,985	1,936
均等割額(千円)	298,599	333,955	242,264	136,006	155,305	215,914
法人税割額(千円)	544,123	802,400	446,783	242,528	174,651	295,056
課税額計(千円)	842,722	1,136,355	689,047	378,534	329,956	510,970
1事業所あたりの課税額(千円)	268	270	276	251	166	264
区 分	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
納税義務者数(人)	1,345	2,713	2,113	3,611	2,009	1,302
均等割額(千円)	127,130	275,414	209,416	436,411	206,422	166,506
法人税割額(千円)	252,161	335,891	299,114	1,689,310	352,838	294,810
課税額計(千円)	379,291	611,305	508,530	2,125,721	559,260	461,316
1事業所あたりの課税額(千円)	282	225	241	589	278	354
区 分	あきる野市	西東京市	多摩26市平均			
納税義務者数(人)	1,802	4,559	4,246			
均等割額(千円)	164,312	445,592	445,522			
法人税割額(千円)	301,853	924,676	1,398,245			
課税額計(千円)	466,165	1,370,268	1,843,767			
1事業所あたりの課税額(千円)	259	301	434			
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市
納税義務者数(人)	9,137	16,131	10,481	11,797	9,070	20,396
均等割額(千円)	1,342,052	2,267,055	1,286,741	1,644,038	1,034,427	1,656,726
法人税割額(千円)	3,166,164	7,361,271	3,507,275	4,669,046	3,153,960	3,401,141
課税額計(千円)	4,508,216	9,628,326	4,794,016	6,313,084	4,188,387	5,057,867
1事業所あたりの課税額(千円)	493	597	457	535	462	248
区 分	越谷市	船橋市	柏市	横須賀市	中核市平均	
納税義務者数(人)	9,363	15,130	11,599	8,312	12,388	
均等割額(千円)	958,841	1,659,588	1,356,127	850,659	1,416,452	
法人税割額(千円)	2,351,278	4,143,312	3,152,861	1,911,730	3,683,652	
課税額計(千円)	3,310,119	5,802,900	4,508,988	2,762,389	5,100,104	
1事業所あたりの課税額(千円)	354	384	389	332	412	

第30表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	2,201	2,249	2,278	2,309	2,350	
	製造業	1,474	1,459	1,440	1,405	1,394	
	電気・ガス・熱供給・水道業	47	53	57	57	60	
	運輸・通信業	857	904	934	962	974	
	卸売・小売業、飲食店	3,473	3,454	3,466	3,446	3,466	
	金融・保険業	203	202	198	195	201	
	不動産業	1,509	1,567	1,683	1,714	1,733	
	サービス業	4,194	4,314	4,336	4,454	4,641	
	その他	31	31	32	31	32	
	合計	13,989	14,233	14,424	14,573	14,851	
法人 税 割 額 (千円)	建設業	209,881	205,948	203,915	283,198	330,556	
	製造業	1,018,062	1,381,400	3,169,324	1,446,957	1,322,056	
	電気・ガス・熱供給・水道業	118,175	46,277	19,633	161,863	115,196	
	運輸・通信業	140,587	155,970	168,130	173,632	194,825	
	卸売・小売業、飲食店	570,130	620,844	677,909	776,651	791,117	
	金融・保険業	290,077	311,962	187,115	332,188	330,311	
	不動産業	147,374	132,899	154,233	165,279	157,519	
	サービス業	499,825	711,724	428,573	433,161	456,189	
	その他	2,525	4,538	1,355	6,409	4,366	
	合計	2,996,636	3,571,562	5,010,187	3,779,338	3,702,135	

第31表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(中心市街地地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	150	148	149	148	152	
	製造業	158	157	157	152	157	
	電気・ガス・熱供給・水道業	8	11	12	11	11	
	運輸・通信業	156	163	165	178	189	
	卸売・小売業、飲食店	877	860	834	826	826	
	金融・保険業	77	76	75	76	76	
	不動産業	300	319	340	352	347	
	サービス業	788	817	838	871	923	
	その他	2	3	3	3	4	
	合計	2,516	2,554	2,573	2,617	2,685	
法人 税 割 額 (千円)	建設業	51,804	73,817	63,830	87,213	101,628	
	製造業	101,316	185,651	170,178	142,533	191,450	
	電気・ガス・熱供給・水道業	113,869	42,765	15,414	156,590	109,023	
	運輸・通信業	47,950	63,994	67,129	72,237	83,624	
	卸売・小売業、飲食店	113,354	146,089	167,690	230,454	200,483	
	金融・保険業	241,650	283,566	159,204	303,201	284,252	
	不動産業	83,802	52,487	57,065	56,625	53,979	
	サービス業	111,428	132,609	142,120	131,906	157,577	
	その他	0	1	0	0	0	
	合計	865,173	980,979	842,630	1,180,759	1,182,016	

第32表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(中央地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	379	382	406	397	414	
	製造業	350	339	330	329	326	
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	9	8	7	7	
	運輸・通信業	137	147	146	152	150	
	卸売・小売業、飲食店	640	653	657	641	640	
	金融・保険業	51	49	47	45	46	
	不動産業	351	363	375	378	380	
	サービス業	768	776	785	811	836	
	その他	1	1	2	1	2	
	合計	2,686	2,719	2,756	2,761	2,801	
法人 税割 額 (千円)	建設業	40,926	17,626	25,523	29,289	40,277	
	製造業	60,835	63,149	79,167	64,848	100,924	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,487	1,195	725	1,680	1,421	
	運輸・通信業	4,175	8,950	12,041	9,862	13,032	
	卸売・小売業、飲食店	72,400	69,795	93,128	90,517	85,781	
	金融・保険業	15,234	7,781	9,679	8,673	25,506	
	不動産業	18,297	27,057	25,294	36,438	30,648	
	サービス業	40,993	55,999	58,975	53,474	46,402	
	その他	72	0	0	0	1	
	合計	254,419	251,552	304,532	294,781	343,992	

第33表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(北部地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	318	320	321	328	339	
	製造業	192	191	191	186	177	
	電気・ガス・熱供給・水道業	8	9	12	11	11	
	運輸・通信業	138	135	141	137	141	
	卸売・小売業、飲食店	310	305	304	312	308	
	金融・保険業	12	15	15	14	16	
	不動産業	133	132	151	145	146	
	サービス業	384	390	370	371	374	
	その他	2	2	2	2	2	
	合計	1,497	1,499	1,507	1,506	1,514	
法人 税割 額 (千円)	建設業	30,929	28,286	28,948	49,271	51,388	
	製造業	489,316	772,567	2,563,655	645,369	700,464	
	電気・ガス・熱供給・水道業	181	224	1,091	1,325	1,559	
	運輸・通信業	39,419	36,983	36,426	38,408	37,697	
	卸売・小売業、飲食店	83,674	99,418	113,958	100,955	122,756	
	金融・保険業	976	810	1,362	422	565	
	不動産業	10,799	14,054	12,566	15,638	9,336	
	サービス業	181,518	287,830	62,389	97,228	93,662	
	その他	3	1	22	3	2	
	合計	836,815	1,240,173	2,820,417	948,619	1,017,429	

第34表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(西部地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	551	571	571	578	580	
	製造業	398	398	388	372	374	
	電気・ガス・熱供給・水道業	7	8	9	8	9	
	運輸・通信業	80	95	99	106	106	
	卸売・小売業・飲食店	372	380	403	398	399	
	金融・保険業	14	13	10	10	8	
	不動産業	142	147	163	164	170	
	サービス業	537	546	556	560	576	
	その他	13	13	13	13	9	
	合計	2,114	2,171	2,212	2,209	2,231	
法人 税割 額 (千円)	建設業	17,076	18,120	20,137	24,040	31,360	
	製造業	101,813	102,837	108,821	148,557	116,932	
	電気・ガス・熱供給・水道業	257	275	104	55	366	
	運輸・通信業	9,565	4,262	1,477	2,746	2,992	
	卸売・小売業・飲食店	20,949	21,434	31,145	52,022	53,876	
	金融・保険業	4,358	3,631	4,104	5,556	4,374	
	不動産業	4,378	3,698	3,220	3,725	5,289	
	サービス業	36,463	48,645	32,608	27,797	36,135	
	その他	2,214	4,508	1,242	6,255	3,951	
	合計	197,073	207,410	202,858	270,753	255,275	

第35表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(西南部地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	289	301	305	308	308	
	製造業	162	160	158	152	147	
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	4	6	6	
	運輸・通信業	107	114	118	118	111	
	卸売・小売業・飲食店	429	417	427	428	433	
	金融・保険業	27	25	25	24	26	
	不動産業	179	183	197	200	208	
	サービス業	577	588	585	616	632	
	その他	3	2	1	1	3	
	合計	1,777	1,794	1,820	1,853	1,874	
法人 税割 額 (千円)	建設業	16,717	10,421	13,650	13,696	20,653	
	製造業	96,461	141,968	121,346	181,932	133,327	
	電気・ガス・熱供給・水道業	28	0	0	68	256	
	運輸・通信業	5,709	4,180	5,699	8,663	9,030	
	卸売・小売業・飲食店	63,410	72,536	90,517	111,082	124,663	
	金融・保険業	12,297	33	54	64	83	
	不動産業	7,032	5,640	8,889	10,758	10,036	
	サービス業	46,358	63,846	54,203	42,841	33,799	
	その他	0	0	0	20	38	
	合計	248,012	298,624	294,358	369,124	331,885	

第36表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(東南部地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	222	224	224	234	231	
	製造業	110	109	112	111	106	
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	2	4	4	
	運輸・通信業	102	113	118	120	118	
	卸売・小売業、飲食店	351	340	344	349	354	
	金融・保険業	13	13	14	14	18	
	不動産業	178	185	198	204	200	
	サービス業	512	530	533	548	576	
	その他	4	4	5	5	5	
	合計	1,494	1,520	1,550	1,589	1,612	
法人 税割 額 (千円)	建設業	27,520	22,770	18,855	33,986	38,373	
	製造業	165,222	109,544	117,826	253,537	71,774	
	電気・ガス・熱供給・水道業	384	632	621	346	516	
	運輸・通信業	17,980	20,934	23,504	22,654	27,201	
	卸売・小売業、飲食店	72,088	68,598	73,517	52,183	67,459	
	金融・保険業	6,626	6,509	4,125	4,229	5,075	
	不動産業	6,577	12,766	16,197	11,349	12,877	
	サービス業	27,167	34,958	35,886	36,271	42,311	
	その他	124	23	0	6	225	
	合計	323,688	276,734	290,531	414,561	265,811	

第37表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(東部地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	292	303	302	316	326	
	製造業	104	105	104	103	107	
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	10	10	10	12	
	運輸・通信業	137	137	147	151	159	
	卸売・小売業、飲食店	494	499	497	492	506	
	金融・保険業	9	11	12	12	11	
	不動産業	226	238	259	271	282	
	サービス業	628	667	669	677	724	
	その他	6	6	6	6	7	
	合計	1,905	1,976	2,006	2,038	2,134	
法人 税割 額 (千円)	建設業	24,909	34,908	32,972	45,703	46,877	
	製造業	3,099	5,684	8,331	10,181	7,185	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,969	1,186	1,678	1,799	2,055	
	運輸・通信業	15,789	16,667	21,854	19,062	21,249	
	卸売・小売業、飲食店	144,255	142,974	107,954	139,438	136,099	
	金融・保険業	8,936	9,632	8,587	10,043	10,456	
	不動産業	16,489	17,197	31,002	30,746	35,354	
	サービス業	55,898	87,837	42,392	43,644	46,303	
	その他	112	5	91	125	149	
	合計	271,456	316,090	254,861	300,741	305,727	

第38表 地目別地積の推移

単位:㎡

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
田	646,793	641,705	636,438	632,403	624,777	
畑	7,167,097	7,097,675	7,020,285	6,928,521	6,821,238	
宅地	38,642,179	38,697,852	38,923,300	39,021,654	39,138,308	
池沼	28,854	28,854	28,855	28,855	28,855	
山林	31,848,947	31,700,079	31,684,537	31,481,115	31,598,732	
原野	4,387,011	4,385,643	4,386,227	4,384,311	4,395,908	
雑種地	7,744,272	7,824,679	7,686,370	7,733,927	7,779,737	
合計	90,465,153	90,376,487	90,366,012	90,210,786	90,387,555	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調査による。
法定免税点未満の地積を含む。

第39表 普通住宅地の平均価格の推移

単位:円/㎡

区 分	平成27年度 (2015)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
価格	73,692	74,394	74,612	75,637	75,596	

第40表 市役所本庁舎及び市民部各事務所が接する道路の路線価の推移

単位:円/㎡

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
市役所本庁舎	127,360	127,360	127,360	130,000	130,000	
浅川事務所	95,040	95,040	95,040	96,000	96,000	
由木事務所	111,552	111,216	111,216	113,000	113,000	
南大沢事務所	173,600	173,600	173,600	177,000	177,000	
元八王子事務所	83,328	82,656	82,656	82,000	82,000	
北野事務所	149,792	149,792	149,792	155,000	155,000	
八王子駅南口 総合事務所	784,672	779,926	779,926	791,000	791,000	

第41表 多摩26市と中核市の商業地の地価公示価格(令和7年(2025年)1月1日)

単位:千円/㎡

第1表 多摩26市と下県市の商業地の地価平均価格（2025年1月1日）										単位：円/㎡
区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	町田市	
最高価格	2,840	5,850	8,380	3,250	319	2,100	468	2,020	2,970	
平均価格	501	1,503	2,330	985	197	682	342	933	804	
区 分	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	
最高価格	1,820	469	666	473	1,850	1,400	433	618	305	
平均価格	800	342	476	323	712	752	299	565	206	
区 分	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	多摩26市 平均	
最高価格	451	401	162	840	310	188	222	940	1,529	
平均価格	371	305	152	477	289	188	170	499	585	
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市	船橋市	柏市	横須賀市
最高価格	261	421	172	517	995	2,500	449	2,700	1,880	910
平均価格	92	139	70	137	353	797	245	687	558	297

第42表 負担水準の調整の推移

単位:%

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
引下げ	51.7	39.0	6.9	16.8	0.0	
据置き	48.3	39.4	89.2	24.2	97.5	
引上げ	0.0	21.6	3.9	59.0	2.5	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第43表 地域別住宅用地規模の割合(令和7年度(2025年度))

単位:%

区 分	99㎡以下	99㎡超 132㎡以下	132㎡超 165㎡以下	165㎡超 200㎡以下	200㎡超
中心市街地	24.9	21.4	13.4	9.4	30.9
中央地域	17.6	28.5	15.2	9.7	29.0
北部地域	4.1	19.5	25.2	15.8	35.4
西部地域	5.5	23.0	25.8	15.1	30.6
西南部地域	7.3	21.1	18.9	17.1	35.6
東南部地域	5.8	13.3	11.4	34.7	34.8
東部地域	1.6	10.9	15.7	32.7	39.1

法定免税点未満の住宅用地を含む。

第44表 非課税土地の地積の推移

単位:㎡

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
宅地	3,299,380	3,295,330	3,330,817	3,350,938	3,271,245	
山林	20,795,391	20,839,705	20,859,705	21,045,474	20,915,481	
雑種地	2,241,191	2,260,904	2,263,895	2,285,551	2,285,171	
田・畑	138,997	135,850	136,074	135,827	136,056	
学校用地	7,539,967	7,539,963	7,544,058	7,542,222	7,532,843	
道路	13,187,998	13,204,736	13,229,654	13,256,430	13,361,149	
その他	8,514,009	8,515,276	8,511,830	8,523,774	8,558,687	
計	55,716,933	55,791,764	55,876,033	56,140,216	56,060,632	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第45表 家屋評価替え時の単価の推移

単位:円/㎡

区 分	平成24年度 (2012)	平成27年度 (2015)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)	令和6年度 (2024)	推移
木造家屋	28,337	28,965	29,340	29,513	31,185	
非木造家屋	54,236	54,515	55,551	56,740	57,269	
木造家屋＋非木造家屋	43,072	43,478	44,267	44,892	46,014	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第46表 多摩26市と中核市の家屋の単価（令和7年度(2025年度)）

単位:円/㎡

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市
木造家屋	32,230	36,781	33,021	33,845	30,967	34,034	34,424	35,174
非木造家屋	57,789	65,594	68,859	69,220	53,890	69,315	54,945	67,857
区 分	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市
木造家屋	32,917	35,248	35,719	35,234	33,848	36,763	35,448	34,211
非木造家屋	58,629	64,728	58,153	54,706	53,762	66,147	61,474	46,599
区 分	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
木造家屋	32,942	34,074	35,510	35,435	34,922	35,039	41,506	35,850
非木造家屋	55,575	52,163	53,081	50,186	41,734	71,617	62,407	42,732
区 分	あきる野市	西東京市	多摩26市 平均					
木造家屋	32,771	34,755	34,718					
非木造家屋	50,257	65,309	58,336					
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市	船橋市
木造家屋	28,600	29,665	26,052	26,406	30,145	34,710	31,131	32,308
非木造家屋	46,278	45,721	39,775	44,223	45,856	54,275	48,461	55,455
区分	柏市	横須賀市						
木造家屋	31,944	26,580						
非木造家屋	54,467	49,741						

数値は令和7年(2025年)1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第47表 新築家屋棟数と取壊し家屋棟数の推移

単位:棟

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
新築	1,796	1,850	1,831	1,811	1,773	
取壊し	1,146	1,169	1,223	1,176	1,282	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

法定免税点未満の家屋を含む。

第48表 家屋の棟数と評価額の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
棟数(棟)	148,053	149,569	150,361	151,213	151,947	
価格(千円)	1,237,958,976	1,284,765,305	1,312,332,706	1,309,165,787	1,336,775,580	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第49表 多摩26市と中核市の償却資産の納税義務者数(令和7年度(2025年度))

単位:人

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市
個 人	1,646	674	515	282	305	724	278	613
法 人	4,133	2,606	2,056	1,404	1,080	1,860	965	1,790
合 計	5,779	3,280	2,571	1,686	1,385	2,584	1,243	2,403
区 分	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市
個 人	1,076	164	174	643	146	391	462	118
法 人	3,185	732	1,023	1,015	927	989	823	454
合 計	4,261	896	1,197	1,658	1,073	1,380	1,285	572
区 分	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
個 人	194	185	94	85	144	254	273	147
法 人	471	615	352	729	746	1,162	638	601
合 計	665	800	446	814	890	1,416	911	748
区 分	あきる野市	西東京市	多摩26市平均					
個 人	182	135	381					
法 人	603	1,113	1,234					
合 計	785	1,248	1,614					
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市	船橋市
個 人	1,028	843	1,660	1,217	817	336	717	730
法 人	3,237	5,394	4,064	4,245	2,883	4,420	3,191	4,129
合 計	4,265	6,237	5,724	5,462	3,700	4,756	3,908	4,859
区 分	柏市	横須賀市	中核市平均					
個 人	640	412	913					
法 人	3,364	2,404	3,769					
合 計	4,004	2,816	4,683					

数値は令和7年(2025年)1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第50-1表 償却資産の業種別納税義務者数の推移(～令和4年度(2022年度))

単位:人

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	推移
農業	79	89	
林業	1	2	
鉱業	4	3	
建設業	278	307	
製造業	656	748	
電気・ガス・熱供給・水道業	42	51	
運輸・通信業	119	120	
卸売・小売業、飲食店	1,155	1,285	
金融・保険業	101	93	
不動産業	1,123	1,046	
サービス業	1,632	1,765	
分類不明	423	618	
計	5,613	6,127	

第50-2表 償却資産の業種別納税義務者数の推移(令和5年度(2023年度)～)

単位:人

区 分	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
農業・林業	76	80	84	
漁業	0	0	0	
鉱業・採石業・砂利採取業	3	3	3	
建設業	283	281	300	
製造業	686	675	688	
電気・ガス・熱供給・水道業	44	45	52	
情報通信業	105	105	102	
運輸業・郵便業	92	89	88	
卸売業・小売業	795	767	778	
金融業・保険業	89	87	88	
不動産業・物品賃貸業	1,142	1,100	1,166	
学術研究・専門、技術サービス業	196	186	205	
宿泊業・飲食サービス業	419	427	427	
生活関連サービス業・娯楽業	292	286	316	
教育、学習支援業	86	81	89	
医療、福祉	573	584	602	
複合サービス業	13	13	14	
サービス業(他に分類されないもの)	199	208	223	
分類不能の産業	736	843	711	
計	5,829	5,860	5,936	

令和5年度(2023年度)からは日本標準産業分類の大分類のうち主な業種のみ集計

第51-1表 業種別の1事業所あたりの償却資産の決定価格の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	1納税義務者あ たりの決定価格 推移
農業	納税義務者(人)	79	89	
	決定価格(千円)	522,149	553,279	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	6,609	6,217	
林業	納税義務者(人)	1	2	
	決定価格(千円)	6,677	11,791	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	6,677	5,896	
鉱業	納税義務者(人)	4	3	
	決定価格(千円)	128,440	104,158	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	32,110	34,719	
建設業	納税義務者(人)	278	307	
	決定価格(千円)	7,300,483	5,217,542	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	26,261	16,995	
製造業	納税義務者(人)	656	748	
	決定価格(千円)	60,478,347	64,397,285	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	92,193	86,093	
電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	納税義務者(人)	42	51	
	決定価格(千円)	90,624,527	91,773,891	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	2,157,727	1,799,488	
運輸・ 通信業	納税義務者(人)	119	120	
	決定価格(千円)	84,939,004	85,049,283	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	713,773	708,744	
卸売・ 小売業、 飲食店	納税義務者(人)	1,155	1,285	
	決定価格(千円)	31,351,728	32,148,917	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	27,144	25,019	
金融・ 保険業	納税義務者(人)	101	93	
	決定価格(千円)	10,696,557	9,411,552	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	105,907	101,199	
不動産業	納税義務者(人)	1,123	1,046	
	決定価格(千円)	15,367,007	13,575,656	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	13,684	12,979	
サービス業	納税義務者(人)	1,632	1,765	
	決定価格(千円)	61,244,470	65,314,077	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	37,527	37,005	

第51-2表 業種別の1事業所あたりの償却資産の決定価格の推移(令和5年度(2023年度)～)

区 分		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	1納税義務者あ たりの決定価格 推移
農業・林業	納税義務者(人)	76	80	84	
	決定価格(千円)	501,418	537,904	545,926	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	6,598	6,724	6,499	
漁業	納税義務者(人)	0	0	0	
	決定価格(千円)	0	0	0	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	0	0	0	
鉱業・ 採石業・ 砂利採取 業	納税義務者(人)	3	3	3	
	決定価格(千円)	91,574	99,419	132,949	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	30,525	33,140	44,316	
建設業	納税義務者(人)	283	281	300	
	決定価格(千円)	5,000,154	4,366,944	4,743,334	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	17,668	15,541	15,811	
製造業	納税義務者(人)	686	675	688	
	決定価格(千円)	64,612,402	68,801,638	72,683,562	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	94,187	101,928	105,645	
電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	納税義務者(人)	44	45	52	
	決定価格(千円)	52,624,866	56,146,644	51,860,349	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	1,196,020	1,247,703	997,314	
情報通信 業	納税義務者(人)	105	105	102	
	決定価格(千円)	26,613,511	27,591,396	25,524,625	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	253,462	262,775	250,241	
運輸業・ 郵便業	納税義務者(人)	92	89	88	
	決定価格(千円)	40,823,697	42,140,083	43,907,016	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	443,736	473,484	498,943	
卸売業・ 小売業	納税義務者(人)	795	767	778	
	決定価格(千円)	24,226,963	24,390,938	25,542,725	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	30,474	31,800	32,831	
金融業・ 保険業	納税義務者(人)	89	87	88	
	決定価格(千円)	8,019,613	8,297,950	9,747,223	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	90,108	95,379	110,764	
不動産業・ 物品賃貸 業	納税義務者(人)	1,142	1,100	1,166	
	決定価格(千円)	32,698,737	31,599,280	38,249,424	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	28,633	28,727	32,804	
学術研究・ 専門、技術 サービス業	納税義務者(人)	196	186	205	
	決定価格(千円)	5,617,693	4,739,286	4,615,445	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	28,662	25,480	22,514	
宿泊業・ 飲食 サービス業	納税義務者(人)	419	427	427	
	決定価格(千円)	7,124,750	6,920,055	7,212,658	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	17,004	16,206	16,891	
生活関連 サービス業 ・娯楽業	納税義務者(人)	292	286	316	
	決定価格(千円)	8,763,757	8,306,082	8,578,039	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	30,013	29,042	27,146	
教育、 学習支援 業	納税義務者(人)	86	81	89	
	決定価格(千円)	1,343,428	2,218,164	2,164,796	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	15,621	27,385	24,324	
医療、福祉	納税義務者(人)	573	584	602	
	決定価格(千円)	11,091,312	11,273,471	12,156,230	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	19,357	19,304	20,193	
複合 サービス業	納税義務者(人)	13	13	14	
	決定価格(千円)	194,215	202,107	246,919	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	14,940	15,547	17,637	
サービス業 (他に 分類され ないもの)	納税義務者(人)	199	208	223	
	決定価格(千円)	9,876,331	9,553,914	9,950,554	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	49,630	45,932	44,621	

令和5年度(2023年度)からは日本標準産業分類の大分類のうち主な業種のみ集計

第52表 償却資産の決定価格の推移

単位:千円

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
市長決定分	189,039,734	201,569,170	207,504,135	204,968,531	220,637,056	
総務大臣配分	103,305,797	103,546,530	101,355,215	107,993,702	103,417,323	
都知事配分	1,342,304	1,339,863	1,345,241	1,316,832	1,282,756	
計	293,687,835	306,455,563	310,204,591	314,279,065	325,337,135	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第53表 償却資産(市長決定分)の種類別決定価格の推移

単位:千円

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
構築物	73,295,512	79,766,493	81,293,036	79,833,830	84,586,813	
機械及び装置	58,142,571	60,170,858	63,634,570	62,187,612	69,856,363	
船舶	4,876	49,891	22,258	12,211	6,975	
車両及び運搬具	771,391	1,091,013	1,141,111	1,385,659	1,616,564	
工具・器具及び備品	56,825,384	60,490,915	61,413,160	61,549,219	64,570,341	
計	189,039,734	201,569,170	207,504,135	204,968,531	220,637,056	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第54表 多摩26市と中核市の1事業所あたりの償却資産の決定価格(令和7年度(2025年度))

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
納税義務者数(人)	5,779	3,280	2,571	1,686	1,385	2,584	1,243
決定価格(千円)	325,337,135	155,255,107	142,473,825	136,890,399	91,337,011	241,745,708	85,479,150
1納税義務者あたりの価格(千円)	56,296	47,334	55,416	81,192	65,947	93,555	68,768
区 分	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
納税義務者数(人)	2,403	4,261	896	1,197	1,658	1,073	1,380
決定価格(千円)	104,752,212	215,575,875	38,906,267	83,256,531	98,273,318	52,159,781	47,773,992
1納税義務者あたりの価格(千円)	43,592	50,593	43,422	69,554	59,272	48,611	34,619
区 分	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
納税義務者数(人)	1,285	572	665	800	446	814	890
決定価格(千円)	33,034,571	23,864,761	23,307,987	39,373,588	24,724,308	38,731,940	30,057,078
1納税義務者あたりの価格(千円)	25,708	41,722	35,050	49,217	55,436	47,582	33,772
区 分	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	多摩26市平均	
納税義務者数(人)	1,416	911	748	785	1,248	1,614	
決定価格(千円)	223,655,305	47,249,328	75,039,525	48,104,231	83,838,129	96,546,041	
1納税義務者あたりの価格(千円)	157,949	51,865	100,320	61,279	67,178	59,818	
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市
納税義務者数(人)	4,265	6,237	5,724	5,462	3,700	4,756	3,908
決定価格(千円)	184,141,892	513,940,819	271,929,034	486,906,598	221,775,915	252,036,876	160,981,718
1納税義務者あたりの価格(千円)	43,175	82,402	47,507	89,144	59,939	52,993	41,193
区 分	船橋市	柏市	横須賀市	中核市平均			
納税義務者数(人)	4,859	4,004	2,816	4,683			
決定価格(千円)	423,567,641	254,442,853	527,934,623	329,363,191			
1納税義務者あたりの価格(千円)	87,172	63,547	187,477	70,332			

数値は令和7年(2025年)1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第55表 償却資産にかかる課税額の推移

単位:千円

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
市長決定分	2,638,029	2,842,488	2,921,725	2,940,721	3,122,598	
総務大臣配分	1,383,350	1,386,102	1,361,406	1,457,910	1,400,099	
都知事配分	18,792	18,758	18,833	18,436	8,979	
計	4,040,171	4,247,348	4,301,964	4,417,067	4,531,676	

第56表 軽自動車税登録台数と課税額の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移	
種別割	調定額(千円)		794,905	827,555	847,964	870,578	893,338	
	車種 (台)	原動機付自転車 (125cc以下)	37,232	37,352	37,035	36,320	35,574	
		軽自動車 (二輪を除く)	73,032	73,970	75,015	76,350	77,532	
		二輪車 (125cc超)	16,230	16,788	17,123	17,498	17,762	
		小型特殊自動車	1,298	1,365	1,373	1,386	1,359	
		合計	127,792	129,475	130,546	131,554	132,227	
環境 性能割	調定額(千円)		39,146	60,081	57,885	83,051	101,690	
	台数		2,205	2,811	2,466	3,631	4,014	

第57表 たばこの売渡本数と市たばこ税課税額の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
売渡本数(千本)	528,048	539,187	554,509	536,235	536,481	
税額(千円)	3,331,246	3,532,751	3,633,143	3,513,434	3,515,021	

第58表 多摩26市と中核市の市民1人あたりの市たばこ税課税額(令和7年度(2025年度))

単位:円

区分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市
税額	6,287	7,160	5,815	4,334	6,913	5,488	7,020	5,427
区分	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市
税額	5,626	4,221	4,424	4,880	4,757	6,111	5,530	7,511
区分	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
税額	4,604	6,656	5,358	5,267	7,517	5,521	5,012	8,029
区分	あきる野市	西東京市	多摩26市平均					
税額	5,688	5,170	5,782					
区分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市	船橋市
税額	7,849	7,507	7,068	6,790	6,303	7,409	7,223	6,051
区分	柏市	横須賀市	中核市平均					
税額	6,295	7,247	6,912					

第59表 事業所税の納税義務者数と課税額の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
資産割(千円)	1,739,926	1,755,133	1,742,526	1,778,738	1,725,612	
従業者割(千円)	441,651	457,840	465,743	479,705	482,138	
計(千円)	2,181,577	2,212,973	2,208,269	2,258,443	2,207,750	
納税義務者(人)	645	663	655	653	650	

第60表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(中心市街地地域)

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	5	5	4	4	
	製造業	12	11	11	9	
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	2	3	
	運輸・通信業	19	19	13	12	
	卸売・小売業、飲食店	49	48	40	42	
	金融・保険業	24	25	21	18	
	不動産業	7	7	8	7	
	サービス業	22	25	26	27	
	合計	141	143	125	122	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	9,516	9,661	8,929	9,139	
	製造業	20,018	18,829	12,334	11,072	
	電気・ガス・熱供給・水道業	12,706	13,240	1,627	1,828	
	運輸・通信業	54,351	55,530	29,714	27,722	
	卸売・小売業、飲食店	101,341	106,203	85,108	102,920	
	金融・保険業	43,956	45,067	35,983	29,176	
	不動産業	11,331	8,154	10,733	7,770	
	サービス業	37,009	45,879	52,924	56,191	
	合計	290,228	302,563	237,352	245,818	

第61表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(中央地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	1	1	0	0	0	
	製造業	36	36	33	34	37	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	3	3	3	3	4	
	卸売・小売業、飲食店	31	33	30	29	31	
	金融・保険業	4	4	4	5	5	
	不動産業	4	2	2	2	2	
	サービス業	13	15	16	15	16	
	合計	92	94	88	88	95	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	2,865	3,106	0	0	0	
	製造業	58,560	56,953	51,791	58,473	62,051	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	1,330	2,396	2,554	2,496	2,569	
	卸売・小売業、飲食店	65,121	71,851	87,662	70,761	74,018	
	金融・保険業	8,274	8,430	8,966	10,062	10,011	
	不動産業	3,417	2,734	3,411	3,472	3,625	
	サービス業	30,032	32,878	43,397	34,685	34,019	
	合計	169,599	178,348	197,781	179,949	186,293	

第62表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(北部地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	3	3	3	3	4	
	製造業	47	49	51	50	49	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	1	1	1	
	運輸・通信業	15	15	15	14	14	
	卸売・小売業、飲食店	52	47	50	49	46	
	金融・保険業	1	2	3	4	4	
	不動産業	4	4	4	4	2	
	サービス業	26	24	23	24	23	
	合計	148	144	150	149	143	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	3,767	3,767	3,767	3,767	8,095	
	製造業	564,030	568,048	566,426	580,400	552,942	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	12,125	12,240	12,084	
	運輸・通信業	51,280	47,794	52,763	55,892	56,858	
	卸売・小売業、飲食店	192,416	182,981	139,065	172,974	172,078	
	金融・保険業	7	509	1,462	5,151	5,131	
	不動産業	12,336	11,250	10,638	11,825	1,671	
	サービス業	94,364	90,626	68,354	65,404	57,983	
	合計	918,200	904,975	854,600	907,653	866,842	

第63表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(西部地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	2	2	2	2	2	
	製造業	36	38	38	39	39	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	0	0	2	2	3	
	卸売・小売業、飲食店	11	12	13	15	14	
	金融・保険業	1	1	2	2	2	
	不動産業	1	1	2	2	2	
	サービス業	11	13	14	13	12	
	合計	62	67	73	75	74	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	1,451	1,398	1,981	2,281	2,281	
	製造業	64,229	66,174	66,035	64,992	63,538	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	0	0	15,746	15,653	15,658	
	卸売・小売業、飲食店	19,730	27,072	25,299	28,060	23,741	
	金融・保険業	423	423	1,145	1,134	1,134	
	不動産業	2,855	2,855	4,603	4,602	4,603	
	サービス業	24,637	30,411	41,222	39,956	38,517	
	合計	113,325	128,333	156,031	156,678	149,472	

第64表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(西南部地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	1	1	1	1	1	
	製造業	27	27	21	21	22	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	1	2	1	1	1	
	卸売・小売業、飲食店	28	30	21	20	20	
	金融・保険業	1	1	1	1	1	
	不動産業	1	1	2	2	2	
	サービス業	10	11	10	9	9	
	合計	69	73	57	55	56	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	1,120	1,073	1,074	1,074	1,074	
	製造業	120,540	122,115	103,946	106,348	107,000	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	1,063	1,652	1,062	1,063	1,062	
	卸売・小売業、飲食店	67,604	90,483	92,133	57,046	52,774	
	金融・保険業	2,121	3,388	2,578	2,563	2,500	
	不動産業	1,019	1,019	1,739	1,728	1,715	
	サービス業	26,560	28,777	22,219	20,816	20,728	
	合計	220,027	248,507	224,751	190,638	186,853	

第65表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(東南部地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	1	1	1	1	1	
	製造業	13	13	19	19	21	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	3	3	5	5	5	
	卸売・小売業、飲食店	27	29	30	32	30	
	金融・保険業	1	1	0	0	0	
	不動産業	0	0	0	0	1	
	サービス業	17	17	15	15	17	
	合計	62	64	70	72	75	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	578	578	578	577	577	
	製造業	89,191	89,294	124,725	126,346	134,109	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	2,605	2,606	4,850	4,778	4,709	
	卸売・小売業、飲食店	61,167	59,773	61,812	67,256	64,609	
	金融・保険業	718	718	0	0	0	
	不動産業	0	0	0	0	37	
	サービス業	41,501	39,803	38,563	38,552	40,449	
	合計	195,760	192,772	230,528	237,509	244,490	

第66表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(東部地域)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人 数 (人)	建設業	1	1	1	1	1	
	製造業	3	3	2	2	3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	1	1	
	運輸・通信業	6	7	8	9	7	
	卸売・小売業、飲食店	37	42	53	53	55	
	金融・保険業	1	1	2	3	3	
	不動産業	2	2	4	4	5	
	サービス業	20	21	21	19	17	
	合計	71	78	92	92	92	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	1,161	1,161	1,362	3,125	1,362	
	製造業	1,878	1,878	1,162	1,162	3,644	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,639	1,639	1,639	1,639	1,639	
	運輸・通信業	17,908	21,943	28,017	37,405	34,493	
	卸売・小売業、飲食店	152,311	171,778	214,915	231,831	250,836	
	金融・保険業	6,341	6,229	11,224	11,955	11,388	
	不動産業	48,809	1,490	3,714	3,714	5,433	
	サービス業	44,391	51,357	45,193	49,367	47,994	
	合計	274,438	257,475	307,226	340,198	356,789	

2 市税のデータ

(1) 財政

① 令和7年度(2025年度)一般会計決算

歳入			歳出		
款(項)	決算額	構成比	款(項)	決算額	構成比
	千円	%		千円	%
市 税	97,253,911	38.7	議 会 費	754,711	0.3
(市 民 税)	45,623,811	18.1	総 務 費	28,581,606	11.7
(固 定 資 産 税)	37,601,931	15.0	(徴 税 費)	3,200,614	1.3
(軽 自 動 車 税)	996,477	0.4	民 生 費	128,531,094	52.7
(市 た ば こ 税)	3,515,021	1.4	衛 生 費	18,961,503	7.8
(特 別 土 地 保 有 税)	—	—	労 働 費	39,539	0.0
(事 業 所 税)	2,210,747	0.9	農 林 業 費	544,234	0.2
(都 市 計 画 税)	7,305,924	2.9	商 工 費	1,587,281	0.7
地 方 譲 与 税	1,094,620	0.4	土 木 費	18,881,361	7.7
利 子 割 交 付 金	391,006	0.2	消 防 費	7,702,359	3.2
配 当 割 交 付 金	1,174,978	0.5	教 育 費	24,746,754	10.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,760,965	0.7	公 債 費	13,617,771	5.6
法 人 事 業 税 交 付 金	2,908,781	1.2	諸 支 出 金	—	—
地 方 消 費 税 交 付 金	15,677,854	6.2	予 備 費	—	—
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	97,765	0.0			
環 境 性 能 割 交 付 金	309,686	0.1			
地 方 特 例 交 付 金	486,728	0.2			
地 方 交 付 税	12,245,236	4.9			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,834	0.0			
分 担 金 及 び 負 担 金	306,474	0.1			
使 用 料 及 び 手 数 料	4,151,805	1.7			
国 庫 支 出 金	59,652,166	23.8			
都 支 出 金	37,566,592	15.0			
財 産 収 入	656,605	0.3			
寄 附 金	231,691	0.1			
繰 入 金	1,655,784	0.7			
繰 越 金	5,117,753	2.0			
諸 収 入	2,889,291	1.1			
市 債	5,398,400	2.1			
計	251,088,925	100	計	243,948,213	100
形式収支額 7,140,712 千円			実質収支額 3,981,411 千円		

② 一般会計決算の性質別内訳の推移

区 分			令和5年度(2023)			令和6年度(2024)			令和7年度(2025)		
			決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比
歳 出	人 件 費	千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%	
		28,111,112	12.3	△ 0.4	30,722,255	13.0	9.3	32,027,219	13.1	4.2	
	物 件 費	35,836,224	15.7	△ 3.9	35,052,108	14.8	△ 2.2	35,608,660	14.6	1.6	
	補 助 費 等	18,344,091	8.0	△ 8.0	18,746,262	7.9	2.2	19,656,545	8.0	4.9	
	扶 助 費	83,347,813	36.6	2.3	88,690,642	37.5	6.4	94,322,210	38.7	6.3	
	維持補修費	2,257,530	1.0	3.8	2,361,047	1.0	4.6	2,367,296	1.0	0.3	
	投資的経費	18,913,550	8.3	2.2	20,781,770	8.8	9.9	19,347,881	7.9	△ 6.9	
	公 債 費	12,499,956	5.5	△ 0.2	12,742,152	5.4	1.9	13,617,771	5.6	6.9	
	積 立 金	6,603,732	2.9	△ 1.7	5,049,663	2.2	△ 23.5	6,292,696	2.6	24.6	
	出 貸 資 金	1,999,289	0.9	△ 12.7	1,874,857	0.8	△ 6.2	—	—	皆減	
繰 出 金	20,030,991	8.8	5.4	20,268,154	8.6	1.2	20,707,935	8.5	2.2		
計		227,944,288	100	△ 0.1	236,288,910	100	3.7	243,948,213	100	3.2	
財 源 内 訳	特定財源	国庫支出金	52,281,737	22.9	△ 8.5	51,495,120	21.8	△ 1.5	58,566,143	24.0	13.7
		都支出金	30,613,692	13.4	3.5	32,989,161	14.0	7.8	36,664,427	15.0	11.1
		市 債	7,981,200	3.5	7.6	9,011,300	3.8	12.9	5,398,400	2.2	△ 40.1
		そ の 他	7,448,779	3.3	0.8	8,053,235	3.4	8.1	7,249,325	3.0	△ 10.0
	一般財源		129,618,880	56.9	2.3	134,740,094	57.0	4.0	136,069,918	55.8	1.0
		うち市税	95,145,918	41.7	2.6	93,105,170	39.4	△ 2.1	97,253,911	39.9	4.5

③ 市税の負担の推移

ア 市民1人あたりの市税の状況

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
各年1月1日 現在(住民基 本台帳)	人口	人 561,828	人 561,758	人 562,145	人 560,692	人 559,083	
	世帯数	戸 272,856	戸 276,046	戸 279,627	戸 282,252	戸 284,931	
市税現年課税調定総額		円 89,528,677,744	円 92,749,959,446	円 95,066,365,490	円 93,046,197,143	円 97,230,591,295	
1人あたりの市税額 (現年課税調定)		円 159,352	円 165,107	円 169,114	円 165,949	円 173,911	
1世帯あたりの市税額 (現年課税調定)		円 328,117	円 335,995	円 339,976	円 329,656	円 341,243	

イ 納税義務者1人あたりの市税の状況

区 分			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
市民税	個人	納税義務者数	人 288,071	人 290,682	人 292,972	人 297,168	人 301,242	
		調定額	円 36,366,990,555	円 37,433,053,056	円 37,746,887,112	円 36,721,399,079	円 40,382,608,847	
		納税義務者 1人あたり	円 126,243	円 128,777	円 128,841	円 123,571	円 134,054	
	法人	納税義務者数	人 13,989	人 14,233	人 14,424	人 14,573	人 14,851	
		調定額	円 4,441,515,900	円 5,071,919,300	円 6,491,550,100	円 5,298,541,800	円 5,226,849,000	
		納税義務者 1人あたり	円 317,501	円 356,349	円 450,052	円 363,586	円 351,953	
純 固 定 資 産 税		納税義務者数	人 191,459	人 192,708	人 194,259	人 194,271	人 194,524	
		調定額	円 34,563,840,200	円 35,646,636,400	円 36,060,418,900	円 36,273,048,300	円 36,812,775,100	
		納税義務者 1人あたり	円 180,529	円 184,977	円 185,631	円 186,714	円 189,245	
軽 自 動 車 税		登録台数	台 127,792	台 129,475	台 130,546	台 131,554	台 132,227	
		調定額	円 794,905,100	円 827,555,400	円 847,963,800	円 870,578,100	円 893,338,600	
		登録台数 1台あたり	円 6,220	円 6,392	円 6,496	円 6,618	円 6,756	
都 市 計 画 税		納税義務者数	人 184,524	人 185,389	人 186,205	人 186,282	人 186,311	
		調定額	円 6,944,066,900	円 7,112,846,900	円 7,195,080,100	円 7,226,177,400	円 7,305,022,300	
		納税義務者 1人あたり	円 37,632	円 38,367	円 38,641	円 38,792	円 39,209	

軽自動車税の納税義務者数は登録台数
軽自動車税の調定額は環境性能割を除く

④ 徴税経費等の推移

区 分			令和3年度(2021)			令和4年度(2022)			
			金額	構成比	前年度比	金額	構成比	前年度比	
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	千円 595,603	% 32.3	% 104.0	千円 574,337	% 25.0	% 96.4	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	69,194	3.8	114.0	65,295	2.8	94.4
			税 務 特 別 手 当	0	0	－	0	0	－
			そ の 他 の 手 当	394,739	21.4	103.1	387,058	16.9	98.1
			小 計	463,933	25.2	104.6	452,353	19.7	97.5
		報 酬	137,120	7.4	104.4	140,839	6.1	102.7	
		そ の 他	209,313	11.4	102.0	205,480	9.0	98.2	
		計	1,405,969	76.3	103.9	1,373,009	59.9	97.7	
	物 件 費	シ ス テ ム 関 連 経 費	285,611	15.5	73.6	684,321	29.8	239.6	
		そ の 他	132,436	7.2	102.2	138,346	6.0	104.5	
		計	418,047	22.7	80.7	822,667	35.9	196.8	
	補 助 金 等		18,222	1.0	113.3	98,237	4.3	539.1	
	合計（A）		1,842,238	100	97.6	2,293,913	100	124.5	
都税徴収事務費都委託金（B）		901,697	48.9	97.3	917,265	40.0	101.7		
都費控除後の徴税費(A)－(B)（C）		940,541	51.1	98.0	1,376,648	60.0	146.4		
税 収 額	市税（D）		89,777,365	78.9	98.9	92,744,193	79.0	103.3	
	個人都民税		24,052,535	21.1	98.6	24,695,996	21.0	102.7	
	合計（E）		113,829,900	100	98.9	117,440,189	100	103.2	
税 収 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合		(A)/(E)		1.62%		1.95%			
		(C)/(D)		1.05%		1.48%			
徴 税 職 員 数		181人			178人				

令和5年度(2023)			令和6年度(2024)			令和7年度(2025)		
金額	構成比	前年度比	金額	構成比	前年度比	金額	構成比	前年度比
千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%
587,976	20.4	102.4	606,682	27.5	103.2	616,385	23.6	101.6
76,163	2.6	116.6	55,126	2.5	72.4	67,510	2.6	122.5
0	0	—	0	0	—	0	0	—
400,215	13.9	103.4	428,590	19.4	107.1	449,739	17.2	104.9
476,378	16.6	105.3	483,716	21.9	101.5	517,249	19.8	106.9
152,043	5.3	108.0	194,738	8.8	128.1	217,027	8.3	111.4
213,376	7.4	103.8	218,838	9.9	102.6	233,375	9.0	106.6
1,429,773	49.7	104.1	1,503,974	68.1	105.2	1,584,036	60.7	105.3
1,273,405	44.3	186.1	514,417	23.3	40.4	733,389	28.1	142.6
141,746	4.9	102.5	144,314	6.5	101.8	235,531	9.0	163.2
1,415,151	49.2	172.0	658,731	29.8	46.5	968,920	37.1	147.1
31,975	1.1	32.5	46,357	2.1	145.0	56,459	2.2	121.8
2,876,899	100	125.4	2,209,062	100	76.8	2,609,415	100	118.1
921,165	32.0	100.4	916,201	41.5	99.5	960,041	36.8	104.8
1,955,734	68.0	142.1	1,292,861	58.5	66.1	1,649,374	63.2	127.6
95,145,918	79.2	102.6	93,105,170	79.4	97.9	97,253,911	78.5	104.5
24,935,522	20.8	101.0	24,211,924	20.6	97.1	26,620,145	21.5	109.9
120,081,440	100	102.2	117,317,094	100	97.7	123,874,056	100	105.6
2.40%			1.88%			2.11%		
2.06%			1.39%			1.70%		
179人			176人			174人		

⑤ 市税決算の推移

区 分				令和3年度(2021)				令和4年度(2022)			
				調定額	収入率	収入額	伸指数	調定額	収入率	収入額	伸指数
市民税	個人	現年	均等割	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
			所得割	989,210	99.6	984,784	100.4	997,558	99.5	992,271	100.8
			小計	35,377,781	99.6	35,219,196	98.6	36,435,495	99.5	36,241,150	102.9
			滞納繰越分	36,366,991	99.6	36,203,980	98.7	37,433,053	99.5	37,233,421	102.8
		計	654,882	37.5	245,549	85.5	542,863	33.7	182,937	74.5	
	法人	現年	均等割	1,444,880	99.9	1,443,602	101.6	1,500,357	100.0	1,499,827	103.9
			法人税割	2,996,636	99.9	2,993,989	107.1	3,571,562	100.0	3,570,308	119.2
			小計	4,441,516	99.9	4,437,591	105.3	5,071,919	100.0	5,070,135	114.3
			滞納繰越分	57,733	65.7	37,920	292.6	23,620	31.9	7,534	19.9
		計	4,499,249	99.5	4,475,511	105.8	5,095,539	99.6	5,077,669	113.5	
	合 計	41,521,122	98.6	40,925,040	99.3	43,071,455	98.7	42,494,027	103.8		
	固定資産税	固定資産税	現年	土地	14,153,600	99.8	14,129,462	99.5	14,191,455	99.8	14,166,052
家屋				16,370,068	99.8	16,342,323	96.2	17,207,833	99.8	17,177,034	105.1
償却資産				4,040,171	99.8	4,033,303	95.1	4,247,348	99.8	4,239,728	105.1
小計				34,563,839	99.8	34,505,088	97.4	35,646,636	99.8	35,582,814	103.1
滞納繰越分			233,537	64.3	150,146	98.9	131,758	52.1	68,658	45.7	
計			34,797,376	99.6	34,655,234	97.4	35,778,394	99.6	35,651,472	102.9	
国有資産等所在市町村交付金及び納付金		865,391	100	865,391	102.0	852,144	100	852,144	98.5		
合 計		35,662,767	99.6	35,520,625	97.5	36,630,538	99.7	36,503,616	102.8		
軽自動車税	種別割	現年	課税分	794,905	99.2	788,721	103.7	827,555	99.2	821,138	104.1
			滞納繰越分	18,610	33.2	6,181	76.8	17,235	29.9	5,145	83.2
			計	813,515	97.7	794,902	103.4	844,790	97.8	826,283	103.9
	環境性能割	39,146	100	39,146	111.0	60,081	100	60,081	153.5		
合 計	852,661	97.8	834,048	103.7	904,871	98.0	886,364	106.3			
市たばこ税	現年	課税分	3,331,246	100	3,331,246	106.8	3,532,751	100	3,532,751	106.0	
		滞納繰越分	0	－	0	－	0	－	0	－	
		合 計	3,331,246	100	3,331,246	106.8	3,532,751	100	3,532,751	106.0	
保有税 特別土地	現年	保有分	0	－	0	－	0	－	0	－	
		取得分	0	－	0	－	0	－	0	－	
		計	0	－	0	－	0	－	0	－	
		滞納繰越分	0	－	0	－	0	－	0	－	
合 計	0	－	0	－	0	－	0	－			
事業所税	現年	資産割	1,739,926	100.0	1,739,488	104.7	1,755,133	100.0	1,754,535	100.9	
		従業者割	441,651	100.0	441,541	101.5	457,840	100.0	457,684	103.7	
		計	2,181,577	100.0	2,181,029	104.1	2,212,973	100.0	2,212,219	101.4	
		滞納繰越分	23,505	98.4	23,120	－	1,425	99.9	1,424	6.2	
	合 計	2,205,082	100.0	2,204,149	105.2	2,214,398	100.0	2,213,643	100.4		
都市計画 画税	現年	土地	3,737,728	99.8	3,731,368	99.5	3,756,199	99.8	3,749,428	100.5	
		家屋	3,206,339	99.8	3,200,883	96.2	3,356,648	99.8	3,350,592	104.7	
		計	6,944,067	99.8	6,932,251	98.0	7,112,847	99.8	7,100,020	102.4	
		滞納繰越分	46,684	64.3	30,006	98.9	26,406	52.2	13,772	45.9	
	合 計	6,990,751	99.6	6,962,257	98.0	7,139,253	99.6	7,113,792	102.2		
総合計	現年	課税分	89,528,678	99.7	89,284,443	98.9	92,749,959	99.7	92,464,723	103.6	
		滞納繰越分	1,034,951	47.6	492,922	100.5	743,307	37.6	279,470	56.7	
		合 計	90,563,629	99.1	89,777,365	98.9	93,493,266	99.2	92,744,193	103.3	

令和5年度(2023)				令和6年度(2024)				令和7年度(2025)			
調定額	収入率	収入額	伸指数	調定額	収入率	収入額	伸指数	調定額	収入率	収入額	伸指数
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
1,005,362	99.6	1,001,834	101.0	881,655	99.8	880,103	87.8	889,126	99.8	887,594	100.9
36,741,525	99.6	36,612,613	101.0	35,839,744	99.8	35,776,655	97.7	39,493,483	99.8	39,425,460	110.2
37,746,887	99.6	37,614,447	101.0	36,721,399	99.8	36,656,758	97.5	40,382,609	99.8	40,313,054	110.0
494,308	33.8	167,020	91.3	412,332	26.0	107,222	64.2	303,031	27.3	82,868	77.3
38,241,195	98.8	37,781,467	101.0	37,133,731	99.0	36,763,980	97.3	40,685,640	99.3	40,395,922	109.9
1,481,363	100.0	1,481,190	98.8	1,519,203	100.0	1,518,557	102.5	1,524,714	100.0	1,523,953	100.4
5,010,187	100.0	5,009,600	140.3	3,779,338	100.0	3,777,730	75.4	3,702,135	100.0	3,700,287	98.0
6,491,550	100.0	6,490,790	128.0	5,298,541	100.0	5,296,287	81.6	5,226,849	100.0	5,224,240	98.6
17,653	30.1	5,319	70.6	19,210	23.6	4,539	85.3	18,975	19.2	3,649	80.4
6,509,203	99.8	6,496,109	127.9	5,317,751	99.7	5,300,826	81.6	5,245,824	99.7	5,227,889	98.6
44,750,398	98.9	44,277,576	104.2	42,451,482	99.1	42,064,806	95.0	45,931,464	99.3	45,623,811	108.5
14,186,129	99.9	14,175,436	100.1	14,318,487	99.9	14,308,854	100.9	14,339,740	99.9	14,330,054	100.1
17,572,326	99.9	17,559,078	102.2	17,537,495	99.9	17,525,697	99.8	17,941,359	99.9	17,929,240	102.3
4,301,964	100.0	4,300,699	101.4	4,417,067	100.0	4,415,930	102.7	4,531,676	100.0	4,530,827	102.6
36,060,419	99.9	36,035,213	101.3	36,273,049	99.9	36,250,481	100.6	36,812,775	99.9	36,790,121	101.5
118,106	49.4	58,383	85.0	82,240	41.2	33,891	58.0	70,383	37.3	26,273	77.5
36,178,525	99.8	36,093,596	101.2	36,355,289	99.8	36,284,372	100.5	36,883,158	99.8	36,816,394	101.5
825,168	100	825,168	96.8	801,525	100	801,525	97.1	785,537	100	785,537	98.0
37,003,693	99.8	36,918,764	101.1	37,156,814	99.8	37,085,897	100.5	37,668,695	99.8	37,601,931	101.4
847,964	99.3	842,348	102.6	870,578	99.7	867,791	103.0	893,338	99.8	891,754	102.8
16,193	38.1	6,162	119.8	14,425	33.7	4,865	79.0	10,871	27.9	3,033	62.3
864,157	98.2	848,510	102.7	885,003	98.6	872,656	102.8	904,209	99.0	894,787	102.5
57,885	100	57,885	96.3	83,051	100	83,051	143.5	101,690	100	101,690	122.4
922,042	98.3	906,395	102.3	968,054	98.7	955,707	105.4	1,005,899	99.1	996,477	104.3
3,633,143	100	3,633,143	102.8	3,513,434	100	3,513,434	96.7	3,515,021	100	3,515,021	100.0
0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
3,633,143	100	3,633,143	102.8	3,513,434	100	3,513,434	96.7	3,515,021	100	3,515,021	100.0
0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
1,742,526	100.0	1,741,974	99.3	1,778,738	99.9	1,776,502	102.0	1,725,612	100.0	1,726,207	97.2
465,743	100.0	465,595	101.7	479,705	100	479,705	103.0	482,138	100.0	482,304	100.5
2,208,269	100.0	2,207,569	99.8	2,258,443	99.9	2,256,207	102.2	2,207,750	100.0	2,208,511	97.9
755	100	755	53.0	700	100	700	92.7	2,236	100	2,236	319.4
2,209,024	100.0	2,208,324	99.8	2,259,143	99.9	2,256,907	102.2	2,209,986	100.0	2,210,747	98.0
3,760,418	99.9	3,757,799	100.2	3,802,786	99.9	3,800,412	101.1	3,807,224	99.9	3,804,651	100.1
3,434,662	99.9	3,432,268	102.4	3,423,391	99.9	3,421,255	99.7	3,497,798	99.9	3,495,435	102.2
7,195,080	99.9	7,190,067	101.3	7,226,177	99.9	7,221,667	100.4	7,305,022	99.9	7,300,086	101.1
23,565	49.4	11,649	84.6	16,383	41.2	6,752	58.0	15,028	38.8	5,838	86.5
7,218,645	99.8	7,201,716	101.2	7,242,560	99.8	7,228,419	100.4	7,320,050	99.8	7,305,924	101.1
95,066,365	99.8	94,896,630	102.6	93,046,197	99.9	92,947,201	97.9	97,230,591	99.9	97,130,014	104.5
670,580	37.2	249,288	89.2	545,290	29.0	157,969	63.4	420,524	29.5	123,897	78.4
95,736,945	99.4	95,145,918	102.6	93,591,487	99.5	93,105,170	97.9	97,651,115	99.6	97,253,911	104.5

⑥ 令和7年度(2025年度)市税決算

区 分	当初予算額	補正予算額	予算現額	調定額	収入額
市 税	円 95,133,467,000	円 1,075,017,000	円 96,208,484,000	円 97,651,114,798	円 97,253,910,503
市 民 税	43,589,719,000	1,075,017,000	44,664,736,000	45,931,463,791	45,623,810,656
個 人	39,005,348,000	1,075,017,000	40,080,365,000	40,685,640,014	40,395,922,106
現 年 課 税 分	38,900,465,000	1,075,017,000	39,975,482,000	40,382,608,847	40,313,053,946
滞 納 繰 越 分	104,883,000	0	104,883,000	303,031,167	82,868,160
法 人	4,584,371,000	0	4,584,371,000	5,245,823,777	5,227,888,550
現 年 課 税 分	4,578,560,000	0	4,578,560,000	5,226,849,000	5,224,239,985
滞 納 繰 越 分	5,811,000	0	5,811,000	18,974,777	3,648,565
固 定 資 産 税	37,545,030,000	0	37,545,030,000	37,668,694,930	37,601,930,817
固 定 資 産 税	36,759,493,000	0	36,759,493,000	36,883,158,030	36,816,393,917
現 年 課 税 分	36,716,171,000	0	36,716,171,000	36,812,775,100	36,790,121,355
滞 納 繰 越 分	43,322,000	0	43,322,000	70,382,930	26,272,562
交付金及び納付金	785,537,000	0	785,537,000	785,536,900	785,536,900
軽 自 動 車 税	988,774,000	0	988,774,000	1,005,899,180	996,476,742
現 年 課 税 分	984,585,000	0	984,585,000	995,028,400	993,443,913
滞 納 繰 越 分	4,189,000	0	4,189,000	10,870,780	3,032,829
市 た ば こ 税	3,521,606,000	0	3,521,606,000	3,515,021,248	3,515,021,248
現 年 課 税 分	3,521,606,000	0	3,521,606,000	3,515,021,248	3,515,021,248
滞 納 繰 越 分	0	0	0	0	0
特 別 土 地 保 有 税	1,000	0	1,000	0	0
現 年 課 税 分	1,000	0	1,000	0	0
滞 納 繰 越 分	0	0	0	0	0
事 業 所 税	2,184,254,000	0	2,184,254,000	2,209,986,000	2,210,747,100
現 年 課 税 分	2,183,480,000	0	2,183,480,000	2,207,749,500	2,208,510,600
滞 納 繰 越 分	774,000	0	774,000	2,236,500	2,236,500
都 市 計 画 税	7,304,083,000	0	7,304,083,000	7,320,049,649	7,305,923,940
現 年 課 税 分	7,295,630,000	0	7,295,630,000	7,305,022,300	7,300,086,429
滞 納 繰 越 分	8,453,000	0	8,453,000	15,027,349	5,837,511
現 年 課 税 分 計	94,966,035,000	1,075,017,000	96,041,052,000	97,230,591,295	97,130,014,376
滞 納 繰 越 分 計	167,432,000	0	167,432,000	420,523,503	123,896,127

収入率	予算 執行率	還付未済額	純収入額	純収入 率	不納欠損額	収入未済額
%	%	円	円	%	円	円
99.6	101.1	56,959,664	97,196,950,839	99.5	48,265,124	405,898,835
99.3	102.1	38,248,503	45,585,562,153	99.2	37,726,610	308,175,028
99.3	100.8	33,767,970	40,362,154,136	99.2	35,186,267	288,299,611
99.8	100.8	33,420,103	40,279,633,843	99.7	37,447	102,937,557
27.3	79.0	347,867	82,520,293	27.2	35,148,820	185,362,054
99.7	114.0	4,480,533	5,223,408,017	99.6	2,540,343	19,875,417
100.0	114.1	4,480,333	5,219,759,652	99.9	152,974	6,936,374
19.2	62.8	200	3,648,365	19.2	2,387,369	12,939,043
99.8	100.2	14,103,459	37,587,827,358	99.8	7,738,243	73,129,329
99.8	100.2	14,103,459	36,802,290,458	99.8	7,738,243	73,129,329
99.9	100.2	13,283,003	36,776,838,352	99.9	62,627	35,874,121
37.3	60.6	820,456	25,452,106	36.2	7,675,616	37,255,208
100.0	100.0	0	785,536,900	100.0	0	0
99.1	100.8	783,331	995,693,411	99.0	1,249,248	8,956,521
99.8	100.9	777,531	992,666,382	99.8	0	2,362,018
27.9	72.4	5,800	3,027,029	27.8	1,249,248	6,594,503
100.0	99.8	0	3,515,021,248	100.0	0	0
100.0	99.8	0	3,515,021,248	100.0	0	0
-	-	0	0	-	0	0
-	-	0	0	-	0	0
-	-	0	0	-	0	0
-	-	0	0	-	0	0
100.0	101.2	761,100	2,209,986,000	100.0	0	0
100.0	101.1	761,100	2,207,749,500	100.0	0	0
100.0	289.0	0	2,236,500	100.0	0	0
99.8	100.0	3,063,271	7,302,860,669	99.8	1,551,023	15,637,957
99.9	100.1	2,879,870	7,297,206,559	99.9	14,173	7,801,568
38.8	69.1	183,401	5,654,110	37.6	1,536,850	7,836,389
99.9	101.1	55,601,940	97,074,412,436	99.8	267,221	155,911,638
29.5	74.0	1,357,724	122,538,403	29.1	47,997,903	249,987,197

(2) 市民税

① 個人市民税の納税義務者数と調定額の推移

ア 納税義務者数

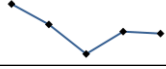
区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
均等割のみ を納める者	12,751	12,789	13,329	29,218	13,116	
均等割と所得割 を納める者	275,320	277,893	279,643	267,950	288,126	
計	288,071	290,682	292,972	297,168	301,242	
特別徴収 義務者数	38,692	39,545	40,201	40,748	39,545	

退職分離分、過年度分を含む。

イ 調定額

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
均 等 割	普通徴収(千円)	232,556	234,805	236,543	202,807	204,817	
	給与特別徴収(千円)	624,712	630,371	637,273	562,470	565,530	
	年金特別徴収(千円)	131,942	132,382	131,546	116,378	118,779	
	小計(千円)	989,210	997,558	1,005,362	881,655	889,126	
所 得 割	普通徴収(千円)	7,656,342	8,483,029	8,158,068	8,471,325	8,781,385	
	給与特別徴収(千円)	26,142,030	26,405,506	27,078,260	26,009,901	28,950,485	
	年金特別徴収(千円)	1,579,409	1,546,960	1,505,197	1,358,518	1,761,613	
	小計(千円)	35,377,781	36,435,495	36,741,525	35,839,744	39,493,483	
計(千円)		36,366,991	37,433,053	37,746,887	36,721,399	40,382,609	
前年比(%)		98.3	102.9	100.8	97.3	110.0	

② 個人市民税所得別納税義務者数の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
給与 所得者	219,097	221,162	224,350	226,641	229,477	
営業等 所得者	12,446	12,271	11,730	12,043	12,292	
農業 所得者	52	41	25	37	36	
その他の 所得者	51,632	51,876	51,774	52,678	54,053	
家屋敷課税者	14	14	15	17	18	
計	283,241	285,364	287,894	291,416	295,876	

各年度分の個人市民税にかかるもの
退職分離分、過年度分を除く。
定率による税額控除後に税額があるもの

③ 令和7年度(2025年度)個人市民税所得割の段階別等調

区 分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者数	課税標準額	所得割額	納税義務者数	課税標準額	所得割額	納税義務者数	課税標準額	所得割額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
10万円以下	6,563	319,609	10,938	429	22,204	788	2	162	6
100万円以下	49,607	29,430,760	1,620,942	3,217	1,707,365	91,159	13	7,480	423
200万円以下	62,183	91,806,311	5,105,836	2,533	3,724,631	204,128	4	5,223	296
300万円以下	43,409	106,761,011	5,894,023	1,659	4,086,897	229,271	9	20,285	1,166
400万円以下	23,536	81,144,720	4,508,247	1,004	3,459,234	196,312	1	3,344	199
550万円以下	18,698	86,846,616	4,817,981	802	3,735,834	213,308	0	0	0
700万円以下	7,240	44,433,844	2,443,120	419	2,589,367	146,864	2	11,793	551
1000万円以下	5,940	48,822,396	2,654,354	355	2,950,028	165,370	1	8,531	504
1000万円超	4,171	73,857,956	3,975,637	421	8,957,300	488,839	0	0	0
計	221,347	563,423,223	31,031,078	10,839	31,232,860	1,736,039	32	56,818	3,145
所得者別構成比	79.9%	86.0%	85.9%	3.9%	4.8%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%

令和7年度(2025年度)分個人市民税にかかるもの

短期及び長期譲渡所得等にかかる分離課税分並びに過年度分を除く。

その他の所得者			計					
納税義務者数	課税標準額	所得割額	納税義務者数	課税標準額 A	計所得割額 B	平均税率 B / A	構成比	
							納税義務者数	所得割額
人	千円	千円	人	千円	千円	%	%	%
2,292	122,207	4,129	9,286	464,182	15,861	3.4	3.3	0.0
25,488	13,416,639	717,265	78,325	44,562,244	2,429,789	5.5	28.3	6.7
10,576	14,589,622	823,063	75,296	110,125,787	6,133,323	5.6	27.2	17.0
3,026	7,325,546	417,383	48,103	118,193,739	6,541,843	5.5	17.4	18.1
1,232	4,219,321	238,485	25,773	88,826,619	4,943,243	5.6	9.3	13.7
761	3,547,411	201,301	20,261	94,129,861	5,232,590	5.6	7.3	14.5
453	2,794,983	155,747	8,114	49,829,987	2,746,282	5.5	2.9	7.6
404	3,337,629	186,643	6,700	55,118,584	3,006,871	5.5	2.4	8.3
560	11,295,458	630,067	5,152	94,110,714	5,094,543	5.4	1.9	14.1
44,792	60,648,816	3,374,083	277,010	655,361,717	36,144,345	5.5	100	100
16.2%	9.2%	9.3%	100%	100%	100%			

④ 法人市民税調定額等の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
法人数 (納税義務者数)(人)		13,989	14,233	14,424	14,573	14,851	
調 定 額	均等割額(千円)	1,444,880	1,500,357	1,481,363	1,519,203	1,524,714	
	法人税割額(千円)	2,996,636	3,571,562	5,010,187	3,779,338	3,702,135	
	うち超過課税 額(千円)	554,821	662,324	1,087,312	679,197	625,609	
	計(千円)	4,441,516	5,071,919	6,491,550	5,298,541	5,226,849	
	前年度比(%)	103.6	114.2	128.0	81.6	98.6	

⑤ 法人市民税月別調定額の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
単位:千円							
4月		159,226	170,647	183,331	175,586	180,258	
5月		366,901	428,335	393,755	404,769	411,294	
6月		1,142,506	1,197,643	1,046,040	1,050,818	1,037,908	
7月		501,148	672,414	1,771,998	683,571	797,359	
8月		189,355	223,872	215,119	207,202	231,086	
9月		204,104	228,344	221,486	261,150	212,529	
10月		269,830	190,197	208,740	191,758	193,810	
11月		664,794	887,394	1,481,853	917,446	971,141	
12月		455,817	562,896	467,852	874,156	634,800	
1月		112,134	126,210	126,811	133,062	112,429	
2月		180,603	189,422	216,469	165,350	257,896	
3月		195,098	194,545	158,096	233,673	186,339	
計		4,441,516	5,071,919	6,491,550	5,298,541	5,226,849	

⑥ 法人市民税均等割税率区分による法人数と課税額（令和7年度（2025年度））

区 分*	従業者数	均等割額 (万円)	法人数		課税額	
			納税義務 者数	構成比	額	構成比
			人	%	千円	%
50億円超	50人超	300	109	0.7%	326,760	21.4%
10億円超 50億円以下	50人超	175	37	0.2%	63,670	4.2%
10億円超	50人以下	41	483	3.3%	192,097	12.6%
1億円超 10億円以下	50人超	40	99	0.7%	39,385	2.6%
	50人以下	16	513	3.5%	77,853	5.1%
1,000万円超 1億円以下	50人超	15	198	1.3%	30,448	2.0%
	50人以下	13	1,791	12.1%	229,406	15.0%
1,000万円以下	50人超	12	82	0.5%	10,090	0.7%
上 記 以 外 の 法 人			5		555,005	36.4%
計			14,851	100%	1,524,714	100%

* 均等割の税率区分は、「資本金等の額」又は「資本金の額及び資本準備金の額の合計額」のいずれか大きい方を算出の基礎とします。

⑦ 法人市民税法人税割税率区分による法人数の推移

区 分*		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
1 億 円 以 下	均 等 割 の み 納 付	人 8,596	人 8,335	人 9,011	人 8,868	人 8,796	
	法 人 税 割 納 付	4,690	5,233	4,766	5,084	5,426	
	計	13,286	13,568	13,777	13,952	14,222	
1 億 円 超	均 等 割 の み 納 付	161	116	152	109	92	
	法 人 税 割 納 付	542	549	495	512	537	
	計	703	665	647	621	629	
合 計	均 等 割 の み 納 付	8,757	8,451	9,163	8,977	8,888	
	法 人 税 割 納 付	5,232	5,782	5,261	5,596	5,963	
	計	13,989	14,233	14,424	14,573	14,851	

* 法人税割の税率区分は以下のとおり

「1億円以下」：資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人、資本もしくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く）又は法人でない社団、財団で、代表者、管理人の定めのあるもの

「1億円超」：資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人又は保険業法に規定する相互会社

(3) 固定資産税(都市計画税)

① 土地・家屋・償却資産評価額等の推移

区 分			令和3年度(2021)			令和4年度(2022)		
			筆数 棟数 納税者数	地 積 床 面 積	評 価 額 (決 定 価 格)	筆数 棟数 納税者数	地 積 床 面 積	評 価 額 (決 定 価 格)
土 地	田		筆 2,097	m ² 583,854	千円 1,242,291	筆 2,093	m ² 582,304	千円 1,295,860
	畑		16,057	6,557,841	51,955,154	15,882	6,482,620	49,227,501
	宅地		239,511	38,621,372	2,879,446,107	240,263	38,676,815	2,876,879,082
	池沼		37	28,468	10,142	37	28,468	10,050
	山林		13,934	29,655,250	8,663,521	13,910	29,514,909	8,494,682
	原野		2,378	4,182,458	91,136	2,366	4,180,891	91,104
	雑種地		21,114	7,618,446	231,998,288	21,192	7,697,644	231,074,804
	計		295,128	87,247,689	3,173,406,639	295,743	87,163,651	3,167,073,083
家 屋	木 造	専用住宅	棟 99,421	m ² 10,431,939	千円 314,469,315	棟 100,146	m ² 10,518,120	千円 325,991,357
		併用住宅	3,515	437,487	7,285,100	3,498	436,051	7,405,298
		その他	10,176	1,130,141	32,388,639	10,223	1,146,604	34,273,249
		小計	113,112	11,999,567	354,143,054	113,867	12,100,775	367,669,904
	非 木 造	住宅・アパート	23,098	9,642,070	537,134,298	23,382	9,759,566	548,600,798
		その他	11,843	5,934,555	346,681,624	12,320	6,238,789	368,494,603
		小計	34,941	15,576,625	883,815,922	35,702	15,998,355	917,095,401
	計		148,053	27,576,192	1,237,958,976	149,569	28,099,130	1,284,765,305
償 却 資 産	市長決定分 (市内に存在するもの)		人 4,887	-	千円 189,039,734	人 5,587	-	千円 201,569,170
	総務大臣・知事配分 (他県・他市にまたがるもの)		13	-	104,648,101	13	-	104,886,393
	計		4,900	-	293,687,835	5,600	-	306,455,563

評価額(決定価格)・・・固定資産税を課税するために決定した価格
 数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。
 法定免税点未満を除く。

令和5年度(2023)			令和6年度(2024)			令和7年度(2025)		
筆数 棟数 納税者数	地 床 面 積	積 坪 価 額 (決定価格)	筆数 棟数 納税者数	地 床 面 積	積 坪 価 額 (決定価格)	筆数 棟数 納税者数	地 床 面 積	積 坪 価 額 (決定価格)
筆	m ²	千円	筆	m ²	千円	筆	m ²	千円
2,073	580,963	1,582,286	2,056	575,913	1,148,099	2,040	572,960	963,462
15,793	6,441,787	53,160,065	15,587	6,355,189	50,263,585	15,373	6,253,564	47,005,746
241,413	38,902,314	2,888,641,862	242,313	39,000,731	2,952,341,496	242,953	39,117,410	2,959,773,923
37	28,468	10,050	37	28,468	9,926	37	28,468	9,926
13,903	29,542,761	8,493,953	13,821	29,381,813	8,780,164	13,891	29,531,903	8,872,044
2,372	4,161,113	90,645	2,371	4,163,991	90,688	2,377	4,182,759	91,156
21,207	7,562,726	222,627,706	21,336	7,610,509	226,238,559	21,486	7,657,799	228,006,058
296,798	87,220,132	3,174,606,567	297,521	87,116,614	3,238,872,517	298,157	87,344,863	3,244,722,315
棟	m ²	千円	棟	m ²	千円	棟	m ²	千円
100,761	10,590,288	337,200,600	101,558	10,676,975	338,046,814	102,195	10,747,412	350,318,194
3,460	431,755	7,520,564	3,409	426,322	7,376,701	3,357	420,381	7,372,076
10,204	1,158,359	36,122,878	10,188	1,173,918	37,447,268	10,213	1,200,056	40,931,838
114,425	12,180,402	380,844,042	115,155	12,277,215	382,870,783	115,765	12,367,849	398,622,108
23,525	9,830,503	558,790,205	23,634	9,872,440	558,106,703	23,722	9,919,367	566,347,497
12,411	6,268,636	372,698,459	12,424	6,301,896	368,188,301	12,460	6,314,659	371,805,975
35,936	16,099,139	931,488,664	36,058	16,174,336	926,295,004	36,182	16,234,026	938,153,472
150,361	28,279,541	1,312,332,706	151,213	28,451,551	1,309,165,787	151,947	28,601,875	1,336,775,580
人	-	千円	人	-	千円	人	-	千円
5,713	-	207,504,135	5,660	-	204,968,531	5,767	-	220,637,056
11	-	102,700,456	12	-	109,310,534	12	-	104,700,079
5,724	-	310,204,591	5,672	-	314,279,065	5,779	-	325,337,135

② 家屋の種類別棟数の推移

単位:棟

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
木 造	専用住宅	99,421	100,146	100,761	101,558	102,195
	共同住宅・寄宿舍	3,963	3,993	4,022	4,059	4,113
	併用住宅	3,515	3,498	3,460	3,409	3,357
	旅館・料亭・ホテル	118	103	99	81	81
	事務所・銀行・店舗	1,174	1,207	1,202	1,196	1,208
	劇場・病院	86	86	88	85	84
	工場・倉庫	1,631	1,627	1,602	1,771	1,765
	土蔵	182	184	183	—	—
	附属家	3,022	3,023	3,008	2,996	2,962
	計	113,112	113,867	114,425	115,155	115,765
非 木 造	事務所・店舗・百貨店・銀行	3,291	3,444	3,435	3,439	3,424
	住宅・アパート	23,098	23,382	23,525	23,634	23,722
	病院・ホテル	243	248	246	243	238
	工場・倉庫・市場	7,632	7,839	7,853	7,817	7,810
	その他	677	789	877	925	988
	計	34,941	35,702	35,936	36,058	36,182

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。
令和6年度(2024年度)から、木造の土蔵は工場・倉庫に統合

③ 取壊し家屋の推移

区 分			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
取壊し	木造	棟数(棟)	931	970	1,008	968	1,062
		床面積(㎡)	79,832	86,641	91,961	88,530	92,344
		価格(千円)	1,132,881	1,233,729	1,335,077	1,301,743	1,293,508
	非木造	棟数(棟)	215	199	215	208	220
		床面積(㎡)	79,310	45,933	83,948	58,138	92,708
		価格(千円)	2,422,220	1,076,199	2,893,972	1,857,236	4,590,480

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。
法定免税点未満の家屋を含む。

④ 免税点(課税標準額20万円)未満の家屋の推移

区 分			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
免税点未満	木造	棟数(棟)	2,327	2,123	2,058	2,020	1,909
		床面積(㎡)	91,738	69,402	67,136	65,128	61,917
		価格(千円)	678,191	138,115	132,684	128,682	122,798
	非木造	棟数(棟)	757	300	300	322	319
		床面積(㎡)	317,842	6,424	6,430	6,816	5,820
		価格(千円)	16,374,560	170,035	170,118	171,945	36,295

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

⑤ 新築家屋等に対する固定資産税の減額の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
新築家屋	新たに軽減になった 家屋の棟数(棟)	2,134	2,124	2,572	2,161	2,166
	新たに軽減になった 家屋の軽減税額(千円)	122,255	124,027	147,786	133,400	135,644
	前年度以前から軽減になって いる家屋の軽減税額(千円)	435,773	415,931	410,382	395,911	384,378
耐震 改修住宅	新たに軽減になった 家屋の棟数(棟)	5	12	3	0	7
	新たに軽減になった 家屋の軽減税額(千円)	46	90	23	0	49
	前年度以前から軽減になって いる家屋の軽減税額(千円)	0	0	0	0	0
バリアフリー 改修住宅	棟 数(棟)	21	20	23	20	16
	軽減税額(千円)	210	211	200	171	163
熱損失防止 (省エネ) 改修住宅	棟 数(棟)	7	2	4	4	1
	軽減税額(千円)	131	28	47	48	26
全体の軽減税額(千円)		558,415	540,287	558,438	529,530	520,260

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

⑥ 建築年次別の家屋の床面積・価格

区 分	木造		非木造		合計	
	床面積(㎡)	価格(千円)	床面積(㎡)	価格(千円)	床面積(㎡)	価格(千円)
昭和44年(1969) 1月1日以前	627,514	3,891,185	267,446	4,242,231	894,960	8,133,416
昭和44～47年 (1969～1972)	295,717	3,900,839	235,785	4,883,999	531,502	8,784,838
昭和47～50年 (1972～1975)	473,607	7,051,405	431,143	9,683,924	904,750	16,735,329
昭和50～53年 (1975～1978)	561,080	8,170,377	524,495	14,257,592	1,085,575	22,427,969
昭和53～56年 (1978～1981)	809,817	12,040,697	637,275	19,562,617	1,447,092	31,603,314
昭和56～59年 (1981～1984)	509,834	7,762,797	785,365	29,205,032	1,295,199	36,967,829
昭和59～62年 (1984～1987)	546,533	8,461,745	775,655	26,880,278	1,322,188	35,342,023
昭和62年～平成2年 (1987～1990)	648,873	10,809,292	1,197,892	53,966,311	1,846,765	64,775,603
平成2～5年 (1990～1993)	637,561	11,266,599	1,571,254	74,054,329	2,208,815	85,320,928
平成5～8年 (1993～1996)	817,151	15,401,089	1,463,077	81,304,485	2,280,228	96,705,574
平成8～11年 (1996～1999)	846,048	17,367,805	1,441,274	87,081,346	2,287,322	104,449,151
平成11～14年 (1999～2002)	753,499	17,743,765	1,139,811	69,111,256	1,893,310	86,855,021
平成14～17年 (2002～2005)	844,061	26,060,221	1,167,442	77,513,524	2,011,503	103,573,745
平成17～20年 (2005～2008)	869,252	33,850,688	922,624	61,290,686	1,791,876	95,141,374
平成20～23年 (2008～2011)	592,232	27,613,515	1,074,505	81,654,309	1,666,737	109,267,824
平成23～26年 (2011～2014)	612,294	33,757,799	548,489	42,230,680	1,160,783	75,988,479
平成26～29年 (2014～2017)	580,199	37,126,237	770,524	66,590,753	1,350,723	103,716,990
平成29～令和2年 (2017～2020)	556,671	41,397,734	573,659	60,725,242	1,130,330	102,122,976
令和2～令和5年 (2020～2023)	496,672	41,522,526	470,001	47,053,104	966,673	88,575,630
令和5～令和7年 (2023～2025)	351,151	33,548,591	242,130	26,898,069	593,281	60,446,660
合 計	12,429,766	398,744,906	16,239,846	938,189,767	28,669,612	1,336,934,673

3年に1回ずつ評価の基準改訂(建築費を基に)

区分2行目以降の期間は(始期)各年1月2日～(終期)各年1月1日

物価上昇時は価格も上昇、好景気時は建築増により面積増加

数値は令和7年(2025年)1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

法定免税点未満の家屋を含む。

⑦ 家屋の種類別新增築の推移

ア 木造家屋

区 分	令和3年度(2021)				令和4年度(2022)			
	棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格
専用住宅	棟 1,391	㎡ 142,943	千円 12,235,837	円/㎡ 85,599	棟 1,384	㎡ 143,615	千円 12,292,247	円/㎡ 85,592
併用住宅	12	2,045	174,601	85,379	11	1,450	123,704	85,313
その他	91	17,420	1,573,059	90,302	104	19,302	1,717,044	88,957
計	1,494	162,408	13,983,497	86,101	1,499	164,367	14,132,995	85,984

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

イ 非木造家屋

区 分	令和3年度(2021)				令和4年度(2022)			
	棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格
住宅・アパート	棟 229	㎡ 57,831	千円 6,362,452	円/㎡ 110,018	棟 258	㎡ 67,757	千円 7,780,219	円/㎡ 114,825
その他	89	34,135	3,575,525	104,747	117	72,081	9,653,320	133,923
計	318	91,966	9,937,977	108,061	375	139,838	17,433,539	124,670

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

令和5年度(2023)				令和6年度(2024)				令和7年度(2025)			
棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格
棟	m ²	千円	円/m ²	棟	m ²	千円	円/m ²	棟	m ²	千円	円/m ²
1,370	143,334	12,322,961	85,974	1,430	147,865	13,922,431	94,156	1,380	140,429	13,262,398	94,442
15	2,131	181,308	85,081	7	1,249	113,493	90,867	6	801	73,914	92,277
105	21,893	1,947,071	88,936	107	24,373	2,503,274	102,707	135	35,417	3,585,583	101,239
1,490	167,358	14,451,340	86,350	1,544	173,487	16,539,198	95,334	1,521	176,647	16,921,895	95,795

令和5年度(2023)				令和6年度(2024)				令和7年度(2025)			
棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格
棟	m ²	千円	円/m ²	棟	m ²	千円	円/m ²	棟	m ²	千円	円/m ²
243	96,309	10,895,862	113,134	196	59,055	6,982,651	118,240	190	65,721	8,439,268	128,411
125	76,699	5,213,796	67,977	78	32,120	3,653,192	113,736	69	80,533	7,097,416	88,131
368	173,008	16,109,658	93,115	274	91,175	10,635,843	116,653	259	146,254	15,536,684	106,231

⑧ 固定資産税調定額等の推移

区 分	令和3年度(2021)			令和4年度(2022)		
	納税 義務者数	調定額	前年 度比	納税 義務者数	調定額	前年 度比
	人	千円	%	人	千円	%
土地	163,858	14,153,600	99.3	165,084	14,191,455	100.3
家屋	164,575	16,370,068	96.0	165,935	17,207,833	105.1
償却資産	5,613	4,040,171	94.9	6,127	4,247,348	105.1
計	191,459	34,563,839	97.2	192,708	35,646,636	103.1
前年度比(%)	100.2			100.7		

納税義務者数の計は実数

⑨ 都市計画税調定額等の推移

区 分	令和3年度(2021)			令和4年度(2022)		
	納税 義務者数	調定額	前年 度比	納税 義務者数	調定額	前年 度比
	人	千円	%	人	千円	%
土地	160,301	3,737,728	99.3	161,507	3,756,199	100.5
家屋	161,748	3,206,339	96.0	163,098	3,356,648	104.7
計	184,524	6,944,067	97.7	185,389	7,112,847	102.4
前年度比(%)	100.4			100.5		

納税義務者数の計は実数

令和5年度(2023)			令和6年度(2024)			令和7年度(2025)		
納税 義務者数	調定額	前年 度比	納税 義務者数	調定額	前年 度比	納税 義務者数	調定額	前年 度比
人	千円	%	人	千円	%	人	千円	%
123,673	14,186,129	100.0	124,111	14,318,487	100.9	124,653	14,339,740	100.1
166,929	17,572,326	102.1	167,555	17,537,495	99.8	168,126	17,941,359	102.3
5,829	4,301,964	101.3	5,860	4,417,067	102.7	5,936	4,531,676	102.6
194,259	36,060,419	101.2	194,271	36,273,049	100.6	194,524	36,812,775	101.5
100.8			100.0			100.1		

令和5年度(2023)			令和6年度(2024)			令和7年度(2025)		
納税 義務者数	調定額	前年 度比	納税 義務者数	調定額	前年 度比	納税 義務者数	調定額	前年 度比
人	千円	%	人	千円	%	人	千円	%
120,097	3,760,418	100.1	120,537	3,802,786	101.1	121,078	3,807,224	100.1
164,105	3,434,662	102.3	164,736	3,423,391	99.7	165,306	3,497,798	102.2
186,205	7,195,080	101.2	186,282	7,226,177	100.4	186,311	7,305,022	101.1
100.4			100.0			100.0		

⑩ 国有資産等所在市町村交付金額の推移

団体名		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
国有資産 (円)	最高裁判所	389,100	380,900	373,300	365,900	369,100
	多摩少年院	1,862,000	1,860,100	1,886,600	2,080,400	2,127,000
	関東財務局	5,243,100	5,603,300	5,384,100	5,261,300	4,682,200
	東京国税局	659,200	628,100	599,000	579,400	563,000
	関東森林管理局	4,266,600	4,031,800	4,031,800	4,031,800	4,032,800
	関東地方整備局	741,200	725,800	712,400	715,900	721,500
	関東運輸局	3,000	3,000	3,300	3,300	3,300
	北関東防衛局	1,519,900	1,498,900	1,460,100	1,427,000	1,473,400
国有資産分(円)		14,684,100	14,731,900	14,450,600	14,465,000	13,972,300
前年度比(%)		98.5	100.3	98.1	100.1	96.6
公有資産 (円)	東京都 (一般会計)	99,643,100	118,966,100	123,905,500	126,899,400	127,477,000
	東京都 (都営住宅等事業会計)	749,368,000	716,753,600	685,123,000	658,473,900	642,404,200
	東京都 (水道会計)	1,333,700	1,330,500	1,327,400	1,324,500	1,321,700
	日野市	361,700	361,700	361,700	361,700	361,700
公有資産分(円)		850,706,500	837,411,900	810,717,600	787,059,500	771,564,600
前年度比(%)		102.1	98.4	96.8	97.1	98.0
計(円)		865,390,600	852,143,800	825,168,200	801,524,500	785,536,900
前年度比(%)		102.0	98.5	96.8	97.1	98.0

国又は地方公共団体が所有する固定資産のうち国等以外の者が使用している固定資産(宿舍等の貸付資産)や国有林野等に対して、固定資産税相当額を国等が交付する。

⑪ 税率・免税点の変遷

年度	税率		都市計画税 課税区域	免税点					
	固定資産税	都市計画税		土地	家屋	償却資産			
昭和25年度 (1950)	1.6/100			10,000円	10,000円	10,000円			
昭和26年度 (1951)						30,000円			
昭和27・28年度 (1952・1953)						50,000円			
昭和29年度 (1954)	1.5/100					100,000円			
昭和30年度 (1955)	1.4/100	0.1/100	八王子市全域 (31～45年)	20,000円	30,000円	150,000円			
昭和31・32年度 (1956・1957)		0.2/100					24,000円	50,000円	300,000円
昭和33年度 (1958)									
昭和34～38年度 (1959～1963)			80,000円	80,000円	1,000,000円				
昭和39・40年度 (1964・1965)									
昭和41～45年度 (1966～1970)			150,000円	80,000円	1,500,000円				
昭和46・47年度 (1971・1972)						市街化区域 (46年～)			
昭和48～52年度 (1973～1977)									
昭和53～62年度 (1978～1987)									
昭和63年度～平成2年度 (1988～1990)									
平成3年度 (1991)		0.3/100	300,000円	200,000円					
平成4・5年度 (1992・1993)		0.27/100							
平成6年度～令和7年度 (1994～2025)		0.25/100							
	0.27/100								

(4) 軽自動車税

種別割調定額等の推移

区 分			令和3年度(2021)					令和4年度(2022)				
			台 数	調 定 額	構 成 比		台数の 前 年 比	台 数	調 定 額	構 成 比		台数の 前 年 比
					台 数	調定額				台 数	調定額	
原動機付自転車	二輪	50cc以下	台 24,114	円 48,228,000	% 18.9	% 6.1	% 95.3	台 23,645	円 47,290,000	% 18.3	% 5.7	% 98.1
		90cc以下	2,092	4,184,000	1.6	0.5	97.9	2,099	4,198,000	1.6	0.5	100.3
		125cc以下	9,912	23,788,800	7.7	3.0	103.1	10,329	24,789,600	8.0	3.0	104.2
	三輪以上 (ミニカー)		1,114	4,121,800	0.9	0.5	96.9	1,279	4,732,300	1.0	0.6	114.8
	小計		37,232	80,322,600	29.1	10.1	97.5 (97.7)	37,352	81,009,900	28.9	9.8	100.3 (100.9)
軽自動車	二輪 (被けん引車 (二輪)を含む)		8,110	29,196,000	6.3	3.7	102.1	8,372	30,139,200	6.5	3.6	103.2
	三輪		7	32,200	0.0	0.0	100.0	7	32,200	0.0	0.0	100.0
	四輪	乗用	55,315	544,235,500	43.3	68.5	101.8	56,154	571,608,100	43.4	69.1	101.5
		貨物用	17,710	86,270,100	13.9	10.8	100.9	17,809	87,760,000	13.7	10.6	100.6
	小計		81,142	659,733,800	63.5	83.0	101.6 (104.6)	82,342	689,539,500	63.6	83.3	101.5 (104.5)
小型特殊自動車	農耕作業用		437	1,048,800	0.3	0.1	102.1	441	1,058,400	0.3	0.1	100.9
	その他		861	5,079,900	0.7	0.6	100.9	924	5,451,600	0.7	0.7	107.3
	小計		1,298	6,128,700	1.0	0.8	101.3 (101.1)	1,365	6,510,000	1.0	0.8	105.2 (106.2)
二輪の 小型自動車			8,120	48,720,000	6.4	6.1	102.4	8,416	50,496,000	6.5	6.1	103.6
計			127,792	794,905,100	100	100	100.4 (103.7)	129,475	827,555,400	100	100	101.3 (104.1)

小計欄・計欄の下段括弧内は調定額の前年度比

令和5年度(2023)					令和6年度(2024)					令和7年度(2025)				
台数	調定額	構成比		台数の 前年 度比	台数	調定額	構成比		台数の 前年 度比	台数	調定額	構成比		台数の 前年 度比
		台数	調定額				台数	調定額				台数	調定額	
台	円	%	%	%	台	円	%	%	%	台	円	%	%	%
23,074	46,148,000	17.7	5.5	97.6	22,219	44,438,000	16.9	5.1	96.3	21,326	42,652,000	16.1	4.8	96.0
2,061	4,122,000	1.6	0.5	98.2	2,036	4,072,000	1.6	0.5	98.8	2,012	4,024,000	1.5	0.5	98.8
10,665	25,596,000	8.2	3.0	103.3	10,953	26,287,200	8.3	3.0	102.7	11,177	26,824,800	8.5	3.0	102.0
1,235	4,569,500	0.9	0.5	96.6	1,112	4,114,400	0.8	0.5	90.0	1,059	3,918,300	0.8	0.4	95.2
37,035	80,435,500	28.4	9.5	99.2 (99.3)	36,320	78,911,600	27.6	9.1	98.1 (98.1)	35,574	77,419,100	26.9	8.7	97.9 (98.1)
8,495	30,582,000	6.5	3.6	101.5	8,669	31,208,400	6.6	3.6	102.0	8,771	31,575,600	6.6	3.5	101.2
6	27,600	0.0	0.0	85.7	5	23,000	0.0	0.0	83.3	5	23,000	0.0	0.0	100.0
57,001	589,074,600	43.7	69.5	101.5	58,149	609,524,200	44.2	70.0	102.0	59,079	630,595,800	44.7	70.6	101.6
18,008	89,546,900	13.8	10.5	101.1	18,196	91,352,000	13.8	10.5	101.0	18,448	93,332,500	14.0	10.5	101.4
83,510	709,231,100	64.0	83.6	101.4 (102.9)	85,019	732,107,600	64.6	84.1	101.8 (103.2)	86,303	755,526,900	65.3	84.6	101.5 (103.2)
449	1,077,600	0.3	0.1	101.8	455	1,092,000	0.4	0.1	101.3	449	1,077,600	0.3	0.1	98.7
924	5,451,600	0.7	0.7	100.0	931	5,492,900	0.7	0.6	100.8	910	5,369,000	0.7	0.6	97.7
1,373	6,529,200	1.0	0.8	100.6 (100.3)	1,386	6,584,900	1.1	0.7	100.9 (100.9)	1,359	6,446,600	1.0	0.7	98.1 (97.9)
8,628	51,768,000	6.6	6.1	102.5	8,829	52,974,000	6.7	6.1	102.3	8,991	53,946,000	6.8	6.0	101.8
130,546	847,963,800	100	100	100.8 (102.5)	131,554	870,578,100	100	100	100.8 (102.7)	132,227	893,338,600	100	100	100.5 (102.6)

(5) 市たばこ税

調定額等の推移

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	推移
合計本数(本)	528,047,546	539,186,665	554,508,976	536,234,744	536,480,660	
前年度比(%)	99.5	102.1	102.8	96.7	100.0	-
税率 一般分(円) (1,000本につき)	6,122	6,552				-
調定額(円)	3,331,246,389	3,532,750,990	3,633,142,778	3,513,433,664	3,515,021,248	
前年度比(%)	106.8	106.0	102.8	96.7	100.0	-
納税義務者数(件)	11	11	11	11	11	-
1人あたりの税額* (円)	5,933	6,297	6,493	6,294	6,297	

* 各年度の3月31日現在の住民基本台帳に登録された人数の1人あたり

(6) 事業所税

調定額等の推移

区 分	令和3年度(2021)		令和4年度(2022)		令和5年度(2023)	
	調定額(千円)	納税義務者数(人)	調定額(千円)	納税義務者数(人)	調定額(千円)	納税義務者数(人)
資産割	1,739,926	628	1,755,133	643	1,742,526	636
従業者割	441,651	124	457,840	130	465,743	133
合計	2,181,577	645	2,212,973	663	2,208,269	655
区 分	令和6年度(2024)		令和7年度(2025)			
	調定額(千円)	納税義務者数(人)	調定額(千円)	納税義務者数(人)		
資産割	1,778,738	634	1,725,612	631		
従業者割	479,705	135	482,138	131		
合計	2,258,443	653	2,207,750	650		

(7) 徴収等

① 市税収入の推移

区 分		平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
調定額 (円)	現年課税分	89,147,565,782	89,780,320,009	90,529,657,580	91,598,396,758
	滞納繰越分	2,575,829,929	2,264,042,492	1,668,922,977	1,273,035,840
	計	91,723,395,711	92,044,362,501	92,198,580,557	92,871,432,598
収入率 (%)	現年課税分	99.1	99.3	99.5	99.5
	滞納繰越分	33.3	34.8	34.2	36.3
	計	97.2	97.7	98.3	98.7
収入額 (円)	現年課税分	88,309,260,729	89,171,794,520	90,032,544,665	91,168,278,076
	滞納繰越分	858,314,073	787,331,843	570,369,163	462,426,518
	計	89,167,574,802	89,959,126,363	90,602,913,828	91,630,704,594
還付未済額 (円)	現年課税分	17,264,787	14,516,654	21,240,603	33,250,848
	滞納繰越分	305,647	220,146	744,153	807,225
	計	17,570,434	14,736,800	21,984,756	34,058,073
純収入額 (円)	現年課税分	88,291,995,942	89,157,277,866	90,011,304,062	91,135,027,228
	滞納繰越分	858,008,426	787,111,697	569,625,010	461,619,293
	計	89,150,004,368	89,944,389,563	90,580,929,072	91,596,646,521
純収入率 (%)	現年課税分	99.0	99.3	99.4	99.5
	滞納繰越分	33.3	34.8	34.1	36.3
	計	97.2	97.7	98.2	98.6
不納欠損額 (円)	現年課税分	1,968,180	2,130,871	4,141,242	1,730,390
	滞納繰越分	299,578,655	416,776,167	331,863,334	158,967,439
	計	301,546,835	418,907,038	336,004,576	160,697,829
収入未済額 (円)	現年課税分	853,601,660	620,911,272	514,212,276	461,639,140
	滞納繰越分	1,418,242,848	1,060,154,628	767,434,633	652,449,108
	計	2,271,844,508	1,681,065,900	1,281,646,909	1,114,088,248

令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)
90,847,970,961	89,528,677,744	92,749,959,446	95,066,365,490	93,046,197,143	97,230,591,295
1,099,482,759	1,034,951,283	743,306,577	670,579,686	545,290,277	420,523,503
91,947,453,720	90,563,629,027	93,493,266,023	95,736,945,176	93,591,487,420	97,651,114,798
99.4	99.7	99.7	99.8	99.9	99.9
44.6	47.6	37.6	37.2	29.0	29.5
98.7	99.1	99.2	99.4	99.5	99.6
90,261,004,161	89,284,443,439	92,464,722,422	94,896,629,949	92,947,201,247	97,130,014,376
490,227,172	492,921,770	279,470,343	249,288,236	157,969,149	123,896,127
90,751,231,333	89,777,365,209	92,744,192,765	95,145,918,185	93,105,170,396	97,253,910,503
25,427,905	35,203,499	38,161,505	39,567,413	44,947,160	55,601,940
876,975	741,503	1,176,995	761,558	1,438,019	1,357,724
26,304,880	35,945,002	39,338,500	40,328,971	46,385,179	56,959,664
90,235,576,256	89,249,239,940	92,426,560,917	94,857,062,536	92,902,254,087	97,074,412,436
489,350,197	492,180,267	278,293,348	248,526,678	156,531,130	122,538,403
90,724,926,453	89,741,420,207	92,704,854,265	95,105,589,214	93,058,785,217	97,196,950,839
99.3	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8
44.5	47.6	37.4	37.1	28.7	29.1
98.7	99.1	99.2	99.3	99.4	99.5
146,001	483,762	97,216	639,160	1,681,055	267,221
122,658,041	71,006,645	111,880,372	80,655,446	107,194,121	47,997,903
122,804,042	71,490,407	111,977,588	81,294,606	108,875,176	48,265,124
612,248,704	278,954,042	323,301,313	208,663,794	142,262,001	155,911,638
487,474,521	471,764,371	353,132,857	341,397,562	281,565,026	249,987,197
1,099,723,225	750,718,413	676,434,170	550,061,356	423,827,027	405,898,835

② 本市と多摩26市(平均)・中核市(平均)の収入率の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
現 年 課 税 分	八王子市収入率(%)	99.7	99.7	99.8	99.9	99.9
	2 6 多 摩 市	調定額(千円)	726,842,941	754,848,214	773,039,044	810,130,107
		収入額(千円)	723,516,205	751,055,253	769,326,959	806,394,622
		収入率(%)	99.5	99.5	99.6	99.5
	中 核 市	調定額(千円)	767,563,462	793,801,479	832,377,450	853,169,922
		収入額(千円)	762,467,709	788,321,898	827,248,863	847,789,465
		収入率(%)	99.3	99.3	99.4	99.4
滞 納 繰 越 分	八王子市収入率(%)	47.6	37.6	37.2	29.0	29.5
	2 6 多 摩 市	調定額(千円)	9,566,131	7,559,640	7,421,391	7,252,413
		収入額(千円)	4,664,136	3,219,646	3,131,046	3,124,795
		収入率(%)	48.8	42.6	42.2	43.1
	中 核 市	調定額(千円)	17,284,014	13,847,125	11,560,202	12,257,504
		収入額(千円)	7,276,362	4,863,107	3,908,551	4,271,902
		収入率(%)	42.1	35.1	33.8	34.9
合 計	八王子市収入率(%)	99.1	99.2	99.4	99.5	99.6
	2 6 多 摩 市	調定額(千円)	736,409,072	762,407,854	780,460,435	817,382,520
		収入額(千円)	728,180,341	754,274,899	772,458,005	809,519,417
		収入率(%)	98.9	98.9	99.0	99.0
	中 核 市	調定額(千円)	784,847,476	807,648,604	843,937,652	865,427,426
		収入額(千円)	769,744,071	793,185,005	831,920,195	852,061,367
		収入率(%)	98.1	98.2	98.4	98.5

③ 差押えの推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
不 動 産	税額(千円)	52,329	92,274	61,616	53,076	55,160
	件数(件)	1,224	5,113	4,072	2,567	1,948
	人数(人)	194	206	182	178	134
動 産	税額(千円)	10,237	39,262	57,832	23,061	17,308
	件数(件)	56	1,680	1,743	1,184	1,051
	人数(人)	10	144	149	72	69
債 権 等	税額(千円)	836,393	760,873	1,067,913	1,068,886	1,086,084
	件数(件)	9,941	30,849	45,550	42,981	36,263
	人数(人)	2,804	6,141	12,809	16,679	16,281
自 動 車 登 録	税額(千円)	0	3,838	6,908	3,759	3,265
	件数(件)	0	216	257	341	65
	人数(人)	0	21	18	12	16
計	税額(千円)	898,959	896,247	1,194,269	1,148,782	1,161,817
	件数(件)	11,221	37,858	51,622	47,073	39,327
	人数(人)	3,008	6,512	13,158	16,941	16,500

数値は前年度繰越数と当該年度執行数との合計数(なお、件数は納期別件数)

④ 市税口座振替取扱いの推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
個人市民税	納税義務者数(人)	115,136	115,249	117,409	90,642	91,875
	加入者数(人)	48,275	50,095	21,351	20,427	20,777
	加入率(%)	41.9	43.5	18.2	22.5	22.6
固定資産税 都市計画税	納税義務者数(人)	191,459	192,710	194,259	195,933	194,524
	加入者数(人)	110,160	111,534	87,598	91,871	91,964
	加入率(%)	57.5	57.9	45.1	46.9	47.3
軽自動車税	納税義務者数(台)	127,745	127,745	130,546	131,556	132,227
	加入者数(台)	11,312	11,312	10,016	9,551	9,950
	加入率(%)	8.9	8.9	7.7	7.3	7.5
計	納税義務者数(人+台)	434,340	435,704	442,214	418,131	418,626
	加入者数(人+台)	169,747	172,941	118,965	121,849	122,691
	加入率(%)	39.1	39.7	26.9	29.1	29.3

口座振替加入者数について、令和4年度(2022年度)までは当該年度の納税義務者ではない加入者を含んでいたが、令和5年度(2023年度)からは納税義務者のうちの加入者に変更

軽自動車税における令和4年度(2022年度)までの口座振替加入者数は人数

⑤ コンビニエンスストア収納件数

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
個人 市 民 税	収入件数(件)	280,968	284,045	297,061	278,193	299,796
	うちコンビニエンス ストア収入件数(件)	105,181	109,731	110,816	103,912	113,730
	割合(%)	37.4	38.6	37.3	37.4	37.9
都固 市定 計資 画産 税税	収入件数(件)	770,147	775,954	784,462	786,250	786,593
	うちコンビニエンス ストア収入件数(件)	166,175	175,084	180,475	182,561	186,481
	割合(%)	21.6	22.6	23.0	23.2	23.7
軽 自 動 車 税	収入件数(件)	126,441	128,102	129,600	131,414	132,276
	うちコンビニエンス ストア収入件数(件)	69,585	69,558	70,348	70,623	69,332
	割合(%)	55.0	54.3	54.3	53.7	52.4
計	収入件数(件)	1,177,556	1,188,101	1,211,123	1,195,857	1,218,665
	うちコンビニエンス ストア収入件数(件)	340,941	354,373	361,639	357,096	369,543
	割合(%)	29.0	29.8	29.9	29.9	30.3

⑥ ネットバンキング収納件数

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
個人 市 民 税	収入件数(件)	280,968	284,045	297,061	278,193	299,796
	うちネットバンキング収入 件数(件)	1,711	1,843	2,215	2,690	2,968
	割合(%)	0.6	0.6	0.7	1.0	1.0
都固 市定 計資 画産 税税	収入件数(件)	770,147	775,954	784,462	786,250	786,593
	うちネットバンキング収入 件数(件)	2,911	2,826	4,417	5,386	6,845
	割合(%)	0.4	0.4	0.6	0.7	0.9
軽 自 動 車 税	収入件数(件)	126,441	128,102	129,600	131,414	132,276
	うちネットバンキング収入 件数(件)	433	503	685	1,737	1,774
	割合(%)	0.3	0.4	0.5	1.3	1.3
計	収入件数(件)	1,177,556	1,188,101	1,211,123	1,195,857	1,218,665
	うちネットバンキング収入 件数(件)	5,055	5,172	7,317	9,813	11,587
	割合(%)	0.4	0.4	0.6	0.8	1.0

⑦ 電子マネー(ペイアプリ)収納件数

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
個人 市 民 税	収入件数(件)	280,968	284,045	297,061	278,193	299,796
	うち電子マネー 収入件数(件)	9,570	13,876	17,505	19,156	24,865
	割合(%)	3.4	4.9	5.9	6.9	8.3
都 固 市 定 計 資 産 税 税	収入件数(件)	770,147	775,954	784,462	786,250	786,593
	うち電子マネー 収入件数(件)	16,387	23,810	31,196	38,844	44,785
	割合(%)	2.1	3.1	4.0	4.9	5.7
軽 自 動 車 税	収入件数(件)	126,441	128,102	129,600	131,414	132,276
	うち電子マネー 収入件数(件)	4,653	7,323	9,750	10,624	13,421
	割合(%)	3.7	5.7	7.5	8.1	10.1
計	収入件数(件)	1,177,556	1,188,101	1,211,123	1,195,857	1,218,665
	うち電子マネー 収入件数(件)	30,610	45,009	58,451	68,624	83,071
	割合(%)	2.6	3.8	4.8	5.7	6.8

⑧ クレジットカード収納件数

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
個人 市 民 税	収入件数(件)	280,968	284,045	297,061	278,193	299,796
	うちクレジットカード 収入件数(件)	1,975	2,529	3,582	4,644	5,803
	割合(%)	0.7	0.9	1.2	1.7	1.9
都 固 市 定 計 資 産 税 税	収入件数(件)	770,147	775,954	784,462	786,250	786,593
	うちクレジットカード 収入件数(件)	3,577	4,655	7,483	8,946	10,913
	割合(%)	0.5	0.6	1.0	1.1	1.4
軽 自 動 車 税	収入件数(件)	126,441	128,102	129,600	131,414	132,276
	うちクレジットカード 収入件数(件)	911	1,132	2,079	2,804	2,942
	割合(%)	0.7	0.9	1.6	2.1	2.2
計	収入件数(件)	1,177,556	1,188,101	1,211,123	1,195,857	1,218,665
	うちクレジットカード 収入件数(件)	6,463	8,316	13,144	16,394	19,658
	割合(%)	0.5	0.7	1.1	1.4	1.6

⑨ 本市と多摩26市の滞納率の推移

単位:％

区 分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
八王子市	1.1	0.8	0.7	0.6	0.4
多摩26市平均	1.3	1.0	1.0	1.0	0.9

⑩ 市税収納チャネル別収入実績の推移

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
個人市民税、 固定資産税、 都市計画税、 軽自動車税	収入件数(件)	1,177,556	1,188,101	1,211,123	1,195,857	1,218,665
	収入金額(千円)	49,952,299	52,023	52,328,260	52,929,969	53,888,159
コンビニエンス ストア収納	収入件数(件)	340,941	354,373	361,639	357,096	369,543
	件数割合(％)	29.0	29.8	29.9	29.9	30.3
	収入金額(千円)	6,204,000	6,690	6,847,185	6,744,437	7,166,334
	収入割合(％)	12.4	12.9	13.1	12.7	13.3
口座振替	収入件数(件)	377,480	380,342	420,077	414,994	420,972
	件数割合(％)	32.1	32.0	34.7	34.7	34.5
	収入金額(千円)	19,856,259	21,748	22,202,157	22,466,883	23,622,616
	収入割合(％)	39.8	41.8	42.4	42.4	43.8
ネットバンキング 収納	収入件数(件)	5,055	5,172	7,317	9,813	11,587
	件数割合(％)	0.4	0.4	0.6	0.8	1.0
	収入金額(千円)	130,981	140	622,207	1,187,273	2,948,806
	収入割合(％)	0.3	0.3	1.2	2.2	5.5
電子マネー (ペイアプリ) 収納	収入件数(件)	30,610	45,009	58,451	68,624	83,071
	件数割合(％)	2.6	3.8	4.8	5.7	6.8
	収入金額(千円)	661,787	966	1,280,478	1,597,686	1,969,810
	収入割合(％)	1.3	1.8	2.4	3.0	3.7
クレジット カード収納	収入件数(件)	6,463	8,316	13,144	16,394	19,658
	件数割合(％)	0.5	0.7	1.1	1.4	1.6
	収入金額(千円)	164,605	231	405,725	542,956	699,942
	収入割合(％)	0.3	0.4	0.8	1.0	1.3
その他収納 (市役所窓口・ 金融機関等)	収入件数(件)	417,007	394,889	350,495	328,936	313,834
	件数割合(％)	35.4	33.3	28.9	27.5	25.8
	収入金額(千円)	22,934,667	22,248	20,970,508	20,390,734	17,480,651
	収入割合(％)	45.9	42.8	40.1	38.7	32.6

(8) その他

① 地方譲与税の譲与額の推移

ア 地方揮発油譲与税

区分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
6月	80,053	93.3	68,784	85.9	68,542	99.6	67,142	98.0	67,564	100.6
11月	81,025	107.3	100,913	124.5	101,992	101.1	91,068	89.3	91,075	100.0
3月	96,431	110.6	76,046	78.9	76,246	100.3	85,846	112.6	72,754	84.7
計	257,509	103.6	245,743	95.4	246,780	100.4	244,056	98.9	231,393	94.8

揮発油の数量に対して課税される地方揮発油税の42/100に相当する額が、各市町村の市町村道の延長(長さの合計)及び面積に基づき按分譲与される。

イ 自動車重量譲与税

区分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
6月	211,872	111.6	189,804	89.6	205,269	108.1	197,865	96.4	206,305	104.3
11月	300,918	101.5	305,262	101.4	307,251	100.7	307,245	100.0	317,850	103.5
3月	223,469	94.4	240,478	107.6	231,455	96.2	241,766	104.5	244,672	101.2
計	736,259	101.8	735,544	99.9	743,975	101.1	746,876	100.4	768,827	102.9

車両検査時に課税される自動車重量税の407/1000に相当する額が、各市町村の市町村道の延長(長さの合計)及び面積に基づき按分譲与される。

ウ 地方道路譲与税

区分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)	
	金額	前年度比	金額	前年度比
	円	%	円	%
6月	2	200.0	0	皆減
11月	1	100.0	0	皆減
3月	1	100.0	1	100.0
計	4	133.3	1	25.0

揮発油の数量に対して課税される地方道路税の42/100に相当する額が、各市町村の市町村道の延長(長さの合計)及び面積に基づき按分譲与される。

※令和5年度から地方自治法施行規則より歳入科目が削除された。

エ 森林環境譲与税

区分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
9月	29,810	100.2	39,355	132.0	39,355	100.0	45,654	116.0	44,428	97.3
3月	30,054	101.0	39,355	130.9	39,355	100.0	43,931	111.6	49,972	113.8
計	59,864	100.6	78,710	131.5	78,710	100.0	89,585	113.8	94,400	105.4

森林環境税の9/10相当額が、各市町村の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口に基づき按分譲与される。

② 税にかかる交付金の交付額の推移

ア 利子割交付金

区分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
8月	48,803	93.7	57,322	117.5	55,889	97.5	86,264	154.3	138,758	160.9
12月	34,071	92.8	52,483	154.0	57,842	110.2	76,399	132.1	171,418	224.4
3月	21,536	88.2	26,662	123.8	45,237	169.7	54,184	119.8	80,830	149.2
計	104,410	92.3	136,467	130.7	158,968	116.5	216,847	136.4	391,006	180.3

預貯金などの利子に応じて課税される都民税利子割(徴税費相当額控除後のもの)の3/5相当額が、各市町村が取り扱う都民税額に基づき按分交付される。

イ 配当割交付金

区分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
8月	164,415	101.6	193,668	117.8	205,976	106.4	219,661	106.6	231,575	105.4
12月	47,554	128.1	41,217	86.7	47,297	114.8	53,903	114.0	58,784	109.1
3月	538,369	155.4	490,112	91.0	592,802	121.0	838,580	141.5	884,619	105.5
計	750,338	137.6	724,997	96.6	846,075	116.7	1,112,144	131.4	1,174,978	105.6

上場株式等の配当等に対して課税される都民税配当割(徴税費相当額控除後のもの)の3/5相当額が、各市町村が取り扱う都民税額に基づき按分交付される。

ウ 株式等譲渡所得割交付金

区分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
計	917,672	145.5	555,017	60.5	909,638	163.9	1,616,142	177.7	1,760,965	109.0

上場株式等の譲渡益に対して課税される都民税株式等譲渡所得割(徴税費相当額控除後のもの)の3/5相当額が、各市町村が取り扱う都民税額に基づき按分交付される。

エ 法人事業税交付金

区分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
8月	618,207	288.1	1,048,872	169.7	1,400,204	133.5	1,504,132	107.4	1,613,312	107.3
12月	154,730	435.4	309,086	199.8	353,590	114.4	386,766	109.4	414,329	107.1
3月	336,790	452.9	534,347	158.7	767,902	143.7	773,698	100.8	881,140	113.9
計	1,109,727	342.0	1,892,305	170.5	2,521,696	133.3	2,664,596	105.7	2,908,781	109.2

法人事業税の7.7/100相当額が、各市町村の従業者数に基づき按分交付される。

オ 地方消費税交付金

区分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
6月	2,675,123	94.9	3,343,149	125.0	3,672,935	109.9	3,569,271	97.2	4,377,599	122.6
9月	4,488,446	107.8	4,067,591	90.6	4,081,545	100.3	4,416,445	108.2	4,699,331	106.4
12月	2,849,158	128.1	2,808,500	98.6	2,334,099	83.1	2,413,567	103.4	2,245,705	93.0
3月	3,466,001	110.7	3,751,563	108.2	3,763,867	100.3	4,118,374	109.4	4,355,219	105.8
計	13,478,728	109.2	13,970,803	103.7	13,852,446	99.2	14,517,657	104.8	15,677,854	108.0
一般財源分	5,306,332	104.0	5,532,172	104.3	5,467,314	98.8	5,723,864	104.7	6,181,101	108.0
社会保障財源分	8,172,396	113.0	8,438,631	103.3	8,385,132	99.4	8,793,793	104.9	9,496,753	108.0

地方消費税(2.2%)の内、10/22については、都道府県間の清算後の額の1/2相当額が一般財源分として、市町村の人口及び従業者数に基づき按分交付される。12/22については、都道府県間の清算後の額の1/2相当額が社会保障財源分として市町村の人口に基づき按分交付される。

カ ゴルフ場利用税交付金

区分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
8月	38,896,826	127.2	38,527,087	99.0	37,105,070	96.3	38,263,009	103.1	39,562,553	103.4
12月	29,360,202	105.2	29,596,761	100.8	30,273,552	102.3	30,079,669	99.4	31,484,322	104.7
3月	24,948,421	101.3	23,361,101	93.6	24,731,043	105.9	25,071,883	101.4	26,718,619	106.6
計	93,205,449	112.1	91,484,949	98.2	92,109,665	100.7	93,414,561	101.4	97,765,494	104.7

ゴルフ場利用時に課税されるゴルフ場利用税の7/10相当額が、ゴルフ場が所在する市町村へ交付される。

キ 環境性能割交付金

区分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
8月	73,091,552	175.4	68,078,409	93.1	73,975,705	108.7	96,213,000	130.1	53,892,000	56.0
12月	58,456,000	87.6	84,008,000	143.7	91,914,000	109.4	115,389,000	125.5	118,802,810	103.0
3月	101,446,000	142.0	116,939,000	115.3	130,310,000	111.4	184,934,251	141.9	136,990,963	74.1
計	232,993,552	129.6	269,025,409	115.5	296,199,705	110.1	396,536,251	133.9	309,685,773	78.1

自動車の取得に対して課税される自動車税環境性能割(徴税費相当額控除後のもの)の43/100相当額が、各市町村の市道の延長(長さの合計)及び面積に基づき按分して交付される。

③ 個人都民税徴収取扱費の交付額の推移

区 分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
納税義務者数 によるもの	円 847,335,000	% 99.9	円 856,188,000	% 101.0	円 862,221,000	% 100.7	円 872,640,000	% 101.2	円 888,825,000	% 101.9
平成18年度以前 賦課決定分によるもの	円 166,804	% 89.0	円 60,747	% 36.4	円 57,167	% 94.1	円 28,647	% 50.1	円 10,472	% 36.6
過誤納金その他 によるもの	円 54,195,565	% 68.7	円 61,016,279	% 112.6	円 58,886,477	% 96.5	円 43,532,813	% 73.9	円 71,205,696	% 163.6
計	円 901,697,369	% 97.3	円 917,265,026	% 101.7	円 921,164,644	% 100.4	円 916,201,460	% 99.5	円 960,041,168	% 104.8

※個人都民税徴収取扱費

個人市民税と併せて賦課徴収する個人都民税の賦課徴収に要する費用を補償するための徴収取扱費

- ・平成18年度(2006年度)以前賦課決定分は、納税通知書等1通60円、払込税額の7/100
- ・平成19・20年度(2007・2008年度)賦課決定分は、納税義務者1人4,000円
- ・平成21・22年度(2009・2010年度)賦課決定分は、納税義務者1人3,300円
- ・平成23年度(2011年度)以降賦課決定分は、納税義務者1人3,000円

④ 延滞金額・加算金額の推移

区 分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
市税納付 延滞金	円 54,079,456	% 87.0	円 40,271,929	% 74.5	円 38,073,042	% 94.5	円 26,867,328	% 70.6	円 23,656,004	% 88.0
市税不申告等 加算金	円 3,453,500	% 488.3	円 1,733,800	% 50.2	円 1,385,400	% 79.9	円 1,335,700	% 96.4	円 1,094,700	% 82.0

⑤ 還付金額・還付加算金額の推移

区 分	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
歳入還付	円 206,876,369	% 50.4	円 238,211,225	% 115.1	円 312,518,370	% 131.2	円 291,904,995	% 93.4	円 238,099,711	% 81.6
歳出還付	円 300,096,014	% 81.0	円 276,126,915	% 92.0	円 383,767,172	% 139.0	円 298,057,051	% 77.7	円 595,898,972	% 199.9
還付加算金	円 1,262,738	% 55.6	円 801,151	% 63.4	円 1,959,951	% 244.6	円 786,841	% 40.1	円 2,583,224	% 328.3

資料 各年度の税制改正の主な内容

区分	税目	税制改正の内容
平成 元 年度	個人市民税	・ 税率区分を7段階から3段階に変更 ・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ 障害者、未成年者、老年者及び寡婦の非課税限度額の引上げ ・ 長期譲渡所得に係る課税の特例における特別控除後の譲渡益 4,000 万円超部分の比例税率化 ・ 特定市街化区域農地等の譲渡に係る軽減税率の引下げ ・ みなし法人課税制度の適用期間の延長(平成6年度(1994 年度)まで) ・ 山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の延長(平成3年度(1991 年度)まで) ・ 同居寝たきり老親等に係る扶養控除額等の引上げ ・ 寡婦控除の特別加算の創設 ・ 寄附金控除の創設(対象:東京都共同募金会への寄附) ・ 基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の引上げ ・ 特定扶養親族に係る扶養控除の割増控除の創設 ・ 配偶者特別控除額の引上げ ・ 障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額及び勤労学生控除額の引上げ ・ 障害者控除の対象となる障害者の範囲の拡大(精神障害者を加入) ・ 配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額の引上げ ・ 白色事業専従者控除額の引上げ ・ 資産所得の合算課税制度の廃止 ・ 外国税額控除に係る控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間の短縮 ・ 株式等の譲渡所得に係る申告分離課税制度の導入
	固定資産税・都市計画税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	軽自動車税	・ 平成2年(1990 年)自動車排出ガス規制適合車に対する軽減措置(平成元・2年度(1989・1990 年度)) ・ 電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間の延長(平成2年度(1990 年度)まで)
	特別土地保有税	・ 非課税措置の見直し ・ 納税義務の免除措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
	市たばこ消費税	・ 消費税の創設に伴い、廃止→市たばこ税の創設
	電気税	・ 消費税の創設に伴い、廃止
	ガス税	・ 消費税の創設に伴い、廃止
	木材引取税	・ 消費税の創設に伴い、廃止
平成 2 年度	個人市民税	・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ 寡婦(寡夫)控除の所得限度額の引上げ ・ 個人年金保険料に係る生命保険料控除額の引上げ損害保険料控除制度の創設 ・ みなし法人課税を選択した場合のみなし法人税率、みなし配当割合、過大報酬等の額に対する税率の見直し ・ 超短期所有土地の譲渡等に係る課税所得等に係る課税の特例措置の適用期間の延長(平成5年度(1993 年度)まで) ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間の延長(平成4年度(1992 年度)まで) ・ 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間の延長(平成4年度(1992 年度)まで) ・ 公的年金等控除額の引上げ
	固定資産税・都市計画税	・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 非課税措置の見直し
	軽自動車税	・ 精神障害者と生計を一にする者が運転する軽自動車等に係る軽自動車税の減免制度の創設
	特別土地保有税	・ 市街化区域における課税の特例措置(ミニ保有税)の適用期間の延長(平成3年度(1991 年度)まで) ・ 非課税措置の見直し ・ 納税義務の免除措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し

平成 3 年度	個人市民税	・ 税率適用区分の見直し ・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ 基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び配偶者特別控除額の引上げ ・ 寄附金控除の対象の拡大(4月から9月までの日本赤十字社東京都支部への寄附を対象に加入)肉用牛の売却による事業所得にかかる所得税の課税の特例措置の適用期間の延長(平成8年度(1996 年度)まで) ・ 山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の適用期間の延長(平成5年度(1993 年度)まで) ・ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用期間の延長(平成 10 年度(1998 年度)まで) ・ 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の引上げ ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る軽減税率の引下げと適用期間の延長(平成9年度(1997 年度)まで) ・ 居住用財産を譲渡した場合の課税の長期譲渡所得に係る軽減税率の適用区分の見直しとその特例の適用期間の延長 ・ 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率の特例の段階的廃止
	固定資産税・都市計画税	・ 免税点の引上げ ・ 長期営農継続農地制度の廃止 ・ 「宅地化する農地」に対する宅地並み課税の導入 ・ 平成3年度(1991 年度)の評価替えに伴う負担調整措置(平成5年度(1993 年度)まで)非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し ・ 固定資産評価基準の改正
	軽自動車税	・ 昭和 62 年(1987 年)2月 15 日前に取得されたミニカーにかかる税率の特例措置の廃止 ・ 平成2年(1990 年)自動車排出ガス規制適合車に対する軽減措置の廃止 ・ 電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間の延長(平成4年度(1992 年度)まで)
	特別土地保有税	・ 免税点の引下げ(平成 12 年度(2000 年度)まで) ・ 市街化区域内に所在する土地の 10 年間の課税期間の撤廃 ・ 駐車場、資材置き場その他の土地自体の利用を主たる目的とする施設のうち建物又は構築物を伴わないものを免除制度から除外(平成 13 年度(2001 年度)まで) ・ 遊休土地に係る特別土地保有税の創設 ・ 非課税措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 4 年度	個人市民税	・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ みなし法人課税制度の廃止 ・ 青色申告特別控除の創設
	固定資産税・都市計画税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
	特別土地保有税	・ 市街化区域における特例措置(ミニ保有税)の適用期限の延長(平成4年度(1992 年度)のみ) ・ 非課税措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 5 年度	個人市民税	・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ 寄附金控除の対象の拡大(都道府県、市町村及び特別区への寄附を対象に加入) ・ 長期譲渡所得の課税の特例の対象となる確定優良住宅地等予定地のための譲渡の範囲の拡大 ・ 山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の延長(平成7年度(1995 年度)まで) ・ 利子非課税制度の非課税限度額の引上げ ・ 居住用財産の買替え特例制度の創設(平成5年(1993 年)4月1日～平成7年(1995 年)3月 31 日の譲渡に適用)
	固定資産税・都市計画税	・ 平成6年度(1994 年度)の評価替えに伴う税負担の調整(平成8年度(1996 年度)まで) ・ 特定市街化区域農地に係る軽減措置の拡充 ・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	軽自動車税	・ 電気自動車に係る税率の軽減措置適用期間の延長(平成6年度(1994 年度)まで)

	特別土地保有税	・市街化区域における特例措置(ミニ保有税)の適用期限の延長(平成5年度(1993 年度)のみ) ・非課税措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
平成6年度	個人市民税	・定率減税(平成6年度(1994 年度)のみ) ・均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・特定扶養控除額の引上げ前年中に所得を有しなかった者に係る非課税措置の廃止 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象範囲の拡大 ・特定の居住用財産の買い替え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の拡大 ・給与所得者が住宅資金の貸付等を受けた場合の課税の特例の延長(平成9年度(1997 年度)まで) ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の見直し ・有限会社が最低資本金を満たすために利益の配当を出資の払込みに充てた場合の非課税制度の創設
	法人市民税	・法人住民税均等割の税率の見直し
	固定資産税・都市計画税	・平成6年度(1994 年度)評価替えに伴う負担調整措置(平成8年度(1996 年度)まで) ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し ・固定資産評価基準の改正
	特別土地保有税	・市街化区域における特例措置(ミニ保有税)の対象となる土地の取得期限の繰上げ(平成5年(1993 年)12 月 31 日までに取得された分まで) ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
	商品切手発行税	・廃止
平成7年度	個人市民税	・税率適用区分の改正、各種控除の引上げ等による恒久的な制度減税 ・定率による特別減税(平成7年度(1995 年度)のみ) ・土地等に係る長期譲渡所得に係る税率の引下げ ・山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の廃止 ・株式等に係る譲渡所得等の対象の拡大(特定株式投資信託益証券の譲渡による所得を加入)
	固定資産税・都市計画税	・地価下落に対応するための臨時的な課税標準の特例措置の導入(平成8年度(1996 年度)まで) ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	軽自動車税	・電気自動車に係る税率の軽減措置の廃止
	特別土地保有税	・非課税措置の見直し ・納税義務の免除措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
平成8年度	個人市民税	・特別減税の継続(平成8年度(1996 年度)のみ) ・均等割の税率の引上げ ・心身障害者扶養共済制度の創設に伴う整備 ・肉用牛の売却による事業所得にかかる所得税の課税の特例措置の適用期間の延長(平成 13 年度(2001 年度)まで) ・みなし配当課税の特例措置の創設 ・ストックオプション制度の創設に伴う整備 ・土地等の長期譲渡所得に係る税率の引下げ ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の引下げと特例の適用期間の延長(平成 14 年度(2002 年度)まで)
	固定資産税・都市計画税	・負担調整率の引下げ ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	特別土地保有税	・非課税措置の見直し

	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 9 年 度	個人市民税	・ 都から市への税源移譲に伴う税率の引上げ ・ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用期間の延長(平成 15 年度(2003 年度)まで) ・ 特定中小会社の株式の譲渡損に対する課税の特例の創設 ・ スtockオプション税制の適用対象の拡大
	固定資産税・都市計画税	・ 平成9年度(1997 年度)の評価替えに伴う負担調整措置(平成 11 年度(1999 年度)まで) ・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し ・ 固定資産評価基準の改正
	軽自動車税	・ 身体障害者、精神障害者に対する減免の対象範囲の拡大
	市たばこ税	・ 都から市への税源移譲に伴う税率の引上げ
	特別土地保有税	・ 駐車場、資材置き場その他の土地自体の利用を主たる目的とする施設のうち建物又は構築物を伴わないものの免除制度からの除外の解除 ・ 非課税措置の見直し ・ 納税義務の免除措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 10 年 度	個人市民税	・ 特別減税(平成 10 年度(1998 年度)のみ) ・ 土地譲渡益に対する課税の軽減 ・ 特定扶養親族に係る扶養控除額、特別障害者控除額、同居特別障害者扶養控除額の引上げ ・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・ 会社型投資信託、私募投資信託の創設に伴う整備 ・ 特定目的会社(SPC)の創設に伴う整備 ・ スtockオプション税制の適用対象の拡大
	固定資産税・都市計画税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し ・ 固定資産評価基準の改正
	軽自動車税	・ 身体障害者、精神障害者に対する減免の対象範囲の拡大(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を対象に加入)
	特別土地保有税	・ 保有期間 10 年超の土地を課税対象から除外 ・ 免税点の引上げ ・ 市街化区域における特例措置(ミニ保有税)の経過措置の廃止 ・ 地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設 ・ 土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予及び納税義務の免除制度の創設 ・ 土地区画整理事業等の施行に係る使用収益できない土地に係る課税の特例の創設 ・ 非課税措置の見直し
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
平成 11 年 度	個人市民税	・ 所得割の最高税率の引下げ及び定率減税 ・ 居住用財産の買替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設(平成 13 年度(2001 年度)まで) ・ 土地等の長期譲渡所得に係る税率の引下げ ・ 所得割の非課税限度額の引上げ ・ 株式等の譲渡所得に係る所得税の源泉分離選択課税の廃止に伴う整備(申告分離課税一本化)
	固定資産税	・ 課税客体となる償却資産の範囲の縮小
	固定資産税・都市計画税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し ・ 固定資産評価基準の改正
	市たばこ税	・ 国から地方への税源移譲に伴う税率の引上げ
	事業所税	・ 非課税措置の見直し ・ 課税標準の特例措置の見直し
	特別土地保有税	・ 徴収猶予制度の拡充 ・ 非課税措置の見直し ・ 税額の軽減措置の見直し

平成 12 年度	個人市民税	・均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・肉用牛の売却による事業所得にかかる所得税の課税の特例措置の適用期間の延長(平成19年度(2007年度)まで) ・医療費控除の対象となる医療費の範囲の拡大(特別養護老人ホーム入所者に係る介護費用及び食費の自己負担額を対象に加入) ・損害保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲の拡大 ・特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の創設 ・集団投資スキームに係る制度の整備に伴う整備 ・確定拠出年金制度の創設に伴う整備
	固定資産税・都市計画税	・平成12年度(2000年度)の評価替えに伴う負担調整措置(平成14年度(2002年度)まで) ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し ・固定資産評価基準の改正
	特別土地保有税	・非課税措置の見直し ・納税義務の免除措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
平成 13 年度	個人市民税	・株式等譲渡益課税の申告分離一本化の延期 ・長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度の創設 ・商品先物取引による所得に対する申告分離課税制度の創設 ・生命保険料控除及び損害保険料控除の対象範囲の整理 ・確定給付型企業年金制度の創設に伴う整備 ・土地の譲渡益課税の特例の適用期限の延長(平成16年度(2004年度)まで) ・居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除の特例の適用期限の延長(平成16年度(2004年度)まで)
	法人市民税	・会社分割制度の創設に伴う整備
	固定資産税・都市計画税	・被災住宅用地に係る特例措置の創設 ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し ・固定資産評価基準の改正
	特別土地保有税	・徴収猶予納税義務の免除制度の拡充 ・恒久的な建物、施設等の用に供する土地の免除制度に係る特例の適用期間の延長(平成23年度(2011年度)まで) ・非課税措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
平成 14 年度	個人市民税	・均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ ・土地等の長期譲渡所得に対する税率の引下げ ・株式等譲渡益に係る申告不要の特例の創設 ・寄附金控除の対象となる日本赤十字社への寄附の期間制限の廃止
	法人市民税	・国税における連結納税制度の導入に伴う整備
	固定資産税	・縦覧制度の見直し及び固定資産課税台帳の閲覧制度の創設 ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し ・固定資産評価基準の改正
	特別土地保有税	・徴収猶予納税義務の免除制度の拡充 ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
平成 15 年度	個人市民税	・配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除の廃止 ・公募株式投資信託課税の見直し ・特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例の適用要件の緩和(譲渡期間の延長) ・先物取引に係る雑所得等の課税の特例の創設 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し

	法人市民税	・政党、政治団体の均等割非課税団体化
	固定資産税・都市計画税	・平成 15 年度(2003 年度)の評価替えに伴う負担調整措置(平成 17 年度(2005 年度)まで) ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・固定資産評価基準の改正 ・税額の軽減措置の見直し
	市たばこ税	・税率の引上げ
	特別土地保有税	・課税停止 ・非課税措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・新增設に係る事業所税の廃止 ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
平成 16 年度	個人市民税	・生計同一の妻への均等割非課税措置の段階的廃止 ・均等割及び所得割の非課税限度額の引下げ ・公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止及び老年者特別加算の特例措置の創設 ・特定中小会社の発行した株式の課税の特例の適用対象範囲の拡大非上場株式等の譲渡所得に係る税率の引下げ ・公募株式投資信託の譲渡益について優遇税率を適用 ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の創設 ・小規模企業共済等掛金控除に係る確定拠出年金の拠出限度額の引上げ ・居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除の特例の拡充・延長(平成 19 年度(2007 年度)まで) ・特定居住用財産の譲渡損失の損益通産及び繰越控除の特例の創設 ・土地等に係る長期譲渡所得の課税の特例について税率軽減を廃止 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 ・所得の課税の特例税率の引下げと特例の適用期間の延長(平成 21 年度(2009 年度)まで) ・土地等に係る長期譲渡所得に係る 100 万円特別控除の廃止 ・土地等に係る短期譲渡所得の課税の特例税率の引下げ ・短期所有土地の譲渡をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の運用停止措置期限の延長(平成 20 年(2008 年)12 月 31 日まで)
	固定資産税	・特定の家屋の附帯設備の納税義務者の特例の創設
	固定資産税・都市計画税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・税額の軽減措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
平成 17 年度	個人市民税	・定率減税の 1/2 縮減 ・65 歳以上の者に係る非課税措置の廃止、それに伴う経過措置 ・無価値化した特定管理株式について株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用 ・公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止 ・上場株式等の自己の株式の公開買付けのみなし配当課税の特例の適用期限の延長(平成 19 年(2007 年)3 月 31 日まで) ・先物取引に係る雑所得等の課税の特例の適用範囲の拡大 ・特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用範囲の拡大及び適用期間の延長(平成 19 年(2007 年)3 月 31 日まで) ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置の適用期間の延長(平成 21 年度(2009 年度)まで) ・国民年金等に係る社会保険料控除の適用について控除証明書等の添付等義務化 ・給与支払報告書の提出対象者の範囲の拡大
	固定資産税・都市計画税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・固定資産評価基準の改正
	特別土地保有税	・徴収猶予制度の見直し
	個人市民税	・国から地方への税源移譲に伴い所得割の税率を 6% に統一 ・定率減税の廃止 ・損害保険料控除を改組し地震保険料控除を創設 ・均等割及び所得割の非課税限度額の引下げ
	固定資産税	・耐震改修住宅への減額措置の創設

平成 18 年度	固定資産税・都市計画税	・平成18年度(2006年度)評価替えに伴う負担調整措置の簡素化 ・著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置の廃止 ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・固定資産評価基準の改正
	市たばこ税	・税率の引上げ
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
平成 19 年度	個人市民税	・上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の延長(平成20年(2008年)12月31日まで) ・上場株式等の配当等に係る軽減税率の延長(平成21年(2009年)3月31日まで) ・特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得の課税の特例の適用期間の延長(平成21年(2009年)3月31日まで) ・特定居住用財産の買換え及び交換による長期譲渡所得に係る課税の特例措置の延長(平成21年(2009年)12月31日まで) ・居住用財産の買換え等に係る譲渡損失の繰越控除等の適用期間の延長(平成21年(2009年)12月31日まで)
	固定資産税	・住宅のバリアフリー改修に係る減額措置の創設
	固定資産税・都市計画税	・鉄軌道用地の評価方法の改正 ・課税標準の特例措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
平成 20 年度	個人市民税	・寄附金税制の拡充(所得控除方式から税額控除方式へ) ・上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の廃止に伴う経過措置(平成23年度(2011年度)分まで) ・上場株式等の配当等に係る軽減税率の期限を平成20年(2008年)12月31日に前倒し(平成23年度(2011年度)分まで経過措置) ・公的年金からの特別徴収制度の導入 ・特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止
	固定資産税	・償却資産に係る理論帳簿価額制度の廃止 ・長期優良住宅に係る減額措置の創設 ・住宅の省エネルギー改修に係る減額措置の創設
	固定資産税・都市計画税	・課税標準の特例措置の見直し
	事業所税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
平成 21 年度	個人市民税	・住宅借入金等特別税額控除の創設 ・上場株式等の譲渡益及び配当等に係る軽減税率の延長(平成23年(2011年)12月31日まで) ・無価値化した特定管理株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用範囲の拡大 ・企業型確定拠出年金への個人拠出の導入に伴う所得控除対象の見直し(掛金全額を対象化) ・確定拠出年金の拠出限度額の引上げ ・土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設
	固定資産税・都市計画税	・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し
	事業所税	・課税標準の特例措置の見直し
平成 22 年度	個人市民税	・扶養控除の見直し(年少扶養控除・16歳以上19歳未満の特定扶養控除上乘せ部分の廃止) ・少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置の創設 ・生命保険料控除の見直し(介護医療保険料控除を創設) ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等に係る特例の延長(平成23年(2011年)12月31日まで) ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等に係る特例の延長(平成23年(2011年)12月31日まで)
	固定資産税	・新築住宅・新築中高層耐火住宅に係る減額措置の延長(平成24年(2012年)3月31日新築分まで) ・長期優良住宅に係る減額措置の延長(平成24年(2012年)3月31日新築分まで) ・住宅のバリアフリー改修に係る減額措置の延長(平成25年(2013年)3月31日改修分まで) ・住宅の省エネルギー改修に係る減額措置の延長(平成25年(2013年)3月31日改修分まで)
	固定資産税・都市計画税	・課税標準の特例措置の見直し
	市たばこ税	・税率の引上げ
	事業所税	・課税標準の特例措置の見直し

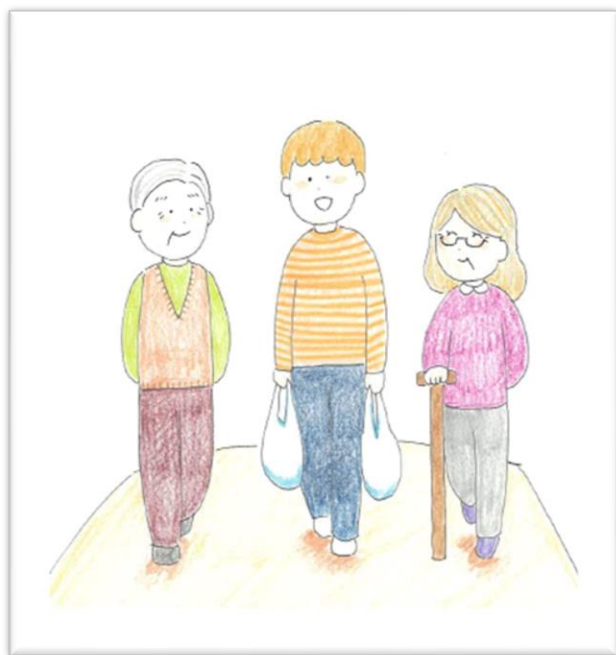
平成 23 年度	個人市民税	・上場株式等の譲渡益及び配当等に係る軽減税率の延長(平成25年(2013年)12月31日まで) ・寄附金税額控除の見直し ・秩序犯に係る法定刑の引上げ ・退職所得に係る10%税額控除の廃止 ・肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例の見直し
	市たばこ税	・都から市への税源移譲に伴う税率の引上げ
平成 24 年度	個人市民税	・寡婦(寡夫)控除の申告書の提出不要
	固定資産税・都市計画税	・平成24年度(2012年度)評価替えに伴う負担調整措置の見直し ・非課税措置の見直し ・課税標準の特例措置の見直し ・わがまち特例(下水道除害施設に係る特例)の導入
平成 25 年度	個人市民税	・寄附金税額控除の見直し ・住宅ローン控除の延長・拡充 ・公的年金からの特別徴収制度の見直し ・金融所得課税の一体化
	固定資産税・都市計画税	・課税標準の特例措置の見直し
平成 26 年度	法人市民税	・法人税割の税率の引下げ
	固定資産税	・わがまち特例(浸水防止用設備等)の導入 ・新築住宅・新築中高層耐火住宅に係る減額措置の延長(平成28年(2016年)3月31日新築分まで) ・耐震改修が行われた既存建築物に係る減額措置の創設
	軽自動車税	・平成27年度(2015年度)以後に新たに取得される四輪車等の税率を引上げ ・13年経過した四輪車等について、平成28年度(2016年度)から約20%の重課 ・原付・二輪車の税率を約1.5倍に引上げ
平成 27 年度	個人市民税	・住宅ローン控除の延長(令和元年(2019年)6月30日まで) ・ふるさと納税の特例控除額上限の引上げ ・ふるさと納税フンストップ特例の創設
	法人市民税	・均等割の税率区分基準の見直し
	固定資産税	・土地の負担調整措置を3年延長 ・サービス付高齢者向け賃貸住宅(平成27年(2015年)4月1日～平成29年(2017年)3月31日新築分)に係る税額の減額措置についてわがまち特例を導入し延長
	軽自動車税	・平成27年度(2015年度)に新規取得した環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入 ・二輪車に係る税率の引上げ時期を1年延期
	市たばこ税	・旧3級品の製造たばこに係る税率の見直し(税率を平成31年(2019年)4月1日までに段階的に引上げ)
	その他	・納税者の申請に基づく換価の猶予の新設
平成 28 年度	個人市民税	・セルフメディケーション医療費控除の特例の新設
	固定資産税・都市計画税	・償却資産の課税標準のわがまち特例設定
	その他	・延滞金の計算の基礎となる期間の見直し ・市税の減免の申請書の記載事項等に個人番号及び法人番号を追加
平成 29 年度	個人市民税	・配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに係る控除対象配偶者の定義変更に伴う文言修正
	固定資産税	・家庭的保育事業等に係る固定資産税の課税標準のわがまち特例設定 ・タワーマンションの課税の見直しに係る固定資産税の区分所有者の按分規定を適用
	軽自動車税	・軽自動車税のグリーン化特例の2年延長(令和元年度(2019年度)まで)
平成 30 年度	個人市民税	・給与所得控除・公的年金等控除の一律10万円引下げ ・基礎控除の一律10万円引上げ
	法人市民税	・納期限が延長された場合における延滞金の規定整備 ・申告納付に係る規定整備 ・大法人に係る電子申告の義務化
	固定資産税	・わがまち特例(※)の参酌基準の見直し ・中小企業の労働生産性向上のための設備投資に係るわがまち特例の設定 ・※わがまち特例＝地方団体が特例措置の割合を条例で定めることができる仕組み
	固定資産税・都市計画税	・土地の負担調整措置を3年延長 ・バリアフリー改修が行われた劇場や音楽ホール(平成30年(2018年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日)に係る減額措置の創設
	市たばこ税	・税率の引上げ ・加熱式たばこの課税方式の見直し

令和元年度	個人市民税	・住宅ローン控除の拡充 ・ふるさと納税制度の見直し ・子どもの貧困に対応するための個人住民税に非課税措置
	法人市民税	・大法人に対する電子申告の義務化の適用除外
	固定資産税・都市計画税	・地域福祉増進事業に係る課税標準の特例措置の創設
	軽自動車税	・環境性能割の臨時的軽減 ・種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し
	その他	・森林環境税(令和6年度(2024年度)から年額1,000円)及び森林環境譲与税(令和元年度(2019年度)から譲与)を創設
令和2年度	個人市民税	・扶養親族等申告書の見直し ・未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置の適用期間の延長(令和6年度(2024年度)まで) ・低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の創設 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長(令和5年度(2023年度)まで)
	法人市民税	・連結納税制度の見直しに伴う規定の整備
	固定資産税	・使用者を所有者とみなす制度の拡大 ・現所有者の申告の制度化 ・わがまち特例の参酌基準の見直し
	市たばこ税	・輸出等に係る課税免除の手続きの簡素化 ・軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し
	その他	・延滞金及び還付加算金の割合の見直し
令和3年度	個人市民税	・扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止 ・退職所得申告書の電子提出に係る規定の追加 ・住宅ローン控除の見直し ・寄附金税額控除の寄附金の範囲の見直し ・セルフメディケーション税制の見直し ・非課税限度額等における国外居住親族の見直し
	法人市民税	・通算法人について所要の措置を規定
	固定資産税・都市計画税	・土地の負担調整措置を3年延長 ・令和3年度(2021年度)に限り、宅地等及び農地については、令和3年度(2021年度)の課税標準額を令和2年度(2020年度)の課税標準額と同額とする特別な措置を規定
	都市計画税	・課税標準の特例措置を規定
	軽自動車税	・環境性能割の税率区分の見直しに伴う規定整備 ・環境性能割の臨時的軽減の延長 ・種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し
令和4年度	個人市民税	・給与所得者の扶養親族申告書の記載事項の追加 ・公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項等の追加 ・住宅ローン控除の延長・見直し ・上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し
	固定資産税・都市計画税	・納税環境の整備(DV被害者等の保護、登記所から市町村への通知事項の拡大) ・省エネ改修を行った住宅に係る特例の見直し ・土地に係る負担調整措置について、令和4年度(2022年度)に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を半減し、評価額の2.5%とする特別な措置を規定 ・わがまち特例の参酌基準の見直し
令和5年度	個人市民税	・給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化 ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置の適用期間の延長(令和9年度(2027年度)まで) ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長(令和8年度(2026年度)まで)
	固定資産税	・中小事業者等の生産性向上や質上げの促進に資する設備投資に係る特例の創設 ・わがまち特例(長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置)の導入
	固定資産税・都市計画税	・バス事業者のEVバス導入における変電・充電設備等に係る課税標準の特例の創設
	軽自動車税	・環境性能割の税率区分の見直し ・種別割のグリーン化特例(軽課)の延長・見直し ・特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う税率区分の整理 ・燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化

令和6年度	個人市民税	・ 定額減税
	固定資産税	・ 土地の負担調整措置を3年延長 ・ わがまち特例(再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置)の太陽光発電設備及びバイオマス発電設備に係る見直し
	固定資産税・都市計画税	・ わがまち特例(一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置)の導入
令和7年度	個人市民税	・ 給与所得控除の見直し ・ 大学生年代の子等に関する特別控除の創設(特定親族特別控除) ・ 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ
	軽自動車税	・ 二輪車の車両区分の見直し(種別割)
	市たばこ税	・ 加熱式たばこの課税方式の見直し
令和8年度	個人市民税	・ 配当課税に係る所要の措置 ・ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置 ・ セルフメディケーション税制の適用期限の延長(スイッチOTC医薬品:適用期限を撤廃それ以外の医薬品:令和13年(2031年)12月31日まで) ・ 住宅ローン控除の見直しに伴う適用期限等の延長(適用期限:令和25年度(2043年度)まで 適用の対象となる居住年:令和12年(2030年)まで) ・ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長(令和12年度(2030年度)まで) ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し及び適用期限の延長(令和11年度(2029年度)まで) ・ 暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の新設
	固定資産税	・ わがまち特例(再生可能エネルギー発電設備(太陽光・風力発電設備)の課税標準の特例措置)の見直し ・ 免税点の見直し
	軽自動車税	・ 環境性能割の廃止 ・ グリーン化特例(軽課)の適用期限の延長(令和9年度(2027年度)末まで)



何十年先も安心して暮らせる未来のために



八王子市は皆さんの納税で支えられています

発行日／令和 8 年(2026 年)8 月
編集・発行／八王子市財務部

〒192-8501
八王子市元本郷町三丁目24番1号
電 話／042-620-7396